

令和 5 年

## 第 1 2 回大津町議会定例会会議録

開 会 令和 5 年 12 月 6 日

閉 会 令和 5 年 12 月 14 日

大 津 町 議 会

## 令和5年第12回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
1 2 月 6 日	水	午前10時	本会議	開会、提案理由説明 議案質疑、委員会付託	
1 2 月 7 日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
1 2 月 8 日	金	午前10時	委員会	各常任委員会	
1 2 月 9 日	土		休会	議案等整理	
1 2 月 1 0 日	日		休会	議案等整理	
1 2 月 1 1 日	月	午前10時	本会議	一般質問	
1 2 月 1 2 日	火	午前10時	本会議	一般質問	
1 2 月 1 3 日	水	午前10時	本会議	一般質問	
1 2 月 1 4 日	木	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				9 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 定期監査の報告
- 令和5年9月例月出納検査の結果について
- 令和5年10月例月出納検査の結果について
- 令和5年11月例月出納検査の結果について

# 令和5年第12回大津町議会定例会会議録

令和5年第12回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

令和5年12月6日(水曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎      2番 田代 元気      3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢      5番 大塚 益雄      7番 山部 良二 8番 山本 富二夫      9番 豊瀬 和久      10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎      12番 坂本 典光      13番 永田 和彦 15番 荒木 俊彦      16番 桐原 則雄																																								
欠席議員	6番 三宮 美香      14番 津田 桂伸																																								
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 飯塚 彩菜																																								
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金田 英樹</td> <td>総務部総務課主幹兼行政係長</td> <td>吉良 元子</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>工藤 あずさ</td> <td>兼法制執務係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>藤本 聖二</td> <td>教育 長</td> <td>吉良 智恵美</td> </tr> <tr> <td>住民生活部長</td> <td>木村 欣也</td> <td>教育 部長</td> <td>羽熊 幸治</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長</td> <td>坂本 光成</td> <td>教育 部次長</td> <td>百田 止水</td> </tr> <tr> <td>産業振興部長</td> <td>村山 龍一</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>梅田 博隆</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長 併任工業用水道課長</td> <td>西岡 多津朗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部総務課長 兼選挙管理委員会書記長</td> <td>村山 博徳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>大塚 昌憲</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計管理者 兼会計課長</td> <td>中井 雄一郎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金田 英樹	総務部総務課主幹兼行政係長	吉良 元子	副町長	工藤 あずさ	兼法制執務係長		総務部長	藤本 聖二	教育 長	吉良 智恵美	住民生活部長	木村 欣也	教育 部長	羽熊 幸治	健康福祉部長	坂本 光成	教育 部次長	百田 止水	産業振興部長	村山 龍一	農業委員会事務局長	梅田 博隆	都市整備部長 併任工業用水道課長	西岡 多津朗			総務部総務課長 兼選挙管理委員会書記長	村山 博徳			総務部財政課長	大塚 昌憲			会計管理者 兼会計課長	中井 雄一郎		
町 長	金田 英樹	総務部総務課主幹兼行政係長	吉良 元子																																						
副町長	工藤 あずさ	兼法制執務係長																																							
総務部長	藤本 聖二	教育 長	吉良 智恵美																																						
住民生活部長	木村 欣也	教育 部長	羽熊 幸治																																						
健康福祉部長	坂本 光成	教育 部次長	百田 止水																																						
産業振興部長	村山 龍一	農業委員会事務局長	梅田 博隆																																						
都市整備部長 併任工業用水道課長	西岡 多津朗																																								
総務部総務課長 兼選挙管理委員会書記長	村山 博徳																																								
総務部財政課長	大塚 昌憲																																								
会計管理者 兼会計課長	中井 雄一郎																																								

## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第70号	令和5年度大津町一般会計補正予算（第12号）について
議案第71号	特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第72号	大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第73号	大津町立幼稚園条例の一部を改正する条例について
議案第74号	財産の無償譲渡について
議案第75号	大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第76号	大津町下水道条例の一部を改正する条例について
議案第77号	大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
議案第78号	大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育施設及び護川小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について
議案第79号	美咲野小学校校区学童保育施設及び大津南小学校校区学童保育室の指定管理者の指定について
議案第80号	令和5年度大津町一般会計補正予算（第13号）について
議案第81号	令和5年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第82号	令和5年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第83号	令和5年度大津町後期高齢者医療保特別会計補正予算（第2号）について
議案第84号	令和5年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第85号	令和5年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第86号	令和5年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第87号	令和5年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について

## 令和5年第12回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
令和5年 11月10日 陳 情 第 号	国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書の陳情書	熊本市中央区神水1-20-15 熊本県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 一二三 美香	配付のみ
令和5年 11月10日 陳 情 第 号	介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情書	熊本市中央区神水1-20-15 熊本県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 一二三 美香	配付のみ
令和5年 11月10日 陳 情 第 号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書	熊本市中央区神水1-20-15 熊本県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 一二三 美香	配付のみ
令和5年 11月10日 陳 情 第 号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正 を求める意見書の採択を求める陳情	福岡県行橋市上稗田1097-1 行橋市議会議員 小坪 しんや	配付のみ

議 事 日 程 (第 1 号)      令和 5 年 1 2 月 6 日 (水)      午前 1 0 時      開会  
開議

- 日程第 1   会議録署名議員の指名
- 日程第 2   会期の決定
- 日程第 3   諸般の報告
- 日程第 4   議案第 7 0 号    令和 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 2 号) について  
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 5   議案第 7 1 号    特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6   議案第 7 2 号    大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7   議案第 7 3 号    大津町立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8   議案第 7 4 号    財産の交換について
- 日程第 9   議案第 7 5 号    大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0   議案第 7 6 号    大津町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1   議案第 7 7 号    大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第 1 2   議案第 7 8 号    大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育施設  
及び護川小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定につ  
いて
- 日程第 1 3   議案第 7 9 号    美咲野小学校校区学童保育施設及び大津南小学校校区学童  
保育室の指定管理者の指定について
- 日程第 1 4   議案第 8 0 号    令和 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 3 号) について
- 日程第 1 5   議案第 8 1 号    令和 5 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)  
について
- 日程第 1 6   議案第 8 2 号    令和 5 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) に  
ついて
- 日程第 1 7   議案第 8 3 号    令和 5 年度大津町後期高齢者医療保特別会計補正予算 (第  
2 号) について
- 日程第 1 8   議案第 8 4 号    令和 5 年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算 (第  
2 号) について
- 日程第 1 9   議案第 8 5 号    令和 5 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号)  
について
- 日程第 2 0   議案第 8 6 号    令和 5 年度大津町公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号)  
について



日程第 2 1 議案第 8 7 号 令和 5 年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）  
について

一括上程、提案理由の説明

日程第 2 6 議案質疑

議案第 7 1 号 質 疑

議案第 7 2 号 質 疑

議案第 7 3 号から議案第 7 5 号まで 一括質疑

議案第 7 6 号から議案第 7 7 号まで 一括質疑

議案第 7 8 号から議案第 7 9 号まで 一括質疑

議案第 8 0 号 質 疑

議案第 8 1 号 質 疑

議案第 8 2 号から議案第 8 3 号まで 一括質疑

議案第 8 4 号 質 疑

議案第 8 5 号から議案第 8 7 号まで 一括質疑

日程第 2 7 委員会付託

午前 1 0 時 2 7 分 開会

開議

○議 長（桐原則雄） 皆様、おはようございます。

ただいまから令和 5 年第 1 2 回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

津田桂伸議員、三宮美香議員及び田邊高博財政係長より欠席の届けがっておりますので、報告をいたします。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（桐原則雄） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、9 番、豊瀬和久議員、1 0 番、佐藤真二議員を指名します。

#### 日程第 2 会期の決定

○議 長（桐原則雄） 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

山本議会運営委員会副委員長。

○**議会運営委員会副委員長（山本富二夫）** 皆さん、おはようございます。議会運営委員会における審議の経過と結果について、報告いたします。

当委員会は、11月29日午前10時から、役場委員会室において、令和5年第12回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の18件について、執行部から説明を求め、協議をいたしました。

また議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。

なお一般質問については、11名ですので、1日目は通告書の1番から5番まで、2日目が6番から9番まで、3日目が10番から11番までの順番で行うことになりました

会期日程については、議席に配付のとおりです。本日から12月14日までの9日間といたしました。

以上、桐原議長に答申しました。

これで議会運営委員会からの報告を終わります。

議員各位の協力をよろしくお願いいたします。

○**議長（桐原則雄）** お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から12月14日までの9日間をしたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（桐原則雄）** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの9日間に決定しました。

### 日程第3 諸般の報告

○**議長（桐原則雄）** 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

### 日程第4 議案第70号 令和5年度大津町一般会計補正予算（第12号）について 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○**議長（桐原則雄）** 日程第4 議案第70号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○**町長（金田英樹）** 皆様おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

まず、議案第70号「大津町一般会計補正予算（第12号）について」ですが、国の経済対策の一つで、住民税非課税世帯を対象に1世帯あたり7万円を給付する事業に要する経費を計上しようとするものです。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億6千413万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、190億5千47万8千円とするものです。

歳入で、国庫支出金2億6千413万7千円を増額し、歳出で、民生費2億6千413万7千円を増額するものです。

議案第70号については、一般会計の補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるとともに、本補正予算は早期に執行する必要がありますので、本日付けで先議を賜りたくお願い申し上げます。

なお、所管部長より詳細を説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。議案第70号の「令和5年度大津町一般会計補正予算（第12号）」について、御説明申し上げます。

今回の補正は、住民税非課税世帯を対象に1世帯あたり7万円を給付する物価高騰対応重点支援給付金事業に要する経費を計上いたしております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要を御覧いただきたいと思っております。

第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億6千413万7千円を追加し、予算の総額を190億5千47万8千円とするものです。

それでは歳出から御説明いたします。11ページをお願いいたします。

款3、項1、目12新型コロナウイルス感染症対策費、節1報酬は、会計年度任用職員1人分の報酬になります。

節10需用費で、事業に必要な消耗品や印刷製本費、それから節11役務費で、振込手数料及び通信運搬費、節12委託料でシステムの改修費用を計上いたしております。

節19扶助費は、非課税世帯等の給付対象件数3千700世帯分の物価高騰対応重点支援給付金を計上いたしております。

次に歳入を説明いたします。10ページをお願いいたします。

款15、項2、目5総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、今回の事業費に全額充当いたしております。

以上よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） ただいま提案理由の説明において、金田町長より議案第70号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第12号）については、本日付けで先議されたいとの申出がありました。

お諮りします。議案第70号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日付けで先議いたしたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 補正予算の概要の1ページの委託料についてお伺いをいたします。

この事業は、対象者が7月に3万円を給付した世帯に追加と言いますか、再度7万円の給付を行うという国の経済対策になっていると思いますが、7月に給付した際にも約150万円でシステム改修委託が行われていて、それから4か月しか経っていない中で対象者も変わらないという中で、今回また新たに300万円のシステム改修委託の予算が計上されていますけれども、この改修委託によってお金と時間がかかるわけですが、この改修がどのような改修を行ってなぜこの改修が必要なのかという点をお伺いしたいと思います。

それともう1点は、この事業の給付までのスケジュールをお伺いしたいと思います。

この2点をよろしくお願いします。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 豊瀬議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まずシステムの改修という御質問でございますけれども、今回前回の4万円のシステムとは対象者が国の要件等によって全く全て同一かといいますと、若干違うところも出てくるかと思えます。そういう状況の中で受付から支払いまでを関連する情報を取り入れながら台帳管理しておりまして、前回の3万円、大津町の場合4万円でございますけれども、そちらのほうのシステムとしては一旦完結をしているようなかたちになります。

今回新たに国の基準に合わせてシステムを構築する必要がございます。最終的には給付してそういった方に対してのそういった給付して完結するまでの期間を一つのシステムとして完了してまいりますので、やはりどうしても他の自治体も同じかと思えますけれども、どうしてもこういったシステム改修というのは必要になってくるというようなかたちになっております。

それから、支給の今後のスケジュールということでございますけれども、今回国から給付に関する対象者等の詳細な要綱がよく示されないままに、年内に予算化するよということで全国の自治体に要請があったこととございます。そういうことでうちのほうもシステム改修も含めまして業者のほうに確認を取りながら現段階で想定積算されるところで予算の計上を行わせていただきました。

今後システム、国からの詳細な要綱等が示されるかと思えますので、それに合わせて改修やっていきますけれども、スケジュール的には今回御議決いただきますならばすぐにシステムのほう発注いたしまして作業進めましてあわせてシステムによらずにうちでできる事務等もございまして、そういった事務はあわせて進めていきたいと思えますので、できるだけ早期の支給に努めたいというふう考えております。年内には準備を進めていきたいと思えます。具体的な振込の時期については、今国のほうから詳細なのがまだ届いておりませんので、その辺を踏まえたところで進めてい

きたいと思いますが、最大限早期の支給には努めていきたいと考えているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 今の答弁で、システム改修が300万円もかかる改修だとはなかなか思えないんですけども、300万円かかるわけですね。それと、その昨日の全協でのスケジュールでは、12月下旬から順次振り込みを始めるということだったんですけども、そのようなことでいいのかどうか、再度お尋ねいたします。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 昨日ですね、スケジュールの説明も昨日もあったかと思いますが、現在予算計上しましたときにはまだ詳細が示されておりません。本日現在においても詳細なところがまだ国から示されていない部分もあります。ですから、その辺をシステム改修についてはその辺もあわせて早急に対応してまいりますけども、確実に12月中に支給ができるかというのは非常にそういった国から示される要綱等の関係もございまして、この場で支給が確定するというものではございませんが、できるだけ早期の支給には努めたいというふうに考えております。ほかの自治体も今情報収集しておりますけれども、ほかの自治体もそういう状況に今置かれているということで、まずは予算のほうを計上するようということ国からも示されておりますので、今回補正のほうお願いしたところでございます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。

今の関連ですけれども、要するにシステムは使い捨てだということですよ。毎回作っては捨て、作っては捨てということじゃないですか。昨日の全協でももう使えないのって。改めてそれをプロローモ、少々書き換えるぐらいで、できやしないのというふうに私は捉えてました。要は使い捨てはもったいないじゃないか。経費の無駄遣いじゃないか。税金の無駄遣いじゃないかというところが結局は論点になりやせんかなと。そういった施しを税の再配分としてやることについて我々は反対しているわけではないんですよ。やはり家計がこういったインフレに来ると、やっぱり苦しいということでみんなが助け合わなければならないというのはわかるんですよ。ただ、そのときにそれをやることに対して経費をやたらかけよったならば、おいちょっと待てよ。それってその分の経費も配ったらどうだいというほうが有効に思えるんですよ。ですから、こういったシステムを前回に使って、使い捨てしました、次は使えないということであるならば、昨日の御指摘されたとおりであったら、どういったシステムをまた少々のプログラム変更なり何なりで使えるようなそういった知恵が欲しいんですよ。今こうこういう理由でできないんですよってということで、終わってますけれども、要はこれから先もこういった形しかやらないんじゃないかなという今度は不安がくるんですね。これをもう1回したらまた300万円ですよ。でしょ。どんどん上がっていくんで、すぐ1千万円、1千万円超えて2千万円なっていくですよというその予兆なんですよ。今言われたの

は。そういうように私は聞こえますけれども、それを防止策というのを我々は知恵を出すのが本当じゃないでしょうか。その点についての今後どういったシステムが一番良いのか、国が押し付けたシステムでいいのかとか、いろいろそういったものを町でも検討して、今後の経費削減に努めるといようなそういった話合いというか、今後の方向性というものはないものか質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 永田議員の質疑にお答えさせていただきます。

確かに御指摘のとおりですね、今回のシステムもですけれども、最終的にそのシステムというのは給付の最終的記録としてはずっと残っていきますので、システム自体は残る形になりますがどうしてもその基準等であわせて対象者の要件でありますとか、そういった給付の時期、給付のそういったものも含めましてやはりどうしても新たなシステムの改修というのは必要になってくるところでございます。

そういう状況の中で、今御指摘がありました件ですけれども、やはり自治体ごとになかなか独自にそういったものを開発していくというのが非常に難しいところもありますので、どうしてもうちの場合、ベンダーさんのほうにお願いをするようなかたちにはなりますけれども、やはり国のほうでも今統一化、標準化というところで進めている業務もありますので、そういったところの課題もあって事情的にはそういったかたちである程度統一されたような全国的なシステムができれば経費のほうも下がるんじゃないかと思っております。そういうところを含めまして我々も課題としては認識しておりますので、その辺は国辺りにも要望していきたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度、質疑いたします。

今の点でありますけれども、再度国に要望していきますと。国は聞きませんよ。まずそういったことが声が上がっているということで、どうでしょう、そういったものを地方公共団体、一つの仕組みの中でやはり知恵を持っていかなければならないということで、今まさにデジタルトランスフォーメーションの時代じゃないですか。前のそのシステムをそれはそれで残ってきちんとした数字として残っていると、記録として残ってますよね。それデータですよ。データを今後の情報として活かすのがトランスフォーメーションなんですよ。ですから、今度そういった係の方と何か契約か何かされましたよね、町は。そういったところを変えていかないと。その情報を今後活かすというようにしなければただのデータですよ。ですから、その点をもう少し話し合っていたきたいと思うんですよ。今まさにデジタルトランスフォーメーションというはやり言葉であるし、正にその通りではあるんです。今ですね、ここまでデジタル関係で進んできて、それももう一歩進んで人工知能じゃないですけれども、生成AIとかも出てくる時代じゃないですか。ですからそういったものの組み合わせというものはそういったものも何もなかったんでしょうか。

質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 永田議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

今回については、どうしても国の事業ということで、町独自の給付と違いますので、どうしても国の仕様にあわせていく必要があるというようなところでもございました。町のDX推進取り組んでいるところでもございまして、今回の給付に限らずやはり町の業務全体でこういった給付事務というのは出ておりますので、今後DXあたりに今取り組む中でその辺につきましても、町としても総合的に考えて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度、質疑いたします。

国がすることだからそれに準じなくてはならない。正しくその通りでしょうけれども、国はマイナンバーカードを推進していきましたよね。今ではマイナンバーカードを推進して、給付もいち早くできるっていうことがすでに論議されましたよね。しかしそれに取り組む姿勢というものの例えばマイナンバーカードを進めてこういった給付がスムーズにいきましたと。時間的なものできるだけタイムロスを少なくしたい。できるだけ早く年末ですからという意見も出ているじゃないですか。ですから、マイナンバーカードに対するそういった進めというものも、こういった国のいうことを聞くのであるならば、それも同時に進行していかなければならない。しかしながら、最近摘発がありましたよね、偽造マイナンバーカード、恐らくこれでマイナンバーカードを作る人はいなくなると思います。それも問題ですけども、国のやり方を準じるならば、そういったものに取り組んでいち早く時間差をできるだけ縮めることに寄与しましたというような、そういったものはないんですか。

再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 永田議員の再々質疑にお答えをさせていただきます。

マイナンバーカードの活用についてでございますが、これまでのこういった国の給付、物価高騰対策に係るところでの給付ですとか、コロナの感染症対策に係るところの給付というのは行われておりますが、マイナンバーのほうも現在給付には一応町のほうも活用しております。メリットとしましては、給付もちろんですけれども、申請確認にあたって口座等の例えば通帳の写しですとか、振込先のそういった情報が、本人さんがそういうのコピーを添付するとか、そういったものが不要になります。マイナンバーに登録されております口座のほうにできるということで、そういった点ではうちのほうも申請者の方が活用されるというチェックが入れば、うちのほうもそういったことで早急の給付に努めているところでございます。

今回におきましても、申請についてオンラインで申請できるような仕組み、そういったのを今現在検討しているところでございまして、今回の給付からそういったものも活用してできればということで今進めております。

今後マイナンバーカード普及と合わせてやっていくというのがやはり大事かと思っておりますので、マイナンバーカードの普及啓発も含めまして町も取り組んでいるところでございますので、それに合わせてこういった給付事務あたりにもマイナンバー活用して、申請された方のサービスの向上と早

期の時間的な給付の短縮、そういったものに努めてまいりたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第70号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第12号）を採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第70号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第71号から日程第21 議案第87号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長（桐原則雄） 次に日程第5 議案第71号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第21 議案第87号、令和5年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についての17件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 提案しました案件について御議決をいただき誠にありがとうございました。

次に、議案第71号「特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会設置条例の執行に伴い条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第72号「大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法等の一部改正に伴い条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第73号「大津町立幼稚園条例の一部を改正する条例について」は、大津町公立保育



等再編方針に基づく大津町立大津幼稚園の民営化にあたり条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第74号「財産の無償譲渡について」は、大津町公立保育等再編方針に基づく、大津町立大津幼稚園の民営化にあたり同園の建物等を無償譲渡するものであり、財産の無償譲渡については、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第75号「大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布に伴い条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第76号「大津町下水道条例の一部を改正する条例について」は、公共下水道使用料の改訂により経営基盤強化を図るため条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第77号「大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について」は、農業集落排水処理施設使用料の改訂により経営基盤強化を図るため条例の一部を改正しようとするものです。

議案第71号から第73号及び議案第75号から77号までの案件については、条例の一部改正ですので、地方自治法96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第78号「大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育施設及び護川小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について」は、大津町学童保育施設の管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するものです。

次に、議案第79号「美咲野小学校校区学童保育施設及び大津南小学校校区学童保育室の指定管理者の指定について」は、大津町学童保育施設の管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するものです。

議案第78号及び79号についての案件については、指定管理者の指定ですので、地方自治法第244条の2項の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第80号「令和5年度大津町一般会計補正予算（第13号）について」ですが、今回の補正は規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19億473万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ209億5千521万4千円とするものです。歳入では地方特例交付金498万8千円、国庫支出金4億5千696万円、県支出金26万3千円、財産収入1千円、寄附金2億円、繰入金6億2千万円、諸収入62万4千円、町債6億2千190万円をそれぞれ増額するものです。

歳出では、総務費2億2千733万4千円、民生費1億247万8千円、衛生費5千45万9千円、農林水産業費72万円、商工費4億6千128万5千円、土木費10億9千859万3千円、教育費1千605万5千円をそれぞれ増額し議会費12万3千円、予備費5千206万5千円をそれぞれ減額するものです。

次に、議案第81号「令和5年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」ですが、今回の補正は規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億8千451万6千円とするものです。歳入では、県支出金332万7千円、

繰入金 2 5 万 5 千円をそれぞれ増額し、歳出で、総務費 3 3 2 万 7 千円、諸支出金 1 3 5 万 3 千円をそれぞれ増額し、予備費 1 0 9 万 8 千円を減額するものです。

次に議案第 8 2 号「令和 5 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」ですが、今回の補正は規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 5 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 9 億 1 千 7 8 9 万 8 千円とするものです。歳入では、国庫支出金 1 0 7 万 5 千円、繰入金 1 0 7 万 7 千円をそれぞれ増額し、歳出で、総務費 2 1 5 万 2 千円、保険給付費 7 9 6 万 8 千円をそれぞれ増額し、予備費 7 9 6 万 8 千円を減額するものです。

次に議案第 8 3 号「令和 5 年度大津町後期高齢者医療保特別会計補正予算（第 2 号）について」ですが、今回の補正は規定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出それぞれ 4 億 4 千 3 2 2 万 2 千円とするものです。歳入で、諸収入 4 万 3 千円を増額し、繰入金 4 万 3 千円を減額するものです。

次に議案第 8 4 号「令和 5 年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について」ですが、今回の補正は規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 9 千 5 2 6 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6 億 4 千 7 1 4 万 4 千円とするものです。歳入では、繰入金 4 億 3 千 3 2 6 万 2 千円、国庫支出金 6 千 2 0 0 万円をそれぞれ増額し、歳出で事業費 4 億 9 千 5 2 6 万 2 千円を増額するものです。

次に議案第 8 5 号「令和 5 年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について」ですが、今回の補正は歳出で、収益的支出の営業費用 6 万 4 千円を増額するものです。

次に議案第 8 6 号「令和 5 年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」ですが、今回の補正は資本的収入の企業債 1 1 0 万円、出資金 2 6 万円、収益的支出の営業費用 1 9 万 7 千円、資本的支出の建設改良費 1 2 6 万円をそれぞれ増額し、収益的収入の営業外収益 9 万 5 千円を減額するものです。

次に議案第 8 7 号「令和 5 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について」ですが、今回の補正は収益的収入の営業外収益 2 万 4 千円、収益的支出の営業費用 2 万 4 千円をそれぞれ増額するものです。

議案第 8 0 号から議案第 8 7 号までの案件については、一般会計各特別会計及び各事業会計の補正予算ですので、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、所管部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前11時02分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際念のため申し上げます。各部長の説明は、議案第71号から議案第79号まで、議案第80号から議案第87号まで分けて説明を求めます。

坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。私からは議案第71号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第78号及び議案第79号について説明させていただきます。

まず議案第71号「特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

議案集の2ページから3ページ、説明資料集は1ページから2ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、議案集2ページに記載のとおり、「大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会設置条例」の失効に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体的には、大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会の委員長及び委員の報酬額及び費用弁償額の項目を削除するものです。

この委員会は、大津町公立保育等再編方針に基づき、民営化による移譲先事業者を選定するため、令和4年6月に設置をしております。その後3回の選定委員会を開催し、第3回の委員会で応募のあった事業者のプレゼンテーション審査を行い、移譲先事業者を選定し、今年2月21日に町長に答申したことで、その役割を終えることとなり、その後特に当委員会を開催する状況も生じていないことから、当委員会に関する事項を削除するため、条例の一部改正を行うものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するとしております。

続きまして、議案第73号「大津町立幼稚園条例の一部を改正する条例について」説明します。

議案集の10ページから11ページ、説明資料集は9ページから10ページをお願いします。

提案理由でございますが、議案集10ページに記載のとおり、大津町公立保育等再編方針に基づく大津町立大津幼稚園の民営化にあたり、条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体的には、条例第3条の表のうち、大津町立大津幼稚園の名称及び所在地が記載された項目を削除するものです。

先ほど説明しました、大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会を選定し、移譲先として決定した「社会福祉法人まどか会」が令和6年4月1日から認定こども園として運営を開始する予定です。そこで、公立園としての大津幼稚園は令和6年4月1日付けで廃止となりますので、附則で記載のとおり、施行日を令和6年4月1日としております。

次に、議案第74号、「財産の無償譲渡について」説明します。

議案集の12ページから16ページ、説明資料集は11ページから12ページをお願いします。

提案理由でございますが、議案集12ページに記載のとおり、大津町公立保育等再編方針に基づく大津町立大津幼稚園の民営化にあたり、同園の建物等を無償譲渡するものであり、議会の議決を求めるものでございます。

具体的には、大津幼稚園民営化にあたり、大津町立大津幼稚園民間移譲に伴う運営法人募集要項におきまして、建物については、不動産鑑定価格に基づいた有償譲渡とする一方、譲渡後1年以内

の建て替えの場合は無償譲渡としました。無償譲渡とする理由としましては説明資料に記載のとおりでございます。移譲先の社会福祉法人まどか会としては、1年以内の建て替えの意向でしたので、無償譲渡の方向で進めていくこととなります。対象となる財産は、建物及び付属建物、そして建物が所在する土地上の工作物及び立木で、議案集13ページ記載のとおりです。

なお、まどか会は現在、新園舎建設に向けた実施設計を行っているところでございます。

次に、備品及び物品につきましては、現状のまま無償譲渡としております。譲渡対象は、議案集14ページから16ページにかけて記載しているとおりです。なお、耐用年数が到来していない備品や他の町立園などで活用予定の備品は、譲渡対象から外しております。

次に、議案第75号「大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

議案集の17ページから18ページ、説明資料集は13ページから17ページをお願いします。

提案理由でございますが、議案集17ページに記載のとおり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体的には、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、（これを基準府令と言うこととしますが）、従来、「特別利用保育」について規定する第35条第3項での基準府令第6条第2項中の読替規定のうち、「特別利用教育」について規定する第36条第3項での基準府令第6条第2項中の読替規定にはなかった文言が今回追加されることになりました。

そこで、基準府令第36条を引用しております「大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第36条第3項に、同様に基準府令第6条第2項中の読替規定を追加することで、国の基準府令との整合性を図るものでございます。

なお、施行日は、公布の日とするとしております。

続きまして、議案第78号「大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育施設及び護川小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について」説明いたします。

議案集の25ページから26ページ、説明資料集は26ページから28ページをお願いします。

提案理由でございますが、議案集25ページに記載のとおり、大津町学童保育施設の管理及び運営を、効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するものであり、その指定について、議会の議決を求めるものでございます。

今年度は指定管理者の指定期間の最終年度にあたることから、新たに、令和6年4月1日からの指定管理者を指定すべき時期であります。そこで、次の指定管理期間を5年間とし、指定管理候補者の選定にあたっては事業者の公募範囲を県内とし、応募事業者から提出された事業計画書と、それに基づいたプレゼンテーション審査により採点し、これまでの実績等も含めて総合的に評価することとし、今年8月から9月にかけて、次の議案第79号の小学校区も含め、町内5つの小学校区の学童保育施設の公募を実施いたしました。

応募状況につきましては、今回の議案の天津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育施設及び護川小学校校区学童保育施設のいずれも、1事業者からの応募でございました。

今年の10月19日に、指定管理者選定委員会での審査が行われ、審査の結果、天津小、室小、護川小の校区学童保育施設いずれも指定管理候補者として、NPOこどもサポート・みんなのおうち様が選定をされました。

なお、それぞれの審査結果及びその詳細は、説明資料集27ページと28ページに記載のとおりでございます。

次に、議案第79号「美咲野小学校校区学童保育施設及び大津南小学校校区学童保育室の指定管理者の指定について」説明します。

議案集の27ページから28ページ、説明資料集は29ページから31ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、議案集27ページに記載のとおりで、先ほどの議案第78号と同様です。

また、指定管理者の指定期間や指定管理候補者の選定方法等につきましては、先ほど説明しました議案第78号と同様となります。

応募状況につきましては、今回の美咲野小学校校区学童保育施設及び大津南小学校校区学童保育室のいずれも、1事業者からの応募でした。

今年の10月19日に、指定管理者選定委員会での審査が行われ、審査の結果、美咲野小、大津南小の校区学童保育施設いずれも指定管理候補者として、社会福祉法人白川園様が選定をされました。

それぞれの審査結果及びその詳細は、説明資料集30ページと31ページに記載のとおりでございます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 皆さん、こんにちは。議案第72号「大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、御説明いたします。

議案集は、4ページから9ページ、説明資料集は3ページ、説明資料集の4ページから8ページには、新旧対照表を載せております。

議案集の4ページをお願いします。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月から出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険税及び被保険者均等割保険税の免除措置が講じられることを踏まえ、国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、条例の改正につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

説明資料集の3ページをお願いします。

1. 条例改正の理由は、ただいま御説明しましたとおり、国民健康保険法等が一部改正され、国民健康保険税の免除措置を講じるものです。

2. 主な改正内容は、国民健康保険税の納税義務者またはその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合または出産した場合には、条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課税する産前産後期間における所得割額及び被保険者均等割額を単胎妊娠の場合は4か月、多胎妊娠の場合は6か月減額するものです。

説明資料集の4ページ、新旧対照表をお願いします。

第23条、「国民健康保険税の減額」に、新たに第3項を規定し、国民健康保険税の納税義務者の世帯に産前産後被保険者が属する場合、課税する所得割額及び被保険者均等割額については、同項各号に定める所得割額及び被保険者均等割額を減額するものです。

第3項第1号は、基礎課税額いわゆる医療保険分に係る所得割額から減額する額の単胎、多胎の別による算定規定になります。

第2号は、同じく医療保険分に係る被保険者均等割額から減額する額の算定方法及びその額を単胎、多胎の別に規定するもので、アが低所得者軽減の7割軽減が適用される世帯、イが5割軽減適用世帯、ウが2割軽減適用世帯、エがそれ以外の区分における世帯の算定規定になります。

5ページ、第3号は後期高齢者支援金等に係る所得割額から減額する額の算定方法、第4号は同じく後期高齢者支援金等に係る被保険者均等割額から減額する額の算定方法及びその額を規定するものです。

6ページ、第5号は介護保険納付金分に係る所得割額から減額する額の算定方法、第6号は同じく介護保険納付金分に係る被保険者均等割額から減額する額の算定方法及びその額を規定するものです。

7ページ、第24条の3「産前産後被保険者に係る届出」は、第1項で、産前産後被保険者が世帯に属する場合の、国民健康保険税の納税義務者から町長への届出義務と届ける事項、第2項で、届書に添付する書類、第3項で届出を提出することができる期間を規定し、第4項では、届出がなくても町長が届出られるべき事項を確認できる場合は、職権により産前産後の保険税免除措置を行うことを可能とするものです。

資料集8ページをお願いします。

附則第1項で、この条例は令和6年1月1日から施行し、次の9ページ附則第2項で、この条例による改正後の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年6月1日以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。

説明は以上です。よろしくをお願いします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 皆さんこんにちは。私のほうからは議案第76

号、議案第77号について御説明をさせていただきます。

まず議案第76号、「大津町下水道条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案集は、19ページ、説明資料は、18ページをお願いいたします。

今回の改正は、公共下水道使用料の改定による経営基盤の強化を図ることを目的に行うものであり、条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料集の22ページをお願いいたします。

今回の改正に係ります、新旧対照表でございます。

まず、除外施設の継続に係る条文の改正につきましては、使用料改定に係るものではございませんが、条例改正を行うにあたり、表現を見直し、体裁を整えるものでございます。

続いて、その下、別表第1、下水道使用料金表の新旧対照表でございます。

先日の全員協議会でも御説明しましたとおり、今年度5月より下水道事業運営審議会を開催し、料金改定に係る審議を行ってきたところですが、その審議結果につきましては、公共下水道事業においては令和10年度までに経費回収率を100%にすることを目標としながら、昨今の経済情勢を踏まえて、令和6年度、令和10年度に改定を行うとしております。今回は、その1回目に当たるものでして、概ね15%の増額改定としております。

上水道と井戸水使用におけるひと月当たりの使用料ですが、月8立米までの基本料金が、現行800円から916円に、従量料金の8立米を超え20立米までが、現行100円から115円、20立米を超え30立米までが110円から126円、30立米を超え40立米までが120円から138円、40立米を超える部分と、工業用水使用分については、130円から149円にそれぞれ改定しようとするものでございます。

なお、参考としまして、説明資料の20ページから21ページに、全員協議会で御説明しました資料を添付しております。20ページをお願いいたします。

こちらは、全員協議会でも御説明しましたが、今回の改定による現行使用料との比較表を添付しております。比較表の左端の青い部分が、現行の使用料の単価と、下段は、月当たり10立米から50立米までのそれぞれ使用した場合の使用料でございます。また、右から2番目のピンクの着色部分は、答申書にあります1回目の改定を反映した場合の料金表でございます。これを比較しますと、例えば月に10立米を使用した場合は月額で税込みで160円の増、月20立米を使用した場合は、月額で320円が増額されることとなります。

続きまして、議案第77号「大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案集は、22ページ、説明資料集は、18ページをお願いいたします。

今回の改正は農業集落排水処理施設使用料の改定による経営基盤の強化を図ることを目的に行うものであり、条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料集の24ページをお願いいたします。

今回の改正に係ります新旧対照表でございます。

別表第1、農業集落排水処理施設使用料の新旧対照表でございます。

今回の下水道事業運営審議会におきまして、農業集落排水事業の決算状況や、経営指標等の確認を行い、その結果を踏まえ、今回は、公共下水道使用料の改定と同水準の、概ね15%の増額改定としております。

別表第1は主に居住の用に供する一般住宅及び集合住宅等に係る料金表になります。1世帯の基本料金が現行1千500円から1千720円に、世帯員に係る人員等割が現行500円から575円に改定しようとするものでございます。

なお、別表第1における区分につきましては、今後の開発等を考慮しまして、アパート以外の集合住宅も補完できるよう名称を変更しようとするものでございます。

次に別表第2の料金表でございます。こちらは別表第1の区分以外の料金表でございます、主に居住の用に供しない事務所等の排水を想定しております。こちらの料金表は公共下水道と同様に従量制の形態をとっておりますので、公共下水道事業の使用料改定と同様に、月8立米までの基本料金が、現行800円から916円、従量料金の8立米を超え20立米までが、現行100円から115円、20立米を超える30立米までが110円から126円、30立米を超え40立米までが120円から138円、40立米を超える部分を、130円から149円にそれぞれ改定しようとするものでございます。

なお、区分の名称につきましては、今後の開発等を想定しまして、あらゆる事業形態を補完できるよう名称を変更しようとするものでございます。

最後に、説明資料21ページをお願いいたします。こちらの表は全員協議会でも御説明しました、農業集落排水使用料の現行料金との比較表になります。1回目の改定を反映した場合、1人世帯では月額320円、2人世帯では月額400円の増となる計算になります。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 次に議案第80号から議案第87号までの説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 議案第80号の令和5年度大津町一般会計補正予算（第13号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は各種職員手当、それから共済費の負担率の改訂等に伴う補正、それからふるさと納税の業務委託料、新たに運送業者に対する原油価格高騰対策に係る補助金、JR肥後大津駅周辺や工業団地整備関連に関わる都市再生整備事業の補正が主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要を御参照お願いしたいと思います。

第1条で、既定の総額に、歳入歳出それぞれ19億473万6千円を追加し、予算の総額を209億5千521万4千円とするものです。



第2条で、翌年度に繰越して使用する繰越明許費を「第2表繰越明許費」のとおりとしています。  
第3条で地方債の追加及び変更で「第3表地方債補正」のとおりとしております。

7ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費ですけれども、今回国の補正予算の社会資本整備総合交付金を活用しました都市再生整備計画事業の合計10億8千856万6千円の繰越事業を計上しております。項2道路橋梁費は工業団地関連の道路整備及び排水路整備事業に係る費用で項3都市計画費は、JR肥後大津駅周辺バス展開広場の整備事業に係る費用でございます。

8ページをお願いいたします。第3表地方債の補正ですけれども、追加の23都市再生整備計画事業につきましては、先ほど繰越明許費のところでも申し上げました工業団地関連の道路整備それから排水路の整備事業、JR肥後大津駅周辺バス展開広場整備事業分の地方債になります。

変更の4道路新設事業は、工業団地関連道路整備事業におきまして当初借入れを予定したものよりも今回財源として有利な補正予算債の借入れを行うことによって減額といたしております。

それでは歳出から主なものについて御説明をいたします。

17ページをお願いいたします。

款2、項1、目2人事費諸費、節3職員手当は、現在内閣府に派遣しております職員分の時間外勤務手当になります。

目6企画費、節12委託料は、ふるさと寄附金の増加に伴うもので返礼品の発送業務等に係る委託料を計上しております。

目7電子計算費、節7報償費の地域おこし協力隊インターン報償費は、町のシティプロモーション強化を目的に情報発信に長けた外部人材を協力隊として任用するものであります。

18ページをお願いいたします。

項3、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料は、戸籍及び住民票への振り仮名記載などに係るシステムの改修費になります。

20ページをお願いいたします。

款3、項1、目1社会福祉総務費、節27繰出金の国民健康保険特別会計繰出金は、産前産後4か月分の保険税免除に伴うもので介護保険特別会計繰出金は介護報酬改定等のシステム改修に係る繰出金になります。

21ページをお願いいたします。

目12新型コロナウイルス感染症対策費、節18補助金の子育て世代生活支援特別給付金は、物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯1世帯あたりの5万円を給付する事業で家計急変世帯等の増加に伴う補正をいたしております。

24ページをお願いいたします。

款4、項1、目1子ども医療費は子ども医療費の増加に伴うもので、節11役務費で子ども医療費助成の支払い業務の手数料、それから節19扶助費で子ども医療費の扶助費を増額しております。

目9新型コロナウイルス感染症対策費、節18新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金負担

金は、ワクチンの接種健康被害に伴う医療費及び医療手当3件分の負担金になります。

25ページをお願いいたします。節22償還金利息及び割引料については、令和4年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金それから接種対策費国庫負担金の額の確定に伴う返還金となります。

26ページをお願いいたします。款6、項1、目3農業振興費、節18の地域特産物産地づくり支援対策事業補助金は県の補助事業活用しました機械利用組合への機械改修のための補助金です。

27ページをお願いします。

款7、項1、目3観光費、節18負担金補助及び交付金は、都市対抗野球応援団派遣事業の実績確定に伴う補助金の減です。

目4企業推進費、節10需用費は企業誘致活動の増加に伴う食料費の増をしております。目6新型コロナウイルス感染症対策費は、燃料価格高騰の影響を受ける運送業者への支援策、燃料価格高騰対策運送事業者支援事業補助金に係る事業費を計上いたしております。節3職員手当で職員の時間外勤務手当、節11役務費で通信運搬費を計上いたしております。

28ページをお願いいたします。

節18の補助金で運送事業用自動車約900台分の燃料価格高騰対策運送事業者支援事業補助金を計上いたしております。目8工業団地整備事業費、節27操出金は、工業団地整備事業特別会計内で行います事業用地購入費等に係る分の増となります。

29ページをお願いいたします。

款8、項2、目3道路新設改良費は公用団地関連道路、それから工業団地排水路整備に係る事業費を計上いたしております。節11役務費で工業団地関連道路に係る登記の手数料、節12委託料で工業団地関連道路の道路、それから排水路整備に係る測量設計業務の委託料、節14工事費で工業団地関連道路の道路改良工事費、節16公有財産購入費で工業団地関連の道路それから排水路整備に係る用地費、節21保障補填及び賠償金で工業団地関連道路整備に係る補償費を計上いたしております。

30ページをお願いいたします。

項3、目1都市計画総務費、節12委託料は、道路の交通量調査を踏まえまして、新たに道路整備計画策定のための委託料を計上いたしております。

31ページをお願いいたします。

款8、項3、目5社会資本整備総合交付金事業はJR肥後大津駅周辺のバス展開広場整備に係る事業費を計上しております。節3職員手当等で職員の時間外勤務手当を節8旅費で国との協議で必要となる旅費関係、節11役務費で登記手数料、節12委託料で測量設計業務の委託、節14工事請負費で広場の工事費、節16公有財産購入費で用地費、節21補償補填及び賠償金で整備に係る補償費を計上いたしております。

32ページをお願いいたします。

款10、項2、目1学校管理費、節17備品購入費は、新年度に向けた小学校の机椅子等の学校

用備品の購入費になります。

34ページをお願いいたします。

項5、目7図書館運営費、節12委託料は図書館の古文書室空調の故障に伴います改修工事の設計業務委託料を計上いたしております。

35ページをお願いいたします。

項6、目1、節7報償費、節10需用費は大津町出身の方がパリオリンピック出場者への報奨金、それから庁舎等に掲げます横断幕に係る費用をあげております。

款13予備費で財源の調整をいたしております。

次に歳入の主なものについて御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款15、項1、目1民生費国庫負担金は産前産後の国民健康保険税免除分に係る国民健康保険基金安定負担金になります。目2衛生費国庫負担金は、ワクチン接種健康被害に伴います医療費及び医療手当に係る新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金の負担金になります。

項2、目1民生費国庫補助金、節3社会福祉費補助金は歳出で説明いたしました子育て世帯生活支援特別給付金に係る新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金になります。

13ページをお願いいたします。

目3土木費国庫補助金はJR肥後大津駅周辺や工業団地整備に係る都市再生整備事業に関する社会資本整備総合交付金になります。目5総務費国庫補助金は、戸籍及び住民票への振り仮名記載等に係るシステム改修に関する社会保障番号制度システム整備費の補助金です。

款16、項2、目4農林水産業費県補助金は、機械利用組合への機械改修補助に係る地域特産物産地づくり支援対策事業の補助金になります。

14ページをお願いいたします。

款18、項1、目1一般寄附金はふるさと寄附金の増加見込みによる増の補正です。

款19、項2、目4財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴います財源不足を財政調整基金から繰り入れるものになります。

15ページをお願いいたします。

款22、項1、目2土木債は、都市再生整備事業に係る町債で第3表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 私からは、議案第81号、議案第82号及び議案第83号について説明させていただきます。

まず、議案第81号「令和5年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」御説明いたします。

今回の補正の主なものは、令和6年1月1日に施行されます産前産後期間の保険税免除に伴う増

額補正と令和4年度の交付金の精算に伴う返還金の増額補正でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は、11ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358万2千円を追加し、総額を30億8千451万6千円とするものです。

それでは、歳出について御説明をいたします。

補正予算書の9ページをお願いします。

款1、項1、目1一般管理費、節12委託料の国民健康保険税システム改修委託は、令和6年1月に施行されます産前産後期間の保険税免除に伴うシステム改修分を増額するものです。

款3、項1、目1一般被保険者医療給付費分及び次の10ページにかけてとなりますが、項2、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分は、特定財源として過年度分の収入を充当していたものにつきまして、一般財源として財源を組替えるものです。

款9、項1、目3償還金、節2償還金、利子及び割引料は、令和4年度特別交付金の額の確定に伴う県への返還金で、特定健診及び特定保健指導等に対する交付金分としまして135万3千円を増額するものです。

款10、項1、目1の予備費で、財源の調整を行っております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いします。

款4、項1、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金は、先ほど歳出で御説明いたしました国民健康保険税システム改修委託分の全額を交付金として受け入れるものです。

款6、項1、目1一般会計繰入金、節7の「産前産後保険税繰入金」は、産前産後期間の保険税免除分を一般会計から繰り入れるもので、新たに新設したものです。

議案第81号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第82号「令和5年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」説明いたします。

今回の補正は、令和6年4月からの介護保険制度の改正等に伴うシステム改修費と、高額介護サービス給付費負担金の増額に伴うものです。

まず、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ215万2千円を追加し、総額を29億1千789万8千円とするものです。

それでは、歳出について説明をいたします。

補正予算書の9ページをお願いします。

補正予算の概要は11ページとなります。

款1、項1、目1一般管理費、節12委託料の介護報酬改定等システム改修委託215万2千円の増額は、令和6年4月からの介護保険制度の改正に伴い、在宅サービスの基盤整備、介護療養型医療施設の廃止、1号保険料負担の多段階化等に対応するためのシステム改修を行うものです。

款2、項3、目1高額介護サービス等費、節18負担金、補助及び交付金の、高額介護サービス給付負担金796万8千円の増額は、被保険者の給付サービスの増加が見込まれるための増額です。

款6、項1、目1予備費で、796万8千円の減額は、先ほど説明しました高額介護サービス給付負担金の補正に伴う財源調整になります。

続いて、歳入について御説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

補正予算の概要は11ページをお願いします。

款3、項2、目5介護保険事業費補助金、節1介護保険事業費補助金107万5千円の増額は、歳出で説明しました介護報酬改定等システム改修委託に伴う国庫補助分を介護保険特別会計で受け入れるものです。

款6、項1、目4その他一般会計繰入金、節12事務費繰入金107万7千円は、歳出で説明しました、システム改修委託に係る町負担分の繰入れです。

議案第82号の説明は以上です。

続きまして、議案第83号「令和5年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」御説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。補正予算の概要は12ページの上段です。

今回の補正は、歳入のみの増減に伴うもので、後期高齢者医療広域連合から補助金相当額を受け入れるため、雑入を増額し、事務費繰入金を減額するものでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、総額を4億4千322万2千円とするものです。

それでは、歳入について御説明いたします。

補正予算書の7ページをお願いします。

款4、項1、目1事務費繰入金、節1事務費繰入金は、後期高齢者医療広域連合からマイナンバー関連事務費の経費分として補助金相当額を雑入で受け入れることにより一般会計からの繰入金を減額するものです。

款6、項5、目3雑入は、先ほど御説明いたしました、後期高齢者医療広域連合から事務費の経費分を補助金相当額として受け入れるものです。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 改めまして、こんにちは。

私からは、議案第84号「令和5年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

議案集は33ページ、予算の概要は12ページをお願いいたします。

今回の補正の主なものは、工業団地整備に伴う委託料、用地費及び補償費の補正でございます。

補正予算の1ページをお願いします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9千526万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4千714万4千円とするものです。

4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費で、工業団地整備事業4億9千526万2千円を計上するものです。

歳出について主なものを御説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。

予算の概要は12ページをお願いいたします。

款1、項1、目2、節12委託料1千311万8千円のうち、相続調査等業務委託が500万円、補償費調査業務委託が811万8千円です。

次に、節16公有財産購入費4億6千214万4千円で、工業団地用地購入の本契約時に、仮契約時にお支払いさせていただき1割分を除いた、残り9割を地権者の方にお支払いさせていただき費用です。

続きまして、節21補償、補填及び賠償金2千万円は、工業団地予定地内の立木などに対する補償です。

次に歳入について御説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。

款3、項1、目1、節1一般会計繰入金4億3千326万2千円は、一般会計から繰入れするものです。

次に、款7、項1、目1、節1工業団地整備補助金6千200万円は、工業団地整備事業に係る費用のうち、工業団地用地として企業に売却しない調整池や緑地などの整備等に係る費用に対する補助金です。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 私のほうからは議案第85号、86号、87号について御説明させていただきます。

まず議案第85号「令和5年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について」御説明いたします。

補正の概要は、12ページ、補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出の第1項「営業費用」は、工業用水道事業対象職員の標準報酬月額額の確定及び負担率改定等により増額するものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、工業用水道事業対象職員の共済費の補正に伴い、人件費分を増額するものでございます。

説明書により、詳細を御説明いたします。説明の2ページをお願いいたします。

収益的支出、款1、項1、目3総係費は工業用水道事業対象職員の標準報酬月額額の確定に伴い法

定福利費分を補正するため、6万4千円を増額するものでございます。

以上になります。

続きまして、議案第86号、「令和5年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」御説明いたします。

補正の概要は13ページ、補正予算につきましては、1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第2項「営業外収益」を、収益的収支対象職員の共済費の補正に伴い人件費を減額し、支出の第1項「営業費用」で人件費の減額と、使用料改定等に伴う電算負担金を増額するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第3条で予算に定めた資本的収入及び支出の予定額について、収入の第1項「企業債」は予算組替えに係る起債対象事業費の増に伴い増額し、第2項「出資金」は、人件費の増額に伴い増額するものでございます。

支出の第1項「建設改良費」は、補助執行に係る予算組替えと、資本的収支対象職員の共済費等の補正に伴い人件費分を増額するものでございます。

第4条、企業債の補正として、予算組替に伴う起債対象事業費の増に伴い、限度額を増額補正するものです。

第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費の共済費等の補正に伴い増額するものでございます。

第6条、他会計からの補助金の補正は、共済費の補正に伴い人件費分を補正するため、記載のとおり、金額を改めるものでございます。

説明書により、詳細を御説明させていただきます。

説明の1ページをお願いいたします。

収益的収入、款1、項2、目2補助金を収益的収支対象職員の共済費の補正に伴い人件費分9万5千円を減額するものです。

収益的支出、款1、項1、目4総係費は、標準報酬月額確定及び負担率改定による、収益的収支対象職員の共済費等の補正に伴う人件費の減額補正及び、使用料改定に係る対応などによる、下水道使用料電算負担金の増額により、合計で19万7千円を増額するものです。

2ページをお願いいたします。

資本的収入は、補助執行に係る予算の組替えに伴い款1、項1、目1建設改良債を、110万円増額し、款1、項2、目1出資金は、資本的収支対象職員の共済費等の補正に伴う人件費分を26万円増額するものでございます。

次に、資本的支出、款1、項1、目1建設改良費は、補助執行に係る予算の組替えに伴う補正で、委託費の残額を工事費に組み替えるものに加え、変更増なども見込み、増額補正するものです。

また、標準報酬月額確定及び負担率改定による資本的収支対象職員の共済費等の補正も含めまして、合計で126万円を増額するものです。

以上になります。

続きまして、議案第87号「令和5年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について」御説明いたします。

補正の概要は、13ページ、補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予算額について、収入の第2項「営業外収益」は、農業集落排水事業対象職員の共済費の増額補正に伴い増額するものです。支出の第1項「営業費用」は、標準報酬月額の設定及び負担率改定により農業集落排水事業対象職員の共済費を、増額するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、農業集落排水事業対象職員に係る共済費の補正に伴い人件費分を増額するものでございます。

第4条、他会計からの補助金の補正は、農業集落排水事業対象職員に係る共済費の補正に伴い、記載のとおり、金額を改めるものでございます。

説明書により、詳細を御説明いたします。

説明の1ページをお願いいたします。

収益的収入、款1、項2、目2補助金を農業集落排水事業対象職員の共済費の補正に伴い人件費分を2万4千円増額し、収益的支出の款1、項1、目4総係費は、標準報酬月額の設定及び負担率改定により、農業集落排水対象職員の共済費を2万4千円増額するものでございます。

以上になります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時04分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第22 議案質疑

○議長（桐原則雄） 次に、日程第22 議案質疑を行います。

議案第71号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第72号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第73号から議案第75号までの3件を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 議案第74号について質疑いたします。

財産の無償譲渡についてでありますけれども、例えば流れとしての無償譲渡というのは妥当かなとは思いますが、ただ、経費の死角と申しますか、例えば委託としなくてそれを持ち続けて町がそのままそれを使って運営をするというのと、あるその法人に経営を委ねて財産は無償譲渡としてそういったかたちで経営するというやり方なんですけれども、このときの様々な経費の比較とサービスの比較というのを説明の中では、サービスのものと制度の改正あたりのもとというのが説明はあったと思いますが、これを数値的な経費的にこういったかたちで有利なんですよってというそういったものはありませんか。

この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 永田議員の質疑にお答えをさせていただきます。

財産の譲渡ということでございますけれども、法人さんのほうの経営あたりと照らし合わせたときに、一つは今回の無償譲渡ということで、法人さんのほう例えば建物については園舎等は建替えということで計画をされております。やはりその辺の経費的なところは当然法人さんのほうも比較はされたかと思えます。無償譲渡あるいは1年以内に建替えの場合は無償譲渡ということで、うちのほうでそういう要綱で公募をさせていただきましたので、そういうところは当然経営側さんとしては、その辺を比較されたところで1年以内の建替えということを選択されたかと思えます。

そういう中で町のほうとしましては、やはり安定的な経営を今後続けていっていただきたい。また保育等も適切にサービスの向上を目指して、そういうところでの経営を我々のほうもお願いしておりますので、そういうところではうちのほうで今回について土地のほうは有償の貸付、建物については無償譲渡ということで、備品のほうもあわせまして無償譲渡ということで判断をさせていただいたところでございます。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

財産の無償譲渡ということで、結局はその財産というのも査定すれば金額が出てくるわけですよ。今の説明も最初の質疑したとおり今後のサービスとか、この制度の改正による流れ、民間のそういったプライベートファイナンスですね。そういった資金を活用して、より良き方向に持っていくというのはわかるんですよ。ただ、いろいろな点で指定管理者とかいろんな意向の中で、その中で経費的な優位性というものがほかの指定管理者の中では示されるわけですよ。要するにその後の学童施設あたりの指定管理も全てですけれども、経費的なものというのは一番わかりやすいじゃないですか。サービスの内容というのは、誰が査定するか、誰が判断するかでかなり変わってきます。

しかし、数字というものは不変なんですよ。こちらのほうがいいねいいねとって、独自に町が経営するよりもものすごく経費がかかってしまったというんじゃ、これ町民の方々も納得できないのではないですかという質疑ですね。ですから、数字的なものに換算するっていうのは、非常に重要なことだと思います。これが何十何円まで出せてというような質疑ではありません。あらかた恐らく5年、10年経ったならばこういったことが考えられますね。今後を考えていけば10年度、20年後はやはりそういったものが優位なやり方だったなというのが出てきますというそういった数字的なものですね。これは出すべきじゃないですかね。最低でも、再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 永田議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

今回の民営化に関しましてはですね、提案理由の中で申しあげましたように、公立保育等再編方針によります大津幼稚園の第一段階としての民営化というところで進めてまいりました。やはり民営化するメリット等は以前にも説明させていただきましたけれども、サービスの向上あるいは今の0歳から2歳児のそういったところの受け入れのニーズが高くなってきていると。そういうところに対応するために、今回認定こども園ということで整備をしております。

ただ、一方では永田議員がおっしゃいますように経費的なのはどうなのかというところで、町のほうもこれを公立のまま維持していったときにどういう経費が今後かかっていくのか、あるいは経営面について町のほうの保育所の運営について、やはりそういったところの経費面と直営の場合を続けた場合と民間に移譲して民営化した場合の比較というのは行ってきたところでございます。ちょっと細かい数字等はここではお示しできませんけれども、そういう比較検討は行った上で再編方針に基づき今回の民営化というところで、今現在進めているところでございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第76号から議案第77号までの2件を議題とします。質疑ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 第76号、第77号について質疑いたします。

全協でも言いましたけれど、昨今の年金削減、実質賃金の低下で今世帯収入が増えない中ですね、本当私たちが今経験したことのないようなガソリンであったり、電気であったり、食料品等の値上げが続いている状況で、年が越せないような方もいるようなこの状況で、下水道料金の値上げに踏み切ることは、やはり町民の理解を得られないのではないだろうかと思っております。

それですね、下水道使用料の値上げに対する住民に対する説明会などは行ったのかを一つと、あと社会情勢の今の激変の中に対応するために、使用料減免措置の必要性などの議論は行ったのか。それともう1点は今度の値上げで段階的に5年後に2回目があるということなんで、平均的な4人家族だとしたら大体年間どのくらいぐらいのお金が今度の料金改定でかかるのか、その辺をちょ

っとお聞かせください。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） まず説明会の件でございます。

説明会のほうは行ってはおりません。審議会等におきます議事録等につきましては、会議が速やかに終了したあとにホームページ等のほうに記載して、町民の皆様に周知を図りながら審議会を進めていったところでございます。

また最終的には、審議会の答申が決定した段階でホームページに答申書を掲載しあわせてLINEやフェイスブックなどのSNSを活用して更には、区長会の中でも御説明をさせていただきましたし、広報11月号への記載を載せております。

町的意思決定としましては、政策会議や課長会議を経て最終的な意思決定があります町議において答申を踏まえた料金の値上げの条例改正の提出を決定したものでございます。それで住民説明会的なものは現在行っておりません。

それと、今あらゆるものが高騰している中で、下水道料金の値上げはどうかという話なんですけど、現在、汚水処理費用を使用料で賄っておらず、一般会計からの補助金の依存が現在大きいような状況です。基準外の繰入れが約2億8千万円と全体の繰入れの87.5%を今占めているところでございます。下水道区域外の方の負担金等が課題となっているところでございます。この基準外を減らすことによって、いろいろな町の施策の財源として活用できることになりますので、まずはこの負担均衡に向けてできるだけ早く取組をしたいと考えていたところでございます。

令和2年度から企業会計へ移行したことによって公共下水道で1億4千万円、農業集落排水1億2千万円に上る累積赤字があるなどの経営状況が見える化したことによって、具体的な改定の水準が算出できるようになったことで、国の回収率向上に向けた取組を行うことによって国庫補助金の重点配分の公布要件としたことによって、今回料金改定をしなければいけないというふうな感じで行っております。

実際の料金改定につきましては、大体大津町は20立米ぐらいが一般家庭で多いんですけど、大体今までが2千200円が月額ですけど、2千200円が大体2千520円というふうに算定しているところでございます。ですから年間4千円から5千円ぐらいの値上げになるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 年間5千円程度ということですが、やはり多子世帯とか非課税世帯などの5千円でそんな安い金額じゃないと思うんですよね。その辺はやはり減免措置などの議論を今その話はなかったみたいなんですけれども、するべきだろうと思いますし、やはり住民説明会は開くのが筋じゃないかな。特に今先ほどからも言っているように、物価高騰の折ですからそこまでやらなければ住民に対する説明責任というか、果たされてないんじゃないかと思います。

もう1点考えられるのがですよ、この下水道料金の値上がりが大津町に与えるインパクトとして

は、給食や保育園、様々な事業所や事業者に下水道使用料が増えた分のコストを転換できずに経営難に陥ることなどはないのかちゅう心配も一つあると思いますんで、今回の条例改正についてその辺をもう一度お聞きいたします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 先ほどの減免等に関しましては、10立米以下の御家庭とかに関しましては、最初は減免すべきじゃないかというふうに運営委員会の中でありましたけど、使用料的なものがやはり少ないので、今回は一応上がり幅が少ない分で賄えるんじゃないかなということで議論のほうは終わっております。

それと基本的に下水道の一般会計の繰入れが約2億1千万円ほどあっております。これを経費回収率を100%にすると、最初の15%で7千万円ほど、その次の15%で7千万円ほどは一般財源からの繰入れを抑えることができるというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 議案第76号と77号について質疑をいたします。

ただいまの質疑の中で今回の値上げ案が実行されると、使用料収入が約7千万円増えるということですかね。次の値上げがされると、合わせて1億4千万円、これで経費回収率が100%になるのかどうかをちょっと見込みなのか確認をしたいと思います。

それから下水道料金の値上げが町民に対してどれだけ影響が出るかということについて、どこまで検討がなされたかについてですが、現在大津町の水道に応じて単価が変わってますね。これは5段階になっておりますが、この5段階で該当する個数ですね。多分一番多いのは20立米、21から30立米あたりが一番多いのかなとは思いますが、我が家も二十その分類に入っております。一番少ない0から8立米のところは多分単身世帯の方が多いいのかなと思うんで、一体この5段階に該当する世帯数あるいは企業も入るかと思いますが、その戸数、段階別の戸数がわかりましたらお答え願いたい。大体割合がわかれば。

それから3点目が使用料の比較です。広報の11月号を見ますと、大津町は近隣の市町村に比べて非常に安いから値上げをするんだというようなことが書かれておりますが、お隣の菊陽町、それから熊本市については全く触れられておりません。審議会の中でこういう菊陽や熊本市の使用料についての提示がなされたのかなというのはちょっと疑問なんですけど、20立米使った場合、菊陽町それから熊本市の下水道使用料をお答えいただきたいと思います。あわせて菊陽と熊本市は経費回収率はどんなあੰばいなのかなと。大津町は公共下水道で84.5%となっておりますが、多分菊陽町は下水道料金を値上げした話は聞いておりませんので、菊陽や熊本市は100%達成しているのかなということを確認したいと思います。

それから4点目です。農業集落排水が経費回収率が28.35%となっておりますが、公共下水道のほうは経費回収率を100%目指せて国が言っている。そうしないと補助金がもらえなく

なってしまうというような脅かしのようないしからんような指導だと思っんですよね。人間が生きていくことで絶対欠かすことのできないこの下水道あるいは農集排、対してそういった脅かしをすること自体が私は間違っていると思っますが、それじゃ農集排については25.8%、100%目指すんですかということを確認したい。もし100%目指すとしたら、とんでもない料金の値上げになってしまいます。それが4点目。

最後に5点目。説明資料の中でも触れておりましたが、来年、令和6年度に大津町下水道事業経営戦略の見直しが予定されているそうです。私はこれは知らなかつたんですけど、そうでありますならば、来年の令和6年度時間をかけてこうした値上げについてはもっと慎重に先ほど質疑がありましたように、町民の皆さんと対話を重ねながら経営戦略の中でどうしても値上げをしなくてはならんというような町民の皆さんが納得できるような説明責任を果たした上で、値上げに踏み切るべきではなかつたのかということで、以上5点についてお尋ねをします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 公共下水道におきましては、2回の値上げによりまして経費回収率は100%になります。言われましたように農業集落排水につきましては、100%にするためには60%、70%上げないとできませんので、これにつきましては今のところ公共と同じパーセントで引き上げていくというようなかたちを今回とっております。

それと隣接の市町村の金額につきましてですけど、菊陽町は確かに現状2千20円と安いのは安いです。これにつきましては、やはり流域下水道ということもありまして、減価償却費とか施設の維持管理費とか、そういうのがかからないということもありまして基本的に使用料が安くなっているところがございます。ただ、お隣の菊池市につきましては、3千690円ですかね、益城町につきましても3千280円と、ほとんどの市町村が3千円を超えているような状況でございます。熊本市につきましては、ちょっとデータがありませんので、大変申し訳ございません。恐らく経費回収率についてもまだ100ではないんじゃないかなと思っます。菊陽につきましても。ただ、菊陽さんにつきましては、検討の材料が若干違うもんでデータとしてはないんですけど、ただ審議会の中では検討はさせていただきましたので。

あと大津町の水量区分の件数につきましては、ちょっとパーセンテージしか出てませんので、パーセンテージで答えさせていただきます。基本料金のみが約30%です。それと9立米から20立米までが41%、21立米から30立米までが21%で、この3段階で92%を占めているというかたちになっております。これに伴いまして大津町としては4段階ということではしているところがございます。

令和6年に経営戦略の見直しをするように一応予定をしております。これにつきましては、現在今回1回上げさせてもらいますので、その次の令和10年に上げる料金改定をする分に関しましては、この中でまたもませてもらえればというふうを考えているところがございます。

以上です。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 1点の従量制の5段階で21から30立米以下の世帯が9割を占めているということですが、熊本市の従量制を見てみますと、大津町は41立米以上は全く同じ値段ということになっております。ところが熊本市は51から200立米、更に201から500立米、そして501から2千立米、更に2千1立米というふうに更に4段階の従量区分がなされております。つまり、企業ですよね、企業では大量に水を使用しているのを対象にして、それなりに累進性を持って下水道料金を支払ってもらっていると。なぜかという大量にそうやって汚水を出すわけですから、そのことによって負荷を与えているわけですよね。御承知のとおり下水道の工事費は水道の5倍から10倍金がかかると。相当深く掘らなくてはならないし、広く掘らなくてはいけない。工事費が相当かかると。そういう意味で大量に水を使う、そういう企業に対してそれなりの従量制によって負担をしていただくと。これによって下水道の財政もある程度確保できる。そういう努力がないまま92%のところ下水道料金の値上げを押し付けるというのは、いかがなものかということをお願いしたかったんです。

ですから改めてお聞きしますが、この従量制を5段階を熊本市並みに引き上げると。そういうことは全く審議会で検討されなかったのか。このことを一つ確認をしたいと思います。

それから先ほど菊陽町の下水道料金、大津町が今度値上げで20立米で2千520円のところを菊陽町は現在ではそれより500円安いと、年間6千円菊陽のほうが下水道料金が安いということですよね。年間6千円というのは決して小さな金額ではない。これに水道料金もかかってくるわけですから、それから農集排ですね、経費回収率が28.5%、とても100%には絶対無理なんですよ。ということは、国からの補助金は制限されるということなのか。農集排については例外になっているのか。そういう根拠が本当にあるのかどうかお尋ねをします。

それから最後三つ目、令和6年度来年度に経営戦略、下水道事業経営戦略の見直しをやると。本来値上げをするのであれば、このときにきちんとやるべきだと思うんですが、11月の広報の一番左下ですけど令和6年度4月使用分から15%、令和10年4月使用分から14%改定しますと。もう改定するのが当たり前のように広報に書いてあるんです。これは揚げ足取りじゃないですけど、審議会が答申を出したからもう改定しますというような報道がされていると。こんなことでは町民は納得しないんじゃないかなと。町は値上げを決定したんだと。議会にもまだかかっていないときに、11月号にこういう報道がなされている。いかがなものかと思うんですけど、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 熊本市さんが企業に関してはかなりの水道料金を加算しているという話でございますけど、これは審議会の中でも話はありました。ただあまり加算すると企業誘致にも関わってくるというのも話がありましたもので、その辺は近隣市町村等の状況も見ましたら近隣市町村につきましてもうちとあまり変わらない30から40%ぐらいということでございましたので、うちとしましてもそのような状況で落ち着いたようなかたちでございます。

農集につきましても、公共とはちょっと異なりますので、農集につきましても、基本的にほとん

どの設備が終わってますので、投資するものがございませんので、そっちの部分に関しましては今のところ該当はしないということでございます。

それと経営戦略につきましては、令和6年度ということですので、今のところは令和6年度の中に今度令和10年に改定する分に関しまして協議をさせていただくということでやっているところでございます。

広報につきましては、14%の改定というかたちで答申の分を載せたということになっております。

実際議会を通して確定というかたちではございますけど、一応答申の中で14%ということですがそれが出たということでございます。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 広報の表現の仕方はね、重箱の隅をつつくようなことでいたしかたないですけど、企業に対してそれなりの応分の負担をお願いするという観点が全く抜け落ちているというのは、裏を返せばですね、その負担を庶民に押し付けるということですよ。まして熊本は地下水ですよ。水は大きい企業ほど自分とこで汲み上げていくるんですよ、ほとんど無料で。水道代払ってない、水道企業団に。で、そうであるならば、そこで使った水が汚水となってまた流れる。町の下水道に流すのであれば、それなりの応分の負担をするのが企業の社会的責任ではなからうかと思うんですけど、そういう企業に対する社会的責任について話は全くなかったのかどうか、再度確認をしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 水道料金の中にそういう話はありませんけど、最終的にはこのようなかたちに落ち着いたというかたちでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） それでは質疑をいたします。

まずもってですね、下水道と農業集落排水の公会計のバランスの話なんですけども、昨年と今年監査委員からこういう御指摘があっていたと思うんですよ。下水道農業集落排水は赤字であると。健全経営を目指さなければいけないと。このような話だったと。健全経営を目指すためにはどうしたらいいか。そもそも論、国庫の補助が入ってるんですね。そして一般財源からの繰入れをやっていると。これは下水道を使っている皆さんじゃない人の負担をあおいでる。ダブルであおいでるんですね。それで、下水道や農業集落排水を運営する意味はあります。住環境特に今の生活雑排水をどうして処理するかというところを考えると、下水道は赤字でやってもいいじゃないかと、私は本心はそう思う。ただ、今会計の監査の中で、そういった御指摘を受けた以上は下水道、農業集落排水は黒字経営戦略をちゃんと立てなければいけないとなったときに、当然のことながら一般

財源の繰入れ、これをやめるためにはどうしたらいいかという議論があるべきですね。そして審議会の中では、この受益者負担というのはどのような考えからスタートするべきかという議論があったはずですね。その議論はどんな感じで推移していったのか。結論どうなっていったのかというのが一つですね。

そしてこの受益者負担ということをしっかりおっしゃられたのは、企業の代表の方ですよ、もちろん。受益者負担すべきと。言ってもらってただ受益者負担のバランスは住民に偏るのかそれとも企業に偏るのかいろんな考え方あると思うんですが、とりあえずは、黒字の経営戦略を目指しつつ2回目の料金改定については、その動向を見極めて実施をするというような審議会の内容であったと思いますが、そこら辺2点確認します。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 企業に応分の負担というよりも、確かにそこまでさせるべきではないという議論は確かにありました。ですので、このようなかたちで落ち着いたというのが一つと。あと次回の15%につきましては、今後の動向、今開発とかかなりあつてますので、そういう動向も今度の経営戦略の中で見ていながらパーセンテージとかも考えていくというふうなかたちで落ち着いたと思います。

そうですね、受益者負担につきましてもやっていかなければならないので、企業だけではなくて、住民の方たちとも均衡を図ってやっていくべきではないかという話が出たと思います。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） はい、その審議会の中にはですね、確か住民の代表の方もいらっしゃったと思います。農業集落排水で受益をされている方いらっしゃったと思います。農業集落排水についても料金引き上げについてはやむを得ないかなというような意見も出ていたと思います。料金引き下げ、あるいは料金の維持に対して意見を言う前に、下水道というものが健全に運営されなければいけないという危機感があつての審議会であつたと。そのためには、料金改定もさることながら、下水道事業戦略及び下水道そのものの企業努力はどうなっているのかという話もあつて、そういったのがどういうふうな取組をやっているのか。要は赤字の企業で何かを努力して黒字にするときにまず収益を上げることに以前に企業そのものが赤字になっている部分と切要しなければいけないというのがあると思います。それをしっかり丁寧に説明することが必要かなと思われるのが一つ。

もう一つ、先ほど来からちょっとあつたんですが、要は料金が今この経済状況の中で上げられないというのであれば、いつ上げるんですか話なんですよ。いつ上げるんですかは何年やらないんでしょうね。それお尋ねします。2点を。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） そうですね、職員の今までの給料とかもあつたんですけど、それにつきましては包括的委託によって経費の削減とか工事も一括発注とかで削減をしていったというふうに審議会の中では説明をしておるところでございます。

料金につきましても平成15年ぐらいにそういう話もありましたけど、ただ水洗化率がまだいっ



てないということがあって、据置になったということで今回このようなかたちで審議会のほうに答申したというかたちになったと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） はい、少なくとも物価指数とかを考えたときに、平成15年と同じ基準の料金で適正処理ができるかっていうところも議論があったはずなんですね。それをどうするのかというのは非常に下水道の問題難しかったわけですが、先ほど来から申し上げておりますとおり下水道というのは町の利点ですね。美しい水の環境をちゃんと作っていくというところに対して負担が必要であるという考えが絶対あるのであれば、これから下水道はまだ伸びていない地域に対してもしっかり手当をしていかなければならない。そういった総合的な生活雑排水の処理の方向性というのは非常に大事かと思えます。先ほど来、農業集落排水及び下水道ですね、これを複合的に見直してっておりますが、その下水道戦略は後々策定をされますけれども、これをしっかり策定することによって一番大きいのは実は国庫補助ですよ。国庫補助を引き出すという、その目標について、なぜこれが必要なのか。国庫補助を引き出すためになんでこれが必要なのか、もう少しちょっと御説明をお願いします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 下水道につきましては、やはり福祉的な資質がございますので、基本的には生活水準の改善をするためにはやはり下水道をひくというのが大前提であると考えております。

国庫補助につきましても、やはり経営戦略や先ほど申しましたような経営戦略や経費回収率とかを100%にしないといけないというそういうものをクリアしながら事業を進めていかななくてはならないという国の指針がありますので、それを含めまして町としては住民に対しての公共的な生活環境の向上をするために今後もやっていかなければならないというふうなかたちで思っているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

山本富士夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 私も下水道の審議委員の一人として5回ほど審議させていただきました。国の下水道の通知などには、能率的な経営の下における適切な原価をとということであってあります。町のほうに令和6年から令和10年まで今の料金体系でいけば大体いくらぐらいの赤字になるのかということが出たときに、4億2千万円ぐらいの赤字になるということで、やはり一般会計とかそういう財源から出すのは、少し公共下水道としては料金改定をして健全な経営に持って行かなければいけない。それと他市町村の部分を見ましても大津町の部分については、菊陽町は下水道関係では下水道処理施設のあれがありませんけれども、ほかの市町村に比べたら随分安いというふうな料金でありますので、審議の中では維持管理費とかいろんな意味が今後出てくるだろうし、

そういう意味ではいっぺんに上げるのではなくて、2段階に分けて上げなければいけないという答申が出てきと思います。

この改定についてももう少し詳しい内容を広報なりいろんな意味でもうちょっと詳しく町民に示していくべきではないかと思えます。やっぱり一般の審議員の中で、農排水の部分の人もおられたし、工業用水関係の人もおられたので、そういう意見的な部分も出しながら、今度の広報とかいろんな大津町のほうでの媒体を使ってでの注視設定をしていただいで、徹底をしていただきたいと思えますけども、その点についてちょっとお伺いします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） その点につきましては周知を図っていきたくと思えます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私も議案第76号、77号について質疑をしたいと思います。

これまでたくさん意見出てきておりますけれども、私のほうは値上げの是非というのはとりあえず横においておいて、お話をさせていただきたいと思うんですけども、全協でも申し上げましたようにこの値上げについての議論というのは、審議員と並行して町民に説明すべきでなかったのかということが前提にあります。今出てきた意見というのもそういったもの大分たくさんあったかと思うんですけども、なぜかという下水道、農集あわせて使っている人っていうのは町民の約8割ですねの人が使っている。普通の何かを使って、何とかの施設の利用料とかですね、そういったものと少し規模もやっぱり違うわけですよ。そうした町民に対して現時点では説明していることというのは、答申が出ました。その答申の内容を説明しているにすぎないんですね。

ですから、極端な話この今回出てきている見学の1千260円とか2千520円とか、この金額をまだ町民はみていないんですね。更に言うと、私たちにしても更に5年後、先ほど質疑がありましたけれども、答え言われませんでしたけれども、令和10年は何年を見越しているんですかという質疑に対しても答えがなかったんですが、そこについても今回全く説明が出てないんですね。影響の範囲の大きさということを考えれば、きちんと町民に説明した上で説明されると言いましたけれども、説明した上で判断すべきではないのかなと。そこで条例改正していくというのが正しいやり方ではないのかなというふうに感じるところです。

それともう一つがですね、今回の値上げの算定の条件ですけれども、赤字の問題もいろいろ出てきました。今回の算定の中には、これから先恐らく長きに渡って赤字を生み続けるであろう施設設備の延長、新しい投資というのも含まれているんです。恐らく何億円という金額になるかと思えますけれども、それを前提としているんですけども、仮にそれをしなかった場合はどうなるのか。あるいは先送りした場合でも、そうした場合のシュミレーションというのは、ちゃんと行われてないんですね。全協の意見、そして今まで出てきた意見というのも公営企業の経営でいくところの経済性と公共の福祉、これのバランスの問題です。これをどうとっていくのかというのが、町にとって

も私たちの議会にとっても一番大事な判断すべきところだと思うんですけども、そこに関してそれを議論できるデータというのが今日の質疑の中でも示されてこないんですね。

そうすれば、やはりもう少しきちんとデータなり説明なりをつくした上で、判断したいなというところはあります。今度の4月の新年度からの値上げということにすればそれはそれでいいというのはあるのかもしれないんですけども、これまで何十年も続いてきた状態これがあと何か月か延びたところで別にダメージはそんなに大きくなるわけでありませんので、やはりもう1回きちんと説明をした上での判断をしたほうがいいんじゃないかというふうに私たちは考えるんですが、もう少し時間をかけて町民はもとより議会に対しても説明をした上で、判断というような考え方はなかろうかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） そうですね、住民に対しましては、今後も広報等に今までのいくら上がるとかいう、ちゃんとしたデータのほうを載っけていければというふうに考えているところでございます。

10年後の金額ということですか。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。

午後1時49分 休憩

△

午後1時55分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 住民の皆様には、今後も広報の中で、改めてまた背景とかそれにつきまして、説明をさせていただきたいと思っているところでございます。

それと町としましては、審議会や答申、フェイスブックやSNSを活用して、あと区長会等でも御説明したということで、町としてはやっていったというふうに考えているところでございます。

それと10年後の率につきましては、現在14%から15%を考えているところでございますけど、今度令和6年に策定します経営戦略の中で、また見直しをかけていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 決めてから説明するっていうのがおかしいんですよ。決める前に説明してその上で決めなきゃいけないということです。パブリックコメントというものもありましたけれども、ホームページとかSNSとかそういったもので周知したって言えるというのは、興味最初からそれを理解することを前提にしている人なんですよ。そうでなくて今回先ほど言いましたように町民の8割なんですよ。町民の8割が関わる問題であれば、やはりきちんとですね、それなりの方法で必要な方法でやっていくべきではないだろうかということを申し上げているところです。それ

から、区長会のほうに説明しましたって言いますけど、議案の説明資料集で言うそうですね、行政の嘱託委員会って説明してるんですね。嘱託員さんっていうのは、町が委託した言ってしまえば業務委託の委託先ですよ。区長さんなら違います。区長さんは住民の代表という側面、意味は持っております。けれども、それであればちょっと話は違うのかなと。決まったことを説明するという感覚についてどのように考えられるか、そこについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 基本的に下水道運営審議会に答申して、協議してもんでもらっていることに関しまして、やはり町としては、一つの答えとして大きく受け止めますので、それについて御説明したというかたちになると思います。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） もったいないな。確かに審議会のほうでしっかり議論されていることは私も知っておりますので、議事録もずっと見てきましたし、きちんと議論された。そのことは非常に評価しております。おりますけれども、必要なはその結果、結果でもいいんですけども、本当は並行がいいんですけども、その結果について、町としてどうしますよということをこれで理解してくださいねということを、町民に言った上で我々としては判断したいなというふうを考えることなんですよ。もし今ですね、今回これ議決してしまえば、審議会が考えて議会が決めたから決まってしまうという話になってしまうんですよ。そうではないと思うんですよ。町がきちんとこういう状況にありますから、こういうふうを考えました。これについて町民の皆さん、あるいは議会も理解してくださいよっていうような話になるのが本来ではないのかなと。それがその先に決めてしまって、それから説明しますというのは順番が逆かなと。今からですね、そうですね。はい。これから決めようというのは話が違うのではないかなと思うわけですよ。それで、もう一度お尋ねします。先ほど聞き方の言葉が悪かったんで、もう一度お尋ねしますけれども、そもそも審議会決めて、結論を出してそのまま議会に持ってきますというような方針でこれまで進めてこられたのか。それともその間にワンクッション町民への説明があるはずだったのか。町としての説明です。あるはずだったのかそこについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 答申の中で結論が出まして、それにつきまして町のほうとしましてはいろいろ政策会や課長会議も経て、最終的には町議の中で決めていったことでございます。町の方針としましては、やはり15%増額するというふうなかたちで決めたということで、今回議会のほうに上げさせていただいたということになっております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 佐藤議員の再々質問にお答えいたします。

まず、どの段階まで住民の皆様とひざを突き合わせて一人一人御説明した。その上で議会にかけるかという話なんですけど、それは議会の位置付け等にも関わってくることであるとは思っています。

けれども、少なくともここに記載のとおり答申書出た後に、パブリックコメント等を通した上で意見十分な周知期間を設けてやっております。また私のほうからも比較論になってしまうんですけども、しっかりと住民説明尽くしてくださいという中で、少なくとも我々が調べた範囲では大津町ほど丁寧にこまめに議事録等も含め出しているところは私は把握しておりません。

また、答申書出てかつそれで議会が決めるかという話ありましたが、私自身も答申書見まして今現在様々な御意見出ましたけども、公共下水のほうで、繰入れが2億1千万円、農業集落排水のほうで1億1千万円、合わせて3億2千万円が出ております。これ一番酷い時期が5億、6億の持ち出しがあったというふうに把握しております。ただこれは逆に言いますれば、何かしらの住民サービスほかに充てられた可能性があるお金、あるいは未来の投資にできた可能性があるお金ということもあります。またこの見直しに関しましても、他の多くの自治体がこまめにしているところもありますけれども、大津町は長年なかなか値上げができなかったという状況で、そこにはもちろんこれまでの努力、あるいは地震、コロナ、物価高騰等そういう様々な背景がございましたけども、先日の全員協議会の中でも議員のほうからありました様々な経費も上がっておりまして、このままいくと更に持ち出し等も増えていくような状況でございます。

また工場、企業さんからの件に関しましても、今現在もちろん従量制のどのくらいの割合をかぶってもらうかの話あるんですけども、今も多く使うところには多くするような従量制にはなっておりまして、それをそのままパーセンテージ上がっていくので、企業に関しても同じようになり物価高騰で厳しい状況ありますけれども、企業の皆様にも同じようをお願いをする中で進めたいと。

また次の期に関しましては、戦略等もございますが、その中で経済状況、あるいは更なる経費削減、あるいはそのときの数字等見定めながらしっかりとやっていきたいというふうにやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続けていきます。次に議案第78号から議案第79号までの2件を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。

78号、79号は選定の方法が公募で実施しということで、結局今までの指定管理者がそのままスライドしたかたちで今後また5年間というかたちになるのかなというかたちで上程されておりますが、やはりここは選定の方法として公募をしてより良き競争をしてもらう。サービスの競争をってもらう価格の競争をってもらうというもので公募をされたと思うんですよ。

しかしながら、この78、79を見てみればですよ、例えばこれが大津町の業者さんですけども、ここが前置きとして悪いと言っているわけではありませんけれども、何ら競争があってないんですね。前回はここを受け持ったから次もさせてくれるというような形にしか見えないんですよ。この公募というのが、事実上固定化された、それこそ随意契約になってしまっているってそういうふうに感じます。

これはこういった教育の場、福祉の場、いろんなこともですけども、経費というのは必ずかかるんですよ。ですから競争をするのは公募といってもこれは競争させるために公募したんですよ。これは非常に重要なことと私は思います。資本主義社会においては、やはりこの今回手を挙げた方も利益を出さなければならぬということは当たり前のことでただ、ここは競争がないならばそれこそ、こういったものの資本主義の経済で言うところの流動性が生まれませんよ。流動性が生まれずにはイノベーションも生まれませんよ。新しいサービスとか取組というものが阻害されてしまうというのがこれが経済の考え方なんです。これと一緒になんですよね。そのまま前回の業者がスライド的に次の5年間も受け持つというのは、非常に私はある意味危険性も感じるんですよ。そして5年間という長さというのは、人は年も取ります。私は5年後というのはもう69になります。全然今と変わって体力も思考能力も変わるかもしれません。今よりも強くなっているのは考えられませんから。この経営者の方を見ても、みんなのおうちの方は私と同じ年ですかね。そう考えれば年も取っていきます。そういったことを考えれば、トップが変われば内容も変わりますので、5年間というのは私非常に長いと実は思っているんです。ただ、妥当な年数を出せというのは私もできません。この今までの検証結果が5年は最適だねというのであれば、それはそれでいいと思います。

しかし、やっぱり公募をして、いろんな方々が手を挙げてくださって言うときに公募の仕方というものには問題がなかったのかなど。これを全国全世界にっていうわけにはいかんでしょ。やはり利便性が高いっていうか、本社がどうしたって最低でも熊本とか町に坐する。だから結局は競争自体が生まれえないという状況ですのならば、随意契約をして、より良きそういったサービスを煮詰めていったほうがより良いものができる可能性だってあるということですよ。この点についてですね、選定の仕方というのが、この社会の中でこれが一番良かったのかなという疑義が生まれます。競争が生まれえない原因というのがありはしないかなど。そのままスライドっていうのが非常に引かかるんですよ。これって悪く言えばですよ、前回もうちが受け持ったから今回もこうさせてくれと言ったような公共工事であるところの談合的なかたちというのも見方によっては取れるわけですよ。ですから、ここの点についてですね、公募がこれが最善の方法だったと言えるのかなど。今のいろんな要素を挙げましたよね。その点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 永田議員の質疑にお答えをさせていただきます。

学童保育施設等のごとく、指定管理者につきましては、指定管理者の公募につきましては、これまで町内の限定というかたちでの公募をやっておりました。その後、今回においては、いろんな

御意見、御指摘等もあった中で、判断をいたしまして、ある一定の競争性、そういったものもある程度は図るべきじゃないかというところの観点から、県内に限っての限定公募ということで県内に広げたわけでございます。

現地の見学会等には、今回指定の今候補に上がっております2社のほかにですね、1社の参加がございました。そういったところで最終的には、正式には公募はございませんでしたけれども、今回の町内の事業者さん2社ということになりましたが、見学会等には1社の参加があったということで、それからしますと、今までとはちょっと違うようなかたちで今回の2社についてもかなり一定の緊張感とかそういうのも出たんじゃないかというふうに思います。

また御指摘のところでのこの今までの運営についてもですけど、町のほうもモニタリング等行っております。そういったモニタリングの中で、一定の良好な経営がされているというふうなところでは選定委員会等も含めて報告もあっておりますし、そういうところで確認ができたところがございます。

また5年間の指定管理の期間についてですけども、これにつきましても、やはり1年あるいは2年という学童さんのお子さんあたりと保護者の方のそういったかたちを考えますと、ある程度安定した経営、長期間ですね。どこかというどれくらいの期間が適切かということで、これまではこれは議論されてきたところです。また経営面の安定ですとか、また学童の保育の現場で働く方の雇用の安定とか不安、そういうところも踏まえた上で、今回は5年間という判断をさせていただきました。今後ですね、指定管理者制度が学童保育にそもそもなじむのかとか、市町村によってはうちも公の施設を委託というかたちでされているところございますので、そこは将来的にはそういうところの検討も必要かというふうには考えております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります

次に議案第80号を議題とします。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） それでは議案第80号について質疑をいたします。

これが予算書では31ページですね、説明資料集では7ページになると思いますが、駅周辺バス展開広場整備事業についてお尋ねをするところです。

熊本日日新聞12月1日の報道によりますと、バスや乗用車が展開できる広場を増設する方針を町が明らかにしたということで報道されております。これを御覧になった住民の方から、いよいよ北口の混雑が解消されるんだと。私が住んでいるおります美咲野だけではなくて、室や北部地域の方は非常に期待をしておるものと考えます。全協でもお話をさせていただきましたが、この事業説明のときには、駅周辺バス展開広場、TSMC周辺に立地する企業等の従業員のニーズに合わせてというところが出ておりますが、住民の方が駅を利用する、高校生、大学生の送迎をする。若い御

家族の方、従業員の方を駅から通勤のために送迎する車というのは相当来ますけれども、この自家用車の車寄せの整備の方向、新聞では乗用車とバスと書いてありますので、それはどういうかたちで整備されていくのかという方向性についてお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 確かにT SMC関係やそれに関連する企業の社員の方たちの送迎とかいうのはありますけど、基本的には大津町の駅を使われる方たちの送迎とも合わせて検討の材料の中に入ってますので、その辺も含めまして、方向性を出していきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

そういったかたちで今方向性は見えました。しかし、今度は新聞報道に続き、町がどういったかたちを示していくのかということに今度焦点がいくと思うんですよ。先ほどの下水道の審議は審議不十分なところがあってはいけません。住民知らなきゃいけない話だったんですけど、こちらは住民が期待して待っているものですから、どのようなかたちになるのかっていうのが、いつ頃お示しできるのかなということちょっと考えますので、明確に何月にというのはちょっと難しいかもしれませんが、どのくらいのかたちで整備方針が決まっていくのか。このタイムスケジュール感を教えていただきたいと質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 現時点では、予算を計上しただけでありますので、正確な方向性というのは見えてないんですけど、今肥後大津駅周辺のまちづくりを協議会を立ち上げてやっているところでございます。その中でも十分協議をしていかななくてはならない部分ではありますし、今度の補正予算も一応繰越しをするようなかたちで持っていきたいというふうに考えてますので、少なくとも2年ほどはかかるんじゃないかなと考えているところですけど、明確なことはちょっと今のところは、明確なタイムスケジュールというのは出せないところでございます。以上です。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 今そういったかたちでしたが、この7ページの説明資料集のところにはこういう表現もあります。交通の円滑化を図るための調査というところですね。この交通の円滑化を図るための調査は恐らく道路形状や標識、また表示とかそういったものも含まれるのかなという感じに捉えられるのですが、この安全対策についてはどんな感じで協議をされるかお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 現在ですね、駅前楽善線が肥後大津駅に当たっているところで止まっていますが、これを今後どうしていくか、仮に駅をあげたりとか、駅をあげない場合でも周辺道路に道路を回すとか、そういうふうな話もその中でやっていくようなかたちになります。それに伴って影響が出ている道路部分に関しては、やはり何らかの対策が必要じゃな



いかということも出てきますので、そういうの含めた今回の業務委託になっております。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 補正予算の概要の6ページ、都市計画総務費につきましてお伺いいたします。

職員手当が業務量増による増額というところがまずありまして、次のページです。7ページに委託料として道路整備計画の策定を委託してあります。この策定を委託して、道路整備計画ができたからこの計画を実行していくということになるとは思いますけれども、その道路整備ですからいろんな交渉とか様々な業務が出てくると思うんですけれども、ノウハウも必要だと思います。この計画を実行していくための人員、職員の皆さんの人員体制ですね。ノウハウを持った人員が必要ですし、人手もいると思うんですけれども、その辺りの体制整備のほうはどうなのかというのが一つと、もう一つはこの道路整備計画というのは町全体というか、どこの道路整備というイメージで策定をされるかという、その2点をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） それでは、道路整備計画の策定業務についてちょっとお話をさせていただきます。

今ですね、交通量調査のデータをとっております。そのデータに基づいて全協の中で御説明をさせていただいたんですけど、そのデータとあと国道、県道のデータを合わせまして、それと近隣の市町村のデータ等もあわせまして、現在開発とかでマンションとか工場とかそういうのが全部建っておりますんで、そういうの今後の開発区についても加味しまして、今後の大津町全体の道路整備関係の計画を作っていければというふうに考えて、今回策定業務をあげているところでございます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 様々な各種事業をする上でどのような体制をとっていくのかという御質問だと思います。当然時代の流れとともに、どんどん重点的にやるべき事項というのはどんどん変わっていきますので、総務課長のほうでもいろんな事業量の業務量調査あたりも踏まえて、現状がどうなっているかの実態把握もしておりますし、そういったことを踏まえて、来年度新年度予算等も出ますので、その中で新しい体制の中でどうやっていくかということは改めて考える必要はあると思っております。

ただ、日常的に今いろんな開発が進む中で、日中がいろんな相談業務にかかってなかなか通常業務ができないという話を聞いております。そういったことが逼迫して、ひいてはどうしても時間外のほうに食い込んでいるということですので、我々人事としてもその辺の状況は十分把握しておりますので、できるだけ早期な対応はしていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 人員もですね、道路整備計画を実行していく上ですから、多分ノウハウも必要だろうと思いますし、重要な仕事になってくるんじゃないかと思うんですけども、この計画を立てて現在でも多分進んでない部分があるんですね。交渉とかそういうのができてない部分があって、本来早く道路整備を進めてもらいたいところもいろんな交渉をされてるという話は聞きますけれども、進んでいない部分がある中で、またこの計画を立てて人がいない中でノウハウも持っている人がいない。計画はあるけれどもその計画が実行に移せるのかどうかという、計画を立てたらスピード感を持って実行していただきたいと思うんですけど、そもそも人員の体制のそういう計画もきちっと立っていない中で計画だけ作成して、スピード感を持った実行ができるのかどうかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 実は御存知のとおり、今年の4月から県のほうから一人おいでいただいて審議員としてその辺のまちづくりについての特化したかたちで取り組んでいただいております。それとあわせて技術者ですね、技術的なものもなかなか職員が少ないというのがありますので、今後当然採用試験の中で当然採用していく方法もありますし、あるいは県北の広域本部の中で様々な技術者がいらっしゃいますので、そういった県の支援を受けながらやっていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 概要の10ページの下段なんですけど、運送業者に対する補助金なんですけど、例えば昨日の全協の資料で言いますと緑ナンバーのトラックと黒ナンバーのトラックとあるんですけど、例えば白ナンバーで営業されている生コン屋さんとかごみ収集あたりが多分白ナンバーでやっていると思うんですけど、その辺に対する補助金はないのかと。タクシーとか代行業者ですね、その辺も相当な影響を受けてると思うんですけど、その辺りに対する補助金は考えなかったのかお伺いします。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 田代議員の質疑に対して御説明いたします。

まず白ナンバーのトラックということで補助金はないのかということで、今回は営業の貨物に限定をしております。白ナンバーというのは自社のものを運んでいるのがほとんどだと思いますので、その辺は自社で努力をしていただきたいなということで考えております。それと、タクシー代行業については、今回そういった議論もございました。その中で今回県のほうが、国のほうがタクシー代行については補助金がございますので、そちらで対応をしていただくならと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 白ナンバーは自家の商品を運んでいるという答弁があったんですけど、例えばダンプなんかで緑ナンバーで営業されている方もおれば、白ナンバーで一人親方みたいな感じ

で仕事同じものを運んでいる。例えば立野ダムなんか今大分減りましたけど、同じダンプで緑ナンバーと白ナンバーと混在しとったような状況で、片方には1台4万円の補助が出る。白ナンバーには1円も出ないと。同じ仕事をされとってですね、その辺は不公平じゃないのかなと思うんですけど、今回は緑ナンバーで限定してあげてるんで今後そういった今回もれる業者ですね、白ナンバーとか例えばごみ収集なんかも相当地域経済を支えるという理由があるんですけど、相当支えておられると思うんですけど、その辺は今後考えていかないのか。もう1点お伺いします。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 田代議員の再質疑に対して御説明いたします。

緑ナンバーと白ナンバーという件ですが、今回貨物輸送関係については燃料高騰による影響は自動車もたれている方は全て影響を受けていると思いますが、今回特に緑ナンバー、黒ナンバーについてはそれを生業にしている業者ということで、一番燃料費あたりが非常にその中でも費用がかかっているということで判断しましたので今回営業ナンバーにさせていただいております。白ナンバーについては、自社のものを運んでいるという認識でございますので、その辺は今回は緑ナンバー、黒ナンバーということで考えたところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。

34ページの目7、節12であります。図書館の古文書空調機能改修工事、これがですね設計業務委託となっておりますけれども、設計するまでそんなに難しい工事なんでしょうか。その空調機器が壊れたならばそれを修理するなり、新しいものと取替えて終わるんじゃないですか。例えば古文書のほかに関してからは、適切な湿度の問題とか、温度もちろんあると思うんですよ。そういったものも含めて今までの例えば機器は適していなかったもので、再度設計をし直すというのか。本来ならば、ただの取替えということは、設計はいらす機材取替えて済むんじゃないかなと。

そういうふうに思いますが、お尋ね申し上げます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 永田議員の御質問に御説明いたします。

この図書館の空調の今回業務委託を出しておりますが、これが図書館が建設されました平成8年から設置されている空調となります。先ほど議員からもおっしゃられましたように、2階の古文書室というところがございまして、その中に温度設定でありますとか、湿度設定がなされているところに使っている空調となります。今回故障した24時間フル稼働しているところになりますので、これが故障してしまったということで、今回至急業者のほうに見ていただいて相談をしたところで、配管とか大分古くなりますので、修繕とかがちょっときかないということでやり替えますと、結構高額になります見積りが出てきましたので、1回正しく設計、手法も検討した上で正規の工事ができればということで今回業務設計委託のほう出させていただきました。

以上です。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

ということは、ある程度の値段は出てきたということですよね。ある程度この機器を変えるならばどれくらいの値段がするだろうかとしたら、相当な値段が上がってきたので、きちんとした設計が必要になると。そのときに業者間で競争入札をしまして、そして正しくもう設計施工なんですよ。こういったやつは。わざわざですね、それを出すのではなくて、うちはこういったかたちで、ここを取替えてやりますっていう仕様書っていうのは全部出してくるんですよ。これをわざわざ設計をとるとするのは時間も要りますし、ここの経費が乗っかかってくるということですよね。136万4千円ということです。ここは恐らく一般の企業とするならカットするところですよ。ここする必要はないと思うんですけども、これをするによって、確実にそれが行われると交換作業なり何なりというので、それが町民にとって大きなメリットになりますよっていうものに通じるもののかなど。やっぱりここは考えてしまいますね。いくらするか私もわかりませんが、機器というのは、機器設置業者というのは、それなりのノウハウを持ってからの業者なんです。その設計能力がない業者はもちません。それだけ高額なやつっていうのは。この場合は、調子が悪くなった。具合が悪くなった、故障しました。早急にしなければならぬじゃないですか。古文書管理の観点からするならば、だったならば妥当な経費を出したときに、この上乘せの設計の料金をのせたほうがやはりいいのか、それでこれを出すことによって競争入札しようという魂胆だろうと思うんですよ。これ出さないで、設計施工で出すこと私できると思うんですけども、そういった検討はなされたのか、質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 再度、質問に御説明いたします。

今回故障をしたということで、一旦業者のほうから参考見積りをいただきました。確かに高額な金額も上がってまいりましたので、今後の手法も含めてどのような手法もあるのかも含めて、設計の段階で1回見直しをさせていただくということで、工事的な費用の軽減にも十分配慮して考えていきたいということで今回の業務委託のほうの予算をお願いすることになりました。

以上です。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 詳細に設計することによって、そういった機器の適正なる機器を選定されて、そして間違いない工事がされる。しかし、それは経費の増大を削減するっていうことではなくて結局時間もそれについているし、結局ここの部分の経費というのはどうやって消化するのかなど。減価償却というのはもちろん長くなってしまいうんですよ。それだけ、期間が載せていくんですよ。ですから、これをでしたら3回目の質疑ですんで、136万4千円をのせました。それによって今回の機器が何年間持ちましたので、その年数をもつと考えまして経費的にはいくら削減することができる積算になりますというのをきちんと委員会で審議されるでしょうから、出していた

きたいと思うんですよ。そういった数字的な経費というのが、今までの一般的な計算の方法ですけども、原価計算というのは、実は今はその計算の仕方って実はもう古くなってきているんですよ。ABC原価計算というのはその後どういった影響になるのか。それとも事前に時間はどれだけかかるのか、人件費はどれだけかかるのかというまで、すべからく計算するABC原価計算というのをやらなくてはならない時期に本当はきているんですよ。

ですから、ここの数字だけ見たならば人件費や時間やそういった要した時間に対して時間をすればもちろん人件費も時間なりに出ていきますよね。そういったものを考えれば、やはり効率化っていう点と比較しなければならない。そして今回使うであろう年数において比較しなければならないということです。この点について比較というのは委員会の審議に付託しますので、そういったものはもちろんきちんと説明することができますか。再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 再質問にお答えします。

委員会の中で十分御説明ができるように説明をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私のほうからもちっとお尋ねをしたいと思えます。

まず一つが、先ほどの一般特定貨物事業所の補助の件なんですけれども、これは全協でも申しあげましたけれども、そもそもがですね、先ほどの質疑の中でありましたように、白ナンバーというのが自社の製品を運ぶんだからそこについては補助の対象と考えないよと。これ一つ考え方ではあると思えます。それを選択するべきかどうかというのはまた別ですけれども。そういう考え方もあるかと思えます。そうしたときに特定運送事業者というのはビートゥビーの仕事ですので、言ってしまうと自社の製品を特定の会社に運送委託するわけですね。ということは、その分も当然自社の分として委託料に運送料に反映させなければいけないという話ですよ。であれば、本当に特定貨物の事業者さんの補助というのは本当に必要なのか。それに公益性があるのかということについてはやはり検証されるべきだと思います。そこについてお尋ねしたいというのがまず1点です。

それからちょっと細かい話になるんですけど、概要の4ページですね。児童福祉総務費の返還金というのがたくさん出てくるんですよ。過年度分です。過年度分で一番上のやつを参考にするとR4、R3、R2まで出てるんですね。過年度分といって決算のことを考えればR4までが普通でもし間違いがあってR3ということは、あるかもしれませんがR2までいってしまうというのはどういうことなのかなど。つまりこの返還料というのはそもそもどういうフローで算定して補正を出していくのか。そこの流れについて教えていただきたいというのが1点です。

それからもう一つ細かいこれも細かい話で申し訳ないんですが、まだ立っておられない部長さんもおられますので、一つお尋ねします。予算書の18ページですね、18ページの総務費の戸籍住民機器台帳費の中に住民基本台帳システム及び戸籍附票システム改修委託というのがあります。

これがその反対側の歳入側の補助と比べますと10分の10になってないんですね。参考までにほかの自治体の予算が開示されているところも見たんですけど、そこ10分の10になってたんですよ。

○議長（桐原則雄） 所管じゃない。

○10番（佐藤真二議員） ごめんなさい。間違えました。すみません。そしたら先ほどの2点ですね、お願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 佐藤議員の質疑に対して御説明いたします。

佐藤議員の質問については、貨物自動車運送事業法の中に、貨物自動車運送業とは一般貨物自動車運送業特定貨物自動車運送業及び貨物経営自動車運送業ということで定義をされております。その中で、今回は燃料高騰の影響を受けているという判断で全協でも説明しましたが、今回は中小貨物運送事業者に対して補助金を公布しますということで御説明させていただきたいと思います。

全協の質疑を受けまして九州管内あたりを調べたところ、中には特定貨物を除外している町村もありましたが、そちらについてはそういった貨物事業者がないということで、判断されて外しているというふうに答えをいただきました。

今回については、実際事業者の聞き取りしまして、県トラック協会あたりに現状として聞き取りをいたしております。県トラック協会としても実際非常に燃料が高くなって困っていると、要望書も出ております。そういったことで現実的には非常に厳しい現状だと聞いております。

それと今回参考にしたものとして経済産業省、中小企業が企業庁が価格交渉促進月間ということで、2023年のフォローアップ調査ということのこちらを参考にしております。その中ではこちらについての調査が、経済センサス産業別法人企業数の割合、ビートゥシー取引が中心の業態を除くということの調査になりますので、こちらはビートゥビーも含まれておりますが、この中で交渉を3月と9月で調査する中で2023年の3月で27業種あります。その中でトラック運送業については、23年の3月は26位ということで交渉のランクが低いと。23年の9月になると交渉に応じた業態としては22位ということで若干上がったような調査結果が出ております。実体的にはその調査の価格転嫁ができたということで実際交渉はできたんですが、価格転嫁ができたかどうかという調査では、23年の3月では27位一番下で、23年の9月の結果においても27位ということで、業界別で見ますと価格の転嫁については交渉についてはできたんですが、実質としてはまだ低い状況ということでこちらを参考にしまして、トラック運送業についても非常に価格転嫁が厳しいという業態ということで受けましたので、今回の補助の対象としております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 佐藤議員の質疑にお答えをさせていただきます。

説明資料の4ページにですね、今御質問にありました過年度の返還金、各事業の返還金について今回補正を組ませていただいているところがございます。こちらに記載しておりますこれらの事業

につきましては、基本的には単年度の事業ということになりますので、流れとしましては、3月の時点で変更交付申請というかたちで1回変更をさせていただくと。その後変更交付申請に対しての決定が来ます。最終的には、実績ということで清算をいたしますので、翌年度になりますので、通常翌年度にその実績に応じて今回の返還金、あるいは追加公布というかたちでの流れというふうになっております。

御指摘の令和2年度と3年度の返還金についてでございますが、先ほど議員からありましたように、これにつきましては、町内の保育所等におきまして加算金の算定で誤りのほうが判明いたしましたので、こちらについては保育所等の事業者のほうから返還金を戻し入れるとともに、国県への返還金の支払いが必要になったということで今回補正のほう合わせてさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 最初の質問に関しては、公益性でどうですかというところをお尋ねしたところについてのお返事がなかったのかなというふうに思っておりますので、その分を補足でお願いします。

それから、この3年度、2年度という分のお尋ねしたかったのはフローをお尋ねしたかったんですけど、つまり前年度、あるいはその前年度まである年に算定しなおしてということは何回もやらなきゃならないというフローになっているのかということです。そこをお尋ねしたかった。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 佐藤議員の再質疑に対して御説明いたします。

公益性ということで日本の物流については、トラック業界が公益的に輸送になっているということで思っておりますし、大津町においても輸送業界については非常に大津町の物流も担っていると思っておりますので、今回公益性ということで補助の対象としております。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 佐藤議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

流れについては、先ほど申し上げましたように、基本的にはその年の変更申請あるいは実績によって翌年度にさしていくというやり方かと思えます。今回今申し上げました2年度出てきた理由としては、加算分の誤りが判明したということですが、これについては会計検査等の指摘とかそういうところで判明したものですので、通常はそういうことがないということとは出てこないということになります。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。2時50分より再開します。

午後2時45分 休憩

△

午後2時50分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案第81号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第82号から議案第83号までの2件を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第84号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第85号から議案第87号までの3件を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

### 日程第23 委員会付託

○議 長（桐原則雄） 日程第23 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第71号から議案第87号までをお手元に配付しました議案委員会付託表案のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後2時52分 散会



本 会 議

一 般 質 問

# 令和5年第12回大津町議会定例会会議録

令和5年第12回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

令和5年12月11日(月曜日)

出席議員	2番 田代元気      3番 時松智弘      4番 西川秀貢 5番 大塚益雄      6番 三宮美香      7番 山部良二 8番 山本富二夫      9番 豊瀬和久      10番 佐藤真二 11番 大塚龍一郎      12番 坂本典光      13番 永田和彦 15番 荒木俊彦      16番 桐原則雄																																				
欠席議員	1番 大村裕一郎      14番 津田桂伸																																				
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木啓一 書記 飯塚彩菜																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町</td> <td>長 金田英樹</td> <td>総務部総務課主幹兼行政係長 兼法制執務係長</td> <td>吉良元子</td> </tr> <tr> <td>副町</td> <td>長 工藤あずさ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>藤本聖二</td> <td>総務部財政係長</td> <td>田邊嵩博</td> </tr> <tr> <td>住民生活部長</td> <td>木村欣也</td> <td>教育長</td> <td>吉良智恵美</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長</td> <td>坂本光成</td> <td>教育部長</td> <td>羽熊幸治</td> </tr> <tr> <td>産業振興部長</td> <td>村山龍一</td> <td>教育部次長</td> <td>百田止水</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長 併任工業用水道課長</td> <td>西岡多津朗</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>梅田博隆</td> </tr> <tr> <td>総務部総務課長 兼選挙管理委員会書記長</td> <td>村山博徳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計管理者 兼会計課長</td> <td>中井雄一郎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町	長 金田英樹	総務部総務課主幹兼行政係長 兼法制執務係長	吉良元子	副町	長 工藤あずさ			総務部長	藤本聖二	総務部財政係長	田邊嵩博	住民生活部長	木村欣也	教育長	吉良智恵美	健康福祉部長	坂本光成	教育部長	羽熊幸治	産業振興部長	村山龍一	教育部次長	百田止水	都市整備部長 併任工業用水道課長	西岡多津朗	農業委員会事務局長	梅田博隆	総務部総務課長 兼選挙管理委員会書記長	村山博徳			会計管理者 兼会計課長	中井雄一郎		
町	長 金田英樹	総務部総務課主幹兼行政係長 兼法制執務係長	吉良元子																																		
副町	長 工藤あずさ																																				
総務部長	藤本聖二	総務部財政係長	田邊嵩博																																		
住民生活部長	木村欣也	教育長	吉良智恵美																																		
健康福祉部長	坂本光成	教育部長	羽熊幸治																																		
産業振興部長	村山龍一	教育部次長	百田止水																																		
都市整備部長 併任工業用水道課長	西岡多津朗	農業委員会事務局長	梅田博隆																																		
総務部総務課長 兼選挙管理委員会書記長	村山博徳																																				
会計管理者 兼会計課長	中井雄一郎																																				

## 一 般 質 問

1 番 豊 瀬 和 久 議員 p73～p88

### 1. 乗合タクシーの町中心部への運行エリア拡充について

10月から、まちなかエリアの回遊性向上の取り組み・賑わいの創出等を目指した新たな移動手段を導入するための実証運行を行っているが、年間の運行収支予測が410万円の赤字となっている。

- (1) 実証運行の結果をもとに巡回バスの在り方や、乗合タクシーの導入地域を検討することになっているが、巡回バスを廃止して、乗合タクシーを導入することで赤字事業を解消することができるのではないか。
- (2) 昨年6月定例会での一般質問で、町内全ての地域で乗合タクシーを提供しない理由に財政をあげられたが、410万円の財源があれば乗合タクシーを利用したい全ての町民が利用できるように運行エリアを拡充し利便性を向上させることができる。

優先すべきは、回遊性の向上ではなく、乗合タクシーが利用できない地域にお住まいの高齢者や妊婦さんなどの買い物や通院など日常生活における移動手段の確保であり、一日も早く全ての町民が乗合タクシーを利用できるように乗合タクシーの運行エリアを拡充することではないか。

### 2. 手話言語条例制定について

現在、本町では手話講座を実施するなど手話理解を広げる取り組みを進めているが、より幅広い理解を深めていくために手話言語条例を制定すべきではないか。

### 3. 都市計画マスタープランの見直しについて

- (1) TSMCの進出などによる社会情勢の変化や相次ぐ企業進出や宅地開発を受け、現状を反映させるために都市計画マスタープランを見直す方針を示されたが、役場の推進体制は整備されているのか。
- (2) 都市計画マスタープランの見直しについて、いつ頃、誰が、何をするのかということのを的確に町民に伝える必要があると思うが、どのように考えているのか。
- (3) 住宅地の中で、町道と私道が混在している地域があり、道路や側溝が未整備で地域の発展を阻害している場所がある。

過去に、町が町道認定を進めた経緯もあるが、再度、町と地域住民が一体となって住環境を良くするための地域づくりを推進するべきではないか。

#### 4. 帯状疱疹の早期治療のための対処方法の周知と予防について

(1) 厳しい痛みなどを伴う帯状疱疹は、加齢などによる免疫力の低下が影響し、50歳以上になると発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われている。

帯状疱疹の早期治療のためにも発症した時の症状、対処法などを広報おおづや町ホームページ等で周知すべきではないか。

(2) 帯状疱疹の予防には、ワクチンの接種が効果的だが、国の定期接種の対象ではないため、費用は全額自己負担だ。

町民からも助成の問い合わせや要望が寄せられていると思うが、高齢者や、基礎疾患のある方など発症リスクが高い方々の負担軽減のために助成制度を創設すべきではないか。

#### 5. 大津町運動公園（スポーツの森）改革について

スポーツの森は、スポーツ観戦や実際にプレーキする場として整備されているが、収益性に乏しく、維持・管理費がかさむ「コストセンター」となっているのではないか。そこで、収益を生み出す「プロフィットセンター」へ転換させるためにもスポーツの森改革が必要ではないか。

#### 6. 視覚障がい者のための音声コードの利用促進について

全ての障がい者が、障がいの有無によって分け隔てられることのない社会をめざし、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行された。

ところが、今でも視覚障がい者にとっては、情報の取得や利用に多くの苦労がある。視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は、主に音声や拡大文字によって情報を得ている。

文字情報を音声にする方法は、補助者による代読、パソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容を音声コードに変換して活字文書読上装置を使って音声化する方法がある。

現在、本町では障がい者基本計画の見直しをおこなっているが、その計画を具体的に推進するためにも、本町から町民に送付される公的な通知について、この音声コードの普及を早急に進めるべきではないか。

2 番 時 松 智 弘 議員

p 89～p 103

#### 1. 子ども達の意見を取り入れる政策の推進と大津町ジュニアリーダー夢会議のさらなる活性化について

- (1) 生徒たちの一般質問について、今後の政策反映はどうするのか。
- (2) JLDの活性化のため、あらかじめ提案の実効性担保をふまえて予算計上をする考えはないか。
- (3) 小学校児童のアイデアにも目を見張るものがある。「町長への意見箱」を設置して子どもたちの意見をダイレクトに聞く考えはないか。

## 2. 公共施設の名称統一について

- (1) 複合施設の名称が整合されていない様に見える。対策は。
- (2) 施設名称に沿った公共交通事業者への周知は。
- (3) 人口増加対応や利便性向上の為、複合施設を整備する指針は。

## 3. 有害鳥獣情報の有効活用について

- (1) 有害鳥獣被害報告フォームを住民全体向けに改善できないか。
- (2) 町有害鳥獣対応マニュアルの見直しが必要ではないか。

## 3 番 山 本 富二夫 議員

p 103～ p 117

### 1. 農工商併進のバランスの取れた農業対策・工業誘致対策・商業対策・住宅対策等を町はどう計画し進めていくか

- (1) 大津町の中心産業は農業と考える。世界各地で紛争が起きている今、地産地消の原点に戻るべきだと思うが。
- (2) 飲食業の方から、まずは人手不足と家賃の値上げ依頼があり、値上げに対応すれば経営が成り立たない、町も空き店舗や空き家の改修工事費用の一部負担を考える時期ではないか。
- (3) 10月5日の新聞に政府方針として、工場立地規制を緩和と記事で出ている。政府は10月4日、半導体や蓄電池など重要物資の工場建設をしやすくするために土地利用の規制を緩和する方針を明らかにしたが町はどう考えているのか。

### 2. 平日の家族旅行・学校休んでOKの取り組みをすべきと考えるか

2023年9月5日の新聞に、大分県別府市の教育委員会の記事が記載されていた。別府市は9月から市内の小中学生が、3日間に限って欠席扱いにしない全国的にもユニークな取り組みを始めた。土日祝日に働く飲食業・ホテル・畜産農家などでは、児童生徒が両親と過ごす時間が少ないことからの取り組みである。

- (1) 平日に子どもを休ませる場合の親の心理的負担を軽減し、親の有給取得の推進や、休み方改革を進める考えはあるか。教育長に問う。

(2) 導入により、親子のコミュニケーションが図られて不登校の解決の一助になると考えるが、考え方を教育長に問う。

3. 第二給食センター建設と給食の無償化に取り組むべきだ。

- (1) 大津町給食センターは主食の米飯とパンは外部からの仕入れをしている。広島市の食堂運営会社が学校給食などの提供を突然停止した問題がある。第二給食センター建設と同時に現在の給食センターでの米飯の調理再開をすべきだ。
- (2) 新聞に県内の4分の1に迫る10市町村が無償化へかじを切った。大津町も無償化にかじを切る時期に来ている。町長の前向きな回答を聞きたい。

4 番 田 代 元 気 議員 p 117～ p 124

1. 指定ごみ袋について

- (1) 新たに財源の確保として、指定ごみ袋へ広告を募集している自治体が増えてきているが、本町でも導入し、広告掲載事業を実施する考えはないか。
- (2) 指定ごみ袋をばら売り（1枚単位）にすることにより、レジ袋の削減の他、スーパーなどの利用者の利便性向上にも繋がると考えるが、町としてレジ袋を有料としている事業者と連携し、取り組む考えはないか。

2. 中学校部活動の地域移行について

- (1) これまでも一般質問や委員会審議を通じて町の取り組みなどを質問してきたが、本年4月から改革推進期間としてまず、休日部活動の地域移行を進めて行く取り組みが始まったが、半年が経過した現在、本町における取り組みと、現状の課題、これからの地域移行に向けた取り組みとスケジュールはどうなっているのか。

5 番 荒 木 俊 彦 議員 p 125～ p 133

1. 道路行政の不作為ともいえる都市計画の反省

町の都市計画行政で過去の道路の道路行政にきちんとした反省が必要ではないか。

具体的個所として、都市計画道路交差点「桜山交差点」（以下、美咲野交差点）周辺の杜撰な道路設計によって、交通渋滞とともに重大事故発生が危惧されている。

そもそも、町の都市計画道路の計画が、あまりにも杜撰であったことをきちんと反省すべきではないか。

- (1) 美咲野交差点は、もともと県道と町道の3差路のところ「三吉原出口線」と県道付け替えの「矢護川大津線」の線引きを上乗せしたところに、当時周りには建物もなかったにも関わらず、JRによる団地造成計画になんら疑問も持たず、三叉路に新たに3本の道路を交差させたこと。
- (2) その結果、六差路を四差路にするため町道・新小屋桜山線～上大津」を分析したこと。
- (3) 「三吉原北出口線」から「町道・新小屋桜山線」への接続を、取ってつけたような急カーブの交差点（以下ケーキ屋さん東交差点）にしたこと。

この交差点計画は、当初から「三吉原北出口線」が信号待ちや渋滞で車がつながることが予想され、「新小屋桜山線」から「三吉原北出口線」への左右折は、非常に危険でこれまでも重大な事故が起きている。

一番の問題は、この交差点は、美咲野交差点との間が100mほどしか距離がなく、信号を付けたくても付けられない、危険極まりない交差点になっている。

- (4) ケーキ屋さん東交差点の位置と形状は道路法にも抵触するのではないか。建設計画時の警察との応答内容を明らかにしてもらいたい。

以上、町の都市計画道路にからむ、道路行政がいかに杜撰であったか、きちんとした反省が必要ではないか。また、ケーキ屋さん東交差点の位置は道路法にも抵触するのではないか。

## 2. ケーキ屋さん東交差点付近の安全対策と必要なう回路建設

ケーキ屋さんと道路を挟んだ東側にコンビニの建設が進められている。コンビニは多くの人に歓迎される便利な店舗であるが、今まで以上に危険極まりない交差点になることは明らかではないか。

国道57号北側復旧ルートにより阿蘇方面との通行が便利になったが、大型トラックを含めて、高尾野側のインターからの乗降りが急増している。

交差点安全対策と、う回路建設が早急に必要ではないか。

- (1) ケーキ屋さんとコンビニ間に横断歩道が必要ではないか。ただし、交差点に信号設置は難しいのではないか。また、変則すぎる急カーブ交差点で横断歩道での停止車両によって、追突事故やさらなる渋滞も予測されるが、町として安全対策の考えは。
- (2) 今でも国道325号から阿蘇方面への東西の交通量が激増している。さらに、高規格道路が合志市から325号の杉水交差点まで開通すれば、東西の物流運送のトラックなどが美咲野交差点・ケーキ屋さん東交差点に集中して北側復旧道路に向かうことは、明らかである。高規格道路の北側復旧道路に

つながるまで、我慢しろでは済まされない。

今のうちに、北側復旧道路のインターから本田技研南通り方面に産業道路としてのう回路を建設することが求められていると考えるがいかがか。

### 3. ケーキ屋さん北側の町道部分の改良

町の都市計画道路行政の結果、ケーキ屋さん北側の町道「新小屋・桜山線」の部分が放置され、安全上も景観上も問題ではないか。

提案として、道路の北側の住宅地への東側からの進入路を提供して、現在、封鎖されている道路南半分は、売却処分したらどうか。

## 6 番 山 部 良 二 議員

p 139～ p 152

### 1. 誰1人取り残さないまちづくり

来年の2024年4月1日に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者の合理的配慮の提供が義務化される。合理的配慮は、社会的障壁によって生まれた機会の不平等を正すものであり、今後、事業者の義務になる。また、町内にも様々な障がい者にとっての障壁があるのではないか。本町において、より一層、障がい者に対する合理的配慮の提供を実現しなければならない。以上を踏まえ質問する。

(1) 障がいのある人もない人も、共に安心して暮らせる共生のまちづくりを推進していくため、事業者や地域の団体が障がいのある人に必要な合理的配慮に提供するためにかかる費用を助成するべきではないか。

(2) 本町にも私たちが気づかない「障がい者の方々」にとって障壁となる事象があるのではないか。町の対応を問う。

### 2. オーガニック給食を子どもたちへ

学校や保育園などの給食に地元産の有機食材を使う「オーガニック給食」がかつてない盛り上がりを見せている。今、オーガニック給食が注目される背景には、子どものアレルギーなどの増加、農薬など食の安全性に対する懸念などの問題がある。私たちが子どもの頃は、おなかが満たされる十分な量と、栄養がありおいしいこと、コストを抑えることであったが、これからは次代を担う子ども達の食の安全を守るため有機食材を取り入れた給食が必要ではないか。以上の観点から、学校給食の無償化は当然だが、今回はオーガニック給食に焦点を当てて質問する。

(1) 県では、学校給食のパンに100%国産小麦を使っていると思うが、大津町では「地産地消」大津産小麦を使う必要があると思うが、現状を問う。

(2) 化学肥料や農薬を原則使わない、有機栽培を行う農家を支援し学校給食を



すべて有機米に変え、給食費の無償化や地産地消による町の活性化・環境負荷の軽減・地域のブランド化を推進し、地域農業の活性化を目指すべきではないか。

### 3. 職員の長時間労働の是正を

職員の役割は、「儲かる儲からない」という枠組みでサービスを提供するのではなく、町に暮らす人々に密着した行政サービスにより、より快適な生活を提供すること。この役割を果たすために、職員は、医療・福祉・保育・小・中学校の分野で、行政職として教育・行政サービス・まちづくり等の仕事に、また技術職として下水道・土木・河川管理・都市計画・企業振興等、日々熱意をもって取り組んでいる。また熊本地震の際や豪雨災害の際にも、町民に安心・安全を守るために職員は奮闘している。しかし、職員の働く環境は、年々厳しさを増している。以上踏まえ、教職員も含む人手不足を伴う職員の長時間労働の是正について問う。

7 番 大 村 裕一郎 議員

p 152～p 158

#### 1. 渋滞対策について

大津町では渋滞が慢性化し、住民の方たちも渋滞に伴う交通事故など非常に不安を感じている。

そのため、町も対策として1千万円ほどかけ交通量調査を行い、対策を検討しているが、いまだに目標の設定もできていない。これでは、渋滞対策について評価するところもできない。

しっかりとPDCAのサイクルに乗せて改善を図るためにも、早期に目標を設定し、全力を注ぐべきだと考えるが町長の考えを問う。

#### 2. 税金の再配分について

今後大津町では半導体特需によってさらに税収が増えると考えられる。

5月に行なわれた町民懇談会において、町長から増えた税収には住民サービスに活かすと明言されていたが、具体的な部分は今現在明言されていない。

こういったこともあり、半導体企業が来ることに対して「ただ渋滞が悪化するだけ」との声も住民から聞こえてきている。特に大津町北部、南部にはあまり影響がなく、渋滞というマイナスの部分だけが目立っている状況にある。

本来であれば増えた税収は中心部だけではなく北部や南部にも、ひいてはそのエリアの中心的な産業になっている農業にも還元すべきだと考えるが、町長の考えを問う。

8 番 西 川 秀 貢 議員 p 158～ p 165

1. これから先の大津町の祭りについて

町の一大イベントである大津地蔵祭り、現在は実行委員会で組織、運営をされている。これまでの状況、これから先の町の発展、子供たちの未来を考えた時、今一度組織の中身を考え直す時期にきている。

2. 町の補助金のあり方について

現在町の補助金交付を受けている多数の団体があると思う。町の発展、住みやすい町づくりの為、日々事務、事業に専念していると思う。この補助金の内容について、今一度時代に沿った見直しが必要である。

3. 医療機関への支援について

現在も続いている物価高騰により、医療機関においても悲鳴をあげている。早急な対策が必要である。

9 番 坂 本 典 光 議員 p 165～ p 174

1. 過去の広報誌の目次一覧の作成

過去の町広報誌はホームページに残されているが、開けてみないと目次（記事の内容）は分からない。発行号数別目次一覧を作成すれば、過去の出来事を調べる際に目的の広報誌に早くたどり着くことができる。

2. 町指定の重要文化財について

時代の変化に伴って文化財の位置づけも変わってくる。

大津町が発展するなか、昔の遺産としてだけでなく、一定の地域の誇りや観光面からも考え直してもいいのではないだろうか。

3. 上鶴を流れる水路（ろくそう井手）の雑草伐採

上井手の吐から取り込まれた水路で焼肉の大津屋の裏を流れる水路を俗に「ろくそう井手」と呼ばれるが、上鶴地区の一部に雑草、雑木が生い茂っている。危険である。早く伐採してもらいたい。

以前、大菊土地改良区で伐採した実績がある。

10番 三 宮 美 香 議員 p 179～ p 188

1. 子育てしやすいまちづくり、各団体・組織の連携と子育て・健診センターについて

大津町は全国に先駆けて子育て応援に取り組んでいた認識である。私自身、その支援の恩恵にあずかり子育てをしたが、社会的背景の変化に伴い現在の子育てをめぐる環境は厳しいと感じている。9月一般質問で産後ケアについて質問し広く周知をお願いしたところだが、今回は妊娠期から出産後の子育て期の支援について、町と子育て支援・健診センター、各団体や組織との連携体制を確認し、支援の充実につなげていきたいと考える。

- (1) 県内の自治体の玉名市では妊娠期から中学生までの子育てについての情報サイトを提供する「子育てハンドブック」「こそだてのわ」を発行されており「こそだてのわ」に掲載されている20ほどの事業者では奇数月に全事業者での会議を行い連携されている。

大津町での子育てに関わる団体・組織との連携はどうしているのか。

また、子育て支援センターと健診センターの連携もどうしているのか。

- (2) 子育て・健診センターは2009年（平成21年）にアルコール工場跡の事務所を1億476万円かけて改修し開設されている。現在、1階は町健康保険課、2階は委託している子育て支援センターが入っている。

センターの床はコンクリートでマットが引かれているが、今まで修復・交換をされた記憶がない。また、室内の大きな遊具も長期使用されており傷んでいる。

利用する親子が安全に過ごすための確認などはどうしているのか。

## 2. 子育てしやすいまちづくり、町内公園の管理について

公園は子育てにとって重要な役割を果たす場である。子どもたちにとっては遊び交流し楽しい子ども時代を過ごす。親にとっても子どもの成長を確認でき、親同士が交流もできる場である。そのために、公園は安全で安心な活動場所であるべきだと考える。

1 問目の質問を調査する中で公園管理に不安な点が生じた。

かぶとむし公園は切り株がボロボロの状態だった。トイレは男女とも和式で障害者トイレは洋式であったが明り取りの屋根が割れていた。

中央公園は健康作りのためのベンチなど、ひび割れが目立っていた。こちらもトイレは男女ともに和式しかなく車椅子マークのトイレのみ洋式であった。

子どもたちが使う遊具については、破損したときの対応は速やかにしてもらっていると思う。

かぶとむし公園や中央公園は特に小さな子ども連れの親子が利用している。安心して過ごせる環境作りの配慮が必要だと感じるが、どう考えているか。

1. 環境アセスメントについて

町長に対し

大量の水と電気を使い多くの化学物質をもって製造される半導体産業が環境に与える影響を把握し、地域社会に悪影響が及ばないかの予測や評価を行い内容を審査し適正な環境配慮が立証されてこそ全体の発展である。町民の生命と財産を守るための防備が必要である。

教育長に対し

社会環境の急激な変化は今後の時代を生き抜く為の材料と捉える良い機会としなければならない。産業構造や環境の変化は世の常であり正しい認識と判断で生きる力が求められている。

2. 政府が進める「貯蓄から投資へ」について

町長に対し

政府は国民の総合的資金計画を後押しするのではなく、国民の勤勉なる努力による貯蓄を経済発展に誘導する単純施策で、投資に対する知識無き正直な国民には迷惑千万な国の音頭取りである。

この危険極まりない政策から町民を守らなくてはならない。

また、損失に対する責任が持てないのであれば国民の自己責任となり投資への促しは公が関与するものではない。

教育長に対し

先進国の多くでは投資に関する教育が組み込まれているが、その知識は重要で社会の仕組みを理解するうえで不可欠である。義務教育でもそれぞれの人生が充実する為に現実的な知識の習得が求められる。

議 事 日 程 (第 2 号) 令和 5 年 1 2 月 1 1 日 (月) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。それでは、本日の会議を開きます。

なお、津田桂伸議員、大村裕一郎議員及び大塚昌憲財政課長より欠席の届出がっておりますので、御報告申し上げます。

### 日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容は、議席及びタブレットに配付のとおりです。

今回の一般質問者は 1 1 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、1 2 日が 6 番から 9 番まで、1 3 日が 1 0 番から 1 1 番までの順で行います。

### 日程第 2 一般質問

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久議員。

○9 番 (豊瀬和久議員) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様、そしてインターネット配信やモニターで御覧いただいている皆様もお忙しい中、早朝より大変にありがとうございます。9 番議員、公明党の豊瀬和久です。

本日は、9 月の定例会でできなかった分と合わせて、6 項目の質問を行いますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず初めに、乗合タクシーの町中心部への運行エリアの拡充についてお伺いをいたします。

乗合タクシーの運行については、これまでも住民の皆様の要望にお答えしながら改善を重ねて、利便性の向上を図ってきている状況です。ですが、まだ住民の要望にお答えできていないことが町営住宅も多くある町中心部への運行エリアの拡充についてです。

乗合タクシーの主な利用者は高齢者であり、通院の方や足腰が弱くなり、買物して荷物を抱えて歩くのが大変な方々などで、あけぼの団地、北出口団地、西嶽団地などがある町中心部は坂道も多いですので、家から目的地、そして家の前まで帰ってくる乗合タクシーの利用を望む声は当然だと

思います。そして、これまでの取り組みとして乗合タクシーの対象エリアの拡充とともに、乗合タクシーの運行に関する要綱も改正されており、改正前の乗合タクシーの目的は、町内における公共交通空白地域をバス停から500メートル以上離れている地域として交通手段を有しない方への交通手段の確保が目的となっていました。改正後は、公共交通のあるなしに関わらず、町民の日常生活に必要な交通手段を確保し、町民の福祉の向上を図ることという目的に改正されており、町民の日常生活に必要な交通手段の確保とともに、町民の福祉の向上を図るという内容が加わっています。この改正された内容の意味を考えれば、町民の福祉を向上させるために一日も早く、乗合タクシーに乗れずに不平等な状況にある交通弱者を守る取り組みを進めていかなければならないと思います。

それでは、補助資料を御覧ください。

菊陽町の乗合タクシーの御利用ガイドとなっています。その中に、菊陽町の乗合タクシーとはという説明がしてあり、そこには、菊陽町にお住まいの皆さんであればどなたでも利用ができ、ほかの人との乗り合う公共交通機関ですと書いてあります。

大津町のように同じ町民でありながら未だに乗合タクシーが利用できる人と利用できない人がいること事態が不平等な状況となっています。

そのような中、10月からまちなかエリアの回遊性向上の取り組み・賑わいの創出などを目指すなどとして新たな移動手段を導入するためのバスの実証運行を行っていますが、このバスを運行させること事態の年間の運行経費の収支予測が410万円の赤字となっています。

そこで2点お伺いをいたします。

1点目は、土曜日の新聞報道に甲佐町が町営バスを廃止し、代替手段として乗合タクシーを導入するとの記事が掲載をされていました。町営バス路を廃止する理由は、利用者が少ないということだそうです。本町におきましても、実証運行の結果を待つまでもなく運行させること事態が赤字のバスを廃止して、利用した分だけの経費しかかからない効率的な乗合タクシーを導入することで、赤字の事業を解消することができるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

2点目は、昨年6月の定例会で今回と同じ乗合タクシー運行エリア拡充に関する一般質問を行いました。その際、町内すべての地域で乗合タクシーを提供しない理由に財政面を上げられましたが、バスの赤字で出る410万円の財源で、乗合率を上げるなど効率をよくする取り組みを併せて行えば、すべての町民が乗合タクシーを利用できるようにすることができるのではないのでしょうか。今、優先すべきは乗合タクシーが利用できない地域にお住まいの高齢者や妊婦さんなどの交通弱者を守ることであり、そうなるこそ乗合タクシーの運行に関する要綱の規定どおりの乗合タクシーになるのではないかと思います。金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、おはようございます。豊瀬議員の質問にお答えをいたします。

本町の公共交通は、町民の日常生活に必要な移動手段としてニーズに合わせた公共交通サービスの提供に取り組んできました。しかし、社会情勢や生活行動の変化、自家用車依存の実態により公

公共交通の利用は低迷をしております。

一方で、議員御指摘のとおり、いわゆる交通弱者として公共交通を必要とされている方もおられるため、町としても路線維持費として毎年路線バスの運行会社に補助金を拠出しており、年々その額は増加している状況であります。

今後、高齢化がさらに進展する中では、財源が限られる中においてもその機能をいかに維持向上させるかは大きな課題であります。町としても持続可能な公共交通サービスの確保維持に向けて、地域住民、交通事業者、行政、それぞれの役割を明確にし、地域全体で持続可能な公共交通体系を実現するとともに、本町のまちづくりと連携しながら持続可能な公共交通サービスの構築を目指しております。そのような中で、乗合タクシーで街中に出て来られた方を含め、公共交通を必要とする方が大津町の中心部で東西の横移動が円滑にできないことが長年の課題でありました。

そこで、大津町地域公共交通会議において、ジャンボタクシーや既存バスを活用した新たな公共交通の実施を検討し、既存の路線バスである駅南口線を活用することでアクセス性を改善し、実行運行経費につきましても、現在の補助金の枠内での組み換え、調整を行うことで、新たな負担を生まない形で実施が可能であると見込み、大津街中バスの実証運行を行うこととなりました。

したがって、議員がおっしゃる運行経費410万円につきましても、地域公共交通会議の中で運行車両の種別を検討した際の見込み値であり、これは従来の路線バスへの路線維持補助金の枠の中で調整をするものですので、基本的には町の支出が以前の運行形態と比較して増えるものではございません。

ただし、この410万円といたしますのは、あくまでも見込み値ですので、具体的な運行率も精査していく中で、実際にはバス運行経費や乗車人数により前後する可能性がございます。

いずれにしましても、まずは利便性を高めながら町全体として同じく多くの施設を伴う様々な公共サービスの維持の必要性も踏まえ、新たに過度な費用負担が発生しない形で実証実験を進め、結果を踏まえて次のフェーズを検討していきたい考えです。

なお、この実証実験においては、既存の路線バスそのものの利用者も増やす施策も併せて行うことで、全体的な乗車率の向上、引いては、路線維持補助金の縮減にもつなげていきたいと考えております。

豊瀬議員が御提案される乗合タクシーの運行エリア拡充は、町民の皆様の利便性や満足度の向上につながる。また、課題であることも十分認識しておりまして、将来的には拡充の可能性も大いにあります。

しかしながら、エリア拡充におきましては、公共交通ネットワークの持続性という観点から公共交通事業者や国・県などと十分に協議しながら慎重に進める必要がございます。

まずは、令和6年9月まで実証運行をしております大津まちなかバスの効果検証を行いながら、既存のバス路線の再編や綿密な事業予測、的確な運行ルートの検討、十分な運行体制の確保や総合的な費用対効果などを十分に精査し、可能な限り、早期に運行エリアの見直しを進めていく考えであります。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） はい。前回の対象地区の拡充から令和2年の4月ですので、それから3年8カ月が経っていますが、その間、拡充はされてこられていません。最後、拡充を考えられているということだったんですけども、であるならば、1日も早く拡充をするべきだと思いますけれども、その3年8カ月経って、金田町長になられてからまだ拡充はされていないんですね、ぜひ、あと1年私たちの任期がありますので、その間にでもしっかりと拡充の目途を示していただきたいと思いますけれども、明確な時期、その検討する時期でもいいですし、拡充をしようと思われているのであればその時期を示していただきたいと思いますけれど、よろしくお願いします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

拡充の時期ということですが、一つの目途は、令和6年の9月まで実証運行を実施しておりますので、その中で見定めていきたいというふうに考えております。

また、公共交通としたときに、乗合タクシーだけではなく、先ほど来お伝えしましたように、町の通常のバス、あるいは今回導入したまちなかバスとの整合性、バランス、あるいはそのカバー率、そうしたものもありますので、一体的に考えていきたいというふうに思っております。まずは、重ねてはなりますが、私になってまさに始めましたこのまちなかの循環バスのほうをしっかりと進めていきたい。また、かなり経費が5千万円近く今、路線維持費用もかかっておりますので、そちらの圧縮ができるように現在のバスの乗車率等も高めていく、そんな施策も併せて打っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 町民の皆様の福祉の向上につながるような取り組みを進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、2問目の手話言語条例の制定についてお伺いをいたします。

まず、参考資料の手話教室と手話講座の写真を御覧ください。

このように、本町では、手話をわかりやすく学ぶことができる手話講座や手話教室が開催されるなど、手話の普及啓発活動が積極的に進められており、参加した人からは好評で、参加者が増えて、手話が着実に大津町の中に広がっています。現在、本町では、障害者基本計画の見直しを行っていますが、その計画を具体的に推進をしていくとともに、幅広い理解を深めていくためにも手話言語条例を制定する必要があると思っておりますがいかがでしょうか。

また、条例の制定と併せて、町のバックアップの下で継続的な手話講座を開催していくことが重要だと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の2点目の質問にお答えをいたします。

今回、御質問いただきました手話言語条例の制定につきましては、昨年9月及び本年3月の定例



会の一般質問におきまして、令和5年度末に策定する予定の障害者基本計画等と併せ、施策の方向性や実際の取り組みが明確化した時点で議案の上程をさせていただきたいと答弁をさせていただきました。意思疎通や情報の取得、または利用のための手段については、障害者基本法の改正や障がい者の権利に関する条約の批准により、選択の機会が確保されるとともに、選択の機会の拡大を図ることが規定をされております。町としましても国の規定に基づき、障がいの有無により分け隔てられることなく、誰もが自分らしく共に暮らせる地域共生社会の実現に向け、創意工夫を重ねながら事業を展開しているところです。

現在、熊本県内では、熊本県熊本市に続き、本年3月に人吉市が条例を制定されており、町では人吉市に直接ヒアリングを行うなど、情報収集や調査を行ってきました。

また、現在、町では今年度末までに策定する障害者基本計画等の策定に向け、障がい福祉に関するデータ分析と併せ、聴覚障がいのある方をはじめ、様々な障がいのある方々や支援期間等から聴取した意見を踏まえ、あらゆる障がいの理解促進に向けた施策について議論し、段階的に取り組みを行っております。

具体的な取り組みとしましては、菊池圏域2市2町による手話教室の開催のほか、月に2回、手話通訳者の設置日に合わせ、手話サークルを行っております。

また、今年度は初の試みとして、公民館講座の中で手話講座を開催しました。手話に対する町民の皆様の関心が高く、受講を希望される方が多かったため、第2回の手話講座を計画しているところであります。

議員御質問の条例制定の具体的な時期につきましては、関係部署を協議を進め、障がい者施策の方向性や方針を明確にした上で、また、条例を制定することが目的となってしまうように条例とその施策の評価マネジメントにより、定期的・継続的な実行性の検証や見直しを行うことができる体制について検討した上で、今年度の末を目標に議案の上程をさせていただきたいと考えております。

同時に、手話言語をはじめとした障がいの特性に応じた意思疎通手段への住民の皆様への理解向上、合理的配慮の促進に向けた取り組みにつきましても段階的に施策を展開していきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） はい、ぜひよろしく願いいたします。

次に、3問目の都市計画マスタープランの見直しについてお伺いをいたします。

T SMCの進出などによる社会情勢の変化や相次ぐ企業進出や宅地開発などを受けて、現状を反映させるために都市計画マスタープランを見直す方針が示されました。

また、先月23日の熊日新聞には、菊池市が市内を宅地、商業、工業の用途別に分けて振興を図るゾーニングを設定したと発表したことが報道をされておりました。内容をみますと、T SMCの進出を踏まえ、無秩序な開発を防いで、バランスの取れたまちづくりを進める狙いで、ゾーンごとに支援メニューを用意し、民間事業所の開発を誘導するとのことでした。

本町でも早急に都市計画を見直して、スピード感をもってその見直しを実行していくことが重要ではないでしょうか。

T SMCの進出による交通環境の変化について、1点だけ地域の声を紹介させていただきます。

源場区、つつじ台区、桜丘区では、国道325号線や県道49号熊本大津線に抜ける車の交通量の増加で安全確保の問題が大きな住民の皆様の不安となっています。そのような状況ですので住宅街の中に国道や県道に抜ける車が通行しないように、本田技研の南側から325号線までの町道本田技研325号線をセミコンテックパークまで延長することを望む声が出ています。この道路を造ることにより、つつじ台区の通学路の安全確保とセミコンテックパークまでのアクセス性の向上が図られると思います。

町としても延長を考えられているようですが、合志市や菊陽町との調整が進んでいない状況とのことで、ここの場所のような区画整理などの必要がない近隣自治体との調整さえつければ造れる道路整備については、しっかりと都市計画で示して、国や県の力も借りながら一日も早く実現をさせていくべきだと思いますが、なかなか進まない理由はそもそもそのような調整をしながら計画を推進していくだけの職員の体制は十分に整備をされているのか心配の声が上がっています。そして護川小校区の方々は、学校や住宅の近くに工業団地ができて、これから地域がどのように変わっていくのか不安な状況にありますので、都市計画の見直しについて、いつ頃、誰が、何をするのかということを知りやすく地域の町民の皆様に伝える必要があると思いますが、どのように考えられているのかお伺いいたします。

また、T SMCの進出による影響が大きい住宅地の中で、町道と市道が混在している地域があり、道路や側溝が未整備で地域の発展を阻害している場所があります。過去には町が町道認定を進めた経緯もあるようですが、現在は進んでいません。再度都市計画で方針を示して、町と地域住民の方々が一体となって住環境を良くするための地域づくりを推進していくべいではないかと思いますが、以上の3点につきまして、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 豊瀬議員の3点目の質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、隣町へのT SMCの進出や空港アクセス鉄道の肥後大津ルート決定など、様々な社会情勢の変化に伴い、大津町にも大きな変化が起こっております。例えば、令和3年11月のT SMC進出の公表後、大津町での企業進出増設は先月末までに28社あり、その投資額は320億円以上、新規雇用人数も1千人超が見込まれ、大きな経済効果が期待されている状況です。

また、宅地の新規開発状況についても令和3年度以降に開発申請があり、令和6年度までに開発完了する住宅戸数が2千300戸以上予定されるなど、人口の大幅な増加も見込まれております。このほかにもホテルや商業施設の進出など様々な動きがあっており、大津町への人口流入や企業進出等は今後も継続して加速するものと予測をしております。

こうした動きがある中で、現在の大津町の都市計画マスタープランは平成31年3月に策定したものであり、近年の社会情勢の変化を反映できていない部分もある状況です。よって、通常20年

程度で見直される都市計画マスタープランについて、この変化に迅速に対応した町の中長期ビジョンを示すためにも大幅に前倒しをしてでの見直しが必要だと考えておりました、令和6年度からの本格着手に向け、現在準備を進めております。

なお、都市計画マスタープランの見直しについては、T SMCの第2工場の建設や空港アクセス鉄道の詳細ルートを検討状況など、現在進行形で動いている様々な要因も見極めながら検討する必要があると考えております。

また、都市構造の現状把握や将来推計、関係する法令や計画との調整、町民意見の収集はもちろん、県をはじめとする関係団体との協議、都市計画審議会の開催なども必要であり、本町単独では進められない部分があることに加え、膨大な調整や手続き等が必要となります。今後の町の発展のためには、まずはまちづくりの根幹となる都市計画マスタープランの見直しをしっかりと進める必要があります、そのための膨大な事務に重点的に対応するためには、議員御指摘の庁内推進体制の整備が非常に重要だと考えております。

現在設置しているT SMC推進本部会議等において、関係各課による組織横断的な連携体制の強化を図ることはもちろんですが、新規採用予定の技術職員の配置等を含めた人員配置や組織体制の抜本的な強化についても検討する必要があると考えております。

社会情勢の変化を町の発展に結びつけていくためにも必要な推進体制について、しっかりと検討をしていきます。

2つ目の質問、都市計画マスタープランの見直しに関するスケジュール感とその周知につきまして、見直しをするには、大津町の現状等をしっかり把握し、絶えず変化する社会情勢等を盛り込む必要があると考えております。用途の見直し、立地的成果計画の策定も含め、全体の策定には通常であれば、少なくとも2カ年程度は要しますが、先ほどの質問で触れました、組織体制の強化等を図ると、もちろん拙速にならない範囲でもう少し指標等にスピード感をもって対応できないかの円筒を担当課に指示をしているところであります。

その中で、町民の皆様アンケート調査をお願いすることになると思いますし、住民の皆様ワークショップ等も開催をしていきますので、住民の皆様マスタープランの目的等を含め、しっかりと確実に周知を図っていきます。

3点目の住宅地の中で町道と市道が混在している地域があり、道路や側溝が未整備で地域の発展を阻害している場所の件につきまして、当該箇所は、大津町が都市計画区域となった昭和50年以前に宅地開発をされた区域であるため、法の規制を受けていない開発となっております。特色としましては、道路用地の名義が個人のままとなっているため、町として整備することができない状況です。その後、開発事業者が倒産しているため、道路用地の一部が現在も私有地のままとなっております。町としましても、このような状況は好ましくありませんので、個人名義である道路用地を町に寄附してもらい、寄附を受けた道路については、補修や舗装等の整備を進めてきたところです。

しかしながら、所有者の所在不明の土地は多くあることから、現実的に難しい部分もあり、寄附以外の手法で整備する方策はないのかを改めて調査をするように指示しております。

また、先ほどありました、325を通過して本田南通りからセミコンまで抜ける道路の件につきましては、大津町としましても、数年前から検討を進めておりまして、担当課レベルでも菊陽、あるいは合志とやり取りをし、私も首長同士で相談をしているところでございます。ただ、やはり大津町としては非常に効果の大きい道路ですが、菊陽、合志の道路も併せて整備しないことには出口ができないような状況でありまして、その中で、菊陽町と合志市の優先順位、お金の問題、人の問題の中でなかなか今すぐに進めることはできないような状況であります。御指摘にありますとおり、複数の市町村をまたぐ道路でもありますので、県とも相談しながら早期にできるように対応を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） おはようございます。豊瀬議員の質問にお答えいたします。

まず、都市計画マスタープランの見直しの関係ですが、今年度、都市計画基礎調査を実施しております。この調査は、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況や将来の見通しを把握するための調査で、マスタープランを見直すにあたって必要となる様々な情報を客観的かつ定量的に把握することが可能です。

一方で、大津町は現在進行形で社会情勢が変化していることから、ここで得られた調査結果のみならず、TSMC関連や空港アクセス鉄道の詳細ルート等に関する情報も把握するため、県や近隣市町村とも連携し、それらの情報をしっかり分析し、将来の見通しを立てるため、まずは情報収集に努めてまいります。

次に、都市計画マスタープランは、まちづくりの根幹となる計画であることから、町民の皆様の声を丁寧に把握することも重要です。そのため、次年度には前回改定した際にも実施しました住民アンケート調査を、また、その翌年度には住民ワークショップやパブリックコメントなどを行うなどして町民の皆様の御意見を丁寧に把握してまいります。

その後、基本構想、全体構想、地域別構想を検討し、今後のまちづくりの取り組み方針を策定し、大津町都市計画マスタープランに掲げるまちづくりの施策について地域、実施時期、想定される事業者について示していきたいというふうに思っているところでございます。これらのスケジュールやその内容等については、広報おおづやホームページ等を活用し、町民に的確に伝えていきたいと考えております。

最後に、町道と市道が混在している地域の件ですが、道路の整備状況につきましては、これまで町より道路用地の寄附の依頼などを継続して実施してきており、今では約8割が町名義となっております。残りにつきましては、所有者が県外在住などで通知しても全く反応がなかったり、土地に抵当権が設定してあるなど進展しない状況です。

最近の例では、登記名義人が亡くなられており、相続人から寄附の申出があったのですが、相続人が複数人いるため、その整理ができずに寄附まで至っていないなど、時間も経過しましたので、よ

り状況は厳しくなっているところでございます。

現在は、T SMC関係でアパート建設等が多くなってきており、境界立ち合い時に寄附依頼をお願いしているような状況です。

所有者不明土地対策につきましては、国が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を令和4年に改正するなどしていますので、この問題に対しての対応を研究し、所有者を特定する試みや所有者が不明な場合は、その代理人を探すなどの対応を図りたいと思っております。

今後は道路用地の町の寄附依頼を個別に進め、舗装改修や側溝整備等、地域住民と一体となりよりよい受環境整備ができるよう努めてまいります。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） はい、それでは、再質問をさせていただきます。

都市計画の推進につきましては、やはり短期的な取り組みと中期的な取り組み、長期的な取り組みというのがあると思います。で、その時間をかけてやっぱり2年ほどと言われましたけど、創り上げていく都市計画マスタープランはやっぱり大事だと思いますけれども、菊池市のように、もう菊池市はすぐにゾーニングということで、宅地、商業、工業という用地別にゾーニングをして、そしてそこに支援メニューを用意して、民間事業者の開発を誘導するというような取り組みを、もうすでに新聞で発表して動き出しているわけですよね。ですから、そういう短期的にやはり早くやってまちづくりをしていく中で、2年かけたら相当もう今の変化が進んでいるんじゃないかと思えますので、その変化を先取りするような形でまちの方向性とか、そういうことを示す必要もあるのではないかと思います。その短期的な取り組みとしては、どのようなことを考えられているのかということと。

最後の地域では町道の認定が進まずに、町道とか、そういう私有地のままになっているところの問題ですけれども、今までやっぱりこれはどうしてもやっぱり交渉だったり、いろんな調査があったりというのが必要になってくると思うんですけれども、それがしばらくは推進されて進んでいった部分が、やはりちょっと大変な作業になると思いますので、その辺りができていなくて、そのまま止まって、そのままの状態になっているというのがずっと続いたようなことになると思えますけれども、しっかりそれをまた動き出すためには、調査であったり、交渉であったり、それを地域の人たちと一緒に、誰が動くのか、誰が情報収集をするのかとか、いろんな打合せをしながら一緒に地域と進めていったほうがいいと思いますけれども、その辺りの地域の人たちとの共同での取り組みをするためのお考えというのは、どういうことで進めていかれようとするのかっていうのを伺いたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

菊池市で行われましたゾーニング関係なんですけど、大津町のほうもですね、都市計画マスタープランをすると同時にですね、その中で立地適正化計画を立てますので、その中でそのようなゾーニング計画とか、それも併せてやっていきたいというふうに考えております。これにつきましても

できるだけ早くお示しすることができればというふうに考えているところでございます。

それと先ほどの道路の整備状況につきましてはですね、国土交通省のほうからですね、所有者不明土地利用対策についての進め方みたいな指針が出ております。それによりますとですね、所有者が判明しない土地の面積は現在410万ヘクタールというふうに何か推測されているそうです。それが2040年までには720万ヘクタールに増加するというふうな推計がされております。それで国土交通省のほうもですね、その対策に乗り出しているところでございます。それも併せまして。先ほど申しましたように、私たちもちょっとその辺を勉強しましてですね、地域の住民の方と一緒に進めていければというふうに考えているところでございます。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） はい、その土地の問題はしっかりと地域の方々と協議をして、着実に進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、4問目の带状疱疹の早期治療のための対処方法の周知と予防についてお伺いをいたします。

2013年に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進をする法律の中で、健康に関しては、人口の高齢化が急速に進展をする中で、健康寿命の延伸により、長寿を実現することが重要であるということで、高齢者も若者も健康で、年齢に関係なく働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備に努めることや、健康の維持増進、病気の予防及び早期発見などを積極的に促進することとなっています。

そのような観点から、病気になってから治療するのではなくて、病気を未然に防ぐということでお伺いをしたいと思います。

子供の頃に水疱瘡にかかった記憶のある方がいらっしゃると思いますが、水疱瘡は一度かかったら治った後もウイルスが体内の中に、これは生涯隠れていて、加齢による免疫力の低下や過労やストレスが引き金となって再び発症することがあり、それが带状疱疹と呼ばれています。

带状疱疹の原因となるウイルスは、日本人の成人の90%以上の方の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇して、60歳代から80歳でピークを迎え、80歳までに約3人に1人が带状疱疹にかかると言われております。さらに、この10年で20歳代から40歳代の発症率も増加傾向にあるそうです。

過去に1度感染して免疫のある人は、その後の自然感染によって免疫が増強されるというブースター効果が得られますが、1歳以上3歳未満の子供を対象にした水疱瘡ワクチンの定期接種化によって、水疱瘡に係る子供が減り、带状疱疹ウイルス免疫が増強される機会が減ったことで、その効果が弱まったことも原因の一つと考えられているようです。

带状疱疹にかかった場合、体の左右どちらか一方に、最初はピリピリチクチクと刺すような痛みがあり、赤い斑点と小さな水ぶくれが神経に沿って帯状に表れることから、带状疱疹と名付けられているそうです。

神経が損傷されることで、皮膚の症状が治った後も痛みが残ることもあり、3カ月以上痛みが続くものを带状疱疹後神経痛と呼ばれております。焼けるような、締め付けるような持続性の痛みや

ズキンズキンとする痛みが特徴です。

帯状疱疹を発症すると強烈な痛みで日常生活が困難になり、3、4週間ほどで皮膚症状が治まっても50歳以上の2割の人に帯状疱疹後、神経痛になる可能性があると言われていています。

また、帯状疱疹が現れる部位によっては、顔面神経麻痺、目の障がい、難聴、耳鳴り、めまいなどの思い後遺症が生じることもあるそうです。

そんな中、帯状疱疹はワクチンは、2016年からある生ワクチンに加えて、新たに2020年から使用開始となった不活化ワクチンは、生ワクチンに比べると予防効果が約97%との有効性と高く、効果が長時間持続し、ガンなどで免疫が低下している人でも接種できる点が優れているそうです。帯状疱疹の予防接種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽傷で済み、後遺症の予防につながるとされています。しかし、多くの方は、帯状疱疹のワクチンがあることを知らないと言うことです。

そのような観点から2点質問をいたします。

帯状疱疹は早く病院に行って72時間以内に治療をすることによって重症化を防ぐことができると言われていますので、まずは帯状疱疹の予防や発症したときの症状、対処法などを広報紙やホームページなどで町民の皆様へ周知するべきではないでしょうか。

あと、予防には帯状疱疹ワクチンの接種が効果的ですが、今のところは敵接種の対象ではなく、任意接種の位置づけであるということで、費用は全額自己負担となっており、生ワクチンで約1万円、不活化ワクチンは1回当たり約2万円で、2回接種する必要がありますので、約4万円ほどかかります。そのような状況の中で、高齢者や基礎疾患のある方など発症リスクが高い方々の負担軽減のために助成制度を創設する自治体が増えており、参考資料にもありますように、11月時点で326の自治体で助成制度を実施しています。公費助成導入時の予算の推計とワクチンの未接種の場合の医療費を比較した場合の費用対効果を見ても、費用が効果を上回るのではないかと思います。また、多くの自治体が助成をしていますので、町民の皆様からも大津町では助成をされていないのでしょうかとの問合せの声も多く届いているのではないかと思います。

そのようなことから、本町におきましても、町民の健康を守るために帯状疱疹の予防や発症したときの対処方法などの周知と高齢者や基礎疾患のある方など、発症リスクの高い方々でワクチン接種を希望される方の負担軽減のために助成制度を創設する必要があると思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 豊瀬議員の4点目の帯状疱疹の早期治療のための対処方法の周知と予防についての質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいますとおり、近年では、加齢や免疫力の低下が影響して帯状疱疹を発症される人が増加傾向となっております。現時点では、帯状疱疹のワクチン接種は任意接種となっていることから、予防に関する周知や接種勧奨は行っておりませんが、罹患した場合の症状や対処法など住民に認知されていない状況もありますので、今後は積極的にホームページ等で情報発信を行って

きたいと考えております。

また、带状疱疹ワクチンにつきましては、現在、厚生科学審議会・予防接種ワクチン分科会において定期接種として追加を検討するワクチンの一つとしてワクチンの効果やその持続期間、導入に最適な対象年齢、安全性や医療経済学的評価等について検証・評価が見られている状況です。带状疱疹ワクチン接種の助成につきましては、国の動向等も見ながら慎重に検討していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。私からは带状疱疹ワクチン接種の助成等について説明をさせていただきます。

町内での罹患者数の実態等は把握しておりませんが、带状疱疹大規模疫学調査のデータに基づいて算出した推計値によりますと、本町の50歳以上の罹患者数は年間159人で、人口の1%から%から1.2%が推計をされています。

また、带状疱疹を発症しないための予防法としまして、ワクチン接種が効果的で、50歳以上の人につきましては带状疱疹ワクチンを接種することができますが、带状疱疹ワクチン带状疱疹ワクチンは予防接種法に基づかない任意接種となりまなりますので、費用は全額自己負担となっているところでございます。

本町におきましても、ワクチン接種の助成助成を検討する場合、接種率を3%として半額助で接種費用を試算いたしますと、約670万円ほどの予算が必要となります。

なお、定期接種で健康被害が生じた場合には、予防接種法による救済が行われますが、任意接種の場合は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法によって救済され、定期接種による補償よりは少ないものとなっております。

県内では、3町村が带状疱疹ワクチン接種の助成を行っておりますが、近隣や菊池郡市2市2町では現在助成を行っていない状況です。

予防接種業務につきましては、これまでも菊池郡市医師会に委託をしておりますが、医師会の要望等もあり菊池郡市2市2町で予防接種の種類や委託料、自己負担金などの同一の内容で実施をしているところです。また、菊池郡市2市2町で構成される菊池郡市保健協議会におきまして、今年度、带状疱疹予防接種の助成について協議をいたしましたが、現時点では、国の定期接種化に向けた検討の動向や、他の自治体の助成動向を注視していくとの、一旦そういう判断に至りましたので、本町といたしましても、このワクチンの安全性や有効性を考慮しまして、その動向を注視していきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） はい、国が定期接種化をしていくことの動向を注視していくということでしたけれども、これは全国の自治体も多くのところも、最初はそういうことで国の定期接種化のことを注視されていたんだと思いますけれども、これはですね、国が定期接種にしても、国が負担さ



れるのは3割で、残りの7割は自治体と本人の負担となります。定期接種化になれば、その国は3割負担しますが、7割は自治体か御本人が負担ということになりますので、同じように、国が定期接種化した場合に、自治体がどれだけ負担をされることになるのかわかりませんが、同じ負担をするのであれば、早目に町独自として取り組んで、早目に予防していたほうが同じ負担をするのであれば効果が先に、そうやって発症する人を減らすことができるということで、多くの自治体は、国の定期接種化を将来なるにしてもそれを待たずに先に、こう要望することによって、医療費も削減できますので、しっかりそういう取り組みをする自治体が増えてきているということだろうと思いますし、そして、これはもう自己責任で希望者が打たれることですから、そのみんながみんなに推進してするというわけでもありませんし、やっぱり心配な人、発症リスクが高い人、いろいろなほかの病気で治療されている人、そういう関心の高い人がワクチンを接種することになると思いますけれども、まずは、発症リスクが高い人ですね。コロナワクチンでもしっかりそこで発症リスクが高い人を最優先で早く打っていただいたわけですが、まずはそういう発症リスクが高い高齢者の方や基礎疾患のある方だけでも助成をして、その中で自己責任としてワクチンを打ちたいと希望される方だけでも助成をして負担を軽減させてあげることができないのか。そのことを再度質問させていただきます。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

一部の方、リスク高い方のほうを先行してというお話等ございましたけれども、先ほどと重なる答弁で大変恐縮ですが、今現在、国のほうでも定期接種の追加を含めて、ワクチンの効果やその持続期間、導入に最適な対象年齢、安全性や医療経済学的評価等について検証等を進めておりまして、また、ここが認められますと、もちろん自治体の負担もございますが、定期接種に係る補償もより高まるものと考えております。そのほか、おたふくかぜ、様々な予防接種等もございますけれども、町においては、国の動向等も見極めながら進めていきたいというふうに思っております。

ただ一方で、効果や、あるいはリスク等に関しましては、先ほど議員から御提案ありましたとおり、ホームページ等で適切な情報をしっかりと町としても発信をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） はい、ぜひ情報発信のほうはよろしく申し上げます。

それと326自治体が今されてて、来年度からはもっと増えると言われております。その辺りの他の自治体の動向もしっかりと考えていただいて、取り組みを進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、5問目の運動公園改革についてお伺いをいたします。

大津町運動公園（スポーツの森）は、観戦やプレーする場として整備をされていますが、収益性に乏しく、維持・管理費が嵩むコストセンターとなっているのではないのでしょうか。収益を生み

出すプロフィットセンターへ転換させるためにも、大津町運動公園（スポーツの森）改革が必要ではないかと思えます。

直営から指定管理になり、近隣自治体にはサッカー場や体育館などの新しいスポーツ施設が次々とできてきている状況の中で、これから維持管理費や補助費などは増加をしていきます。これらの費用は、施設を利用する人からいただく施設使用料と町民からいただく税金によって賄われていますが、高齢化の進行により、現在をピークに利用者が減り始めるということも考えられます。仮にそうなれば、今後は収入増の見込みが少ない中で、施設老朽化に伴う維持管理費の負担増が見込まれる中で、手遅れになる前に施設使用料の見直しや、業者増と収益を生み出すための取り組みを行うための改革が必要ではないかと思えますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の大津町運動公園（スポーツの森）改革についての御質問にお答えをいたします。

大津町運動公園は、平成10年に完成し、翌年「第54回国民体育大会くまもと未来国体」の少年男子サッカー競技のメイン会場として利用をされました。

その後も全国・九州大会レベルの各種大会の開催や、Jリーグのプロサッカーチームのキャンプ地としても、長年利用をしていただいております。そういった中で、地元大津高校サッカー部の活躍も相まって、大津町は「サッカーの町」の全国的なイメージアップと大津町のPRにも大きく寄与しているところです。

また、国体開催後においても、町民の皆さんが軽スポーツなどにいつでも利用できる施設として多目的広場、サッカーなどを行う球技場、体育祭等が実施できる陸上競技場等を設け、屋外の生涯スポーツの核となる施設と位置づけ、競技スポーツ、レクリエーション等の軽スポーツの普及振興に努めることを当時の目標として取り組んできたところです。

大津町運動公園が完成して25年目となりますが、当時、愛称を募集し「スポーツの森大津」と命名し、今では、広くの利用者から「スポ森」といった呼称で、町内は元より県内外の皆様からも親しまれ浸透してきていると感じております。

また、これまで町民の皆様が気軽に利用いただけるスポーツ施設の部分と町外県外からの参加をいただき、その際には町内のホテルや民宿への宿泊や飲食の提供などをする事による町内への経済効果につきましても、関係機関としっかり考えながら取り組みを行ってきたところです。

また、今年度より指定管理者制度を導入し「大津つなぐプロジェクト」に施設の維持管維と運営をスタートしているところであります。

指定管理者制度への移行の準備をする中で、施設の老朽化による不具合箇所など多数あり、議会議員の皆様にも大変、そして町民の皆様にも御心配と御迷惑をおかけしましたが、施設の適正な管理という部分で、今年度、応急的に対応する部分は概ね完了する見込みです。

ただし、議員がおっしゃるように、施設の老朽化や不具合箇所につきましては、今後も中・長中・長期的な施設の維持管理を計画的に行っていく必要があると考えております。

町内のスポーツ施設を指定管理者制度への検討を行ってきたことも、そういった今後の施設の維持管理・運営にかかる課題を検討する中で、導入してきた経緯がございます。

また、町の公共的なスポーツ施設でもあり、あらゆる世代に応じたスポーツの機会の提供と継続できる環境環境づくりが必要であると考えております。

今後も生涯スポーツの基本理念に沿った「いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができえるスポーツ環境の実現」と併せ、議員がおっしゃるようように、スポーツ以外のイベントでも、人を引きつける魅力あるもので稼働率を上げ、利用収益や経済効果の視点も非常に重要であると考えておりますので、そうしたバランスも考えながら、指定管理者とも協議を行いながら取り組んでいきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） ぜひ取り組みを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、視覚障がい者のための音声コードの利用促進についてお伺いをいたします。

視覚障がいのある方は、必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は、主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法は補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容を音声コードに変換して印刷したものを活字文書読み上げ装置やスマートフォンアプリを使って音声化する方法があります。視覚障がいによる身体障がい者手帳を持っている人のうち、点字を読める人は僅か1割程度とされています。そのような状況の中、視覚障がい者や小さな文字を読みづらい高齢者に向けて、印刷物の二次元コードを読み取って音声で伝えるスマートフォンのアプリが自治体でも広がりつつあります。

補助資料を御覧ください。

この二次元コードは、約2センチ角の正方形で普及しつつあるのがスマートフォンの無料アプリで読み取れるユニボイスという音声コードです。音声コードは紙に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元コードであり、紙の端に切り欠きと呼ばれる半円の穴が付いているため、そこを指で触れば音声コードがある位置がわかるようになっています。アプリを起動させてスマートフォンをカメラをかざすと、最大800字程度の情報を音声で読み上げます。テキスト読み上げは、19言語に対応し、読み上げ速度も変えられるほか、Wi-Fi環境のない非通信環境でも利用することが可能です。視覚障がい者に限らず、識字障がいのある方や高齢者、日本語を理解できない外国人の方など、幅広い方々を対象に情報のバリアフリー化が図れます。

また、音声コードは、普及支援協会が開発をしてコードを作成するソフトを自治体に無償で貸与しています。

現在、国の年金定期便をはじめとする行政文書に導入されているほか、申請文書、公共料金の通知文書など多くの全国各地の自治体で導入が進んできています。

現在、本町では障害者基本計画の見直しを行っていますが、その計画の中でも情報提供の充実が

重要な取り組みの一つとなっています。本町から町民に送付される公的な通知につきましても、まずは選挙や福祉関係のものからでもこの音声コードの普及を進めるべきだと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の視覚障がい者のための音声コードの利用促進についての御質問にお答えをいたします。

令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」いわゆる「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立・施行され、すべての障がい者があらゆる分野の活動に参加するために、障がいの有無により、情報の取得及び利用、円滑な意思疎通が分け隔てられることなく、誰でも必要な情報を取得、利用することにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとしております。

議員御指摘のように、視覚障がいのある方や見えづらさのある方にとりましては、郵送される通知文や印刷物から情報を取得し、利用することにはかなりの困難を伴うものと推察されます。それぞれ支援者を介して、何とか情報を取得されている状況と伺っております。

町としましては、来年2月に町のホームページをリニューアルするにあたり、総務省が作成しています、みんなの公共サイト運用ガイドライン、これはウェブアクセシビリティ対応支援ガイドラインともいいますが、に沿った形で、誰でも情報や機能を支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮し、適切に対応できるよう準備を進めているところです。

この度御提案いただきました、音声コードを印刷した通知や印刷物の活用につきましては、まずは視覚に障害のある方等のニーズを把握し、視覚障害者用活字文書読上げ装置など、日常生活用具給付事業で給付対象となっている用具と比較するなど、その有効性について調査研究をしていきまいたいと考えております。

なお、視覚障がい者への支援の状況など詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） ぜひ視覚障がい者の方々からの意見も聞いていただいて、もうこれは全国的にこういうものを印刷物に入れる取り組みというのが進んできていますので、これから熊本県あたりでも進んでくると思いますので、ぜひこういう取り組みを進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前11時01分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 皆さん、おはようございます。3番議員、時松智弘、ただいま議長より許しをいただきまして、一般質問に登壇をいたします。

傍聴に来られている方、また、インターネット配信を御覧の皆様、大変ありがとうございます。

まず、この頃ですね、世間を賑わせておりますスポーツの世界ですが、大谷翔平さん、10年間で1千14億円という複数年契約をされました。1千14億円というですね、破格の契約なんですけども、大谷翔平選手は花巻東高校在学時に、自分が1年生のときですね、自分がプロ野球のドラフト1位になる。そして、8球団から競合して指名をされることを夢として描いておられた。このエピソードが今ニュース等で流れております。自分の理想、あるいは夢を大いに語る盛運の志ですね、そういったものをしっかりと表明するというのはすばらしいことでもあります。なぜすばらしいかと言えば、言の葉に乗せてですね、それを表現する。そして、有言実行、自分の夢を叶える努力を周囲も巻き込みながらそれを行っていくということ。これはですね、子供の夢を具体化した、実現した先行例、すばらしい規範としてですね、大いに評価されるべき、そういうところであると思います。

それでは、通告書にしたがいまして、3点、一般質問を行います。

資料をお願いします。

去る10月17日に実施された大津町ジュニアリーダー夢議会について。町内に所在する県立高校及び町立中学校から10名の学生議員がこの議場に登壇をし、5名の学生議員が質問を行いました。ジュニアリーダー夢議会、JLDの目的は、大津町の次代を担う若者が町長と教育長に対し、議会形式で大津町の将来に対して質問や提案をすることにより、政治を身近に感じてもらうことと伺っています。

質問の通告書の内容は、オンラインを含む全6回の事前学習や議会定例会一般質問の動画視聴、総合政策課等からのヒアリング、自分たちが日頃から関心を持つことや学習の成果をエビエンスとして練り上げられており、政治を身近に体験するのみに止まらず、十分に評価できる政策提言であり、実際の議場においての発言は、若者らしく清々しい堂々たるものであったことはJLDの傍聴、インターネット視聴によって町民の皆様が感じ取ったところでしょう。内容の充実した質問は答弁に必ず反映されます。実際に金田町長、吉良教育長の答弁は、町の現在の施策、状況の報告に加え、財政にもしっかりと踏み込みながら各提案をつぶさに対応するとともに、幾つかの提案については、町として取り組んでいく旨、その答弁をされており、以下、一般質問において最も重要な政策課題の問題点を明らかにし、明確な提案を示していく形、JLD議会議員たちが行った結果、引き出された答弁であると考えています。こうした真摯な態度こそが町政を改善する原点であると深く深く認識をいたしました。

ジュニアリーダー夢議会において、桐原議長より、発言は多種多様で感性が豊か、フレッシュであり緊張感の中にも頼もしい質問だった。我々町議会議員も大いに見習うべき点があったと発言をされており、のであるかなと思慮いたします。

町内小学校6年時の国語科の授業において、右上のほうに示しておりますけれども、町の幸福論という国語の教科書の教材があります。コミュニティーの大切さ、町の振興に欠かせない原動力として人と人とのつながりを重視し、我が大津町に置き換えてどのようなまちづくりの取り組みができるかについてテーマを考え学習し、総合的な学習として、地域の方々の意見も取り入れながら発表するという取り組みを行っています。私も含め、多数の地域の方々が地域学校共同コーディネーター御案内をいただき、参画をしています。子供たちの柔軟な発想には感嘆をするばかりです。

他方、こうした若者の提案を1回の行事として終わらせるには誠に惜しく、町の政策を反映する機会をしっかりと創出することは、教育長がジュニアリーダー議会冒頭に示した、まちづくりに関する大切な存在であるという子供たちの意志の尊重をすることになります。

全国にはこうした子供たちの提案、子ども議会に対し予算措置を明確にし、まちづくり、これを参画させていく。まちづくりに参画させる基礎自治体があると報道があります。それはなぜなのかということです。

資料2枚目になります。

子ども基本法が4月1日に施行され、子供や若者に関する政策を決める際には、子供や若者の意見を聞くことが国とすべての自治体に義務づけられています。資料でお示ししているとおり、子ども基本法の基本理念第3条3ですね、事項に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保してあげなければいけないんです。そして、地方公共団体はその責務を有している。子供の施策に対する子供等の意見の反映は、子供または子供を養育する者、その他の関係者の意見を反映させるため必要な措置が大事であると。

夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育、これは大津町の指標ですけれども、そのためには、子供たちの意見を公聴し、子供を真ん中に据える取り組みが必要なのではないでしょうか。

3枚目になります。

今そのシステムを新たに構築するというのは大変難しい、しかしながら、現在ある施策を十分に活用しつつプラスアルファ、法に基づく取り組みはできませんか。

ジュニアリーダー夢議会は、丁寧な質問がありましたが、答弁が見ることができないんですね。また、小学校6年生の国語、町の幸福論、それぞれの人たちが練り上げたそういう提案ですね、それを見る機会が大変限られている。この2つをよく考えてですね、足し合わせてですね、子ども基本法の意志表明、社会的活動参画の機会、これを確保し、反映させるための必要な措置が私は必要だと思います。

効果は下にあるとおり、子供たちが参画する社会の実現、地域の中心になるのは子供の育成、そして、自分が社会を変えられるんだと、自分が社会に参画して、意見を言うことができるんだという体験そのものが子供を育てていくと私は思います。

現在、町が実施しているジュニアリーダー夢議会の取り組み、小学生が学習を重ねているまちづくりのアイデア、これをしっかりと公聴すること。

残念ながら、コロナ前までの取り組みでは、一般質問でも取り上げられていたようですが、たく

さんの方に来場してもらおうという位置づけになっていました。そういう趣旨の一般質問の答弁があったと記憶をしています。コロナが明け、現在、タブレットを使用したビッグデータの活用、自らの経験、実際、身の回りに起こっていること、事実に基づく正確な提案を掲載し、町長、教育長の答弁を、これを併記をすること。これを議会だよりとかに任せるのではなく、ぜひですね、その基本法に基づいた広報おおづ紙面でつぶさに紹介をしていただきたいと思います。

また、全国的には、愛知県新城市、高校生や大学生らで構成する若者議会というのがあり、そこに1千万円の予算提案権を与えられていると聞きました。横浜市においても、住民から子ども議会開催の請願が出ていると聞いています。

全国の市町村の規模に関わらず、そうした子供の意見の公聴、社会への参画の取り組みがあちこちで起こっています。

以上の点を踏まえ、生徒たちの一般質問について、今後の施策反映はどうするのか。

ジュニアリーダー夢議会の活性化のため、あらかじめ提案の実効性担保も踏まえて予算計上する考えはないか。

小学校児童のアイデアにも目を見張るものがあります。「町長への意見箱」を設置して、子供たちの意見をダイレクトに聞くという考えはないか、3点お尋ねをいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の子供たちの意見を取り入れる政策の推進と大津町ジュニアリーダー夢議会のさらなる活性化についての質問にお答えいたします。

まず、生徒たちの一般質問について、今後の政策反映はどうするのか。JLDの活性化のため、あらかじめ提案の実効性担保をふまえて予算計上をする考えはないかについて、併せてお答えいたします。

まず、ジュニアリーダー夢議会のまちづくりの観点からの目的は、一つには、中高校生に次代の担い手として町政、議会の現状や仕組みの理解を通して、町への興味関心、そして、まちづくりの主体者としての意識を高めてもらうことにあると考えております。

その点も踏まえて、当日だけではなく、先ほど議員からありましたとおり、議員の皆様、そして職員等と様々な議論をしたり、調査したり、そのプロセスが非常に大事だというふうに考えているところであります。

夢議会における生徒の提案については、全ての実行の担保はできませんが、内容によっては、町の全体のバランス、費用対効果、それを越えた意義、それらを満たしているものであれば今後の町の政策に活かされていく場合も当然にあると考えております。

今年度の生徒たちの一般質問の内容は「からいものブランド化」「公園の利用改善」「部活動の地域移行について」「学校給食の現状と展望」「新しい学習支援と道路の安全対策」でありました。

これらの提案内容の中でも、すぐに対応できそうなこと、徐々に対応できそうなもの、また、予算に係るものと係らないものと様々にございしましたが、こうした仕訳をしつつ、町の施策に反映できる部分については、検討していくことを考えております。

また、大津支援学校からは、学校給食への提案がありましたが、その後、ふりかけがついたり、野菜のおかずが一品増えたり、セレクト給食を入れたりなど、一般質問の内容がすでに取り入れられた取り入れられた事例もございます。

また、大津支援学校は、夢議会後に、給食給食センターの見学を行うなど、その後も学びが続いていると伺っております。

このように、夢議会が一つのイベントとして単発で終わるのではなく、次の学びにつながることは大変理想的なことではあります。こうした流れに至ったのは、ひとえに学校側の協力があったことと、町とともに取り組んでいただいた賜物であると感謝をしているところであります。

なお、中高校生の提案が実現した場合には、広報等で町民の皆様にも広く伝えるなどより一層工夫をしていきたいと考えております。

今後とも、ジュニアリーダー夢議会に参加した中高校生が発信者となり、参加できていない生徒達にもない町政への関心、そして参画の裾野が広がっていくことを期待しているところです。

次に、議員御提案の「町長への意見箱」についてですが、小学生のアイデアには目を見張るものがあることについて、私もこれまで関わってきた経験、また、今年度、小中学校へ訪問し、話をしたりする中で、小学生が持つ考えに興味をもっているところです。

町としましては、要請がありましたら、できる限りではあるものの、様々な形で関わらせていただき、その中で小学生の考えを聞いていくということができると考えております。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」においては、こども施策に対して、子供たちの意見の反映が求められておりますことから、よりよい町づくりにつながる意見を聞く場を設ける必要があると考えております。

これまで大津町におきましても、先の大津町振興総合計画の後期計画におきましては、はじめて中学生、大津中学校、北中の生徒会の方々と直接意見を交わす場等とも設けておりますけれども、今後もそうした形、様々な形を取りながら意見聴取、あるいは論議を深めていきたいというふうに思っております。

ただ一方で、今後、どのような形でそのアイデアを聞いていくかという方法については、職員の現在業務等と照らして、過度な負担にならない形、教育現場の負担になり過ぎない形を模索していく必要があると考えております。学校の教育課程の中で、子供たちが考えたことを、教育委員会を通して伝えていくようなことはできると考えております。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。時松議員の子供たちの意見を取り入れる政策の推進と大津町ジュニアリーダー夢議会のさらなる活性化についての御質問にお答えします。

まず、ジュニアリーダー夢議会の開催についての教育委員会の考えを少し説明させていただきます。

このジュニアリーダー夢議会の目的は、先ほど町長の説明どおりですが、そのためにも教育委員会としましては、子供たちが町政の現状について知ること、その上で自分たちの身の回りの課題等



を出し合い一般質問の内容を考えていくという、開催当日までの「過程」を大事にしにしております。

今回も、各学校の担当者とは何度も打ち合わせを行い、子供たちが関係課に施策の内容や課題を聞き取ったり質問をしたりする中で、質問や提案を練り上げる、そのような学習を重視してきたところではあります。

本取り組みの目的である主権者教育の一環としましても、町の現状や取り組みを理解した上で、自分たちの提案しようとしている事柄のメリットやデメリットを考えるなど、多面的で多角的なものの見方・考え方を大事にしながら、そのアイデアをまた自分たちに出来ることはないかということについても考えました。このことは、より当事者意識を高めることにつながったと考えております。

今後も、子供たちが夢を持ちながら自分たちも町をつくる一員だという町政参加の意識の高揚が図れるようジュニアリーダー夢議会の充実に取り組んでまいります。

次に、議員御提案の小学生児童からのアイデアの取り上げについてお答えします。

現在、小学校におきましては、社会への参画意識の基礎を育むため、学校行事や学級活動で、子供たちに実行委員等を任せ、子供たちが主体となる企画や運営を企画や運営を経験させたり、子供たちが考えた学校の課題について、解決に向けた提案や活動を行わせたりするなどの取り組みを大事にしております。

また、教科横断的な学びの中では、子供たちが、未来の大津町の姿を考えたり大津町の歴史や文化財等を調べたりする学習も行っており、その際には役場や議員の皆様を含めて、多くの地域の皆様に説明を受けたり考えを聞いたりなど、多大な御協力をいただいております。

このように、教育課程や単元計画の中に位置づけた学習の中で、子供たちが検討した様々な様々な意見を、町部局や教育委員会に提案してもらうことは可能であるであると考えますし、そのことは、子供たちの学びへの意欲にもつながると考えております。

今後も、各学校と連携しながら、子供たちの町づくりへの関心が高まるような、そのような教育活動の推進に努めてまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質問をいたします。

まさにですね、今町長からも御回答があり、教育長からも御回答があったとおりでありまして、子供たちの意見を全部聞き受ける、全部可能だということではなくて、町の財政や、あるいは費用対効果というところまで言及をされました。子供たちの提案であつてもですね、なかなか難しい課題というのがあり、それを丁寧に説明することこそ行政がその参画をしてくる子供たちに対してしっかり回答すること、これはもう間違いないのだなというふうに思いました。

また、教育長が先ほどおっしゃられたとおりに、小学校の中では学びの課程の中にあつても、自分たちがしっかりと課題を見つけて、提案することにおいては、教育委員会、あるいは学校を通じてそういった提案ができる、するべきだという御回答であつたと思っております。

ただちょっと一つ残念なことがあり、実際、この質問を組み立てたときに、教育部の方ともお話

をさせていただきましたが、このジュニアリーダー夢議会というのがアーカイブできないんですね。要するに、これだけすばらしい取り組みがあったということを議会側も行政側も、参加した住民側もわかっているのに、それがどんな発言であったかという知るすべがちょっとないんですね。一般質問の通告書は、ネットのほうで見ることができます。または、議会だよりのほうにどこの学校のどなたが発言をされたかというのも出ております。それを見れば、確かに、確かに子供たちの意見はきれいにわかるんですね。しかし、町長や教育長が何という答弁をされたのかということまでが、今現状わからないんですね。そういったですね、アーカイブ配信を見ることができないかということ。それも含めてですね、予算というのをしっかり付けなければいけないと思いますので、その辺りについてもう一度質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 時松議員の再質問のほうにお答えしたいと思います。

アーカイブ配信の記録あたりをですね、出すことができないかという御質問ですが、はい、その辺り、当日はライブ配信ということですね、録画を残しての視聴ができるような形をちょっと今回は取っておりませんので、ただし、今回、こうやられたJLD会議のですね、内容についてどのような形かですね、こう記録としてこういった形を行いました、こういった質問がありましたというようなことはやっていきたいと思います。ただ、アーカイブ配信になるか、議事録とか、ちょっとまたどういった形かは今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） はい。アーカイブ配信をするときに、学校側の人たちの同意も得なければ、保護者の同意も得なければいけないとか。あるいは、ちょっと個人情報になってしまうかというような御懸念が多分あったと思うんですね。でも、私はですね、堂々たる意見をしっかりと主張することに対して、どちらかと言えば、町の皆さんが協力をして、その子供たちの意見というのをどんどんどんどん表に出すべきだと思います。そして、先ほど申されました、町長にとってできることとできないことがある。長期的に見て検討していかなければいけないという要素を知ること。これがやはり子供の社会参画を後押ししていくと思いますので、ぜひですね、今後はそういった録画配信を予算化したり、あるいはジュニアリーダー夢議会の提言を50万円とか100万円とかそういう金額でもいいですから、そういった予算提案権というのを与えていくということも検討していただきたいなというふうに思います。

それでは、質問は2問目に移ります。

はい、資料をお願いします。

天津中央公民館、天津生涯学習センター文化ホール、同じ施設の名前なんですけども、これは複合施設であります天津町生涯学習センターを呼称する際や官民で施設利用をする方が案内等で使われる表記に出てきた名称であります。

資料をちょっと右を見ていただきたいと思いますので、今度はオークスプラザですね。また、天津町町

民交流施設オクスプラザ、町民交流施設オクス、これも複合施設であります。大津町町民交流施設を呼称するのが幾つが書かれているものです。実際、この右側にあるのは生涯学習支援のほうでいろんな取り組みや案内されるとき、この赤線で引いておるところは要するに、管側から出している広報ですね。これを見てちょっと表記が揃っておりませんということにちょっとなっております。

例えば、催し物の案内を作るときにですね、学校の活動であればPTAの執行部の皆さん等が作りますね。この施設の正しい名称は何ですか、調べて、じゃあ番地なり施設名称なり書きますけれども、書いた方、グーグルで調べたりしますが、そんな施設がないということで、あれってなるわけですね。そうすると、この町の施設の名前の整合性をちゃんと取ってもらなければいけない。公共施設は借りる方もいますので、そういった広報をやるときの、これを周知するとき、また修正をかけなければいけなかったりするわけですね。そういったことはですね、イベントの成功率にちょっとずつ影響をしていきます。要は、人が案内される、時間通りにやってくるということができなくなってしまえば、どんなにすばらしい取り組みであってもなかなか難しい。平成29年一般質問がありまして、そのときにですね、町で条例を決めますと、そして横断的に各課で検討し、名称の運用をしっかりしていきますというところでしたが、現状ですね、批判しているわけじゃないですか、まだ表記の揺れがあるというところでもあります。

まちなか巡回バス実証実験って今やっていますけれども、そして、休日や平日時間を割いて、私、実は実際乗って利用しています。利用して見えています。どんなことが気づくのかなというのが、その乗るたびにたびたびあるんですけども、一番最初に気がつきましたのはバス停の名称です。大津駅南口より県外の方が乗車しようと躊躇している方がいて、「スポーツの森というところの近くを通るバスはありませんか」とおっしゃるんですけども、町民の皆さんは大津町運動公園というのがスポーツの森であるというのは知っていますが、すぐにですね、その県外から来られた方、町外から来られた方が判断できるバス停の名前になっていないようです。発車前に運転手さん呼び止められた住民の方が「この人乗りますよ」と、乗った方が「スポ森ってどこ停まるんですか」ということをおっしゃられて、バスの運転手さんが対応したというのを、私は原因を知っております。バス停の名称、これをわかりやすくする。間違いではないですよ、正式名称ですから、あのおおづまち総合運動公園というのはですね。間違いではないですが、ちょっとわかりにくいところ。先ほどの質問の中にも出ました、プロフィットセンター化というのは、そこから始まるんじゃないですかね。要するに、収益を生むための魅力的な施設は名前が決まっている普通じゃないのというところにあります。

また、大津中学校の地区懇談会において、役員の方からこの表記の揺れというものが非常に紛らわしいですと。特に先ほど紹介させてもらいました生涯学習センターにおいて、町外の方を交えたイベントやリーフレットを配布するときには困る。PTAの方って町内だけじゃないですもんね。県内のPTA大会とか、九州大会とかあるときに、もしかしたら菊池郡市で開かれるときには、大津町生涯学習センター使うと思いますけども、そこに表記の揺れがあってはちょっと困るのではな

いかというふうに思います。

実際に生涯学習課等やセンターのほうにも問い合わせがぁっているはずですので改善を検討すべきではないか。わかりやすい市民の親しみやすい愛称をつけることもできるでしょう。

また、表記が長くなるかもしれませんが、生涯学習センター文化ホールという名前でしっかりと統一をすることが大事かなというふうに思います。

資料を3枚目にします。

将来の人口増加を見据えたとき、公共施設の集約化、複合施設化というのが国からの財政措置も仰ぎながら施設の建て替えも検討する段階に近づいていると考えられます。大津町生涯学習センター文化ホールは、築年数からもうすぐ40年を迎えるというふうに伺っております。その大津町生涯学習センター文化ホールのキャパシティは十分とは言えず、町内認定こども園の行事や学校の演奏会などでは手狭になっているのではないかと伺っています。

資料のほうを見ていただきますが、建設当時からですね、手狭感を感じる人たちが吹奏楽や合唱の公演、イベントの開催をホールのステージのサイズを理由に他市町村のほうに行かれるということをお話を伺っています。大津町の生涯学習センター文化ホールは、町民のその規模に合わない施設なのかということをちょっと考えたときに、実は、ホールの客席数は潤沢であると言えます。人口要件の1%程度の席数を備えておくことが公共施設としては望ましいという有識者意見があります。しかしながらですね、ステージですね、催し物が実際開かれるステージの間口は、間口10メートル、奥行き7メートル、高さ5メートル、狭小感ありと書いてますが、なぜこれが狭小なのかと言いますと、先ほど例に出しました吹奏楽の場合は、Aパート、55名以内の編成、Bパートは35名以内の編成、写真を見ていただきますと、横並びになっている合唱の方、結構肩を寄せ合っている。イメージとしてそういう発表をされるほうが和気あいあいとしているというイメージで近づいておられるのかもしれませんが、楽器が並んで55名というのはちょっと難しいのかなというふうに感じます。

参考に下に付けておりますが、菊陽町図書館ホール、菊池市文化会館、合志市文化会館、ステージのサイズって、尺貫法で決めるそうです。6軒ってというのがうちの町のサイズなんです、それではやっぱり難しいと。間口が10軒あって、奥行きが6軒というのが吹奏楽に一番適している、合唱に適しているステージサイズだというふうに伺っておりまして、各紹介している菊陽、菊池、合志の近隣2市1町のステージは、その尺貫法によりますと十分な広さを有している。席数はですね、いろいろあると思いますが、ステージがこのようなになっているということです。

人口増加対応、利便性の向上、そのために複合施設を整備する指針を伺いたいと思います。

大津町生涯学習センター文化ホールのキャパシティを考えれば、財政措置を仰ぎながら施設の建て替えも検討していく段階が必ず近い将来やってきます。町内認定こども園の行事や学校等、その他の行事でも手狭になっていると伺っておりますが、そういった点含めて3点お伺いをいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の2点目の質問、公共施設の名称統一についてお答えをいたします。

町民の皆様の教育文化の向上と健康及び福祉の増進を図るための拠点として、大津町中央公民館と大津町町民集会所が設置され、総称した名称として大津町生涯学習センター条例が設置されております。

しかし、この名称の設置条例が制定される以前は、当時、建設時の補助事業申請に使用した正式名称がそのまま名称として使用される場合と愛称など公募して使用する場合があります、施設の名称が幾つもありわかりにくいという状況がございました。

そのような中、以前、議会からの一般質問で「公共施設の名称がわかりやすく改善できないか」との指摘を受け、文化ホールに限らず町の複数の施設において、正式名称に新たに「通称」を条例改正により設けるなど、工夫しながら施設名称の呼称の統一を進めてきました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、現在においても一部では、まだ分かりにくい、住民の皆様浸透しきれていないという話もお聞きしておりますので、役場組織内におきましても関係部署へ再度共有し、統一した名称での使用を徹底していきます。

併せて、公共交通事業者への周知につきましても、利用者によりわかりやすいバス停となるよ、公共施設の名称統一の方向性に沿ったところで、適宜所管課の方で交通事業者と協議をし、変更へ向けて取り組んでいきます。

続いて、人口増加の対応や利便性向上のため複合施設を整備する指針についてですが、収容人数500席の大津町生涯学習センター文化ホールは、昭和58年に開館し、本年で築40年を迎えております。個別施設計画では施設の大規模改修などを計画的に実施することにより一般的な耐用年数をここから20年ほど長寿命化することを目標としております。

一方で、県内の公共施設のうちのうち、収容人数1千以上の規模の大規模ホールは熊本市や荒尾市など、比較的大きな市に5施設ございます。一方で、中規模ホールの平均座席数は約580席となり、大津町の文化ホールと席数に関してはほぼ同規模となります。現在の個別施設管理計画における大規模改修では7億7千100万円を想定していますが、仮に800席の文化ホールへの建替え工事を行った試算では、概算ですが約40億から50億円以上の事業費がかかる見込みとなっております。

先般、大津町の都市計画マスタープランの見直しと合わせて、有利な財源を活用できる立地適正化計画の策定を検討していく旨をお伝えしたところですが、老朽化が進んでいる老人福祉センターや21年が経過している図書館、その他武道館や歴史文化伝承館など様々な公共施設の方針と合わせて、ホール整備の在り方について検討していく必要があるというふうに考えております。

また、ステージの広さに関しましては、以前建て付けだけ検討した中では、座席を一部潰すのであればステージの奥行だけは改修できるんじゃないかという話も出ておりますので、その辺りも含めて今後大規模改修に併せて検討を進めていきたいというふうに思っております。

今後、町が取り組むべき優先順位をしっかりと見据えながら、施設の老朽化や財政計画、施設の利用状況等を踏まえ、今すぐではありませんが、建て替えまたは長寿命化、あるいは複合化などの整備方針を十分に検討した上で、中・長期的な計画により進めていきたいと考えております。

なお、詳細については担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。私のほうから時松議員の質問について御説明をさせていただきます。

令和2年4月、「大津町町民集会所」の通称を「文化ホール」と定めておりますが、「中央公民館」との複合施設のため、現在の総称では「大津町生涯学習センター」と統一した名称で取り扱っております。

また、役場庁舎西側にある「大津町町民交流施設」を通称では「オークスプラザ」とし、住民により分かりやすく施設を認知してもらうよう統一した名称での使用をしてきたところでございます。

しかし、町民の方々から施設の名称がわかりにくいという御指摘のあった点につきましても、設置条例で定めたとおり「大津町生涯学習センター」という呼称を統一した名称でこれまでどおり継続していきたいと考えております。

役場庁内におきまして再度、公共施設の統一名称の取り扱いについて確認と共有をし、情報発信媒体であります広報紙や生涯学習情報誌、それから町ホームページなど掲載関係部署や観光協会等への共有をして、町の観光パンフレットなどへの表示記載についても再度徹底し、町民がすぐに認識できるよう名称統一を図ってまいります。

また、「大津町生涯学習センター」の施設の整備につきましても、先ほど町長が申し上げましたとおり、老朽化に伴う建物の経年劣化具合や施設の利用状況を踏まえ、また、財政計画や地域の実情等を考慮し、必要に応じて改修や建て替えなども検討しながら、町の中・長期的な個別施設計画等々により進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 先ほど町長及び教育長部長から答弁がありましたとおりで、名称統一についてはしっかりと行っていくと。バス停ですね、公共交通ですね、そういったところもしっかり見直していくという話だったと思います。

再度質問をいたします。

その施設の個別計画の中では、老朽化した施設であり、町の財源を考慮すれば長寿命化にいかないといけないというのは、実は議会の中では結構ずっと続いているお話であり、確かにその通りですね。施設をなるべく長く利用しようとする方向性について、私は反対をしているわけではありません。町長が先ほど言われたとおりで、建て替えには40億から50億の費用が必要であり、その財源を国庫からしっかり補助として引き出すためには、様々な施設の利用やどのような整備をするかという計画を立てていかなければならない。長寿命化が終わってもずっと建っているわけではありませんから、20年後には必ずそれを策定しなければいけないというところがあります。

そこで、長寿命化で7億7千万円を使いながらなるべく延命化をしていきたいと思いますということなんです、そのステージですね、やはりその利用者の利用促進にかかるもの。これが改善しなけれ

ばやはり10年後も20年後もですね、じゃあ集客力があり、町民の皆さんに利便性の高い施設として提供できるのかというところは、まだちょっと答えが難しいところかもしれません。

しかしですね、私はここで結果を聞いているわけではなくて、指針を聞いておりますので、教育部長のほうからですね、しっかり名言ですね。この利便性を高めるため7億7千万円を活用し、どのように利便性を高めていくのかというところを再度伺います。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 時松議員の再質問のほうにお答えしたいと思います。

施設の利便性を高めるための質問だったと思います。今回、個別施設計画の中には、7億ほどの概算の予算を見込んでおります。施設としては40年が経過しておりますので、大体であれば20年ごとの更新を大規模改修であったり、長寿命化改修事業であったりやっていくべきところがございます。平成21年度に一度町民総合センターのほうもですね、文化ホール内の座席の入れ替えでありますとか、その際、550席あったものを500席にですね、少し座席数は減りましたが、その分もう少し広めの座席を配置したりとかして利便性の向上を図っているところです。

今後また40年経過したということで、そういったところで、今個別施設計画のほうで一応計上させていただいておられるところで、その辺の利便性、先ほど言われましたステージの奥行ですとか、そういった幅、ただし、専門的な部分、建築的な有事の部分もあるかと思っておりますけども、そういったところも今後また具体的にどのような改修をやっていったが利便性が図れるかあたりもですね、含めたところで、今から詳細に検討をさせていただきたいとは考えておるところです。

以上です。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 時松議員の再質問にお答えいたします。

一部補足させていただきますが、この7億7千100万円というところは、あくまでも長寿命化にかかるところで試算しておりますので、先般の物価高騰は別にしても、新たにステージを広げる等のことをしますれば、やはり予算も膨らんでくるというふうに思っております。その中で、例えば、奥行きならば比較的安価にできる可能性もございますが、そこだけ広げたところで利用団体に効果、意義があるのかですとか、そういったことも含めながら、しっかり意見を聞きながら、議会の皆様にもお示しをしながら今後検討等を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） はい。複合施設を先進的な地域のものを見に行くというのが様々なところで研修が組まれておりますけれども、私もですね、天草市のここらすという複合施設を研修で拝見しました。そのときに、大津の住民の方と一緒に見ておるんですけども、こういった施設があったらいいなと口々におっしゃる。しかし、どっからお金が出てくるのかということになると、皆さんちょっと「うーん」と考えてしまうわけなんですね。そして、この生涯学習センター文化ホールでの催し物を一緒に観覧していた方からもこのホールが広くならないかということについては、

先ほど町長も丁寧な説明でしたが、それだけお金がかかると言われれば「うーん」となってしまふんですけども、しかしですね、そこに行政側の知恵の絞りよう、改善仕様ががあると私は思います。人口要件1%と言えば、席数で言えばじゃあ360あればいいんだということになりかねませんけど、じゃあ実際適正なそういう座席数のことを考えつつ、ステージがですね、様々な団体の方が利用しやすいような形を追求する。声に対してちゃんと答えを出していくというのがすごく大事だと思いますので、今後も検討をよろしくお願いいたします。

質問は3問目に移ります。

有害鳥獣情報の有効活用についてであります。

資料をお願いいたします。

議員に当選した後にですね、一番最初に住民の方から電話で要望をいただいたのがニホンザルによる子供の通学路への支障の対策でした。その方は美咲野の4丁目に住んでおられた方です。一番南側の方なんですけれども、美咲野で新たに区長になった男性とともに該当のお宅に伺うと、住宅地と山林部の竹やぶのところですね、そこにあるところにニホンザルがどんどんどんやってくるんですと。怖いのでどうにかしてくださいということでありまして、山林部の境界にあった竹の伐採、小学校への注意喚起などの対策を共に行っていただきました。

美咲野地区には、これ以外にもニホンジカやイノシシの出没など野生動物有害鳥獣の目撃が時折あっており、小・中学校の児童生徒を持つ親ならば十分に注意を払う必要があります。

また、ほかの地区においても、古城の住民の方から、今日は村山課長おいでだと思うんですが、村山課長と一緒に古城の一番上、上出のところの家に行きますとキウイの木が植わっておりまして、1個も木にはなっていないんですね。これはキウイが雄と雌があつて多分実をつけなかったんだろうという、私は思ったんですが、その住民の方に聞けば、ニホンザルが一網打尽に持って行ってしまふんですね。200個も300個もなるであろうキウイ1個もなっておりませんでした。

また、瀬田地区の御家庭の庭先にはニホンザルが出没をして、干しているトウモロコシなどを取って行ったり、庭木をちよつといろいろと悪さをしてですね、糞などもしますので、出没して困っているという話を伺っております。

資料を御覧いただきますと、左上の車両ですが、これはイノシシと衝突した車です。この状態でもイノシシはお亡くなりにならないです。どこかに行ってしまうそうなんです、残された車の修理代を考えると大変頭が痛いです。

例えば、そうですね、右側のシカのところですが、私がですね、静岡県に単身赴任で住んでおりましたところにですね、国道138号線というのがありますけども、そこを夏場になりますと全国各地から富士山を目掛けてドライブに来られんですが、バイクと正面衝突をして重傷になってしまう方、要するに、シカと正面衝突をする方というのが毎年必ずいらっしゃいます。こうなりますとですね、時速60キロで走っているバイクにですね、シカが正面衝突しますと重傷で済めばいいです。亡くられる方も多分いらっしゃるのではないかとこのように思います。

ニホンシカは大変臆病な性格であり、突然走り出すと不規則な行動から自動車道への飛び出し、



これをやります。

左下ですね、ものすごい牙ですね。ある専門家に言わせれば、どんな有害鳥獣物よりもサルが一番怖いとおっしゃられる方がいます。サルはですね、攻撃の手段、威嚇があり、引っかいたりもあるんですが、この噛みつくという動作が大変危険です。ニホンザルは、人間の行動をよく見ており、相手が自分より弱いと判断すれば容赦なく攻撃を加えてきます。特に小さな子供や女性は攻撃対象になることがあります。この牙を見ていただいて、人間ですね、皮膚にそれが牙がたっていくということを考えたらちょっとおぞましいな、ぞっとするなと思うところでもあります。

資料は2枚目になります。

大津町では、町の有害鳥獣に対する対応マニュアルというのを策定をされております。有害鳥獣の特性や対応策を明記することにより、有害鳥獣の情報、収集、分析、管理をし、関係機関と連携対応することになっておるそうです。

しかしですね、そのマニュアルの通報方法ですが、まだ電話またはファクシミリとちょっと書いてありまして、私の家はファックスないんですが、それ以外にもですね、何か有効な手段があるのではないかなど。すぐさま対応ができるためにはどうしたらいいのかなということを考えます。

資料の右側でお示しをしておりますとおり、町はですね、有害鳥獣被害報告フォームというのをスマートフォンで出没状況や位置を把握して適切な対策を行うために被害報告を現地から行えるようになりました。スマホでですね。情報提供にいつ、どこで、どんな作物がどの動物からどれぐらいの被害を受けているかなどを把握できるようになっており、今後の被害対策に取り組むときの重要な判断材料、資料となると思います。このフォームは、実は農政課で作っていただいておりますけれども、農作物被害にちょっと重点が置かれています。もちろん大事です。農業従事者の方以外にもですね、先ほどお示しをしたとおり、住宅街にも出没するようになっておりますので、その有害鳥獣情報を提供できるようにしてはどうかと考えます。例えば、入力フォームを変え、住民向けの設問と農業従事者向けの設問にわけて詳細に回答をしてもらおう。そうすることで情報の集積が可能ではないかと思えます。

また、同僚議員より教えていただいたんですが、農家の方は農政課の電話番号はもう記憶をしていると。もう突発的に目の前に有害鳥獣が現れたときは、電話をするほうが早いということも言われました。しかし、一般の住民の方は農政課の電話番号ってまだ記憶はしていないと思います。私のほうにそのイノシシが出ましたと言って通報されてきた方も、結局、通報するといころがわからなかったもので、じゃあどうしたらいいんですかと、女性の声で、ちゃんと指摘をされております。

以上の点を踏まえまして、有害鳥獣被害報告フォーム、これを住民向け、全体向けに改善ができませんか。

また、町の有害鳥獣における対応マニュアルですね。今の段階のマニュアルをこのフォームを踏まえながら改善はできないか、2点お尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の有害鳥獣情報の有効活用についての御質問にお答えいたします。

有害鳥獣対策につきましては、有害鳥獣による農作物被害を防止し、農業経営の安定とさらなる向上を図ることを目的としており、大津町は有害鳥獣の捕獲に対する補助や鳥獣害防止対策事業として、電気牧柵及び箱わな等導入への補助、わな免許取得への補助、有害鳥獣対策協議会の補助により対策を進めております。最近では以前に比べ、イノシシやニホンジカ、小動物の生息域が山林から平坦地に拡大している状況であります。

有害鳥獣による農作物被害に対しまして、今までは電話やFAX等で連絡を受けてからの対応であったため、被害が出ている農地農地の場所を把握するまでに時間がかかっている状況でした。そこで、本年10月の町広報でもお知らせしておりますとおり、本年から農作物の被害報告を、スマートフォンの報告フォームに情報を送信してもらうことで、GPS機能で農地の位置が特定され、現地の写真も一緒に報告できるようになりました。したがって、現地調査までの時間がかなり短縮されたところです。現在までに報告フォームからの農作物被害農作物被害実績として、合計6件、被害面積が約1万5千平米、被害金額として約60万円の報告を受けております。

また、一方で、住宅地内での野生鳥獣の目撃情報も増加している状況です。議員御指摘のとおり、有害鳥獣は農作物の被害だけでなく、人を攻撃するなど非常に危険な特性もあり、対応次第では重大な事故につながる恐れもあります。現在、子供たちや高齢者の方をはじめ、住民全体の安心安全の確保のために、住民の皆様向けの報告フォームを構築中であり、今年度中には発信したいと考えております。その中で、議員さんからの御提案にもありました、作り込み等も検討を深めていきたいというふうに思っております。

併せて、御指摘のありました、有害鳥獣対応マニュアルにつきましても見直しを進めていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） こんにちは。私のほうから時松議員の有害鳥獣対策についての御質問に対して御説明いたします。

有害鳥獣対策につきましては、捕獲隊、地域駆除隊、電気牧柵等による補助の3本柱としてその対策に取り組んでおります。農作物の被害にあったときには連絡を受け、現地確認を行っております。現地確認により原因が有害鳥獣である場合は、捕獲隊へ捕獲の依頼を行っており、併せまして、電気牧柵導入などの補助事業を御案内しております令和3年度より国の多面的機能支払交付金事業の有害鳥獣対策事業として有害鳥獣地域駆除隊を発足し、4支部で活動を行っている状況です。

本年度の農作物の被害状況としましては、イノシシ及びニホンザルによる甘藷、果物等への被害があり、面積は約5千平米、金額として、約250万円の農作物被害が出ている状況です。また、鳥獣の捕獲頭数としましては、イノシシ65頭、シカ45頭の捕獲を行っております。

今回、農作物の被害報告向けのスマートフォンを活用した報告フォームを構築できたことにより、より速い状況把握ができ、被害発生から対応までの時間短縮等に効果が見込まれております。

また、一方で住宅地内に置きましてもニホンザルやイノシシの目撃情報が多数寄せられており、頻繁に住宅地に出現するようになってきております。また、アナグマやタヌキなど小動物の生息域拡大の危機も迫っております。

現在、子供たちや高齢者の方をはじめ、住民の皆さん全体の安心安全の確保のために、住民の皆さん向けの報告フォームを構築中であります。今年度中には発信したいと考えております。また、有害鳥獣対応マニュアルにつきましても、スマートフォンによる報告フォームを追加し、見直しを行う予定です。今後も引き続き町の協議会や捕獲隊及び地域駆除隊と連携を図り、有害鳥獣対策の体制強化に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） はい、ただいま回答いただきましたとおりで、もう町民の皆さんに使いやすいシステムに変更していただけると。先ほどの農政課の電話番号の件もですね、しっかりそのときも周知広報のときにですね、反映していただければありがたいかなというふうに思っております。

今回の3問の一般質問は偶然ですが、すべて女性の方からの意見でございました。私は、町の男女共同参画推進委員をさせていただいておりますが、このときにですね、女性の社会参画を支援できるためにはどうしたらいいのかと考えたときに、議会議員は男性女性の別に関わらずしっかりと住民の皆さんの声にしっかりと耳を傾けてですね、こうして行政の場で質問する、提案することに異議を大いに感じております。これからもどうぞよろしくお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時06分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 皆様、こんにちは。本日は傍聴に来ていただき、また、インターネットでの傍聴、ありがとうございます。

今年は気温が高く、インフルエンザも中学校等で流行っております今日この頃ですが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。世界では、各地で紛争が起きており、また、温暖化の影響で異常気象が多発しております。2023年度も最後の議会となり、町民の皆様の相談を受けての質問を中心に町執行部に問いただしていきたいと思っております。

今回は、通告書を基に3問を聞きます。

まず、第1問目は、農工商併進のバランスの取れた農業対策・工業の誘致対策・商業対策・住宅対策等を町は今後どう計画し進めていくのかについてお伺いします。

食の原点である農業は、人類にとって最も重要であり、すべての人を支えている生命総合産業と

言われた先生がおられました。私も同感する思いであります。

酪農家やからいも農家から、今、町が取り組んでいる農業政策が農家に目を向けた取り組みとは思えないと御指摘を受けての質問となります。

酪農家は、飼料を作るために広大な農地が必要で、移転するにも投資額が数億円かかる。簡単には移転先も土地も見つからないので廃業を考えている酪農家もおられるとのこと。

護川小学校周辺の農家の方々は、不動産会社がからいも畑など売って欲しいということで何回も来られて困っておられます。日本の自給率は先進国の中で私は一番低いほうに属していると思います。世界各地で紛争が多発しているのが現実です。10月10日の新聞に、中国軍は、台湾有事の際は沖縄県尖閣奪取を共同通信社に戦争を恐れずと中国軍人は堂々と発言されたようです。

町長はいかなる場合でも町民の安全と食料の確保は考えておられると思いますが、大津町の農家は自家飼料米も他の市町村から購入しているのが現状です。大津町のカントリーでは、米の取り扱い、最大3千300トンの時期もございました。今年はわずか24トンです。米農家は今は飼料米やWCSを作づけし、ほとんど食用米は作れば赤字だからということで購入しているのが現状です。

大津町の消費者は食料米はほとんど他の市町村から購入しているという現実を知っていただきたいと思います。

今の大津町の、特にコメ生産農家を背負っているのは60代、70代であります。私も70代、あと10年間農業をするのは無理です。耕作放棄地が増えてくるのは目に見えています。農水省が食糧危機の対応策、生産者に確保の指示をの記事を読んで、農水省の現実を知らない記事に一人の農家として開いた口が塞がらないとしか言いようがありませんでした。農水省は、来年から米を作れといっても、種の確保にこの大津町にあった種の場合は、約3年かかります。やっと4年目から生産ができるというのが現状です。ただ、米を作ってくれというだけでは米は作れないのです。

町長の農業政策には、農家の気持ちを取り組んですすめていく感じが感じられないというふうに私は思います。町長、全町民の食料は大津町で自給自足を達成するぐらいの意気込みで農業政策に取り組んでもらいたい。できないことではないと思うので、町長の手で成し遂げてもらいたいと思っております。

次に、工場の誘致対策について。

半導体や蓄電池など、重要物資の工場建設をやりやすくするために、政府は、土地の利用規制緩和をする方針を明らかにしましたが、これ以上の優良農地に工場建設の誘致を考えているのか。南部地区や北部地区への企業誘致をすべきだと思います。今のままでは、企業誘致は町の平均的な発展はないと思い、町長に対して、北部や南部地区の町民は不信感を感じています。

次に、商業と住宅であります。

大津町の商店街は、店舗を借りて営業している店舗が多いです。人手不足や借賃の値上げの依頼があり、値上げに対応すれば経営が成り立たないと言われていています。町も空き店舗や空き家の改修費用の一部を負担してもよいのではないのでしょうか。

そこで、町長にお伺いします。

町の重要な産業は農業と考える。世界各地で紛争が起きている今、地産地消の原点に戻る優良農地を守る農業政策を整備すべきだと思う。

2番目、10月5日の新聞に政府方針として、工場立地規制を緩和と記事で出ていた。政府は10月4日、半導体や蓄電池など重要物資の工場建設をやりやすくするため、土地利用の規制を緩和する方針を明らかにしたが、町はどう考えているのか。

3番目に、飲食業の方から、現状は人手不足と家賃の値上げ依頼があり、値上げに対応すれば経営が成り立たない、町も空き店舗や空き家の改修や値上げの一部負担などを考える時期にきていると思いますが、その点について町長に伺いたいと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山本議員の一つ目の質問の農業対策についてお答えをいたします。

農業は、大津町の発展と経済を支えてきた基幹産業であり、食糧や環境に直接影響する産業でもあると認識しております。現在、大津町では、企業進出や住宅開発の影響を受け、農業を取り巻く環境が大きく変化し、特に農地の貸し借りや地下水保全の課題があり、農地の代替地の探査など、それぞれの分野と連携し、対応にあたっている状況であります。

議員指摘のとおり、戦争や自然災害といった不測の事態により、輸入品や物流が滞り、物価が高騰するなど、国内での食料安全保障は国民の課題であります。現在「食料・農業・農村基本法」の見直しが行われており、国も国産の農畜産物の生産振興を重点的に推進する方針であり、中でも、地産地消は、大変重要な取り組みです。大津町で生産された安心安全な農畜産物を、大津町の町民の皆様が消費できる環境が必要であると考えております。

学校給食においても大津町の農産物を一部利用しており、町のイベント時にも地産地消に向けた、農畜産物のPRを行っております。

近年の具体的な取り組みとして、今年度の地蔵祭りにおいて酪農牛乳の消費拡大事業を実施し、また、年度内を目標に役場庁舎1階に酪農マザーズの自動販売機を設置する予定で考えております。

また、地産地消に留まらず、町外に向けてもふるさと納税の委託事業者に干し芋や芋けんぴなどを開発・出品してもらうことで、町内生産のからいもの消費拡大やブランド化にも繋げているところです。

また、長い歴史のあるからいもフェスティバルにおいては、本年もからいも掘会場では町内外から多くの方が訪れ、祭り全体を通して大津のからいものPRに寄与したものと考えております。今後も引き続き、農畜産物の消費費拡大、ブランド化に向けて販売促進事業を行っていきたくと考えています。

また、農家の皆様への支援につきましては、国の臨時交付金を活用して、令和4年度に最大で最大で20万円、今年度は畜産農家に重点を置き40万円、その他の農家に20万円を上限とした支援を行いました。来年度は新たにスマート農業への支援事業を計画しており、今後も機械導入への支援や融資に対する利子補給等の支援も継続して行っていきたくと考えております。また、農業がしやすい環境の整備のため、今後、都市計画マスタープランを見直し、町全体の土地利用計画を

行い、その中で、将来の農業の振興に向けて優良農地を確保していきたいというふうに考えております。

今後、町独自の取り組みはもちろん、国・県、関係団体からの支援を要望していくとともに、関係団体と連携し、農業の振興に取り組んでいきます。

次に、二つ目の御質問の商業対策についてお答えします。

家賃値上げの申出により経営が厳しくなっている事業者へ、空き店舗や空き家への改修工事費の一部負担を考える時期ではないかとのお尋ねでございました。

本年7月の熊本県地価調査では、商業地、工業地ともに、本町は全国1位の上昇率となりました。TSMC進出の影響により、さらなる地価の上昇も予想される場所です。また、事業者からは家賃値上げの申出があっているという話も聞き及んでおります。

このような状況におきまして、家賃値上げの申出があった際に店舗移転される事業者への改装資金等の補助制度ですが、現在、町には店舗改装などで融資を受けた際の利子を補助する「中小企業店舗新築、改装、工場機械及び駐車場設備融資金利子補給制度」や、昨年新たに創設した「創業支援補助金」が活用できます。また、こちらは国の制度ですが、「小規模事業者持続化補助金」につきましても、事業者が持続的な経営のため、見直しを行った際の店舗改修等に要する経費も補助の対象となっております。

住民の皆様が安心して暮らしていける町づくりをしていくためにも、中小企業者・小規模事業者への支援は重要な課題ととらえておりますので、引き続き最優先に取り組んでいきます。

最後に、三つ目の御質問の「工業誘致対策」についてですが、議員がおっしゃる工場立地規制の内容については、国は、産業立地の際の土地利用転換の迅速化を図るため、2023年内を目途に、地域経済の発展に資する産業利用に係る市街化調整区域の開発許可手続きの緩和を図る」と掲げられ、県内では、熊本市、合志市、菊陽町、嘉島町、益城町が今回の改正により特例措置が適用されることとなります。

これまでも、本町では都市計画法に基づき、開発が行われてきましたが、市街化調整区域まで規制されていない分、企業等が進出を検討する際、スピード感を持った開発ができることも大津町を選定してもらえる大きな要因の一つ、強みでありました。

今回の法改正により、市街化調整区域内の開発に関する手続きが緩和されれば、これまで開発に時間を要していた近隣自治体でも企業立地が進みやすくなるため、これまで以上にこの大津町を選んでもらえるような優位性を持った取り組み・企業誘致を進めていく必要があると考えております。

具体的な短期的取り組みとして、今回、補正予算で上程させていただいております都市再生整備計画による、交通結節点でもあるJR肥後大津駅周辺エリアへのアクセス性向上を含めた中心市街地の機能強化と周辺地域への誘導、地場産業の経営支援といった施策により地域経済活性化を図ることで、大津町全体の活性化に繋げていくこととしております。

今後は、町都市計画都市計画マスタープランの中で、将来を見据えた土地利用計画の方針を定め、農業振興、産業振興、商業振興、移住促進など、将来的なニーズを多角的に踏まえ、まちづくりに

つなげていきたいというふうに思っております。

このように環境が大きく変化している中で、様々なバランスが求められておりますが、先ほど議員のほうからは、南部・北部にも企業等の誘致をという話もありましたが、この件に関しましては、まさに農地を維持する話と両立が難しいトレードオフの関係になっておりますので、その点も住民の皆様意向ですとか、町の将来性をしっかりと描きながら進めていきたいというふうに思っております。

継続的な発展を進めていくためにも、戦略的なまちづくりを着実に実行していきます。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 山本議員の御質問について御説明させていただきます。

一つ目の質問ですが、1次産業である農業は大津町の基幹産業です。現在、大津町の農業は、企業進出による農地不足、地下水保全への対応や世界情勢の影響を受けた物価高など、大きな環境の変化に併せ、大変厳しい状況の中にあります。各産業のバランスを取り、農工商併進のまちを目指しておりますが、農業の移転先が見つからず、やむを得ず廃業を検討されている声もあります。従来からの課題の高齢化による後継者不足や耕作放棄地加速化への懸念など農業に対するさらなる支援策や仕組みづくりが求められております。

日本の食料自給率をみてみますと、昭和40年代は、カロリーベースで約70%でしたが、現在は38%と低迷しています。農業者の高齢化や人材不足、輸入依存度の高まり等様々な要因が影響し、食料自給率が低下している状況が続いています。このような中、世界各地での紛争は、日本の食料安全保障に影響を与える可能性があり、対策として地産地消の取り組みは大変重要であると考えています。

国が進める地産地消は、外部からの依存が減るため、国内の緊急事態にも強くなります。また、地元で生産された食品が近くで消費されるため、供給の遅れや品質の劣化が軽減され、食料供給の安定や食の安全性の向上に寄与すること、町の農業者や事業者を支援し地域経済の活性化に繋がるなど、多くのメリットがあります。

今後の取組としましては、生産団体と連携した各種イベントで大津町の農畜産物の販売促進・PR活動により、地産地消のさらなる推進を図ります。また、農畜産物のブランド化の取り組みにより、付加価値をつけた販売、流通販路拡大を図ります。これにより、もうかる農業を確立し、魅力ある農業の実現に向け取り組んでまいります。農家の皆様が御心配されている農地の不足や代替地の対策といたしましても、町全体の土地利用計画を行い、農業がやりやすい環境整備を行って農業の振興を図ってまいります。

次に、二つ目の質問であります店舗改装等に活用できる補助金について御説明させていただきます。

まず、町の制度制度ですが、中小企業者が店舗改装などに必要な融資を受けた際の利子を補を補助しております。補助対象の融資限度額は1千万円で、1月から12月までに支払った利子の6割を3年間補助するものです。

次に、創業支援補助金ですが、既に営んでいる分野と新分野に進出する際の店舗改装等について該当する可能性がございます。

次に、国の小規模事業者持続化補助金につきましては、小規模事業者が自社の経営を見直し、持続的な経営を行うことを支援する補助制度で、店舗改装等などについても該当いたします。通常枠では補助率3分の1で補助上限50万円。賃金の引き上げや後継者支援は、創業などの枠であれば補助上限は200万円となっております。

また、家賃値上げ等の申出など、不安を感じておられる中小企業・小規模事業者の相談先につきましては、国が全国に設置している無料の経営相談所「よろず支援拠点」や、地元の商工会をとおして相談できる熊本県商工会連合会の「専門家派遣」などがあります。

町としましては、これらの制度をしっかりと周知し、事業者支援を行っていきたいと考えております。

次に、三つ目の質問について御説明いたします。

現在、国の方で改正の準備が進められております土地利用の規制緩和に関してですが、先ほど町長も述べましたとおり、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律により、市街化調整区域内の開発をする際は、高速自動車国道等のインターチェンジまたは幹線道路に近接して定める区域において立地する工場、研究施設または物流施設の開発が原則許可されることとなり、進出企業によっては開発のスピード化が図られることとなります。

しかし、本町は市街化調整区域を設定しておりませんので、開発基準に基づく開発スピードはこれまでどおりですが、地域未来投資促進法の適用を受けなくとも企業進出が可能なことから、市街化調整区域が設定されている自治体に比べると、まだ有利な状況下の中にあると言えます。しかしながら、近隣市町村では、この特例措置によって開発のハードルが下がることとなりますので、本町においても、さらに町の強みを生かした誘致戦略が必要になってくると思っております。

その中で、南部地区や北部地区への企業誘致についてですが、今後、都市計画マスタープランの見直しが行われ、企業集積エリアなども検討をしていくこととなりますが、今回新たにつくる工業団地が企業の立地を促進するための取り組みの一つとして考えております。過去には、北部畑線の整備の際、非農用地を設定し、企業誘致を行う計画を行った事例もございますが、当時は景気の状態もあり、計画どおりには進みませんでした。その経験なども踏まえ、今回整備する工業団地は、周辺エリアの発展性を鑑み、重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域として地域未来投資促進法に基づく重点促進区域として指定していくことも検討しており、産業の集積を図りたいと考えております。

一方で、新たな企業誘致を進めるために、農業地域を工業地域として活用する際には、地権者の農地売却に対する意向を尊重しつつ、併せて代替地の確保も行いながら、無秩序な開発に繋がらないように、都市計画マスタープランの見直しの中で、今後、農業地域や商業地域、産業地域のエリア見直しが行われる予定ですので、南部・北部地域を含めて、町全体をさらに発展させていくまちづくりに取り組んでまいります。



以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） ぜひ大津町の地産地消の利用を進めていって欲しいなと思います。

それと、飲食業や商業関係の方では、町と商工会議所がより一層親密な情報発信をやっていただきたいと思います。

再質問をします。

北部地区で基盤整備の取り組みが今現在なされておりますが、基盤整備を農業関係だけでした場合は、20年ぐらいはもう水田以外は作れません。それをもって基盤整備をする前に一応希望用地とかいうふうな部分での確保ができないかどうかの部分について一つお伺いしたいと思います。せっかく基盤整備をしても農家の方がもう高齢化でできないというところもありますので、それと、北部の場合は、土地が少し痩せている地区もあるんで、基盤整備の部分で、そういう部分で、まあ基盤整備の中に工業進出についての考えがあるかどうかについてお伺いします。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 山本議員の再質問について御説明いたします。

先ほど説明したように、過去には、北部畑総の折、非農用地を設定し、企業誘致を行った事例もございますが、そのときは、先ほど申し上げたとおり、景気の状態もあり、計画通りにはいきませんでした。

今回、矢護川地区圃場整備事業については、農業の基盤整備のみを行いますので、企業誘致を進めるための非農用地の設定は行っておりません。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 再質問になりますけども、現在、町が進めている護川地区の工業団地の部分なんですけども、代替えの用地等の部分について問題等もあると思いますが、進捗率とか、代替えの問題はスムーズに運んでいるかについてちょっとお尋ねしたいんですけども。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 山本議員の再々質問について御説明いたします。

工業団地の進捗状況ですが、議会全員協議会で説明いたしました。令和5年11月10日現在では、地権者31人中、内諾が約7割でございます。地権者からの代替えについては、そのとき説明したとおり、地権者の要望に添うように担当も努力している次第でございます。

工業団地については、1日も早く内諾いただきまして、完成を目指して頑張っていく次第でございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 代替え地とかの問題は早目に解決して、工業団地が早目に売却できるように取り組んでいただきたいなと思います。

では、次の2問目に移ります。

平日の家族旅行・学校休んでOKの取り組みをすべきと考えるがについて質問します。

吉良教育長も2期目で任期3年目の最後の議会であり、吉良教育長が就任前での私の一般質問をした時代は、校舎の雨漏りはひどく、また、洋式のトイレ化は北小学校以外は全くされていない時期でした。吉良教育長になり、知道ではありますが、進みました。今から3年間、特に大津町の教育が変化する時期だと感じています。私としては、吉良教育長にあと3年間、大津町の教育を改善させて進めていって欲しいと考えております。

さて、質問に移ります。

資料1と2を見ていただきたいと思います。

これは別府市が今年9月から市内の小学校、中学校生が3日間に限って欠席扱いしない取り組みを始めたユニークな取り組みです。たびスタ休暇といいます。旅スタ休暇に期待する効果としては、家族旅行の増加、普段できない体験や家族と一緒に体験可能、家族で話す時間や機会の増加、家族の思い出や絆づくり、学校教育にとっては、普段できない体験により、子供の知識や見識が広がる。地域の観光資源、歴史、文化などの発見、地域社会にとっては、人の流れが生まれることにより、地域経済の活性化、活力あるまちづくり、企業にとって、有給休暇の取得向上、従業員のワークライフバランスの向上、このように、平日や閑散期への観光客のシフトということで、うたわれております。土日祝日に働く飲食業やホテル、畜産業者などでは、児童生徒が両親と過ごす時間が少ないことからの取り組みであると別府市では言われて取り組みを今回実施されました。

別府市では、実際に家族4人で平日に福岡のキッズニア福岡での職業体験を利用したテレビ放送があっていました。私たちの時代は、両親との旅行をした思い出がほとんどありません。私が親になり、周りの親たちも子供との旅行や海水浴や子供たちに何かの思い出づくりをということで一緒に行動した思いがあります。

子供たちにとっては親との一緒に旅行が一生の思い出づくりになると考えて、そこで一つ、平日に子供を休ませる場合の親の心理的負担を軽減し、親の有給取得推進や休み方改革を進めるため、旅スタ休暇の取り組む考えはあるか。

2番目に、導入により、親子のコミュニケーションが図られて不登校の解決の一助になると考えるがについて、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 山本議員の平日の家族旅行を出席にする取り組みについての御質問にお答えします。

大分県別府市は、温泉観光地でございます。土曜、日曜が繁忙期となる宿泊・飲食サービスで働く人方々が10.6%を占め、全国平均の5%と比べると2倍近くになっており、週末を一緒に過ごすことができない家族が多いことが予想されます。

別府市教育委員会の「旅スタ」は、議員からもありましたように、年度内3日間までは、家族旅行で休んでも欠席にならない制度であり、そのような週末を一緒に過ごすことができない家族に、家族と一緒に過ごす機会の提供や親の有給休暇取得向上の効果を期待して、今年9月から始まった

とのことです。

議員がおっしゃるとおり、家族で一緒に過ごす時間を増やすことは、親子のコミュニケーションを促進させ、子供の心の安定にもつながる大切なことであります。

大津町としましては、親子のコミュニケーションをはじめ家庭教育の充実を目指し、「くまもと親の学びプログラム」講座を、各学校におけるPTA活動等の中で実施したり、町PTA連絡協議会主催による「子育てフェスタ」を開催したりしています。

一方、議員御指摘のとおり、コロナ禍を経て、全国の学校では、不登校の児童生徒が増加しており、大津町でも同様な傾向であります。

これら不登校の児童生徒が増加した背景には、長引くコロナ禍による学級閉鎖や臨時休業による学習環境の変化、家庭環境や経済状況の変化、そしてそれらに伴う児童生徒や保護者の登校に対する意識意識の変化があると考えております。

ただ一方では、家族や本人にも不登校の理由が分からないケースが増加するなど、以前にも増して、不登校となる要因は複雑化しており、各学校においても、その対応には苦慮している状況があります。

また特に、コロナ禍においては、生活のリズムが崩れ、朝起きることができない児童生徒が多くなりました。このような状態から不登校になるケースは多いため、学校は素早い初期対応や組織的な対応をすることを大切にしてきましたが、コロナ禍では、それも十分に出来ませんでした。

そこで、大津町では現在、不登校傾向にある児童生徒について早期に実態把握を行い、家庭訪問やSC等へのつなぎなど、初期対応の強化を行っています。また、町の教育支援センターの利用時間を午後まで延長し、受け入れ体制を充実させるとともに、今年度から教育委員会に町のSSWを配置して、児童生徒との相談体制や家庭への支援を充をさせているところです。

山本議員がおっしゃるように、不登校である、なしにかかわらず、親子のコミュニケーションを図ることは、子供たちの健やかな成長にとってもとても大切であり欠かすことのできない基盤であると考えます。

ただ、御提案の平日の家族旅行を出席にする取り組みにつきましては、国や県の動向、別府市などの先進地域の取り組みについて、その効果など情報を広く収集することが必要であると考えており、現時点におきましては、同様の取り組みを本町においても実施する方向にはありません。

詳細につきましては、部長より答弁させていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、山本議員の平日の家族旅行を出席にする取り組みについて御説明をさせていただきます。

別府市教育委員会では、週末と一緒に過ごすことができない家族が多くあるという実情から、次の三つの条件を設けて平日の家族旅行を出席にする取り組みを行っています。

一つ目に、取得日5日前までに申請を行うこと。二つ目に、旅行先は市外であること。三つ目に、入学式や卒業式、運動会、修学旅行などの学校行事のある日は対象外とすること。本取り組みは、

別府市の実情から生まれた取り組みですが、実績をお尋ねしましたところ、9月から11月までの3カ月で、別府市内の小中学校合わせて400件以上の申請があったとのことで、平日に子供を休ませる親の心理的負担を軽減する効果は期待できるのではないかと考えられます。

大津町教育委員会では、教育長からもありましたが、「くまもと親の学びプログラム」や「家庭教育出張教室」等を実施することにより、家庭教育の充実や親子のコミュニケーションの促進を図っております。

特に、「くまもと親の学びプログラム」は、親の子育てへの意欲を喚起させたり、悩みを相談する機会を提供したりすることにつながっており、親子のコミュニケーションの促進にもなっていると考えております。

また、不登校対策においては、不登校傾向にある児童生徒の早期の実態把握のために、定期的なアンケート調査を実施するとともに、相談窓口の周知や教職員による「子供を見つめる会」等の情報共有の場の設置等を実施しております。

また、初期対応を充実させるために、毎日の健康観察や日常の観察、日記指導等を通して、1人1人の児童生徒を細かに見つめております。さらに、休んだ児童生徒へは、早期の組織的対応を実施しているところです。

加えまして、児童生徒の実態に応じて、別室登校やオンラインによる授業、また、町教育支援センターや民間教育施設等との連携など、模索しながらではありますが、1人1人の児童生徒の悩みや自立への支援を図っているところです。

なお、別府市教育委員会では、「平日の家族旅行を出席する取り組み」は、不登校対策としてではなく、議員もおっしゃるように親子のコミュニケーションを図るという目的で実施されているようです。

今後、大津町の実情を注視しながら、「平日の家族旅行を出席にする取り組み」については、教育長からもありましたように、現時点では実施の方向にはありませんが、別府市をはじめ先進地域等の取り組みの効果について、引き続き情報を広く収集していきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 別府市で実施したら400件ぐらいの利用があったということで、私も聞いて驚いております。やっぱりそれだけ利用が多いなと思います。

大津町も飲食業、ホテル、畜産関係などやっぱりどうしても土日働かなければいけない親もおられます。ぜひ、今すぐっていうわけじゃないんですけども、前向きな検討をしていただきたいなと思います。

では、次の3問目に入ります。

第二給食センター建設と給食の無償化に取り組むべきですということで、資料の第3をお願いします。

これは最も、私も前回の一般質問でもしましたけれども、宇城市の給食センターで流利的にはも

う仕入れから搬入から配送、それから回収してということの一つの工場で行われております。まあ米飯とかもちちゃんと全部自分ところでやられているこの図なんですけども、大津町の給食センターは主食の米飯とパン等は外部からの仕入れであると聞いております。日本の自給率は先進国の中でも一番低いし、世界各地で紛争が発生しているような状況です。日本の近国で紛争が起きたら自給率を考えたら3カ月ぐらいの食料しかないと考えております。石油や飼料や肥料などは台湾海峡から7割から8割は通ってきております。そのためにも第二給食センターを建設し、地産地消の取り組みに力を入れるべきだと考えております。

給食センターでは、全量、大津町の米や野菜等はすべて大津産を使用すべきだと考えていくべきではないでしょうか。

和歌山県では、22年に県内137校で国産小麦の100%のパンの提供が実現しています。

今年、広島市の食堂運営会社が学校給食などの提供を突然停止した問題があります。米飯とパンは、納入業者は民間企業であり、仕入れている米飯やパンや食材が止まるかもしれません。一番困るのは給食を食べている子供たちです。

大津町の給食センターでの1年間の米の使用量は45トンです。全部外部仕入れです。この全量を大津町の有機米での大津産米を確保することが、私はできないことではないと思ひ、また、大事だと思います。地産地消の取り組みをはじめた市町村が少数ではあります。現在の世界情勢を見つめた取り組みであると考えます。

今後、生徒数の増加が考えられます。そのためにも第二給食センター建設を検討する時期にきていると感じています。

大津町の安心安全な給食食材の確保をしながら、大津町の子供たちに食の確保をお願いしたいと思ひます。

次に、給食の無償化について。

嘉島町の町長選で町長の公約の中にも給食の無償化を掲げた候補が当選されております。嘉島町の小中学校の父兄も給食費の無償化を期待し、候補に投票されたのではないかと感じます。

東京都の小池知事は、12月5日に全学校の学費の無償化と給食費の無償化に速やかに取り組んでいくことが子供の少子化対策の楯と発言されました。内閣府が6月に公表した子ども未来戦略でも実態調査を行う、文科省でも、給食一律無料化へ調査を全国で始めた。菊陽町も2025年度に給食費の無償化をすると今議会で町長が明らかにされております。

大津町議会でも毎回、給食費の無償化問題はあがっているので、決断する時期にきていると私は考えております。来年の4月1日からでも一部無償化か完全無償化を実施することを発表すべきだと考えます。

そこで、第二給食センターの建設には6年ぐらいかかるが、取り組むべきだと考えるが、町長の考えを聞きます。

2に、新聞には県内の4分の1に迫る12市町村が無償化にかじを切っております。大津町も無償化にかじを切る時期にきていると私は感じます。町長の前向きな回答をよろしくお願ひします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の第二給食センター建設と給食の無償化についての御質問にお答えをいたします。

はじめに、第二給食センター建設についてであります。

給食センターは平成2年に建設され、その後に平成29年、30年度で一部増築等を行っていますが、これは施設寿命を10年間から15年間程度延ばすことを意図して実施をされております。

しかしながら、土地の広がりや既存構造の制約などから、議員御指摘の課題等を解消しきれていないような状況でございます。

一方で、給食センターは建設から33年以上が経過し、その後の衛生管理基準の改定に照らして対応できていない面もあることや児童生徒数の増加やアレルギー対応食の増加に伴い、調理スペースや保管場所が不足しつつあること、さらに住宅開発が加速していることを踏まえ、建て替えを含めた抜本的な対応が今後10年のうちに必要になると考えております。さらに一方で、給食センター整備に係る事業費は概算で31億5千万円ほどを想定していますが、9月の全員協議会でお示したとおり、これまでの町の財政計画には、給食センターの建て替えは一切織り込まれておらず、この資金を如何に確保するかが最大の課題となっていると考えております。しかしながら、給食センターの整備は町として必須であると考えておりますので、従来型の公設公営方式に留まらずPFI方式など給食センター整備手法の検討を指示しているところであり、米飯の炊飯については、施設整備と併せて調査を行ってまいります。

続きまして、給食費の無償化についての御質問についてお答えいたします。

毎度、財政的な観点から大変恐縮ではありますが、この件につきましては、9月の議会定例会の全員協議会において、町の新たな財政シミュレーションについて御説明をさせていただきました。昨年度から着手しました大津中学校長寿命化改修事業に36億1千600万円ほどを見込んでおりますが、これは物価高騰などにより以前の財政計画と比較して6億4千400万円の増額であり、護川小学校改修事業に要す費用の約7億円も当初計画にはなかったものです。町では、この3年間でも住民税や法人税も順調に伸ばし、遊休町有地の賃借等による新たな財源も創出しな財源も創出し、さらにふるさと納税も4年前の約から8千万円から、6.2億円、4.2億円と推移し、昨年は10億円を超えるまでになりました。

しかしながら、逆に言えばこうした新たな財源のおかげで既存の住民サービスを維持しながら、施設の改修を行えているとも言えますが、こうしたうした歳入の伸びも施設改修に要するコストで相殺されてしまっているような状況です。

今後は財政シミュレーションでお示ししましたとおり、もちろん一部国庫補助は見込めますが、大津南小学校改築で26億円、総合体育館改修で10億円、経年劣化が進んでいる室小学校・大津小学校改修、学校施設のLED化など多くの教育関係施設の整備のみでも、各年の財源調整や組み合わせが必要な状況です。一方で、この中には少なくとも10年前後での対応が必要な東小学校や先ほどお伝えした給食センターの建て替え、あるいは小中学校の体育館のエアコン整備に要する費用

などは一切含まれていない状況です。今議会でも都市再生整備基金に関する予算を上程しておりますが、極めて厳しい状況のなかで、少しでも有利な補助を獲得するとともに、ふるさと納税も含めてさらなる財源の確保に努めているところとことです。

仮に、給食費を無償化した場合には、すべて町単独財源で1年間に2.5億円、10年間で25億円ほどの費用が必要になりますが、そうする場合には複数の大きな施設の新設・改修などの対応を大幅に後ろ倒しすることを前提に考えなければなりません。

もちろん本来であれば、こうした大規模な施設整備は一定期間をかけて一つ一つ進めることが望ましいとは思いますが、各施設の整備は既に限界まで、地震等もあり先送りされている状況であり、「あれかこれか」を選ばなくてはならないなか、ここで財源の見通しもなく一律で給食費を無償化することが、子育て世代や次次代を担う子供たちを含めた住民の皆様にとって最良の選択と言ええるかどうかはしっかりと考える必要があると思っております。

菊陽町の例を出されましたが、菊陽町におきましては、既に財政力指数が1に迫る状況のなかでTSMCによるさらなる税収増を給食費無償化にするとされておりますが、大津町には今のところ残念ながら同様の財源はございません。また、近年の学校教育施設整備費を比較しますと、ここ3年ではほぼ大津町と菊陽町の整備支出は拮抗しておりますが、平成26年からの直近の9年で比較すると、大津町の約29億7千万円に対して、菊陽町では約62億3千万円となっており、着実に施設改修を進めてきた菊陽町と比較して、本町では取り組むべき課題がまだ多く残っている状況にあると言えます。

また、教育関連施設以外にも、人口の増加に伴い増えてくる道路の渋滞対策はもとより、下水道の整備並びに維持管理、ごみの収集などのインフラ整備や、健康・医療に関する施策、子育て支援や福祉関連の事業に伴うコストの増加など勘案しますと、現状でそれらを着実に整備しながらさらに給食費の無償化を実施することは困難であることから、引き続き、経済的な理由等で子供たちの就学に伴う費用の負担が困難な御家庭に対しましては「就学援助制度」の活用についてプッシュ型でしっかりと周知をしていきます。

一方で、これまでスケールメリットや新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した食材補助を実施することにより、給食費単価を据え置きしてまいりましたが、依然として食材費の高騰が続いていることから、現状の給食費での提供が困難な状況にあります。

しかしながら、原油高騰に伴う電気代の値上げや、食料品をはじめとした物価高騰は各御家庭にも大きな影響を及ぼしていることから、食材費高騰分を保護者負担の給食費に反映することも難しいと考えており、食材費等の物価高騰分を町が負担することにより、保護者の負担軽減を図っていききたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、説明をさせていただきます。

給食センターの現施設は平成2年3月に竣工し、当時の小学校8校、中学校2校、幼稚園3園、

養護学校1校に3千552食の給食を提供しておりました。

その後、児童生徒数の増加により、平成20、30年度に増築等を実施し、その際に米飯についての炊米飯は外部に委託をしております。

現在、小学校7校と中学校2校、幼稚園2園、支援学校1校に4千428食の給食を提供しているところです。町内では多くの住宅やアパート、マンションの開発計画が進んでいることから、今後も児童生徒数が増加することが予想をされます。

児童生徒数が増えるということは、比例してアレルギー対応食等も増えることから、町長の答弁にもありましたように、現在の給食センターでは調理・保管場所が不足して対応が困難となり、併せて衛生管理基準の改定に照らして、対応できない面もあり、具体的には「食材の納品・検収・下処理・裁断・調理・配缶」という一連の動線が確保できていないこともありますので、今後も安定した給食の提供を図るため、施設整備に向けた手法の検討を実施したいと考えております。

また、議員から御指摘のとおり、本年9月に学校給食や学生寮、官公庁の食堂業務を受注していた会社が食材費や光熱水費の高騰を受けて経営環境が悪化したことなどを理由に給食の提供ができなくなるという事態が発生しております。

外部に委託をするということは、このようこのようリスクもあるということを改めて意識していくことの重要性を大変確認したところでございます。

文部科学省からも学校における食事提供等に係る業務の委託契約について、安定的・持続的な食事提供の観点から適切な対処をするよう通知も出ていることから、施設整備に併せて米飯の炊飯についても調査も行いたいと考えております。

次に、給食費の無償化についてですが、給食費の無償化は、その財源をどうするのが最大の課題であり、町長の答弁にもありましたように厳しい状況がございますので、まずは、支援が必要な家庭に対しまして、就学援助制度を利用していただくことで保護者の負担を大幅に軽減することができますので、対象と思われる世帯で申請をされていない方に、直接郵送いわゆるプッシュ型を行い、制度の周知及び勧奨を行ってまいります。

また、毎日約4千500食を提供していることから、このスケールメリットや交付金を活用して食材補助を実施することにより、現在、小学校で1食238円、中学校で267円という給食費単価で提供を続けておりましたが、食料品価格高騰により、これまでと同じ単価での給食提供が困難な状況となっております。

しかしながら、児童生徒の御家庭においても電力・ガス・食料品等の価格が高騰して高騰していることから、保護者の負担軽減を図るため、町独自の食材費補助についての詳細を検討しているところです。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 大津町は人口が今の状況では増えて、給食センターの今の規模では絶対に足りなくなるとはわかって町長もおられると思うので、31億かかるということですので、早目



の第二給食センターの計画は練っていただきたいなと思います。

それと、学校の給食費の無償化というのは、もう毎回、財源がない財源がないということで言われております。でも、財源がない市町村でも無償化は今後取り組まれていくと思います。大津町が他の市町村に後れを取らないように、町長もその点はしっかりと考えていただいて、前向きな回答が次回していただくようお願いして、今回の質問とさせていただきます。

終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。2時10分より再開します。

午後1時59分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 皆さん、こんにちは。議席番号2番、田代元気です。今日は午後から3人ということで、長丁場になりますので、前置きは行わず、早速質問に入りたいと思いますが、1問目の指定ごみ袋についての質問に入る前に、この指定ごみ袋の元売りさばき人である大津町商工会の職員の方には、通常業務で多忙な中、ごみ袋の販売業者への対応や在庫管理など、多岐にわたり御尽力いただき本当にありがとうございます。この場をお借りして深く感謝を申し上げます。

それでは、質問に入ります。

新たな財源確保のために指定ごみ袋に広告を入れる自治体が増えています。

資料1の1をお願いします。

これは広告掲載事業を行っている熊本市と近隣自治体、そして本町のごみ袋であります。熊本市については、写真のように外袋に広告が入っておりますが、中のごみ袋にも広告が入っております。広告を掲載している事業者にお話を伺いましたところ、熊本市では2018年度より事業を開始されており、数社による入札で広告を掲載しているとのことでした。また、契約は年度単位ではなく、おおよそ1年間で使用する枚数での契約で、1回の契約で外袋、中のごみ袋合わせて約3千800万枚に広告を掲載するとのことでした。ほかにも全国で広告掲載事業を行っている自治体も多く、新たな財源確保の一躍を担うほか、広告を掲載する企業のイメージアップにもつながりますし、外袋にも広告を掲載することにより、特にこの大津町と菊陽町、非常にわかづらいんですけど、ほかの自治体とのごみ袋との差別化が図られ、購入者にとってもメリットも出てくると考えますが、町としてこの取り組みを行う考えはないか、町長の考えを伺います。

次に、指定ごみ袋のばら売りについて質問します。

資料1の2をお願いします。

この写真は千葉県千葉市のスーパーでレジ袋の代わりに千葉市の指定ごみ袋を1枚単位で販売し、レジ袋の削減に取り組んでいる様子です。また、私が実際に利用したことのある愛知県長久手市のホームセンターでもレジ袋の代わりに指定ごみ袋を1枚単位で販売しておりました。愛知県長久手

市には、娘が住んでおりまして、私が行きましたホームセンター以外でのスーパーでも指定ごみ袋がばら売りされており、娘は買物の際に、マイバッグを忘れたときは、この指定ごみ袋を購入しているようで、ごみ袋は1袋単位では購入せず、買物で1枚ずつ買うので十分と話していました。

私も買物の際にはマイかごを持参して買物に行きますが、急に妻からお使いを頼まれたときなど、かごやマイバッグを持ってないときは、仕方なくレジ袋を購入しております。このレジ袋を買うというのがほんの数円のことなのですが、本当に損した気分になりまして、これは私以外にも同じ思いをされている方もおられると思います。

これから本町では、マンションやアパートの立地が進み、単身世帯も増えてくると予想されます。そういった方の利便性の向上にもつながると考えますし、SDGsの取り組みとしてレジ袋の削減にもつながると考えますが、町内の事業者と連携し、指定ごみ袋のばら売りに取り組む考えはないか町長に伺います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の指定ごみ袋についての御質問にお答えをいたします。

全国にはごみ袋に有料広告掲載を実施している自治体があり、熊本県においても熊本市や天草市において実施されていることを把握しております。

実施している自治体においては、それぞれ有料広告掲載要綱及び掲載基準、募集要項を制定されています。

本町では、ホームページバナー広告において、大津町有料広告掲載要綱及び掲載取扱基準、募集要項により広告を募集しております。これは民間企業や各種団体等との協働により、住民サービスの向上及び地域経済や地域づくりの活性化を図るとともに、大津町の新たな財源の確保を目的としているものです。

今回御提案のごみ袋における有料広告掲載についても、環境負荷の軽減及び一般財源確保の観点から有効であると考えますので、まずは、予想される広告主にニーズ調査を行い、広告の規格、予定価格等について先進事例を研究しながら、大津町有料広告掲載要綱に基づき、大津町ごみ袋有料広告募集要項を作成したうえで、事業を進めていきたいと考えています。

次に、指定ごみ袋をレジ袋代わりにできないかとの御質問にお答えいたします。

令和2年7月から全国でレジ袋の有料化がスタートし、大津町においても町民に対しまして、レジ袋の有料化に向けた取り組みとしてマイバックの推進を行ってきました。

指定ごみ袋をレジ袋に代用することは、プラスチック使用料を削減するプラスチックごみ問題への取り組みの一つとして考えられ、自治体によっては「レジごみ袋」と名称をつけて、実証実験などに取り組まれているところもございます。

「レジごみ袋」は、マイバックを忘れたときやマイバックに入りきれない買い物をしたときなどに、レジ袋の代わりに使う自治体の指定ごみ袋のことを言います。レジ袋として代用した後の「レジごみ袋」は指定ごみ袋として使用ができ、プラスチック袋使用量を抑え環境負荷の軽減につながります。

近隣自治体の熊本市では、現在市内の8店舗において、既存の指定ごみ袋をばら売りし、「レジごみ袋」として利用することでプラスチックごみの削減を図られております。

まずは、お手数をおかけることになる指定ごみ袋を取り扱う店舗の御意見や協力の意向等をお伺いするとともに、先進的に実証実験を行われている自治体の検証結果を確認したいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 皆さん、こんにちは。私からは田代議員2点目の指定ごみ袋をレジ袋に利用する取り組みについて御説明いたします。

町長の答弁にありました熊本市の「レジごみ袋」の事例は、既存指定ごみ袋をそのままばら売りにして「レジごみ袋」として利用されていますが、東京都日野市では専用のデザインを施した「レジごみ袋」を使って実証実験が行われています。

日野市は、デザインの良い指定ごみ袋であれば店のレジ袋の取り扱いを止めても良いとの聞き取り調査の結果をもとに、明星大学デザイン学部に協力を依頼し、「レジごみ袋」のデザインを作成されました。日野市は、このデザイン入りレジごみ袋を市内のイオンとセブンイレブンにおいて販売することにより、レジ袋辞退率100%を目指すとともに、市民の環境意識の向上を図っておられます。

実証実験の実施期間は、市民への周知及びレジごみ袋の浸透を図るため、令和4年9月から令和6年3月までの1年半を予定されており、実証実験終了後に検証を行うとのことですので、熊本市の既存指定ごみ袋のばら売りと併せて、日野市の専用デザインの「レジごみ袋」の成果につきましても確認していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 以外と前向きの答弁だったので別に再質問をすることは特にないかと思うんですけど、実際、私がですね、本当そのレジに並んで、そのごみ袋がばら売りで売ってあるという状況を見たときにですね、これすごく画期的な取り組みだなと思って、そのときには、その袋に商品を買って、娘の何か日用品かなんか買わされたと思うんですけど、非常に便利だなと。その後の使い方もごみ袋として利用できますし、家に袋がたまらないんですね、まあいいなと思ったんですね、ぜひ積極的にやっていたらと、千葉市なんかイオンとタイアップしてやってますんで、大津町もイオンがありますので、ぜひ一緒にやっていたらと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次はもうこれ3回目で、またかよってという思われる方も多いかと思いますが、中学校部活動の地域移行について質問いたします。

今年度から改革推進期間として、休日部活動の地域移行を進めていく取り組みが始まっております。教育委員会においても様々な議論が始まっているかと思っております。また、町内の中高生によりま

すジュニアリーダー夢議会でも、大津中学校の生徒による質問が中学校部活動の地域移行に関する質問で、当事者意識が高く、とても関心したところであります。そのジュニアリーダー夢議会を傍聴させていただきましたが、本当に皆さんの質問も素晴らしく、私が中高生時代は考えられない見識を持っているなど感服した次第であります。

また、この大津中学校の生徒で感想を述べられた生徒が、自分も将来は指導員として町の剣道の発展に貢献したいと言ったことがとても印象的でした。

最後の町長の講話まではちょっと聞けなかったんですけども、そのジュニアリーダー夢議会の答弁でも話し合いを始めているといった旨の答弁で、地域以降に向けてやっていますよ的な感じには聞こえたものの、実際はどのように進めているのかがわからないというのが私の印象でした。

そこで、本年4月からの取り組みとして具体的にどのようなことを行ってきたのか。また、現状の課題としてどのようなことを認識しているのか。そして、その課題と向き合い、どのように地域移行に向けて進めていくのか。改革推進期間の令和7年度末までどういったスケジュールで取り組んでいくのかをお伺いします。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 田代議員の中学校部活動の地域移行についてお答えいたします。

スポーツ庁及び文化庁では、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、地域の実情などに応じて取り組むこととしており、本町も、この3年間を一つの目途として取り組みを進めております。

今年はその推進期間の初年度ということで、この半年間の取り組み等について御説明いたします。

昨年12月にスポーツ庁及び文化庁が「総合的なガイドライン」を策定しました。これを受け、熊本県では、将来にわたり熊本県の子供たちがスポーツ活動に継続して親しむことが出来る機会の確保及び学校運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行の方向性と対応策を示すため、本年4月に「休日の運動部活動の地域移行推進計画」が策定されました。

大津町では、本年7月に、中学校の生徒、保護者、教職員を対象にしたアンケート調査を実施しました。また、地域移行への体制整備として、スポーツと文化に精通されている地域コーディネーターを、それぞれ1名計2名、8月から任用しております。

その一方で、学校、スポーツ関係団体、教育委員会による検討委員会設置に向けた準備委員会を設置し、国・県の動向や移行に係り予想される課題についての共有や整理、町としての取り組み方針のたたき台づくりなど、協議を重ねてまいりました。

今年中には、第1回目の検討委員会を開催することにしており、現在その準備を進めているところです。

今後は、検討委員会において様々な課題を整理・検討しながら、大津町の子供たちにとって望ましいスポーツや文化芸術の環境整備が出来るよう、まずは、「段階的な休日の地域移行」を進めてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、田代議員の中学校部活動の地域移行について、今年4月以降の取り組みの御説明をさせていただきます。

先ほど教育長からもありましたように、まずは、対象となる中学生、保護者、学校の教職員を対象にした意識調査としてアンケートの実施に向けて、5月、6月は準備を進めてまいりました。そして7月に、学校の連絡アプリを利用してアンケートを実施したところです。

そのアンケート結果を幾つか御紹介しますと、まず、生徒へのアンケート調査結果で、「今、部活動に満足していますか？」という問いには、「とても満足している」「やや満足している」という回答が87.1%を占めておりました。

また、「休日の部活動の地域移行について知っていますか？」という問いについては、「あまり知らない」「全く知らない」という回答が68.8%ありました。一方、同じ質問への保護者アンケートの結果では、「よく知っている」「やや知っている」という回答が、75.2%を占めておりました。この結果から、生徒たちは現在の部活動に概ね満足はしていますが、部活動の地域行については、あまり周知が出来ていないことがわかりました。

ただ、保護者へのアンケート結果では、部活動の地域移行について75.2%の方が御存じなのですが、ただ、教育委員会へは、「部活動はなくなると聞いた」、また「部活動はクラブチームに移行すると聞いたがどうなるのか」といったお問い合わせもあっているところです。

したがって、休日の地域移行については、今後とも学校と連携をしながら、詳しい情報発信や説明会などを通して、保護者を含め地域住民の皆様へ周知徹底していく必要があると考えています。

また、教育長からもありましたように、地域移行への体制整備としまして、スポーツ部門と文化部門から各1名、計2名の地域コーディネーターを8月末から任用しているところです。今後の地域移行に向けて、各学校や関係団体との調整や指導者の人材確保などに協力していただくところで考えております。

また、10月、11月には、各月、検討委員会設置に向けた準備委員会を開催し、「休日の地域クラブ活動の基本方針（案）」や「検討委員会の設置要綱（案）」、また、今後のスケジュール（案）や課題などについて整理及び協議を行ってまいりました。

現状の課題としましては、各部活動の指導者の確保、部活動と別になる会費や保険料の在り方、活動場所の確保や平日と休日の各担当者等の連携の方法、大会参加や引率についての考え方などがあるところです。

今後のスケジュールとしては、今年中に、第1回目の検討委員会を開催することとしています。

また、中学校教職員への2回目のアンケートの実施、新中学1年生への説明会、各小学校の保護者への地域移行の説明、指導者確保のための人材バンクの開設、また、スポーツ・文化関係団体との協議なども併せて行っていく予定としております。

大きな目標としましては、令和7年度末までに「休日の地域移行」に向けた準備を進めながら、令和8年4月からのスタートを目指していきたくと考えております。なお、段階的な移行を進める中で、準備が整ったところから試行的に実施していくことも考えています。

今後も町ホームページや生涯学習情報誌等を活用しながら、中学校部活動の地域移行に関する検討委員会での情報発信等を行いながら、丁寧に協議を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 何点か再度質問します。

このアンケートを生徒・保護者を対象に取られたということなんですけど、これははっきり言って、今の中学生にアンケート取ってもあんまり意味ないんですよ。多分今の中1が卒業した後にその推進期間が終わるんで、例えば、小学校4年生ぐらいから、4年生、5年生、6年生ぐらいから取ってですね、その自分が中学校に行ったときに、どういった部活っていうか、どういったことをやりたいのかというのをアンケートを取って、そして残す部活、クラブチームで大丈夫だろうというような、例えば、一昨年だったですか、合志の楓の森小中学校に視察に行ったときにですね、新設校なんで部活をどうするかというのをアンケートを取って何の部活を置いとくかというのを決めたいなんです。それで確かサッカー部がなかったのかな。サッカー部がなくてもあの規模の中学校、何かやっていけてたんでですね、そういったアンケートのほうが本当は大事じゃないかなと思うんですけど、その辺はどういうふうに考えているのかとですね。

あと既にですね、多分、外部指導者がおられる部活が幾つかあると思うんですけど、そういったところはもう平日・休日関係なくまあ移行できるんじゃないかなと思うんですけど、そういった部活は天津中、北中にどのぐらいあるのか。そして、外部指導者もないような部活はどのぐらいあるのか。そこが問題だと思うんですよ。

先日、天津幼稚園の運動会に行ったときに、天津中学校の平岡校長先生とお会いしまして、ジャージで来られてたんで、今日は何ですかって聞いたら、「午後からテニス部の練習を教えるんですよ」ということで、テニスが好きだからいい、指導者がいないということだったんで、そうやって、先生が転勤になった場合に外部指導者もない、テニスじゃあ誰が教えるのというふうになると思うんですけど、そういう課題はしっかりしていると思うんですけど、その辺は教育委員会としてどのように認識しておられるのかを質問いたします。

○議長（桐原則雄） 羽釜教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、田代議員の再質問に御説明を申し上げます。

さっきのアンケート調査の小学生に対してとっていったほうがこういうのではないかというような御質問ですが、はい、今回は一応中学校1年生、3年生を一応対象としてですね、夏場に行ないました。今後また小学校のほうはちょっと説明会などを行いながらですね、6年生、5年生、上級生ぐらいになるか、その辺はちょっと協議をしながら進めていきたいと思います。

また、アンケート調査とか意向調査はどのタイミングでやるかはちょっと協議をさせていただき

ますけども、そういったところは考えていきたいと思っております。

それと外部指導者についてということで、今現在、部活動が天津中学校、北中学校に部活動ございますけども、今現在は外部の指導者は天津中学校のほうに3名外部の指導者がついておられます。

ただ、今現在は北中学校のほうに今外部指導者の方がおられないような状況があります。

ただ、その年その年で若干人数はですね、少なくなったりとかするんですが、今現在の外部指導者としては3名となっております。

今後、またそうですね、外部指導者がおられるところは平日と休日については、こう取り組んでいけるんじゃないかというところの御指摘もあっているかと思えます。ただし、今現在進めているところは、まずは休日の部活動への地域移行ということでございますので、そちらのほうを進めながら、そしてまた、そのただ週末だけ指導に行くだけでよいかという課題もございます。やっぱり平日の練習風景あたりも連携していく部分がありますので、その辺は今後進めていく上で協議をして詰めていきたいと考えております。

確かに、その外部指導者がおられて平日でも対応が可能な部分については、先ほども試行的にこう週末の段階的な地域移行に取り組んでいく場合があると御説明申し上げましたけども、平日も可能な部分があるものであればですね、その辺も今後検討委員会あたりで協議をして進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問しますけど、外部指導者、天津中3人の北中がゼロということだったんですけど、これあれですか、もう会計年度の指導員のことなんですかね。本当にボランティアで教えておられる方いますよね。ゼロと言われたけんですよ、北中。ゼロなんですか。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） はい、今ただいま3名と言いましたのは、正式な外部指導者ということでございます。

あとと言われましたボランティアとか、そういったところで少し関わっている保護者の方はちょっとまたこの数字の中には把握しておりません。

以上です。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） もう1回質問しますけど、この推進期間が始まっているんですね。結局、ボランティアの指導者を確保することが多分取り組まないといけないことだと思うんですけど、こういった指導者がもう多分長年教えておられる方がいるんですね。そういった方にはもうお願いしてですね、もう多分その方たちは部活動が地域移行することわかっておられて、多分、自分の体が許す限り多分指導に携わってくれると思うんですけど、そういったこともですね、把握してないままこの改革推進期間に入ってしまったっていうこと自体が私はまずいと思うんですね。もうそういったことも把握してですね、移行できるのは移行させて、そういうモデルにしていってですね、

どんどん、例えば、野球部なんかも何かやっとならざる試合ができるかできないかぐらいしか人数がないんで、もう合同で出るとか、そういったところまでできているというふうには話を聞いているんですよ。そういったことも把握してですね、本当取り組んで欲しいんですけど、どの辺まで現場のことを知ってて、例えば、事務レベルで話されてもまあ事務レベルのことしかできない。現場の現状をですね、どのぐらい把握されてて、この改革、取り組んでいるのかをちょっと全然わからなくてですね、それで答弁でも弱いなど、ジュニアリーダー夢議会の答弁でも弱いなど思ったんでこの質問を持ってきたんですけど、この外部指導者がどれだけ活動されているとか、失礼ですよ、はっきり言って。ボランティアで教えているのに。数にも入れてないって。もうちょっとですね、踏み込んでやってほしいですよ。今後どういうふうに取り組むのか、最後に、教育長も含めて答えていただければと思います。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 田代議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

外部指導者という形になりますと、どうしてもいろんな形で責任が伴う立場になってしまいますので、これまでの経緯としても教育委員会、また学校を通じてでございますけれども、そういったボランティアで指導に来ていただいている方に外部指導者としてお願いできませんかということはずっと継続してやってきました。

ただ、自分が来れる時間、あるいは来れる日に来て練習に携わって指導するのはいいけれども、やっぱりその外部指導者っていう立場になると、非常に責任が重くなるようなので、ちょっと辞退したいという方が大変が多くてですね、また、ボランティアの方も常に来られているということではないような形なので、正式に人数を把握していないのだと思います。

ただ、今後はですね、コーディネーターの方たちも入れてますので、学校現場の現状あたりでもですね、具体的にきちんと掘みながら検討委員会で掛けていきたいというのが一つでございます。

よろしいですか。

○2番（田代元気議員） 試合でベンチに入っておらず人もおるじゃないですか。

○教育長（吉良智恵美） あれもですね、結局、正式な引率者ではなくってボランティアで来られているっていう、だから、その非常に難しいんですけども、ボランティアで来られている方々の立場で考えると、正式な監督として試合に連れて行くことと、ボランティアとして子供たちの試合に来て応援をするということでは、大分こう受け止め方が違うために、非常にそこ難しいところがあるということです。ただ、今後、本当に先ほど説明しましたように、外部指導者の確保というのが一番要になりますので、その辺につきましても、再度人材バンクを作ったり、また、県のほうでもですね、人材バンクを今作るということで準備をされておりますので、そういうところから広く募りながら体制を整えていこうと思っております。

○2番（田代元気議員） 終わります、はい。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。2時50分より再開します。

午後2時42分 休憩



△

午後2時50分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

本日の質問、第1点目は、大津町における道路行政の不作為、あるいはその基となったあまりにもずさんな道路計画、このことについて、町行政としてきちんと反省をした上で町民が求める安全な道路計画を進めていただきたいと。そういう立場から質問をするところであります。

質問の第1点目は、町の都市計画行政、とりわけ都市計画道路について、これまでの道路行政が非常にこう反省をするべき点が多々あるのではないかと。そのことについて、過去の問題ではありますが、金田町長はまだ今から30年前のことは当然御存じないかと思えますけど、行政の在り方はずっと継続をしているわけですから、誤りは誤りとして、きちんと反省をした上で、前に進めていただきたいと思うところであります。

そこで、道路行政の不作為というふうに表現をいたしました。行政の不作為、最近報道等でもよく使われますが、本来、行政が行うべき活動を積極的に行なわないことで、それによって市民、国民が損害を被ることと言われております。

例えば、2011年の福島原発事故に対して、津波によって原発施設が損壊しないように整備をする義務を怠っていた事業者を、東電ありますが、国は規制しなければならないのにこれをしなかった。そのほか、最近では、今年9月の水俣病関西訴訟の大阪地裁の判決で、水俣病として認定されておらず、救済策の対象にもならなかった関西などに住む熊本、あるいは鹿児島出身の128人の原告全員を裁判所は、全員水俣病と認定をし、国・県、加害企業に賠償を命じました。国・熊本県が広く法で決められていたきちんとした健康調査をしてこなかった、この責任が問われて、行政の不作為というふうに証言がなされているところであります。

本日の質問で、町の都市計画道路の計画がずさんであったこと、危険な状況になることは用意に予想ができたはずなのに、当時の役場行政は誰一人これに修正を加えよとしなかった。その結果、非常に危険な道路交差点を行政が作り出し、住民を危険にさらしていることは、行政による不作為行為と言っても過言はないと私は思うところであります。

こうした道路行政の反省をした上で、安全でよりの確な道路行政を求め、そのための提案も行いたいと思います。

そこで、大津町の過去の都市計画の行政であります。これは大津町の過去の都市計画道路完成図であります。大津町で都市計画道路が完成したのは国道325号線、それから国道57号線、そして県道であります。美咲野に通じる県道であります。そして、駅前楽善線、それから、駅の南側に区画整理の中の3本の都市計画道路、合計で7本の都市計画道路が既に完成をしたと町の資料には出されております。しかし、私が議員になったころ、約30年前であります。実は室北のほ

うに翔陽高校の南側に東西に1本、それから、翔陽高校の西側に都市計画道路の計画がございましたが、これが単に地図の上に線を引いただけで、とても実現は不可能ということで廃止をされてしまったわけでありまして。御承知のように、都市計画道路は、一度町が指定をすると行政代執行ができる。それほど強力な権限のもとに都市計画道路が本来は指定をされたはずなんです、もう1本忘れてました。これは三吉原北出口線です。三吉原北出口線は、美咲野を過ぎたあたりから最初はミルクロード側に都市計画道路が計画されておりましたが、私は、それは途中で指摘をする中で、現在のミルクロード方面に都市計画道路が途中で変更になったことを覚えているところであります。

ですから、都市計画道路は10本あったのに完成したのは7本と、3本も都市計画道路がいつの間にか消滅をしてしまった。いかにその当時の行政のですね、計画がずさんであった。ちなみに、ずさんというのは、私も滅多に使ったことないですから、国語辞典で調べましたら、いい加減で詰め甘い計画というふうに意味が述べられております。

そこで、質問の第1点目の1番は、美咲野交差点、本日の質問の中心点は、美咲野団地の北側にあります美咲野交差点の安全問題であります。

美咲野交差点は、現在、角にコンビニがございますが、もともとここの交差点には県道が矢護川から上大津を通って矢護川大津線、それから、新小屋桜山線と、三差路の交差点であったわけですが、ところが、ここに都市計画道路の線引きが行われたわけでありまして。三差路のところ新たに都市計画道路が東西、それから南側と全部集中して六差路になってしまうと。こんなことは当然線引きをすればわかったはずなのに、誰もこれを改善しようとしなかったということでありまして。

その結果、皆さん、御承知のように、警察は当然六差路の交差点を認めることはないわけですから、6本のうち、新小屋桜山線、この町の町道路線図を見ますと、この新小屋桜山線は、町道の中でも1級道路と指定されております。町道の中で1級道路というのはそう何本もございません。それほど重要な道路であったにも関わらず、この新小屋桜山線を上大津方面の道路と分断をしてしまったと。分団せざるを得なかったという状況があったわけでありまして。

それから、3番目ですね、この新小屋桜山線からじゃあ出口をどうするんだということになったわけですが、皆さん、御承知のように、東側から通ってきますとケーキ屋さんのところに急カーブで三吉原北出口線に道路を取り付けてきたわけでありまして。この交差点計画は、当初から三吉原北出口線が東側から車が来る。あるいは、西側から車が来るとすると、信号待ちは渋滞で車がつながることが予想され、新小屋桜山線から三吉原北出口線への際、特に右折は非常に危険です。こないだも重大な事故が起きております。また、このケーキ屋さんには数回車両が時にして、幸いそのときは人的な被害がなかったから幸いしたと言えますけど、本当に危ない交差点であります。

なぜこんな危険な交差点になったかと言いますと、この桜山交差点からこのケーキ屋さんのところの交差点まで間が100メートルほどしか距離がない。信号を付けたくても付けられないということなんです。

私もこの新小屋桜山線から三吉原へ右折をするときは、右側を見て、まあ西側から来る車が左のウインカーを出したときさっと出ないと右折することができない。間違っってそのウインカーが間違

ってたらがしゃんと事故になってしまふ。これまでも数回交通事故が発生しております。幸い死亡事故がまだ起きてないからいいようなものでありますが、本当に危険な交差点を行政がつくりだしたということです。

この都市計画道路が計画されたころは、特に障害物はなかったわけですね。周りは畑とか山林であったわけですから、当然、そういう危険を予測をして安全な道路設計をしておればこんなことにはならなかったと。そういう意味ですね、行政が危険を作り出したということで、道路行政の不作為と私は申し上げているところであります。

ずさんな道路計画がですね、これにきちんとした反省が必要ではないかと。

また、ケーキ屋さんの東側の交差点ですね、桜山交差点からわずかな距離しかないということで、道路法上も法に抵触をするのではないかと思うところであります。

そういうことで、町長はお若い、30年前のことは当然御承知ないと思いますが、町民の命を守る行政としての反省が必要ではないかということについてお尋ねをするところであります。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の質問にお答えをいたします。

現在の美咲野交差点につきましては、議員御指摘のとおり、もとは旧県道矢護川大津線と、町道新小屋桜山線が接続する三差路交差点でありました。

その後、美咲野団地西側を通る都市計画道路の西鶴中井迫線の供用等に伴い、熊本県がこの道路を、現在の県道矢護川大津線と位置づけたため、平成16年2月に、美咲野交差点から大津郵便局北側交差点までを、町道美咲野大津線に変更し、県から引き継ぎ、さらに、平成18年8月に美咲野交差点に接続していた町道美咲野大津線及び町道新小屋桜山線をそれぞれ県道や都市計画道路に繋ぎ直すための「町道区域の変更」を行い、現在に至っております。

交差点を整備する際には、道路構造令に基づき、費用面や安全性等を考慮して平面交差を設計したと聞いております。

交差点の形状につきましても、主流交通に対して、交差角を直角またはそれに近い角度で計画する必要があり、その結果、議員御指摘のケーキ屋さんの東交差点などは、現在の交差点の形状になっているようあります。

この交差点に関する警察との協議資料については、15年以年前の話で現在、残ってはいないようですが、警察協議の中では、道路構造令に基づき、交差点の形状を直角に近い形にしないと認められませんので、当時は、このような形を取らざるを得なかったのではないかというふうに認識とどうか、分析をしておるところであります。

議員御指摘のように、道路計画というのは非常に住民生活、あるいは安全にも関わってくるところであります。これから大津町においても、人口増加に伴い、大きな道路工事等も非常に必要になってくるというふうに思っております。その中で、現在、交通量調査等を行っておりますけども、次の段階で開発を見越した道路をどうあるべきか。それが町の発展、渋滞解消、安全安心に繋がるものである必要があると思っております。それも含めまして、もちろん短期的な取り組みも必要で

すが、長期的な視点を持ちながら町の道路整備計画というものを漫然とやっていくのではなく、一体的な計画の基で進めていきたいというふうに思っております。

今後、様々な道路改良や新設道路の計画が必要になりますが、類似の案件が生じた際には、あるいはそれに限らず、様々な制約も踏まえたうえでの入念な検討を行うとともに、道路構造令だけでなく、「視線誘導標」「反射板」などの設置といった交通安全にも配慮した交差点の設置に努めていきいきます。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 荒木議員の御質問について御説明いたします。

当時、美咲野交差点における、美咲野大津線と新小屋桜山線との接続方法については、「三吉原北出口線を高架道路にして、町道をそのまま利用できないか」とか「交差点に地下ボックスを埋設して、町道を利用できないか」など、住民説明会の中で意見、要望があったと記憶しております。交差点の立体化や地下ボックスの埋設案、既に下水管が埋設されたり、概算工事が高額だったといった理由で実現ができなかったというも聞いております。

そのため、道路構造令の運用を遵守し「交差角」をしっかりと確保した現在の交差点ができたと聞いております。

また、道路構造令において、道路は「同一箇所に同一平面で5以上交差させてはならない」ともあり、六差路の交差点は原則つくれませんので、議員御指摘の美咲野交差点については、「県道」と「都市計画道路」の十字路での運用としております。

現在は、交差点ができた当時と交通量も大きく異なっておりますし、住宅建設も進み、取り巻く環境も大きく変わってきております。

今以上に交通量も増加するかも考えますので、今後もこの交差点につきましては、熊本県と状況等を共有しながら管理をしていきたいというふうに考えます。また、今後、新たな道路整備、交差点改良や交通安全施設等の設置の際には、熊本県、警察、地元ともしっかり議論していきたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 質問の2番目に移ります。

ただいま話を進めてまいりました三吉原北出口線のケーキ屋さん東側の交差点、この付近のですね、安全対策と必要な迂回路の建設についてお尋ねをいたします。

皆さんも御承知のように、こちらのケーキ屋さんの東側にコンビニ、ローソンができるらしいということですが、コンビニができるのはですね、近くの人や通行の人にとっては非常に便利になってよろしいかと思いますが、このコンビニに出入りをする北から出入り、南側はどうも2カ所出るところと入るところとあるみたいですけど、要するに、3カ所出入り口が南北に出ることです。今でも非常にこの危険なこの信号が付けられない交差点にこのコンビニに出入りする車がですね、例えば、西側からコンビニに入ると。左のウインカーを当然上げます。それと新

小屋桜山線から出てくるとき、あ、左に曲がるからということで、今まではそのウインカーを見て右折をしてたわけですけど、今度はコンビニに出入りするというウインカーであったら、当然、ここで車同士が交通事故を起こしてしまうということは、誰が考えても明らかであります。

それから、皆さん御承知のように、北側復旧道路阿蘇方面へのいわゆる高規格道路であります、最近是非常に朝から、多分阿蘇への通勤車両だと思うんですけど、非常に多ございます。それから、大型トラックですね、これがこの新小屋桜山線のほうに入りますと信号がないということもあってどんどん大型トラックが入ってくると。そういう意味で、非常にこの危険な交差点がさらに危険になってしまうということでもあります。

そこです、ケーキ屋さんの東側、コンビニの間に横断歩道が必要ではないか。誰もそう思うわけですが、この交差点には信号がとて付けれないということで、変則すぎる急カーブ交差点で横断歩道での停止車両があった場合、追突事故やさらなる渋滞が予測されますが、町もコンビニができることは当然情報として持っておられるわけですが、町としてのこのケーキ屋さんの東側の交差点の安全対策をどのように考えているかということをお尋ねをします。

次に、今でもですね、先ほどから述べましたように、国道325号方面から阿蘇方面への東西の交通量がまさに激増しております。さらにですね、高規格道路が合志市から325号線杉水交差点まで、まあ県も国も予算を確保してこの325号線まではかなり早く高規格道路が開通するのではなかろうかと言われております。それはそれでいいんですが、この杉水インターで降りた車はじゃあどう動くかということなんですけど、東西の物流運送のトラックは、この美咲野交差点、また325から美咲野交差点、あるいは南側から美咲野交差点を通過して高規格道路に流れていくと。このことも用意に想像がつくわけでもあります。

この高規格道路が杉水インターからホンダの裏側を通過してですね、北側復旧道路につながればいいんですが、それはとても5年、10年ではとても無理だろうと思われま。その間は我慢をしろということになってしまいかねないわけでもあります。

そこです、今のうちに北側復旧道路のインターですね、特に高尾野の集落の中のインターであります、高規格道路からここでインターから降りたら本田の南側の道路方面のほうに迂回路でもつけない限り大型車両の益々の混雑、道路の危険、これを回避することはできないのではないかと思いますので、これは提案として町の考え方をお聞きしたいと思ひます。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 荒木議員の2点目の質問、ケーキ屋さん東交差点付近の安全対策と必要な迂回路建設についてお答えをいたします。

美咲野交差点東側のケーキ屋さんには、三差路前のカーブ部分において過去4年間で4回車両が突入する事故が発生しております。そのため過去にも、車両の速度抑制のために道路の路面に音がる舗装の設置や、センターセンタに通称「キャッツアイ」と言われる点滅する道路錐の設置をするなど、事故防止対策をいろいろと試してきました。

しかし、この対策は、近隣住民の方への音などへの苦情もあったことから、現在は視覚的な効果

をもたらす防護柵と反射材を設置したことにより、これらの施工後約1年半は同様の事故は発生していない状況であります。一方で、議員御指摘のとおり、コンビニ設置などの新たな開発もありますので、この三差路付近の横断歩道等の安全対策につきましては、通学路点検やコンビニ設置の開発行為など機会あるごとに警察と協議を行ってきております。

当該箇所への横断歩道設置の詳細、産業道路としてのう回路につきましては都市整備部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 荒木議員の御提案の横断歩道設置についてですが、議員も言われておりますように、事故が起こりやすい交差点付近での横断歩道設置は、さらなる事故を誘発する恐れがあるかと思われまます。

警察とも協議をしておりますが、この道路は交通量も多く、横断距離が長いので危険であり、通学路点検においても要望箇所にあがっていましたが、この箇所に横断歩道の設置はできないという回答がありました。

歩行者に対しては、現在、設置されている横断歩道やケーキ屋さんの北側部分の区間は、美咲野交差点に続く旧新小屋桜山線の歩道の利用をお願いしたいと思います。

この交差点の車両に対する安全対策については、コンビニ新設に関する協議の際に、この場所が美咲野交差点から約130メートル離れた三差路であることから、敷地に設置される出入口について、交差点からの位置や幅などの協議を警察とは何度も行い決定したところでございます。

この交差点の安全対策についても今後も有効な方法がないか周辺の道路状況も考慮しながら警察とも協議を続けていきたいと思っております。

次に、産業道路としてのう回路建設についてですが、美咲野交差点付近の渋滞は、荒木議員御指摘のとおり、朝夕の渋滞が常態化しております。

今年度都市計画課で交通量調査を行っております。今回の業務委託の中でも信号制御の時間を変えることでどの程度渋滞が解消できるかなどのシミュレーションも行っております。警察との協議も今始めております。

今後、このデータと熊本県、近隣市町の交通量データ、また、住宅開発等のデータを併せて分析し、将来の道路整備計画の策定を行ってまいります。この中で、渋滞対策や安全対策のための道路拡幅交差点改良、右折レーンの設置や、新設道路の検討も併せて行っていきます。産業交産としての迂回路につきましても、この計画の中で行っていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 今の質問について、もう一度お尋ねをしますが、このケーキ屋さんの東側交差点の安全対策については、具体的な方策が全く町のほうで考え、まあ考えられないのか、考えようとしなないのかわかりませんが、今のうちからきちんとあらゆることを考えないと、まさに死亡事故でも起きたらそれこそ行政の不作为ですよ、これは。当然、交通事故が起きるだろうと、こ

れほど危険な交差点を行政がつくりだしたということをさらにそれを放っておいたらまさに行政の責任は重大だと言わなくてはならないと思います。

そういう意味でですね、北側の迂回路は、私が考えた限りではね、有効なこの通行車両を減らす、要するに、生活道路と産業用の道路をきちっと分けると、ここをですね、方針をはっきりして計画を立てないと、また同じ過ちを繰り返しかねないと。よかれと思っても危険な道路をつくりだしてしまいかねないということを言いたいわけでありませう。

そういう意味でですね、この桜山交差点付近の安全対策を考える上で、迂回路に代わる何か具体的な考えがあるのかどうか、もう一度お尋ねをします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

現在ですね、具体的な迂回路というものについてはできておりませんが、高規格道路が完成すればですね、交通量の増加は減ってくるんじゃないかなというふうに考えておりますけど、ただ高規格道路が完成するまでは交通量が増加するという形で考えております。ただ、どのようなルートで交通量が増えるのかは、今度の道路整備計画の中で車の流れを慎重に調査しなければならないというふうに考えているところでございます。

迂回路につきましても15億から20億の近い事業が予想されております。今後、道路整備計画の中で必要性のある道路であるか事業費、事業効果なども検討しながら優先順位を決めて事業化をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、ローソンのところにつきましてもですね、現在は入口とか出口との位置とかを警察のほうと協議をして移動させてもらったりとか、そういう話はやっているところでございます。それと、また必要等があればガードレールとかその辺も考えていきたいと思っております。

それと、一応これはドライバーのほうに関係することではございますけど、車が左折する場合は、基本的には30メートル手前からウインカーを上げるとか、そういうのもありますので、ドライバーのほうでちゃんと合図をすればある程度の回避はできるのかなというふうには考えているところでございますけど、ただ、町としてもですね、今以上に対策を立てていければというふうな感じにしていますので、引き続き、また警察と協議をさせていただければと思います。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 資料をお願いします。

これは左側が桜山交差点です。右側がこれはケーキ屋さんの交差点です。何度も言いますが、西から来た車がコンビニに入ろうとしたらこうウインカーを出すわけです。左ウインカーを出したからということで新小屋桜山線から右折して出ようとしたらここで当然車が衝突をしてしまうということです。もうこれはね、誰が考えても、今までもこれで事故があっているんですから、さらに危なくなるということですね。行政が作り出したこの危険をですね、何とかして軽減をする、あるいは改装をさせるというのは行政の責任ですよ。人間の命に係わることでありますから、このまま安全対策をしないで放っておいたら、それこそ役場行政の責任が問われ兼ね合いと思うところであります。

す。これは宿題としてですね、まだコンビニが開店してませんので、近々開店をした後ですね、安全対策、現地をよく見てできる限りじゃなくて、人間の命を守る観点から対策を求めてまいりたいと思います。

そこで3点目に移ります。

ケーキ屋さんの北側の町道部分の改良ということであります。新小屋桜山線が、これがケーキ屋さんの裏側、北側をですね、東側から撮った写真です。一番奥の方が桜山交差点になります。この減速をしてくださいという役場が立てた看板のところに車が数度急カーブを認知できなくて車が突っ込んでしまうという事故が起きたわけでありまして。現在、この白いガードレールが付けられています。ガードレールの中に車が停まっておりますけど、多分こちらの3軒家がございますけど、こちらの家の方が車を駐車なさっているんだろーと思います。美咲野団地が完成をしてから既に26年ほど経っておりますが、その当時からここにですね、町道上に違法な駐車があるということで街がこのガードレールをですね、置いたということです。そういうことで、この町道の半分がですね、使えなくなってしまうわけですね。安全上も、それから景観上も非常によろしくない。もう26年間もほったらかされたまんまですよ。これは町有地ですから、町道ですからですね。私は提案としてですね、道路の北側のこの家はぐるっとこの道路の半分のところを歩いて屋敷に入るような、そうでなければ屋敷に入れないということで、苦肉の策でこういうふうにして入り口ができたと思うんですけど、これ役場の責任でですね、東側から出入口を造ってあげると。そして、この道路がですね、使えなくなっているところをですね、可能であれば、ここに3軒家がございますので、そちらの方に払下げをすると。売却処分ですね。そういうことにすればすっきりとして安全対策にもつながるのではないかと思いますので、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 荒木議員の3点目の質問、ケーキ屋さん北側の町道部分の改良についてお答えをいたします。

美咲野交差点東側のケーキ屋さん北側の道路についてですが、町道新小屋桜山線の交差点改良に伴う路線見直しにより、現在は町道ではなく町所有の公衆用道路として残存し、北側にある民家への進入路として利用をされております。

交差点改良に伴いこの区間の通り抜けが出来なくなった当初は、休憩のため大型車が無断駐車するなどもあり、北側の民家への進入に支障があったため、大型車が無断駐車できないよう車道南側半部分を防護柵で規制した経緯がございます。

しかし、南側店舗関係と思われる車両が、この防護柵で囲んだ部分に駐車されている状況があるのは、議員の御指摘されたとおりかと存じます。

荒木議員御提案の道路南側半分の売却についてですが、当該公衆用道路には下水道本管が埋設されているため、売却することが出来ない状況にあります。

現在は防護柵の間を普通車が通れる幅があるためここに駐車する車がありますが、幅をなくし完全封鎖しますと北側からの店舗への進入が出来なくなりますので、地元関係者と協同協議し、当



該公衆用道路の適正な利用形態を整理していきたいと考えています。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） まさにこれままでのですね、都市計画道路、町の道路行政がいかにかのずさんであったか。こういう斜線部分のですね、町道が使えなくなるところが当然予想される。この下にも町内で最も重要な中核工業団地からの下水道が埋設をされているのは、当然役場行政としてわかっているながらこういう事態を生み出してきているわけです。

そこですら、多分売却は難しいということでもありますので、それじゃあこの3軒目が車を停めるのを締め出してしまうのかと。そういう野暮なことは多分町もやってほしくないと思います。そういう意味であれば、苦肉の策として、まあ低料金でこちらの3軒の家に駐車スペースとして提供したらどうかと思うわけでもあります。もう既にここは行き止まりですので、早々大型車が来て停まることもまずあり得ないと思いますので、ちゃんと自分たちで管理をすれば景観も綺麗になるし、ここに住んでいらっしゃる方の利便性も高まると思います。そういうまあいわゆる粋な計らいはできないものでしょうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

確かにですね、以前は大型トラックとかが休憩の場になってですね、地元からの要望があって大型が入れないような政策をとっておりました。現在はですね、店舗関係者とか、地元の方の駐車場になっているようでございます。北側の住宅への進入路も兼ねておりますので完全封鎖というのは確かに厳しいというふうに考えておりますので、議員御提案の新たな進入路の設置とか、今言われました駐車スペースとか、そういうのも併せましてですね、ちょっと地元の関係者とちょっと協議をさせていただければというふうに思っているところでございます。

○15番（荒木俊彦議員） 以上で、私の質問は終わります。

○議長（桐原則雄） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆様、お疲れさまでした。

午後3時37分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 令和5年第12回大津町議会定例会会議録

令和5年第12回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

令和5年12月12日(火曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎      2番 田代 元気      3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢      5番 大塚 益雄      6番 三宮 美香 7番 山部 良二      8番 山本 富二夫      9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二      11番 大塚 龍一郎      12番 坂本 典光 13番 永田 和彦      15番 荒木 俊彦      16番 桐原 則雄
欠席議員	14番 津田 桂伸
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 飯塚 彩菜
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹      総務部総務課主幹兼行政係長 吉良 元子 副町長 工藤 あずさ      兼法制執務係長 総務部長 藤本 聖二      総務部財政係長 田邊 嵩博 住民生活部長 木村 欣也      教育長 吉良 智恵美 健康福祉部長 坂本 光成      教育部長 羽熊 幸治 産業振興部長 村山 龍一      教育部次長 百田 止水 都市整備部長 西岡 多津朗      農業委員会事務局長 梅田 博隆 併任工業用水道課長 総務部総務課長 村山 博徳 兼選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 大塚 昌憲 会計管理者 中井 雄一郎 兼会計課長

議 事 日 程 (第 3 号) 令和 5 年 1 2 月 1 2 日 (火) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。それでは、本日の会議を開きます。

なお、津田桂伸議員及び大塚昌憲財政課長より欠席の届けがあつておりますので御報告申し上げます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第 2 一般質問

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

山部良二議員。

○7 番 (山部良二議員) おはようございます。本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

それでは、通告に従い、議席番号 7 番、山部良二が質問を始めます。

今回で 3 回目の質問となります。障がいのある方々に必要な合理的配慮の提供についてです。

執行部からは、前回、「民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、町独自の広報、ホームページによる周知、啓発のためのリーフレットを作成する予定」と答弁がありましたが、現時点での対応を聞きたいと思います。

また、民間事業者や地域での合理的配慮に基づく環境整備への支援についてですが、「先進自治体の取り組みを参考にし、調査研究する」という答弁でした。いよいよ来年の 4 月に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されます。合理的配慮は、社会的障壁によって生まれた機会の不平等を正すものであり、今後、事業者の義務となります。

資料 1 を見ていただいてよろしいでしょうか。

これはいつも参考にする明石市の合理的配慮の提供を支援する助成制度ですが、今多くの市町村でも助成制度が始まっています。制度を利用できる団体は民間の事業者、自治会などの団体です。明石市では、対象となるものは 3 点あり、上限額 5 万円以内がこちら見ていただくとわかりますが、

コミュニケーションツールの作成等でございます。上限額10万円以内が物品の購入等で、上限額20万円以内が工事の施工に係わる費用を助成しています。

今後、障がい者の方から合理的配慮の提供を求められた場合、来年の4月からは義務となることから、事業者負担を強いることになりはしないかと懸念せずにはられません。ですから、かかる費用を助成するべきではないでしょうか。

また、私たちには気づかない様々な障がい者にとっての障壁があるのではないのでしょうか。

資料2を見ていただいてよろしいでしょうか。

これは美咲野3丁目の方から下肢の不自由な高齢者の方が平らなところは歩けるが、段差や傾斜があると負担が大きく、もちろん町道はありますが、回覧板などを回すときに大きく迂回せねばならない現状があり、どうしてもこの階段を使う必要があるとのことでした。見てわかるとおり、この階段は下肢の不自由な方にとっては非常に危険で歩くのも怖いと相談を受けております。

また、美咲野1丁目の方からも階段下の公園に行く際に危険であるとの相談をいただきました。

資料2のこの下段を見ていただきたいと思います。

この写真はですね、肥後大津駅にある手すりです。このように、障がい者やお年寄りがですね、歩きにくく、特に危ないと思われる場所、町道や公園などですね、手すりを順次設置していく必要があるのではないかと考えております。

以上のことを踏まえ、町内を点検し、急な階段や障がいのある方が落ちたりする危険がある場所には手すりや防護柵の設置する必要があるのではないかと。町の対応、対策をお聞かせください。

以上、3点について質問いたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） おはようございます。山部議員の誰1人取り残さないまちづくりについての質問にお答えをいたします。

まず、合理的配慮の提供にかかる費用を助成すべきではないかとの御質問についてですが、障害者差別解消法の改正に伴い、民間事業者に対しても義務付けされる「合理的配慮の提供」につきましては、費用負担が過度にならない範囲で様々な配慮を行うこととされました。

合理的配慮の提供に伴う事業者への財政支援につきましては、今年6月の定例会におきまして、「まずは周知をしっかりと行うとともに、民間事業者への助成や支援の提供をどのような形で行うべきか、先進自治体の取り組みをはじめ、障がいのある方や関係機関からの意見も聴取しながら調査研究を行っていきます」と述べさせていただきました。

これまでの主な取り組みとしましては、新たな「障がい者基本計画」の策定に基づく各事業所へのヒアリングやアンケート調査、また、町内企業で組織される企業連絡協議会での説明など、合理的配慮の提供義務化に向けた周知を図ってきました。

「障害者差別解消法」は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されたものです。

改正法の規定により、相談体制の充実や情相の収集・提供など、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置が強化され、障がいに対する正しい知識の習得や理解が深まることが期待されております。障がいのある方や行政機関、事業者、地域住民など、様々な関係者の建設的な対話による協力と合意により、共生社会の実現という共通の目標に向けた取り組みを推進していく必要があると認識をしております。

兵庫県明石市をはじめ、全国には事業者に対する独自の助成制度を設けている市町村がありますので、先進事例を参考にしながら、大津町の施策として、実際にどのような支援が必要となるのかを見極めたくて実態に即した制度設計を行う必要があります。

一方で、つい先日、障がいのある方などを専門とする医師とお話しする機会がありましたが、合理的配慮とは、すべての物理的な障がいをハード面から完全に解決することは難しく、様々な困難を抱えている方がいることやどのような具体的な配慮があればより良い環境を構築できるのかを周知・啓発していくことも必要だと述べておられました。具体的な事例として示されたのが、例えば、飲食店におきまして、障がいの度合いによっては、平たいお皿であればなかなかすくえないけども、そのお店の配慮によりまして、ふちのあるお皿であれば食べれますとか。あるいは、スプーン、フォークは使えるけども箸は使えない方に両方用意しておくですとか。あるいは、ストローの有無でも飲める飲めないのようなケースがあると伺っております。

そうした内容につきましても、今後も、合理的配慮についての住民の皆様からの相談内容や町内の事業所からの意見聴取、あるいは我々からの発信を通して、誰もが自分らしく共に暮らせる、暮らしやすい地域共生社会の構築を目指していきたいと考えております。

次に、障がい者の方々にとって障壁となる事象についてですが、議員がおっしゃいますように、高齢者や障がい者にとって、急な階段や段差などの障壁については、危険性をなくすためにその状況に応じた対応が必要となります。町が管理している各公共施設や道路につきましては、その施設に応じた点検等を実施しておりますが、合理的配慮の視点に基づいた点検及び改善は実施していく必要があると考えております。

詳細につきましては、各担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。山部議員の改正障害者差別解消法による障がいのある方への合理的配慮の提供について説明をさせていただきます。

改正障害者差別解消法が施行されます来年4月から、民間事業者の合理的配慮の提供について、努力義務が法的義務になったことにより、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合、過重な負担とならない範囲で社会的障壁を取り除く配慮を行わなくてはならないということになります。その解決策を検討することがまずは重要とされております。

町としましては、来年4月の改正法施行に向け、まずは事業所への周知が必要と考え、今年度は「障がい者基本計画」を策定するタイミングでもございましたので、障がい福祉事業所へのヒアリングや商工会を通じて町内一般事業所へのアンケート調査の実施とあわせまして、町企業連絡会の

会合に出向き、合理的配慮の提供が義務化されることについて、パンフレットを配布し、説明をさせていただきました。特にどのような心づかいが障がいのある方の役に立つのかを検討することが大事でありまして、例えば飲食店などで車椅子の方も利用しやすくなるように、テーブルや椅子の配置を工夫するなどといった配慮をすることが合理的配慮の提供につながるとの説明をさせていただいております。

また、広報おおづ12月号では、障がいについて理解することにより、障がいのある方が困っていることや配慮が必要なこと、支援出来ることが見えてくるといった、障がいのある方の理解に向けた特集記事を掲載させていただいたところです。

合理的配慮の内容は、障がいの特性やそれぞれの場面、状況に応じて異なり、社会的な障壁を取り除くために必要な対応について、障がいがある人との対話を重ね、共に解決策を兼用してることが重要と言われております。

そこで、合理的配慮の提供に向けまして、まずは、障がいのある方がどのような場面で活動が制限され、どのような支援を求められているのか、実現可能な対応案と一緒に考えることから始まるのではないかと考えております。

町では、現在、取り組むべき課題や障がい者福祉施策の方向性など、本町における障がい者施策全般の基本的な事項を定める障がい者基本計画等の策定作業を行っており、合理的配慮の提供につきましても具体的にも記載することとしております。

今後も、関係機関や団体等の意見聴取を行いながら、国や県、近隣市町等の支援の動向も注視し、町としてどのような支援が必要なのか先進自治体の取り組みも参考に調査研究していきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） おはようございます。私のほうからは、道路などの安全確保に向けた取り組みについて御説明させていただきます。

現在は、町道の維持管理のために建設業者と委託契約をして実施しているパトロールによる現状把握と、行政区から申請されます「生活道路等整備要望書」による把握及び、住民からのスマホを使って道路や側溝などの不具合を通報できるシステム、また、電話や窓口での相談等により現状を把握している状況でございます。

階段への手すり設置につきましては、議員からも話がありましたように、美咲野地区から1件要が上がっております。そのため現地調査を行いました。美咲野地区にはあと1カ所、階段に手すりがなく障壁となっていると思われる箇所がございました。

道路関係の要望箇所の整備につきましては、その箇所の危険度や通行量など、優先順位をつけて整備を行っております。御指摘の美咲野区内の階段手すりの設置は、既に要望が出ており、優先順位は上位で整理をしておりますので、新年度において対応予定としております。

今後はこれまで以上に高齢者や障がい者の気持ちを組み入れ、現況把握に努めて整備を行ってきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） えっとですね、今、事業者に対する啓発啓蒙、いろいろアンケートなどをやっていたということでありがたく思っております。

それに関してですね、やはり障がいのある方々にもこの啓発活動とか、どういう支援が必要なのかみたいなアンケートとかはやっぱり取る必要があるのではないかと思っております。それが1点です。

と、来年の4月から始まるのにまだこう先進事例の研究をいつまで続けるのかと、もうそろそろ具体的な支援策とかが必要になってくるんじゃないかなと思います。それが2点ですね。

で、3点目ですが、先ほど階段については、順次整備を始めるということで、私も町民も大変うれしく思っております。ですがですね、やはり様々な障がいのある方々がいらっしゃいますから、階段一つにとってもですね、階段の段差がわかりづらかったりという障壁もありますし、やはりそういう場合には、手すりに点字プレートや階段のふちに目立つ色の滑り止めを設置するなど、弱視の方でも段差を認識しやすいようなこう施策が必要だと思います。

また、障壁は道路だけじゃなくてですね、やはり図書館を利用する車椅子の方々が職員の支援を受けやすくなるように誘導用の電子チャイムなど今あるみたいなので、それを設置してこう支援しやすくなるような設備を整える必要があると思いますので、その点について、再度お伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 山部議員の再質問に説明させていただきます。

まず、1点目の障がい者の方からですね、どういう意見を聴取していったかということでございますが、先ほどの答弁の中にも申し上げましたようにですね、今回、障害者基本法の策定ということで、今作業を進めております。その中でですね、いろんな関係団体の方から意見聴取あたりも行ってきております。特に、今回特に学校関係につきましてもですね、特別支援学級関係の保護者の方からの意見聴取なども行ったところでございます。それから、アンケート等も行っております。

また、2点目の支援策のところでございますけども、事例等の研究は行ってございますが、やはり実際ですね、そういった形で調査をする中で、やはり実際どういうその事業所の方がですね、どういう設備、あるいはそのどういう対応を求めておられるのかというのがですね、その辺がまだなかなかよく見えてきてない部分もございます。

国のほうも、今、内閣のほうでそういった相談窓口あたりも設置するというようなところでの情報も来ております。ですから、そういった情報あたりも聞きながらですね、そういった制度設計にあたっては、当然そういった要望も応えるような形での制度設計が必要かと思っておりますので、その点は今のところまだ調査を行っているところでございます。

今後ですね、そういう形で法が4月以降施行されますので、それにその状況あたりもですね、また見ながら今後ですね、そういったところも含めまして、またさらにですね、よりよい制度設計に



なりますように、やっぱり調査研究がまずは必要でないかというふうに考えているところでございます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 山部議員の再質問にお答えいたします。

階段設置の場合の手すり等に関しましては、確かに障がい者への手すり等も検討の材料としてやっていきたいと思っております。そのほかにも滑り止め用のテープとか、屋外用のテープとかですね、屋外用のマット、また滑り止めのタイルとか、あと視覚障がい者用のタイルとかもありますので、その辺も併せてですね、現場を確認しながらやっていければというふうに考えているところでございます。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） はい、早急な対応をしていただけたらと思います。階段についても、今後、今言われたような対策を順次、素早く打っていただけたらと思います。

それでは、2点目に入りたいと思います。

2点目のオーガニック給食を子供たちへについてお伺いいたします。

学校や保育園などの給食に地元産の有機食材を使う「オーガニック給食」がかつてない盛り上がりを見せております。今、オーガニックが注目される背景には、子供のアレルギーなどの増加、農薬などの食の安全に対する懸念などの問題があります。私たちが子供の頃は、コストを抑え、十分な量と栄養がありおいしいことでしたが、これからは、時代を担う子供たちの食の安全を守るため有機食材を取り入れた給食が必要ではないでしょうか。

元農林水産大臣の山田正彦先生の著書に、子供を壊す食の闇という本があります。その中で、学校給食に使う米を100%有機米に切り替えたいすみ市の例が取り上げられています。いすみ市は、人口約3万8千人の大津町と同規模の街です。給食をオーガニックに舵を切ったことで話題を呼び、現在は子育て世代の移住者が増えていると言われております。いすみ市における有機農業の推進の経緯は、2012年にこうのとりの兵庫県豊岡市をモデルにした生物多様性と水稻の2部門による協議会を設立、2013年、手探りの水稻無農薬栽培に挑戦するも失敗、2014年に民間稲作研究所兼JA、市が連携し、2015年に生産された有機米4トン进行学校給食に導入しています。そして、2017年に学校給食の全量に当たる42トンの有機米を提供、JAS承認を取得して産地を形成しています。

資料3を見ていただいてよろしいでしょうか。

資料を見ていただくとおり、いすみ市の有機米生産は年々上がり、今では学校給食全量に当たる42トンの有機米を生産しています。最初は、無農薬栽培の知識がほとんどなく、大変厳しい1年間だったそうです。その後、民間稲作研究所設立者の故稲葉氏を講師に招き、いすみ市の土壤に適した稲作の方法を学び、雑草の生えない、害虫がいなくなる、手間暇かけずに米ができる、そんな有機農法が確立したそうです。

また、今までは米価が60キロ1万円を切っていましたが、2万円から2万4千円で買い上げる

ことにより、有機栽培が大きく進んだそうです。

それでは、なぜオーガニック給食が必要なのでしょう。

資料4を見ていただいてもよろしいでしょうか。

これは食パンの中に含まれる除草剤の主成分、残留グリホサートの検査結果ですが、これ見ていただくとわかりますが、この赤字で囲ったのが国産小麦を使った学校給食パンですね。で、ほかのをみれば、残留グリホサートが検出されておりますが、国産小麦、国産の米を使ったパンでは検出されておられません。

千葉大学の橋本教授らによる実験では、妊娠中の農薬グリホサートの摂取は、子供の自閉症スペクトラム障害、ASDなどの神経発達障がいとの病因に関係していると、可能性があることを示唆されています。

そんな中で、カルフォルニア州の農業地帯の人口ベースの症例対象研究において、グリホサートに暴露された妊婦から生まれた子供は、ASDを発症した割合が暴露されなかった妊婦から生まれた子供と比較して高かったことが報告されており、研究の結果としては、妊娠マウスに飲料水として与えた動物モデルから妊娠中の農薬の摂取が子供のASD発症に関係している可能性を示唆しています。

ただし、実験では、グリホサートは高濃度であるため、妊婦のグリホサートの摂取がすぐさま子供にASDを引き起こすという結論には至っていないようですが、今後、妊婦を対象とした大規模な追跡研究を実施する必要があると締めくくっています。

世界的にグリホサートなどの残留農薬規制の気運が高まる中、熊本県では、画期的なことにですね、母親たちの署名活動により、県内すべての小中学校で2022年9月からパンの原材料を100%国産小麦粉に切り替えられております。

以上を踏まえ、2点お伺いたします。

大津町では、地産地消大津産小麦を使う必要があると思うが、現状をお聞きます。

2点目です。

化学肥料や農薬を原則使わない有機栽培を行う農家を支援し、学校給食をすべて有機米に変え、給食費の無償化は当然のことですが、子供たちの食の安全を守り、地産地消による町の活性化・環境負荷の軽減・地域のブランド化を推進し、地域農業の活性化を目指すべきではないでしょうか。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山部議員の2点目の御質問、オーガニック給食を子供たちへについてお答えいたします。

オーガニック給食は、有機栽培された食材を使用した給食のことで、有機農業とは、化学的に合成された肥料や農薬を使わず、遺伝子組み換え技術を使用せず、また、環境負荷をできるだけ減らした農法で生産された食品を使用した給食のことで、オーガニック給食は、議員御指摘のとおり、子供たちの健康への配慮や環境への影響を最小限に抑え、持続可能なオーガニック農業の促進につながるという御意見もございます。

現在、大津町においてオーガニック給食の取り組みはなされておりましたが、調査・研究を重ねた先進的な事例においては、有機農業に手間ひまをかけずに行うことができる農法の確立ができて、農家の所得向上、人口の増や食の安全等、多数のメリットがあると判断して推進している自治体も増えております。

しかしながら、取り組みにあたり、課題もございます。まずは、農家の負担です。「オーガニック」「有機栽培」を名乗るには有機JAS認証が必要です。次に、病虫害や雑草対策が難しく、慣行栽培に比べ収穫量が上がらない傾向にあり、需要に対して十分な量を確保することが難しいことも挙げられます。

また、コスト面の課題がございます。オーガニック食材は通常、一般的に販売されているものよりも高価であるため、結果的に給食費の保護者負担や町負担の増額になる可能性があります。また、大津町の場合では、生産される米や野菜のほとんどが肥料や農薬を利用する慣行栽培であるため、現時点で4千500食を賄うことができる食材の確保は困難な状況です。その他にも、高齢化や担い手不足も課題であるため、慣行栽培と比べ、除草作業等、手作業の多い有機農業に取り組む農家の確保も課題であります。

オーガニック給食の導入を考えた場合、例えば、一部の食材から取り組む、生徒・保護者に対してオーガニック給食の理念やメリットについて理解を深める。地元の農家や業者との協力体制を築くなど様々なステップが考えられます。また、有機農業のみではなく、低農薬のものから推進するなどの手法も考えられます。

東京のデパートなどではオーガニックの食材が高値で販売されているケースもありますが、取り組みを推進するうえでは、増加する負担に対して、販路の確保も課題も含めて、それ以上に収益が見込めるなどの農家の皆様にとってのメリットも不可欠であると考えております。

したがって、まずは、農家の皆様方の意見も把握し、有機農業への取り組みができるか、あるいは意向があるかなど、地産地消を含めて研究を行い、子供たちにとって安心安全な食事の提供と地域農業の活性化につなげていきたいと考えております。

詳細については、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。山部議員のオーガニック給食を子供たちへの御質問につきまして、学校給食で提供している「パン」の現状についてお答えします。

山部議員がおっしゃったように、近年、学校や幼稚園、保育園などの給食に地元産の有機野菜や有機米を使う「有機給食」あるいは「オーガニック給食」が注目されております。

注目される背景には、議員御指摘のとおり、子供のアレルギーの増加、農薬などに関わる食の安全性に対する懸念、子供の食生活の乱れなど、現在の子供の「食」を取り巻く多くの課題が存在すると言われております。

そのような中、環境保全型農業や地産地消推進の一環で有機農産物を取り込んだ給食を提供する自治体もあります。

現在、大津町の学校等に提供しているパンにつきましては、大津町産ではございませんが、100%国産小麦を使用したパンを提供しております。

また、「地産地消」としましては、本町が県内トップの甘藷「からいも」の産地であることから、毎月1回「からいもデー」を設定し、100%大津町産のからいもを使った給食を提供しています。

それ以外にもニンジンなど、野菜の一部に大津産を取入れ、可能な限り季節ごとの旬の食材を提供し、給食を通した食への関心や様々な食材を育ててくれる郷土への思いを高められるよう取り組んでおり、今後も継続してまいります。

なお、有機米や有機野菜の活用につきましては、本町給食センターでは、先ほど町長からありましたけれども、毎日約4千500食の給食を提供しております。令和4年度の実績におきまして、ニンジンは12.6トン、玉ねぎは、約15.3トンなど大量に使用しており、安定した有機農産物農産物の供給と、加えまして価格面からの体制整備が必要ではないかと考えております。

ただ、米飯につきましては、平成29年及び30年に給食センターの増築をした折に外部委託としておりますけれども、今後の給食センターの移転改築等によるセンター機能の状況によりましては、米飯の炊飯を再開する可能性もあります。その場合は納品可能であれば地元産米の活用も考えたいと思っています。

なお、先日も町長から答弁がありましたように、現状で給食費の無償化を実施することは困難です。すなわち、引き続き、経済的な理由で子供さんの就学に伴う費用の負担が困難な御家庭に対しましては、就学援助制度の活用について周知していきましますし、また、食材補助を実施することによって、子育て世代の保護者負担の軽減を併せて図りたいということも考えております。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） おはようございます。私から山部議員の御質問の有機農業について御説明いたします。

学校給食に地元産の有機栽培米を導入する動きが全国の自治体に広がっています。国は将来的に有機農業を大幅に拡大する目標を掲げており、有機農業を推進する自治体も増えております。国は、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地（オーガニックビレッジ）の創出に取り組む市町村の支援を行っており、県内では、山都町と南阿蘇村が取り組んでいます。町内での有機農業については、大豆やえごまに取り組んでいる農家がいらっしゃいます。有機農業のメリットとしては、先ほど町長が申し上げたとおり、科学的に合成された化学肥料及び農薬を使わない信頼性の高い作物を生産できることや環境負荷をできるだけ減らして生産するので自然に優しい農業と言えます。また、有機農産物を表示するためには、有機JAS認証を得る必要があります、慣行栽培作物と差別化できます。

しかし、デメリットは、有機JAS認証を使用するためには、農林水産省の登録認定機関の検査で一定基準が必要であり、農家の負担も小さいとは言えません。病害虫や雑草対策についても化学肥料や農薬を使わないためコストは下がったとしても、手作業で除草などを行うため作業時間が増えてしまいます。そして、手間がかかる割には慣行栽培に比べ収量が上がらない傾向もあり、収量を安定させることも難しく、計画生産がしにくいいため、大きなロットが確保しにくく、販路は限定

されております。

このような状況を踏まえて、町内の農家の方々と有機農業が大津町で行えるかも含めて農業の活性化につながるような調査・研究を行っていききたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 当然ですね、すぐ実現するのは難しいと思います。ですが、国もこの流れでいこうとしておりますので、まずは低農薬から。で、また町長も御存じのとおりですね、超党派にオーガニック給食を全国に実現する議員連盟が立ち上がっております。何とその共同代表に坂本哲志衆議院議員が就任されております。このですね、お膝元の大津町で代議士から町長に対してオーガニック給食の導入の話はなかったのが1点と。

先ほども少し触れられておりましたが、このビレッジ事業、緑の食料システム戦略推進交付金などの国からの助成金をもらって始めるということもできると思いますので、再度、その点についてお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 山部議員の再質問のオーガニックビレッジ宣言についてということで御説明したいと思います。

議員御質問のオーガニックビレッジ宣言は、国が進めている事業で、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取り組みを市町村で進めるものです。

先ほど申し上げたとおり、県内では、山都町と南阿蘇村がその宣言を行っております。南阿蘇村では、緑の食料システム戦略推進交付金を活用して、有機栽培実証や機械導入等を行ったりしております。先ほど申し上げたとおり、町内の企業の方々と有機農業が大津町で行えるかどうかも含めて、先ほどのオーガニックビレッジ宣言について、その他交付金についても調査・研究を行っていききたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の再質問にお答えをいたします。

地元の代議士からという話ですけど、直接大津町のこのオーガニックビレッジ推進等についてお話はあってはございません。大津町としましては、やはり先ほどお伝えしましたとおり、町の農家の皆様の状況ですとか、必要な量の確保ですとか、そうしたことの町の状況を踏まえながら判断をしっかりとしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 推進の方向でいていただきたいと思います。

それであ、3点目に入りたいと思います。

町職員の役割はですね、「儲かる・儲からない」という枠組みでサービスを提供するのではない

と思います。町に暮らす人々に密着した行政サービスにより、快適な生活を提供すること。この役目を果たすために職員が行政職として教育・医療・福祉・行政サービスなどの仕事に、また技術職としては、下水道・土木・河川管理・都市計画・企業振興など様々な分野で日々熱意を持って取り組んでいると思っております。また、熊本地震の際や豪雨災害の際にも町民の命を守るために職員は日々奮闘していると私は確信しております。

また、学校の教職員の不足による長時間労働なども非常に問題となっていて、目が行き届かなければいじめを防ぐこともできないのではないのでしょうか。

その上、発達障がいのある子供も増加傾向にあり、特別支援学級は1学級当たりの人数上限が8人で1人、もし1人でも増えたらクラスを2つに分けなければならないと聞いております。そうすると職員も1人増員しなければならないという事態が発生し、ますます教職員の確保は難しくなり、長時間労働などが増えるのではないのでしょうか。

ですから、県に対しても教職員の増員を訴えたとともにですね、今後、人口が増えていくのは明らかですので、まずは町が派遣している学習指導員の増員が必要ではないでしょうか。

また、技術職の担当課でもJ A S M関連の工業進出やそれに伴いアパート、宅地分譲、開発や下水道の埋設に係わる関係業務やごみステーション等の確認作業など、今後業務量が増えるのは火を見るより明らかではないのでしょうか。

また、行政職でも業務の効率化が必至として進まない中、今回、福祉課に焦点を当てて聞き取り調査をいたしました。多岐にわたる自立支援事業の事務申請書は手書きで記入し、記入量も多く、また、受給者証は受給者は1年に一度継続申請が必要となっています。また、新規と同じように、申請書への記入が必要で、保険証と受給者証が2年に一度、また、病院からの意見書等が必要となっています。件数は月に80件程度で、窓口対応や後日申請書の記載や所得チェックに時間を費やします。また、重心医療の業務はさらに煩雑で、医療機関に町民自ら医療費を払ってもらい、後日、領収書を役場に提出し、申請することで町民負担や業務が煩雑化されております。

資料5を見ていただいてもよろしいでしょうか。

これは重度心身障がい者医療費給付状況の資料ですが、見ていただくとわかりますが、月の平均が614件、多い月ではですね、721件の申請があります。これを1人でこなしていると聞いております。当然、聞き取りや相談業務を行った後にこういった申請書類等を作成するわけですから、日々の残業時間を考えるとぞっとするのではないのでしょうか。

隣りの子育て支援課などでも同じような状況で、当然、人口が増えるわけですから業務が煩雑化するのには至極当然ではないのでしょうか。

これから業務量調査の結果を踏まえ、職員を23名増やしますが、J A S M関連の人口増加を考慮していないと思いますので、早急に、またそれ以上の増員が必要であり、そして、定年延長に係わる増員は、国の政策であることから別として考える必要があると思います。また、精神的な不調などにより、長期休職を余儀なくされている方が多数いると聞いております。

以上を踏まえ、教職員も含む人手不足を伴う職員の長時間労働の是正についてお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の職員の長時間労働の是正についてお答えいたします。

職員の長時間労働に関しては、私自身も議員時代から役場の課題であると認識しており、業務の効率化、組織の最適化をもって職員のワークバランスの向上を図ることを目的に、令和3年度から4年度にかけて業務量調査を実施しました。この内容に関しましては、昨年12月定例会においてお示ししまして、職員定数を242人とさせていただいたところです。

この業務量調査では、担い手の最適化、業務のアウトソーシング、ICTの活用、個別事務事業の廃止や縮小などに関する提案がまとめられており、提案を参考にしながら、既に、予算編成の際に添付する説明資料のPDF化、ログフォームを用いた公用車の運行管理、各種調査を導入するとともに、新年度に向けては徴税吏員の権限によらず実施することができる税の徴収業務の外部委託等についても検討を行っております。加えて、組織を挙げて再度、業務量調査提案の内容精査を実施しており、各部局の精査が終わり次第、業務改善に向けたさらなる取り組み等を実施することとしております。

また、時間外勤務の縮減をより実効性のあるものとするため、今年4月に「時間外勤務の縮減にかかる指針」を定めております。職員一人一人の定時以外の在庁時間を管理し、年間で360時間を超える可能性のある職員の所属長に対するヒアリングや導入を実施しておりますが、本年9月の職員1人当たりの定時以外の在庁時間は21時間で、前年9月と比べて2時間の減少となっております。徐々にではありますが取り組みの効果も現れていると感じております。しかしながら、TSMCの進出で町を取り巻く環境が一変し、職員が取り組む課題も増加の一途を辿っております。ここで業務の効率化や生産性向上によって実現した負担軽減がある一方で、全体としてのタスクが増加している状況にあり、この状況はしばらく加速していくものと予測しております。

こうした中で定数増も踏まえた採用に向けては、秋の共同採用試験に加え追加試験、さらに令和4年度からは社会人経験者を対象とした採用試験を開始し、人材の確保に努めています。一方で、業種・業態を問わない慢性化した人手不足は公務員においても例外ではなく、先の町採用試験における大卒の受験者は17人で、令和4年度の11人から持ち直しはしたものの、菊池市・合志市・菊陽町では前年割れとの情報もあります。

町では、年明けにも追加試験を予定しておりますが、これまでの広報誌やSNSでの周知に加え、今回から新たに民間のウェブサイトにも求人情報を掲載し、より多くの方に情報が広まるよう取り組みの充実を図っています。引き続き、業務改善や一人一人の生産性向上に向けた取組みと並行して必要な職員確保に努めていきます。

また、業務改善や職員の増員を進める一方で、子育て中の職員や家族の介護を行う職員などに対しても配慮できる組織風土の醸成、定年の段階的な延長により60歳を超えて勤務する職員のモチベーション維持にも配慮しながら、職員のワークライフバランスの向上と長時間労働の改善に取り組んでいきます。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 山部議員の職員の長時間労働の是正に係る御質問におきまして、教職員についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、教職員の長時間労働の要因の一つには教員不足もあります。全国的な問題でありますけれども、熊本県においても、加配についてはほとんど配置できていない状況があります。さらに、年度途中の産前産後休・病気休職等での教員確保はさらに厳しい状況にあります。特に中学校の技能教科では、まず講師が見つからず大変苦慮しているところでございます。

大津町におきましては、現時点で5名が不足している状況が発生しています。そのような中、昨年12月に大津町議会より、県知事並びに県教育長に対して、「大津町では児童生徒の増加が続いており、また特別な支援を要する児童生徒も増え続けている中で、配置不足が続いている。学校教育において教職員配置は不可欠な教育環境であり、その充足は都道府県の責務であることから、その不足解消に向けて一層の対策を要望する」旨の意見書を提出していただきました。大変ありがたいと思っています。

大津町教育委員会としましては、精一杯、欠員補充に継続しながら努めているところでございますけれども、その一方で、児童生徒の学習指導の充実を図るため、先ほど議員からも御提案がありましたように、町の会計年度任用職員の充実を図っているところでございます。具体的には、学習支援指導員を16人、通常学級や特別支援学級に在籍する児童生徒の学習及び校内生活の支援を図るための学校支援員を37人、医療行為を含む校内生活支援を図るための看護師資格を持つ特別支援補助員を1人、学校図書館運営を図るための学校司書を7人、校内の環境整備などを図るため校務員を9人、それ以外にも外国語指導助手・教育相談員などを雇用し、小中学校に配置しています。

また、学校の教員では難しい、家庭支援を担う専門家であるスクールソーシャルワーカーも本年度から町の教育委員会に配置しております。現状としては、他の自治体よりは多くの町職員を配置していただいている状況でございます。

これにより、教師が教師でなければできないことに注力できる環境整備に向け、努めているところでございます。

一方で、教職員の「働き方改革」にも継続して取り組んでおります。タイムカードや連絡アプリ「バスキャッチ」をいち早く導入したり、ICT機器による事務作業や授業の効率化を図ったりしてきています。今後は、中学校部活動の休日における地域移行などにも取り組んでまいります。

また、本町ではこれからも児童生徒の増加が見込まれ、外国にルーツを持つ児童生徒の転入増も予想されますので、日本語指導教職員の加配も併せて、県に対して職員職員の充足を求める要望をするとともに、状況に応じて町の会計年度任用職員の拡充にも努めていきたいと考えております。

なかなか教職員不足への決定的な打開策が見出せない中ではございますけれども、引き続き、教職員の「働き方改革」を含め、さまざまな手法等を検討しながら、教職員の長時間労働の是正に取り組んでまいりたいと思っています。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 今、教職員の加配の話がありましたが、なかなかそのですね、町でできる



こと、できないことはあると思います。でも、確かに学習指導員に関してはですね、私が聞いた話でも山鹿あたりはまだ学校に1人ぐらいしか指導員がいないとかいう話も聞いております。美咲野は8人か9人ぐらいいらっしゃると思いますよ。多いのは確かに多いと思いますが、ただ今後ですね、やはり人口が増えるのは明らかなので、これからさらにやはり指導員を増やしていく必要があるんじゃないかなと思っております。

最後に1点ですけど、議会事務局、今現在3名体制ですけど、議会以外に訪れた際にですね、誰もいないようなときがあるわけですよ。で、やはりこれだけ注目されている大津町ですから、やはりここに1人もいないというのはちょっとおかしいのかなと思いますし、今回の補正の中でもですね、筆耕反訳業務委託料が8万3千円もありますから、業務量が増えているのは間違いないと思うんです。ですから、最低でも1名増やしていただきたいと思いますし、難しいのであれば、会計年度任用職員でもいいので1名増やしていただけたらと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。定足増の話ですけれども、今後のT SMCも含めまして、社会情勢が大きく変化する中で、業務量調査も令和3年から2カ年かけてやりまして、どれだけの業務がひっ迫しているかというのも十分把握しております。その中で、定数増と併せて、やはり業務の改善、アウトソーシングであったり、ICTの活用、そういったことも併せてやりながら全体的な組織としてどうあるべきかということを考えて中でですね、それぞれの個別の定数については考えていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 最後にですね、聞き取り調査の中でですね、一番心を痛めたのはですね、もう日々の残業によりですね、家族団らんや子育てに支障をきたしていると聞いておりますので、ぜひとも早急な人員の確保をお願いしたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時5分より再開します。

午前10時55分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） 改めまして、こんにちは。それでは、議席番号1番、大村裕一郎が通告に従いまして、一般質問させていただきます。

今回は、渋滞対策について、税金の再分配についての2点質問させていただきます。

それでは、渋滞対策についてから質問させていただきます。

大津町では渋滞が慢性化し、住民の方たちも渋滞に伴う交通事故など非常に不安を感じています。

また、最近では工事用の車両なども増え、ますます状況は悪化しているように思います。

そのため、町も対策として1千万円ほどかけての交通量調査や通勤バス実証運行などを計画しておりますが、いまだに渋滞対策の目標も設定できておりません。これでは渋滞対策について評価もすることができません。渋滞対策を行う上でこの自治体を見ても一度切りの対策で大幅な改善がみられるところは少ないのではないかと考えますし、信号の細部の調整などはすぐできるかもしれませんが、道路の新設などを行う場合は、相応の時間がかかってきます。

これだけ長期で考えていかないといけない課題ですので、しっかりとP D C Aのサイクルに乗せて改善を図るためにも、早期に目標を設定し、全力を注ぐべきだと考えますが、町長の考えを聞きたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大村議員の質問にお答えいたします。

交通渋滞につきましては、本年5月に町内7カ所で開催したまちづくり町民懇談会をはじめ、様々な機会において、昨今の急速な交通量増加による渋滞改善を求める御意見をいただいています。

議員御指摘のとおり、およそ6カ月前の6月定例会の最終日において交通量調査の予算を御承認いただいた後、速やかに契約等の手続きに入り、委託事業者にもスピード感を持って現地調査及び分析に取り組んでいただき、10月途中にその最終結果を受領したところです。

これは大津町としても初の試みで、また、本町規模自治体で行われたケースはまだまれだと伺っておりますが、まさに議員御指摘のとうに、膨大な費用や時間、労力を要する道路事業において、ただ感覚的、局所的に対処するのではなく、データ把握と分析に基づいた対応を行うことで、短期と中期のそれぞれでの合理的な手法と優先度付けによって、渋滞緩和をより迅速かつ長期の視点を持って確実に進めていくことを目的としております。

調査内容と結果の概要については、12月の全員協議会でも御説明させていただきました。調査は町内12カ所の交差点で実施し、そのうち特に渋滞が確認され、町としての対策を取り得る町道三吉原北出口線の5カ所及び町道鍛冶ノ上門出線の4カ所において詳細な調査を実施しております。

その結果、三吉原北出口線では、朝の通勤時間において、当該路線の交差点に対して、南側から北側へ向かう車両による渋滞が顕著に発生していることが確認されました。この渋滞については、信号現示の改定により一定程度解消することが可能という分析結果が出ましたことから、まずは短期的対策としての信号現示改定に向け、警察との協議を開始しているところです。具体的な例としては、ある地点では現在のところ、最大520メートル程度滞留しているものが、信号現示を改定すれば140メートル程度まで減少することができるというシミュレーションの予測を立てております。

一方で、全員協議会などでもお示しさせていただいたとおり、ここ2年間ただけでも大津町のみでも2千世帯分以上の開発申請が出されております。こうした中、未曾有の速度で人口も増える中、企業様への時差出勤のお願いや産業バスの運行なども含めた短期的な対策による改善効果を上回る車両数の増加も懸念されます。議員の御指摘のように、取り組みの自体の成果をどうお示し

ていくかは単純な定点での数値以上の工夫が必要だと考えております。

また、現状でも鍛冶ノ上門出線については朝の通勤時間帯や夕方の帰宅時間帯を中心に、鉄道の踏切の影響もあり、極度の渋滞が発生していることが確認されています。こういった渋滞については、短期的対策での抜本的な解消は困難であることから、新規道路整備等の中長期的対策が必要であると判断し、今定例会において、道路整備計画の策定に向けた予算を提案しております。

道路整備計画の策定に当たっては、今回実施した交通量調査のデータに加え、町内で急激に進む住宅開発の状況等も加味した将来的な交通量の推計を行うことで、町内全域における交通量や量や、車両の移動に係る所要時間等のある程度までは予測することが可能と考えております。

分析結果も踏まえて、新規道路の位置や規模等を決定し、道路整備計画を策定することになりますが、議員御質問の「わかりやすい目標」についても、計画を策定する過程において、しっかりと検討していきます。

詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） まず、町長の答弁にありました短期的な対策としての信号現示改定について御説明いたします。

信号現示改定とは、信号機の青色と赤色の秒数を見直すことであり、これにより車両の流れをスムーズにする効果があります。

今回実施しました三吉原北出口線の交差点における交通量調査では、東西と比較しまして、南北に移動する車両による渋滞がより顕著に確認されております。

このため、南北の青信号の秒数を長くすることで、渋滞を一定程度解消することが可能となると考えております。

町長からもありましたが、具体的な例としましては、三吉原北出口線と駅前楽善線が交わる交差点において、現在は朝の通勤時間帯に、南側から北側へ移動する車両が最大520メートル程度滞留しておりますが、信号現示を改定すれば、これを140メートル程度まで減少することができると予測を立てております。

このため、まず短期的対策としましては渋滞解消に向け、現在、警察と今協議を進めているところでございます。

次に、道路整備計画の策定についてですが、鍛冶ノ上門出線のように、信号現示改定だけでは渋滞を解消できない場合もあることから、新規道路の整備や既存の道路の拡幅など、中長期的対策の検討を行うため、道路整備計画の策定に着手いたします。

策定に当たっては、将来的な交通量の推計を行います。この推計には、現状の交通量のみならず、マンション開発等に伴って増加する交通や、既存道路の交通容量、車両が発生元から行き先まで移動する所用時間など、町内全域における様々なデータを用いることとなります。

そのため、この過程において、数値を設定し、新設道路、交差点改良、多車線化などを踏まえた

道路整備計画を策定してまいります。

以上です。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） それでは、再度質問のほうをさせていただきたいと思います。

道路整備計画のほうを策定されるということではあるんですけども、そのスケジュール感のほうですね、いつまでに策定するのか。こういったところがわかりましたら教えていただけたらと思います。お願いします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 大村議員の再質問にお答えいたします。

現在ですね、スケジュールにつきましてはですね、どれぐらいのデータ量とか、そういうものも含めまして、今後スケジュールを立てていかなければなりませんので、できるだけ早くコンサルへの委託をまずはじめたいというふうに考えているところでございます。その中で、改めてスケジュールを作っていければというふうに考えているところでございます。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） それでは、もう1点だけ再質問のほうをさせていただきたいと思うんですけども、渋滞に関しては、町民の方たちもですね、非常に関心のほうが高いと思うんですけども、そういった先ほど計画を策定されるだとか、スケジュールができたときにですね、こういった形で町民の方にお示しをするのか。その点を再度質問させていただきたいと思います。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 大村議員の再質問にお答えいたします。

スケジュール等が作成できましたら、それにつきましてどの時点で、今現在どういうことをやっているということも含めまして、インターネット等にも発信ができればというふうに考えているところでございます。ちょっと具体的なものに関しましては、今後でございますので、できるだけ町民の皆様にも発信ができるような形でやっていければというふうに考えているところでございます。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） 渋滞に関しては、しっかり対応のほうをよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問は、税金の再分配についてになります。

今後大津町では人口の伸びや半導体特需によってさらに税収が増えると考えられます。それを前提に5月に行なわれた町民懇談会において、町長から増えた税収は住民サービスに生かすと明言されておりました。それからもう半年ほど経ちますが、私が知る限り具体的な部分は今現在明言されておられません。

そして、町民の皆様からは半導体企業が来ることに対して、「ただ渋滞が悪化するだけ」との声も聞こえてきているような状態にあります。これは半導体企業が来ることに対してプラスの部分が見えにくいからであり、特に大津町北部南部にはあまり影響がなく、渋滞というマイナスの

部分だけが目立っている状況にあるからではないかと考えます。

さらに町長としてしっかりとしたビジョンを見せていくという観点においても、この部分を示すことは必要でないかと考えますし、我々議員側も意見をするという点において、知っておかなければならないと考えます。

また、示すにしても増えた税収は中心部だけではなく、北部や南部にも、引いては、そのエリアの中心的な産業になっている農業にも分配すべきだと考えますが、町長の考えを聞きます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大村議員の質問にお答えをいたします。

令和3年11月に隣の菊陽町への台湾の半導体メーカーTSMCの進出が決定以降、本町においても、関連企業の進出やアパート等の建設等が増えており、これらの需要の増加に伴い、町を取り巻く影響はここ2年で大きく変化をしております。

また、JRからの阿蘇熊本空港までの空港アクセス鉄道についても肥後大津駅ルートの県知事の表明もあり、町では、この追い風をまちづくりに生かすため、工業団地の整備やJR肥後大津駅周辺整備の計画等に優先的に取り組んでいるところです。

大村議員の御指摘の税収については、令和4年度の決算で約58億2千万円、直近の見込みでいきますと、前年度比約3.3%の増の2億円程度の税収増が見込まれ、来年度以降も引き続き増加増加が見込まれております。

一方で、議員御承知のとおり、税収の伸びは基準財政収入額に反映されるため、交付団体である大津町は普通交付税が減少となり、実際には、税収増の25%程度が実際の歳入の増加になります。具体的には、税収が2億円増加した場合には約1億5千万円の普通交付税が減額となるため、財源の増加は5千万円に留まるような状況です。

しかしながら、臨時財政対策債の発行額も減少するため中長期的な町の財政を考えた場合には単純な歳入増以上の効果があると考えておりますし、住民サービスの向上に向けては最終的には不交付団体となることを目指していく考えです。えです。

一方で、TSMCによる特需とは直接は関係しない部分もありますが、昨日、同僚議員の一般質でお答えさせていただいた、遊休町有地の賃借やふるさと納税の増加分は、普通交付税減額の対象とならないため、近年一層力を入れているところです。一方で、この歳入増加分があったからこそ、大きな支障なく実現できている側面があるものの、学校をはじめとした様々な施設改修費用や各特別会計への繰入金増加などで歳入増加分が相殺されている状況でございます。重ねてですが、ある意味ではこうしたところに増えた分の税収もふるさと納税等も含めて入っているような形になっております。

そうした中でも、町では子ども医療の高校生までの拡充をはじめとした子育て・福祉・教育施策等の充実や、現在よりもより将来も見越した施設やインフラ整備につなげて、住民の皆様に還元を行っております。しかしながら、既存施設改修の必要性に加えて、人口増や高齢化に伴う医療や福祉関係の扶助費の増加などの歳出増や議員御指摘の渋滞問題などの課題が顕在化してきているとい

う実態もあり、限られた財源を有効活用すべく町政運営を行っているところです。

増えた税収を中心部だけではなく北部南部やそのエリアの中心的産業である農業にも還元すべきという議員の御指摘ですが、私としましては、社会福祉やインフラなど、町のあらゆる分野と地域、さらに今だけではなく将来世代も含めた、全体的なまちづくりの中で還元していく必要があると考えております。もちろんその中には、当然農業も含まれております。

そうした中でT SMC特需を通じた還元あるいは町全体の発展に向けた取り組みの一部をの具体的に申しますと、インフラ関係では、北部地域については、今回の補正予算で計上しております工業団地整備に伴う杉水地区から北部地区へのアクセス道路を整備し、国道325号から北部地区へのアクセス向上につなげるところです。この矢護川と杉水をつなぐ道路に関しては、以前から要望のあった道路ですが、今回の全員協議会でも御説明させていただいたとおり、新たに国が設け設けた、「町が工業団地を整備することによって活用できる極めて有利な補助・起債」を用いて整備するものです。特に矢護川地域からT SMCへも至近の325号へのアクセスが向上するため、当該地域で住み暮らす皆様の利便性向上に繋がるもので、将来的には、宅地開発や企業や商業等の進出の東側への呼び水にもしたいと考えております。また、当該道路は杉水地域の特に農家の皆様にとっては、矢護川方面の代替地などへ大型農具を運ぶために不可欠なアクセス道路ともなります。また、北部地域においては、熊本と大分を結ぶ中九州横断横断道路の大津西から合志市の事業化により、今後は国道57号北側復旧道路への接続も想定され、今後、これらを活用した北部地区の振興の検討が必要だと考えております。

南部地域につきましても、JR肥後大津駅から阿蘇熊本空港までの空港アクセス鉄道の開通に合わせて、必要なインフラ整備やこれらを活用した南部地域の振興を図っていきたいと考えております。南部については、建替えあるいは大規模改修が必要な南小学校と東小学校のあり方、そして私が具体策として掲げている仮称「スポーツの森駅」、さらには、商業施設等が地域活性におけるキーポイントになると考えております。

また、両地域のエリアの中心的産業である農業については、来年度から農家の皆様への新たな支援策として、スマート農業の導入に向けた補助金などを検討しているところです。

町全体の話で申しますと、町の大きな課題である渋滞問題について、交通量調査や今回、補正に計上している道路整備計画等を踏まえ、渋滞問題解消はもちろん、町全体の活性化にもつながる必要な対策を行っていきます。これらのインフラ整備によって、地域全体の生活基盤や住民の皆様の利便性の向上につなげていきたいというふうに考えております。

また、すべての住民の皆様が享受するものとしては、地域の子供たちが安心して学び、成長できる教育環境の整備として、懸案事項であった学校施設等の長寿命化など必要な施策に取り組むほか、教育施策の充実や高齢者や障がい者に対する福祉施策の充実にも取り組み、町全体の発展につなげていきたいと考えております。

ただ、一方で、これらすべて実施すれば、扶助費の増加も見込まれる中、町の財政規模に対して、少なくとも毎年2倍以上の投資的経費が必要となり、税収増だけでは到底まかないきれな

いのが実態です。

これらの事業や現在検討している施策、計画を実現していくためには、事業の精査をするとともに、国の補助金や有利な起債の活用が必須となってきます。

限られた財源でありますので、必要な事業を精査し、今後も国・県の情報収集を行いながら、地域の実態やニーズの把握、具体的な施策の検討を行い、効果的・効率的な施策の推進及び住民の皆様へのわかりやすい説明に、このたびの都市マスタープラン等も含めて努めていきたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1 番（大村裕一郎議員） 全体をサポートする中で、農業のほうもサポートしていただけるというところで答弁のほうをいただきましたので、しっかりその点に関しては対応のほうをお願いしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後 1 時より再開します。

午前 1 1 時 2 6 分 休憩

△

午後 1 時 0 0 分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、大村裕一郎議員より早退の届出がっておりますので、御報告を申し上げます。

一般質問を続けます。

西川秀貢議員。

○4 番（西川秀貢議員） 皆様、こんにちは。ようやくコロナウイルスも落ち着きを見せ、これから経済回復の兆しが見えなかった最中、追い打ちをかけるように原材料の高騰、光熱費のさらなる値上げ等、ここにきて困難続きであり、町を支える中小零細企業にとっては本当に大変なこと続きで、死活問題であり、さらなる町の支援が必要である。

また、T S M C 関連では、近隣町村の動きが活発化する中、他市町村に遅れを取らない対策、昨日の質問での給食費無償化問題であるが、食育も教材であるという観点から、子供たちへの未来への投資を先に打ち出すことが遅れを取らない対策だったと私は思います。

今回、最初の質問は、この子供たちの未来を考えたとき、後世に残さなければならない祭りの質問である。

それでは、通告に従い、議席番号 4 番、西川秀貢が質問いたします。

これから先の大津町の祭りについて。

今現在、毎年 8 月 2 3、2 4 に行われている地蔵祭り、これはこの町にとって最大の一大イベントである。町に住んでいる人でこの祭りを知らない人はほぼいないであろうというくらいの大津町の伝統行事である。そもそもの由来を調べて見たところ、江戸時代から続いているようで、狩りで捕獲した動物の供養や水死や餓死した子供の供養のため、安置された地蔵を祀ったのが始まりとさ

れている。その後、時代の流れとともに、子供たちの病気やケガ、無病息災を祈願するようになったようである。このことから、地蔵祭りは子供たちの祭りとして代々受け継がれている。

私の知る限りでは、以前、役場のあった前の旧57号線を境に、駅の北口から郵便局までを歩行者天国にし、現在の新庁舎付近をメインに行っていたように思う。毎年8月23、24日、休日でもないにも関わらず、かなりの来場者だったのを今でも覚えている。

しかし、突然のコロナウイルスの影響により、中止せざるを得ない状況になり、また、中央公園での開催となったことを思い出す。そんな中でも地蔵祭り実行委員会が中心となり、何とか支えている。

昨今では、何とかこの祭りで花火を打ち上げられないか、そうすればまた子供たちの笑顔が戻ってくるのでは、町が元気になるのではと、その思いから500発の打ち上げ花火に成功し、今年は800発の花火を打ち上げた。来場者も2日間で約2万7千人であったと聞いている。まさに後世に残していくべきである。

この祭りを主催している実行委員会において、ここ数年間の状況、そして、決算の状況を振り返ってみると、これからの祭りを行うにあたっての申請関係及び許可関係、責任問題、そして肝心な予算等実行委員会だけの力では限界が来ていると聞いている。これから先もこの伝統行事を続けていくためには、町、町の長が中心となり、実行委員会を組織し、そこに今までのように各団体、団体の長といった編成が必要ではないかと思うが、町長の見解を求めます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） こんにちは。西川議員の御質問のこれから先の大津町の祭りについてお答えをいたします。

大津町には、春のつつじ祭り、夏の大津地蔵祭り、秋のからいもフェスティバルと三大祭りがございます。中でも地蔵祭りの歴史は古く、数百年にわたり開催されてきました。今年8月に開催された地蔵祭りにつきましては、平成28年熊本地震による役場庁舎の被災で、地蔵祭りの開催場所が大津中央公園であった時期、そして新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった時期をはさみ、8年ぶりに「本町商栄会」「前田町前栄会」の商店街と、役場庁舎等を中心とした場所で開催されておりました。8年ぶりということで、事務局であります大津町商工会におかれましても、手探りの部分もあったかと思いますが、2日間で約3万人の来場で屋台、花火、総踊りなど大変なにぎわいであり、この場をお借りして、あらためて御尽力に心から感謝を申し上げます。

地蔵祭り実行委員会の一員であります町も、その成功に向けて一丸となって取り組んできたところですが、今後も役場も含めて町民の皆様が準備、運営から当日まで一丸となれる形は維持・発展させていきたいと考えております。

費用面につきましては、依然として協賛金を募っての実施ではありますが、物価高騰等による経費の増加につきましては、想定されておりましたので、町としても本年度、必要な経費を事前協議のうえ、増額して実行委員会に助成をさせていただいたところです。

大津町では、転入者が増加傾向にある現在、住民の心を一つにする手段として、また「ふるさと



大津町」を実感する場として、議員おっしゃるとおり、祭りの存在意義は大変大きいと認識をしております。

「地蔵祭り」を未来の子供たちに残し伝えていくために、本年度と同様に必要な経費や組織体制につきましても、大津町商工会をはじめ実行委員会のほうとしっかりと協議をしていきたいと思っております。

また、地蔵祭りだけではなく、つつじ祭りやからいもフェスティバルについても、必要な組織や経費等については、各種団体と協議を行い、活性化や持続可能な形というのを探していきたいというふうに思っております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 私からは、西川議員の御質問の地蔵祭り実行委員会組織での町の動きや助成金について御説明させていただきます。

先ほど町長が申し上げましたとおり、町の三大祭りは、春の「つつじ祭り」、夏の「大津地蔵祭り」、秋の「からいもフェスティバル」です。観光イベントとしての「つつじ祭り」は、戦前の戦没や慰霊祭が戦後に形を変えたもので、「からいもフェスティバル」はその名のとおり特産品PRを兼ねた収穫祭です。この二つの祭りは明日の観光大津を創る会が主催し、町商工観光課が事務局となっております。「地蔵祭り」は、江戸時代から続く、最も歴史の古い祭りで、子供たちの弔いのために地蔵を祀り、梅の造花をならべ、縁日を楽しんで、今日の地蔵祭りに至っております。

地蔵祭りの企画と運営については、以前は、本町商栄会や前田町前栄会商店街の有志が中心となり伝統の祭りを引き継いでまいりました。時代の変化とともに衰退しつつあり、そこで、昭和50年に祭りの衰退を憂い、肥後大津青年会議所に実行委員会が結成され、そして昭和54年度には大津町商工会が事務局をされ、現在の開催に至ってきたものです。

2日間にわたって開催される「大津地蔵祭り」は、5月から実行委員会組織を立ち上げ、商工会をはじめ、様々な団体の力を結集させて御準備いただき盛大に開催されております。これもひとえに大津町商工会の皆様の御尽力のおかげであると感じております。

8年ぶりの開催となりました、今年の地蔵祭りにつきましては、地蔵祭り実行委員会の一員であります私たち町行政とも綿密な打ち合わせを行いながら、歩行者天国の際の交通規制等の申請や説明などについては、警察署へも町も同行させていただいたところです。

しかしながら、歩行者天国や花火などの許可等につきましては、自治体の長が委員長であるなしに関わらず、交通対策や群衆対策をきちんとしているかが許可のポイントとなります。組織につきましては、継続してゆくためにどのような体制がよいのか、商工会とともに考えてまいりたいと思っております。

また、助成金につきましては、令和元年度250万円、令和2年度はコロナ禍で開催できず0円、令和3年度開催準備のみで開催できなかったため、120万980円、令和4年度は花火のみの実施で260万円、本年度は祭りに300万円、花火に150万円、合計450万円を助成させてい

ただいでさせていただいております。

物価高騰などにより経費が拡大していることに関してましては、町としても認識しているところでございます。このため、継続して開催するために必要な経費につきましては、大津町商工会と協議を行っていきたくと考えております。しかしながら、必要な経費の算定にあたり、さらなる協賛金等のお願いなど、できる限りの御協力をお願いしたいと思っております。

江戸時代から今日に続く、この祭りを、今後も大津町商工会と連携・協力し、未来の子供たちへ届けたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 面川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） 今、話を聞いた中では、実行委員会という形があった中で、町も協力していくということだと私は感じました。

とりあえずはそれはそれでいいのかもしれませんが、今回、この話をさせてもらったのはですね、おそらく今年と同じ形で来年地蔵祭りをやったら、おそらくもう予算が足りないだろうということがですね、もう大体目に見えております。実際、中央公園でやってたときに比べると、今回やったのが300万円からお金がかかっております。それと花火を打ち上げが500発から800発に変わったとか、こういったので予算関係が変わっているのと、それとそのここ十年来ずっとですね、協賛金関係を見てみましても、そのおそらく同実行委員会のメンバーが頑張っても250万円前後ぐらいが精一杯じゃないかなと。そういった中で、その決してその町が中心になってというのはですね、ほかの団体が頑張らないということを言っているのではなくて、町が中心にやっぱりやったほうがそれだけ各団体のさらなる力も発揮できるのではないかと考えて、今回、質問させていただいております。

私もですね、商工会の一事業所としてここ何十年とこの祭りに携わってきております。6地蔵の出し引きにおいてはですね、町の各園児を中心に1年間病氣しないように、ケガしないようにと出しの清掃から飾り付けまで、その思いを込めて一緒に町中を引っ張っていたことを思い出します。しかしながら、昨今では、少しずつ内容にも変化が見られます。安心してですね、開催していくためには、いずれにしても町の力が必要であり、今の子供たちが大人になったときに、「ああ、あんとき地蔵祭りに行きよったね、懐かしかね」と、今度はその子供たちが我が子をまた連れて行く。そして、歴史を継承していく。それが我々の責任であると思っております。

今回、この現状をですね、知っていただきたく質問したところでございます。ぜひ、町にはよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

町の補助金のあり方について。

現在、町から補助交付金を受けている団体が多数あると思う。それぞれの団体において、町の発展のため、会員満足度のため、日々事務、事業に邁進、努力されている。その補助金の一部を今のニーズにあった使い道ができないかということである。

例えば、私が所属する商工会においてであるが、昨今まで続いているコロナ対策として、町御当局と連携を図り、町内の中小規模事業者の持続的経営支援のため、特別相談窓口を設置し、コロナ対応策として出された、国・県のみならず、町の施策を活用しながら、これにあたる職員がフル回転し、実績を上げている。

また、T S M C 関連の進出により、個店の経営支援の重要性が高まっている。これに従事しているのは職員であります。

また、地蔵祭り、つつじ祭り、からいもフェスティバル、その他町の地域振興に係わる事業関連においても業務を果たしているのも職員であります。

また、今回、旧包括支援センターに移動したことでより会員の皆様方に利用していただくようになり、行政との連携におきましてもスピード感を持ってさらなる会員満足度に努めていると聞いております。

このことから、その補助金の一部を目的を達成するための事業に要する経費にも使えないかということでもあります。

そして、ほかの団体におきましても、こういった事業達成していくために悩んでいると聞いております。

町のために努力している団体でありますので、ぜひこの機会に使い勝手のいい内容にできないかということでもあります。町長の見解を求めます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 西川議員の2点目の質問にお答えいたします。

町では、様々な団体が活動されており、町づくりや地域の発展、住民の福祉向上に向けて重要な役割を担っていただいております。それが町の発展・繁栄に大きく寄与していると考えております。しかしながら、そのような団体につきましては、公共性の強い事業を行うが故に、収入が見込めない団体も多くあり、事業を進めるうえで、町からの補助金が必要となるケースが多くあります。

その際の交付基準としては、町補助金交付規則、及び町補助金交付基準に関する要綱、各種補助要綱を根拠としており、公益上必要と認める事務または事業に対し補助を実施しております。

そのような中、西川議員がおっしゃるとおり、国の制度改正や社会情勢の移り変わりが激しい現在、各種団体の事業展開も刻一刻とその変化に対応する必要が出てきております。その際、新規事業や既存事業の拡大には、人件費や事務費などの事業費が当然にかかってくることとなります。補助金交付の原則としては、団体の運営部分に係る運営経費や団体役員の報酬等のそうした属性の人件費的なものについては、対象外としておりますが、公益上必要と認められる事業の中で発生する分の人件費等については、あくまで必要な事業費という括りで、補助の支出は可能であると認識しております。

しかしながら、事業に対する補助金の必要性については、公益性の観点から判断することは当然のことながら、その事業実施にあたって、その効果性及び適格性の面からも慎重に判断しなければ

なりません。したがって、この点に関しましては、人件費として用いることのできる範囲や要件、割合など、客観的に妥当性や公益性が判断できるガイドラインなどを別途整理していきたいと思っております。

その中で、公益性も踏まえた上で、より使いやすい方向を考える中で、より経費が効果的に利益を最大化できる形を各事務局等とも話をしながら進めていきたいというふうに思っております。

補助金の原資は、町民の皆様の税金でありますので、引き続き、各種団体への補助への支出については、公平性、公正性及び透明性も確保し、適正に対応していきます。

これらの観点を踏まえたうえで、その時々々の社会情勢、ニーズに応じた補助金制度の柔軟な運用を図り、町の発展のために尽力いただいている各種団体の皆様に対して、引き続き適切な支援を実施していきます。

○議長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） 今回、この質問をさせていただいたのもですね、いずれの事業にしても必ず人件費というものがついてくるということで、この内容をこういろいろ中身を見たときにですね、大津町で、大津町の発展のために事務事業に取り組んでいる団体が数多くございますので、それで補助金関係ももらって、そして、町ができない部分をカバーしているということでございましたので、今回、質問させてもらってますけど、例えば、その商工会におきましてはですね、例えば、経営改善普及事業指導職員設置費、経営改善普及事業にかかる事業費ですね、こういったところに人件費関係がかかってきたもんですから、こういったところを擦り合わせをできないかということで、今回、ちょっと相談を受けましたのでちょっとさせてもらったところでございます。

ただ、この全体的な流れを見たときにですね、やっぱり刻一刻と町がやっば変わってますので、だけん、それに対応したこの補助金の使い道、また流れなどが必要になってくると思いますから、ぜひそういったところをもう一度見直してもらってですね、各種団体とすり合わせをしていただけたらと思います。

次の質問に移ります。

医療機関への支援について。

現在も物価高騰関係で様々な方が苦しんでいると思います。そのような中、地元のある医療関係の先生が、「いやいや、医療もかなり苦しいんだよ」と、「医療関係は勝手に値上げできない」と言われておりました。

資料を御覧ください。重点支援地方交付金の追加で効果的と考えられる推奨事業であります。

資料2のほうは、この詳細が載っておりますので御覧ください。

医療機関への支援に関する重点支援地方交付金の活用ということで、デフレ完全脱却のための総合経済対策が令和5年11月2日、閣議決定され、経済対策においては、物価高対策として本交付金による医療機関への活用について明示されており、厚生労働省としても原価の物価高により厳しい医療機関に対し、公的価格により価格に転記できないことから、経済対策を踏まえ、本交付金により各自治体において一定水準を保ちつつ、緊急かつ確実に支援につなげたいということで、医療

関係への早急な支援の対応ができないかという相談であったと思います。

2市2町を調べたところ、また、その他知り合いの医療関係を調べたところですね、2市2町問題だけではなく、医療機関、医療界全体の問題であり、私たちの生活に直結する問題だと思っております。早急な対策が必要であると思っておりますが、町長の見解を求めます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 西川議員の医療機関への支援についてお答えをいたします。

昨年度から世界的な情勢の影響により、原材料価格の上昇など様々な影響で物価高騰が続いており、事業者だけではなく、住民一人一人がその影響を大きく受け止めている状況です。その中でも議員がおっしゃる医療機関につきましては、診療報酬単価が国で定められているため、新型コロナウイルスや物価高騰の影響を受けて、光熱費や食費等を患者負担に転嫁することができないため、安定した医療サービスの提供に影響が出ている面もあるのではないかと考えております。

そこで、令和4年度に引き続き、今年度も熊本県が実施主体となり、国の交付金メニューである「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、保険医療機関などに対しまして、物価高騰による経費の上昇分の一部を助成する支援を実施をされております。

本町におきましても、今回の補正予算で、物価高騰による国の交付金を活用し、生活者支援としては低所得世帯に対する支援を、また、事業者への支援としては貨物運送事業者への支援を提案させていただいているところです。

議員がおっしゃる町独自で医療機関に対して支援を行うべきとのことですが、医療機関のみではなく、介護施設、障がい関係施設、保育施設、あるいはその他の様々な事業所などを含めて一体的に検討する必要があると考えております。

今回、この交付金を活用して、11月に追加交付が示されておりますが、本町といたしましては、生活者支援や事業者支援など町全体としてし考える必要がございますので、国や県等からの支援の有無や業界構造における価格転嫁ができるか否か、物価高騰による影響度合いなどに基づいて、その優先順位や町の財政全体を踏まえた規模を検討したうえで交付を活用していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 西川議員の医療機関への支援につきまして説明をさせていただきます。

令和4年度に続き、今年度も保険医療機関等に対しましては熊本県が物価高騰等に対する支援を行っております。10月末で申請が締め切られたところでございますが、先月、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援のための「重点支援地方交付金」が、先ほど議員からもお示しがありましたけれども、国から新たに追加交付されることになり、医療機関等に対する支援分につきましては、現在会期中の県議会の12月定例会にこの補正予算が追加提案されたということを確認しております。

なお、令和4年度の物価高騰に対する県からの支援金につきましては、大津町を含む県内95%

の医療機関が申請をされている状況でございまして、今年度も同程度の申請が見込まれております。

大津町内には病院、診療所、クリニック、歯科、鍼灸院や薬局なども含めると64カ所の保険医療機関があり、令和4年度に町独自のこれらの医療機関への支援について検討を一度行ったことがございますが、そのときは、医療機関や介護施設、障がい関係施設などにつきましては熊本県が一体的に支援を行ったことにより、町による独自支援につきましては見送った経緯がございます。

また、今回の追加の交付金につきましては、菊池圏域2市2町で、医療機関等に対して独自の支援を実施するところは現時点では確認はできておりませんが、今後同じ保健医療圏を構成します菊池圏域2市2町とは情報交換などを行いながら、町長が申し上げましたように、医療機関等を含めた事業者支援につきましては、生活者支援も含めて、町全体として物価高騰に対する支援や交付金の活用を検討する必要があるというふうに考えております。

説明は以上になります。

○議長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） ある医療機関の話ではですね、物価高の問題に続いて、ただでさえ人材不足が続いていて、半導体関連の時給が高いということで看護師がどんどん不足していっているという話もございました。今回、この現状に悩んでいる医療現場の現状を知ってもらおうということと、今回の重点支援地方交付金に基づく医療機関向けの市町村支援事業の予算化が求められているということで、早期の町の対応を求めるところでございます。

今回の3つの質問はですね、これから先のまちづくりに対してとても重要であると思っております。度々申し上げておりますが、この現状を知っていただいて、そして、早急な対応をお願いしたいということで質問したところでございます。

質問は以上でございます。終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時40分より再開します。

午後1時32分 休憩

△

午後1時40分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） こんにちは。坂本典光が一般質問をいたします。

TSMC菊陽町進出の影響は凄まじいものがあります。先だって、昭和園でクラブおおづ主催のテニスをやっておりましたところ、TSMC社員の若者が親睦のために練習に参加させてほしいと言ってまいりました。グーグルの翻訳機を使って意思の疎通を図りました。2、3日前におどり寿司に行きましたところ、3つのテーブルに台湾の方の家族が陣取っておりました。地価の上昇、人口増加、急速なインフラ整備といきつく暇がありません。こういう状況が全国で起きたらすばらしいですね。

1問目は、過去の広報誌の目次一覧の作成です。

平成2年、当時の西岡町長は、今まで発行された広報大津町をまとめて本にされました。以下、発行によつての西岡町長の言葉です。「町の歩みとともに発行されてきた広報大津町は、合併以来の町の歴史を知る上で貴重な資料であり、ここに広報大津町縮刷版1、2、3巻を発行することにいたしました。お手元におかれ、手軽に御活用いただければ幸いに存じます」と述べられております。中身は、昭和32年11月号から昭和63年12月号までです。

私は、過去の出来事を調べるときによく利用しております。その縮刷版の通知を発行する気はないかと当時の家入町長に一般質問いたしましたところ、「お金がかかりすぎるからそのつもりはない。今後は町のホームページに載せる」との答弁でした。今思いますに、活字からデジタルに移行する今、家入町長の考えが正しかったように思います。しかし、過去の記事を調べたいとき、今の方式ではホームページを開いて、そこから広報誌に進みます。そこには、発行号数の順番に並べてあります。多分目的の記事はこの号数にあたりだと検討をつけて開いてみないと目次、記事の内容はわかりません。調べるのに時間がかかります。発行号数別目次一覧を作成すれば過去の出来事を調べる際に目的の広報誌に早くたどり着くことができます。

いろいろほかの自治体のやり方を調べてみたのですが、ベストのものを見つけることはできませんでした。ベターなものとして、北九州のものを紹介したいと思います。

過去の年度をクリックすると1年間の広報誌が表示されます。その広報誌の横に目次一覧が表示されています。それぞれの号数の広報誌を開く手間が省けます。ほかにもよい方法があるとは思いますが、とにかく過去の広報誌の目次一覧が欲しいところです。

1問目の質問は終わります。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員の質問にお答えをいたします。

町広報誌である「広報おおづ」には、その年に大津町で起こった出来事が随所に掲載されており、現存するものは昭和24年からあり、まさに町の歴史がつづられております。現在の広報誌についても、様々なイベントや情報、そのときにあったことなどを、編集し、掲載していることが、町の歴史を残していつていることにもつながっており、未来への大切な資料と考えております。

また、町の歴史をまとめてある「大津町史」については、昭和63年に発行されており、発行から35年以上経過しておりますが、それ以降の大津町の歴史を調べるには、広報おおづが一番探しやすい媒体であると認識をしております。

現在、町のホームページでは、昭和24年からの広報誌を掲載しておりますが、議員がおっしゃるとおり、現在のホームページ広報誌のページでは、個別の目次は見ることはできるのですが、詳細な目次を、年度ごとに一覧で見ることができない状況です。

現在のデジタル化の波やスマートフォンなどの普及が進んでいることも含め、町ホームページについては、今後の情報発信の基盤として情報をより強化していく必要があると考えております。

その一環として、現在、町ホームページのリニューアル業務を行っており、今年度内の公開を予定しております。新しいホームページについては、過去の広報誌や各種計画などを含め、町の歴史

や情報の記録を補完するアーカイブ的な役割も担っていると認識し、データの保存にも注力しているところです。その際に、議員がおっしゃるように、データの保存だけではなく、年度ごとの広報誌の目次一覧を作成し、どのような記事が掲載されているかすぐわかるような、データの検索性についても、より探しやすいものになるように進めていきたいと考えております。

今年度末に公開する新ホームページについては、PDFの検索などの追加など、記事の検索がより行いやすくなるよう機能の充実も検討していきます。

これからの大津町の発展が町の歴史として町民の皆様によりわかりやすくなるよう、今後も、検索機能の充実や目次一覧の作成を含め、住民の皆様が探しやすい、利用しやすい、利用したくなるような広報誌やホームページを提供していきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） それでは、2問目に入ります。

町指定の重要文化財についてです。

ここに重要文化財という名称を使いましたが、指定文化財に変えさせてもらいたいと思います。

時代の変化に伴って文化財の位置づけも変わってくると思っております。大津町が発展する中、文化財を昔の遺産として捉えるだけではなく、一定の地域の誇りや町の観光面からも捉え直しているのではないのでしょうか。

世界遺産と言うものがあります。世界の文化遺産や自然遺産を人類全体のための世界遺産として損傷、破損等の脅威から保護し、保存していくために国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とした条約です。1972年、ユネスコ大会で採択されました。2023年1月27日時点で167カ国、計1千157の資産が登録され、うち文化遺産は900件、自然遺産は218件、複合遺産は39件です。ところが、インターネットの普及で思わぬ効果が起こっています。日本を訪れる観光客は、富士山をはじめ、日本にある世界遺産を観光する人が多いと言われております。東京では観光客を目当てに焼失した江戸城の復元を都民が期待しているとの報道がなされております。

さて、国には文化財保護法があり、歴史的、芸術上など価値の高いものを国宝や重要文化財に指定して補助を行っています。熊本県では、国に倣った条約があります。大津町にも文化財保護条例があります。町にとって重要なものを町指定文化財として指定することができると思っております。その目的は、維持保存のため必要な措置を講じ、もって郷土住民の文化財尊重の思想を高揚せしめることを目的とすると思っております。

この条例では、重要文化財という言葉は使わずに、町指定文化財という書き方をしておりますので、冒頭で申しましたように、訂正をお願いする次第です。

今、熊本県には国宝が2つあります。青井阿蘇神社と通潤橋です。大津町には、江藤屋敷が国の重要文化財なのは町民皆さんが知っているところです。町指定文化財としまして、江藤屋敷を除いて14あります。光尊寺のめがね橋をはじめ、建造物が多いのですが、無形民俗文化財として梅の造花、大林の牛舞、窪田阿蘇神社の幸祭があります。大体中部や南部が多いのですが、北部も忘れ



るべきではありません。大津の文化の始まりは北部の真木地方です。

中学生の皆さんも知っているように、唐の制度をまねて701年に日本で初めて法体系である大宝律令が制定され、日本は天皇中心の中央集権国家になりました。大宝律令で農地は国家のものとしていましたが、不具合が生じて743年、聖武天皇のときに墾田永年私財法が制定されました。墾田、つまり自分で開墾した農地は私有を認めるというものです。ここで中央の貴族、寺社が争って開墾に乗り出しました。その後、開墾地は国家に税金を払うことも免れることになります。これが荘園と呼ばれるものだとはいえ、誰でも知っております。

比叡山延暦寺は788年に最澄によって開山されました。そして、矢護山を中心に旧合志軍、半分は比叡山延暦寺の寺領でありました。その荘園があったのが真木周辺です。これから先は大津町の歴史文献をもとに、私の見解を加味して話を進めます。

矢護山自然公園から矢護山に向かう途中に無動寺跡があります。無動寺は延暦寺の末寺で、延暦14年、795年に矢護山山頂近くに建立されました。桓武帝のときに延暦寺の偵快上人が第3皇子の病氣平癒の功として草創を許されました。延暦寺開山から7年後だから早いんですね。功は天台蓮華院無動寺、この寺は本山に不動明王を祀ったと伝えられています。

山岳仏教の整地として山伏しの修行場となりました。しかし、安土桃山期、天正13年、1585年、島津勢の襲来で焼失してしまいました。そのとき安置されていた不動明王が矢護川公園近くの円満寺に移されていると伝えられています。

この図に載っている左側のやつですね。

この仏像の腰くびれや緻密さから見て、私は畿内の武士からその弟子による作品だと思っております。

鎌倉時代の末に佐々木長綱が延暦寺の寺領奉行として真木村に住むようになりました。佐々木氏は、近江地方の名のある源氏武者です。鎌倉幕府誕生に貢献しております。後で佐々木氏から合志に名前を変え、移住地を西の竹迫に移しております。合志氏は、武士として領地を広げ、約80年間大津、合志、菊陽地区を支配していましたが、天正13年、1585年に島津軍によって滅ぼされてしまいました。無動寺が焼かれた年と同じですね。その合志一族の守り神だったのが真木に祀られている摩利支天だと言われております。この右の像です。

明治になって菊池郡と合志郡が置かれました。今の合志市は合志町と西合志町が合併してできた市です。もちろん、菊陽町も大津町も合志郡に属しておりました。今でも真木と中島に合志ゆかりの方々がいらっしゃるようです。

今まで見てきたように、円満寺の不動明王と真木の摩利支天にはその背後に大宝律令、比叡山延暦地区から始まる壮大なストーリーがあります。この2点は、大津町の歴史として私は誇りに思い、感銘を受けているところでございます。

大津町のそれぞれの地域で誇りに思い、指定文化財として後世に残したいものがいろいろあると思います。この質問がその契機になれば幸いです。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員の御質問の町指定の重要文化財の一つ目の時代の変化に伴い文化財の位置づけも変わるのではないかについてお答えいたします。

現在、大津町には指定を含め把握しているところでは300近くの文化財があり、その一つ一つが歴史やいわれを持っております。

まず、議員御指摘のとおり、地域の歴史や文化財は、郷土に対する誇り、愛着にもつながるものであり、近年特に目覚ましく開発が進み、町外からもさらに多くの方が移住、滞在することが確実ななか、遺産として大切に守るだけでなく、その位置づけや、歴史、いわれなどをわかりやすく発信していくことは、これまで以上に重要性を増していると考えております。

文化財の重要性を国は、文化財保護法を制定し「我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産」としています。その中で、「政府及び地方公共団体は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周知の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」と定めております。

それを受けて地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想を定めた「歴史文化基本構想」を策定している自治体もあり、大津町においても大津町文化財保護条例を制定し、文化財尊重の思想を高揚することを目的に据えております。また、大津町振興総合計画の中でも地域の歴史・文化の継承と振興を目標にし、様々な施策を行っております。

文化財を活用した例では、本年9月に山都町にある「通潤橋」が、県内2件目の国宝に指定されました。それに伴い地元の盛り上がりはもちろんのこと、6月の文化審議会答申後には、週末や祝日には駐車場が足りなくなるほどの多くの観光客が押し寄せ、にぎわいを見せたとの報道がございました。

このことは町指定重要文化財にも当てはまると考えております。大津町には、国指定重要文化財の「江藤家住宅」や第11代横綱不知火光右衛門の墓所、世界かんがい施設遺産の「上井手用水」、また、その他にも議員にも御紹介いただいた様々な誇れる歴史資源がございます。これらの歴史・文化資源を保護するだけでなく、しっかりと活用することが、さらなる保護や町の活性化にも繋がると考えております。また、住み暮らす地域の文化財に多くの方が関心を示し、訪れるということは、当該文化財へのさらなる愛着と誇りを醸成するものと考えております。

町としましては、今後も文化財の保護を確実に行うとともに、地域の誇りやにぎわいの向上を図ってまいります。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 坂本議員の町指定の重要文化財についての御質問にお答えいたします。

町長からもありましたように、大津町では現在約300件ほどの文化財が把握されております。

その中で、重要建造物である江藤家住宅など国指定文化財が2件、無田原遺跡など県の指定文化財が2件、斎藤家文書をはじめとする町指定文化財が15件、岡本家住宅など国登録有形文化財が4件存在しております。

大津町の歴史の中で何世代もの間、守り続けられてきたこれらの貴重な財産を適切に保護し、次世代に継承することは、将来の文化の振興・発展を図る上で、今を生きる私たちの責務であると考えます。

ただ、その一方で、現在の地方における文化財保護行政では、地域の過疎化・少子高齢化と併せ専門職員の不足などを背景に、貴重な文化財の滅失や散逸等の防止が大きな課題ともなっております。

教育委員会としましては、町歴史文化伝承館における「文化財談話会」や「町歴史教室現地研修会」「企画展」や「出前講座」などの開催、及び学校における地域学習など、町の歴史や文化を学び理解する場を創出し、町民の「郷土愛」や「地域への誇り」を醸成する機会としてきました。

加えて近年は、国の文化財保護法が改正され、文化財は単に「保護する」だけではなく「活用しながら保護する」という考えになっており、全国におきましては、重要文化財の建物での宿泊や飲食の提供などの事例も増えていると聞きます。TSMCが菊陽町に進出し、関連する企業やそれに伴う新たな人の流れが多くなっている現在、今後とも町の歴史や文化財を知を機会を広く町民に提供し、その貴重性や魅力を伝えていくとともに、広域的に文化財を捉えストーリー性を持たせた活用などを工夫することも、高齢化などにより困難な状態となっている地域の文化財等の保存や継承の手段の一つになるのではないかと考えます。

その点から、先ほど議員から紹介がありました北部の無動寺跡や円満寺、摩利支天などは、鎌倉時代にさかのぼる大津町の始めの頃に係わるストーリーでもあり、個別に文化財を語るよりも大変興味も理解も深まる気がいたします。

今後、教育委員会としましても、町部局や各種団体と連携し、まちづくりや地域活性を視野に入れた「活用し保存」する文化財の継承を推進することが必要であろうと考えております、詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 私のほうからは、町指定の文化財について御説明をさせていただきます。

町指定につきましては、大津町文化財保護条例に基づき文化財保護委員会からの意見を聴取しながら、教育委員会にて指定を行っております。町の指定にあたり気をつけていることは、指定した文化財を地域で、どのように活用・継承・維持していくかという部分になります。

文化財の指定は、維持管理及び所有者の同意や負担も発生するため慎重に保護委員会と協議し、指定をしているところです。

国・県指定の文化財を維持・管理するための費用に対しては、それぞれ補助制度が整備されております。町指定文化財については、大津町文化財保存管理費補助金により、保護・保存を行っているところでございます。

議員が言われますように、以前に比べ時代の流れは速くなり、町民の価値観も変化してきております。

今年9月、県内では2例目となります国宝指定に山都町の「通潤橋」をはじめ、人吉市の「青井

阿蘇神社」など文化財が指定を受けることにより、先ほど金田町長からもありましたように、今後、文化財を活用し対外的にアピールすることで人を呼び込むための貴重な財産になることも十分に考えられます。

これまでは、所有者や地域からの申請により、対象の文化財を調査することと併せて、地元が今後も継承していきたいという強い意志を鑑みながら文化財として指定をしております。

ただし、それは観光という観点ではなく文化財の保存を重視したものでございました。近年、先ほどもありましたが、文化財保護法の改正により文化財を活用しながら保存するという考え方がなってきたしております。今回、熊本地震により復旧工事を行いました江藤家住宅も公開活用を目的とした国庫補助事業を現在行っており、それにより展示スペースや景観などの観光面に対応できるよう整備を進めてきております。

今後、文化財行政を進めていく中で、維持管理にかかる費用や修復に要する技術職人が不足していること、また、文化財を調査研究する学芸員などの専門職員の人員不足などが課題として国、県、町ともにあっている現状です。

教育委員会といたしましては、今後も地域の宝である文化財が消失しないよう保護に努めるとともに、地域が後世に継承したいという強い思いと観光面での両立を図り、文化財を活用した地域の活性化によるにぎわいや発展のバランスを取りながら文化財保護行政を推進して取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） 3問目に入ります。

上鶴を流れる水路（ろくそう井手）の雑草伐採についてです。

この件については、2015年、平成27年6月議会での私の一般質問、市街地を流れる水路の手入れ及び2018年、平成30年6月、私の一般質問、上井手と市街地を流れる支流の管理の一部ですが、そのときの答弁が活かされなくて、現地の状況があまりにもひどいので緊急で質問することにしたわけです。

前回の質問を繰り返してみます。第二次世界大戦後行われた農地改革の理念を受けて、昭和24年に農地改良法が制定されました。これは農業生産基盤の整備開発を目的としており、その基に設立された土地改良区は、農業協同組合と並ぶ日本農業団体の一つです。この農地改革で創設された自作農を構成員とし、戦後の困難な食糧事情を反映して莫大な国家予算が投入されてきたことは皆様御存じのとおりであります。土地改良事業は、多額の経費がかかるのでほとんどが農林水産省農業農村整備事業として国の直轄、または補助事業のもとで実施されております。

例えば、県営体育成事業、これは圃場整備のことです。市町村単位になると白川から取水して流域などを管理する団体として大菊土地改良区があります。大菊土地改良区の定款4条の1に白川から取水する灌漑施設及び白川への配水の維持管理、4条の2、白川から取水する灌漑施設及び白川への排水施設の新設改良とされております。

今回の質問では、あくまで市街地のことですから、市街地外のことには問題にしておりません。町は改良区に運営面で補助金を出しております。各事業での一定割合の補助をしております。町農政課は改良を監視する義務があると思います。

市街地を流れる水路とは、上井手とそこから取水された小さな水路のことです。どちらも本来農業用水路であり、その管理は大菊土地改良区です。ただ、土地改良区の内部取り決めでは、小さな水路はそれを利用する水田の耕作者が管理するようになっているようであります。大菊土地改良区には、独占的に水を使う権利が与えられております。同時に、周囲に迷惑をかけないという責任もあるわけです。町は、直接的には農政課が改良区の管理を監視する責任があります。上井手本流では、古い石垣には雑木が生え、油断すると大きく生い茂ってしまいます。景観上問題があり、地域住民から苦情が出ております。特に吐地区、立石地区、光尊寺周辺は定期的に伐採すべきではありませんかと述べました。

次に、小さな水路についてです。

上鶴地区を流れるろくそう井手の一部は、雑木や草が生い茂り、土が堆積して景観上問題があります。計画的に伐採、廃土する必要があります。大津中学校南側を流れる新村の水路も同じ状況です。室町からも苦情が出ております。農業従事者は減少しております。水路を利用する水田耕作者が管理するには限界があります。この質問に対して、町長は、「農業用水路の管理は土地改良区が農業従事者とともにやってきた。しかし、農業地域の少子高齢化及び過疎化により、地域の共同作業が困難になっている。そこで、国は多面的機能支払交付金を交付して、農業従事者の共同作業を地方自治体とともに援助することになった。現在、大津町でも28の地域がこの交付金を利用して、用水路等の農業施設の維持管理計画を実施している。この交付金事業範囲外の水路の維持管理については、本年度から予算措置して、大菊土地改良区と協議、連携して刈り払い等を実施する予定である」と答弁されております。それなのに今のろくそう井手は、雑木・雑草が生い茂り、あまりにもひどいということで、今回緊急に一般質問したわけでありまして。どうなっていますでしょうか。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員の質問にお答えいたします。

大津町の中心部を流れる大きな農業用水路は、白川から取水される上井手があり、一級河川白川から取水し、灌漑用水路として、延長13.4キロを有しております。上井手を含めた農業用水路の管理につきましては、大菊土地改良区が維持管理をしており、熊本県が国の補助を活用しながら、改修工事を行っている状況です。

今回、御指摘の農業用水路につきましては丹防の吐から取水し、上鶴地区を抜け国道57号南側の農地へ供給する水路の一つです。以前は地元の農家の皆様で、浚渫や伐採作業などの維持管理を行われておりましたが、開発等により農地が減少したことによって、地元での水路の維持管理が困難になってきております。

水路の安全点検につきましては、地元消防団からの危険箇所の要望に応じ、年に1回梅雨前の時期に町と警察や消防団が合同で点検を行っており、大菊土地改良区におきましても水路の維持管理

の見回りと点検を行っております。

今後も町の中部地区で宅地開発が加速することが予測されますので、農業用水路の維持管理についても迅速かつ正確な把握に努めるとともに、災害等の被害が予想される箇所や危険性の高い場所につきましては、大菊土地改良区とも連携しながら、伐採及び浚渫の対応を行なっていきたいと考えております。

具体的な対応につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 坂本議員の御質問について御説明いたします。

町中心部の上井手につきましては、大菊土地改良区が主体で水路管理を行っております。また、熊本県が国の補助を受け、農業生産の基礎となる農業用水路の確保、農地排水の改良を図るため、平成20年から25年までに、総事業費10億3千200万円、護岸整備3千697メートルを整備しております。

上井手から国道57号南側に広がる農地への農業用水につきましては、多くの支線水路があり、場所によっては水路幅が狭く土砂等が溜まり雑草が生えやすい場所もあります。

今回の御指摘の場所につきましては、大菊土地改良区と連携し、本年度、水止め期間中に対応したいと考えているところがございます。見回りにより危険性が高い場所については、大菊土地改良区と連携し、必要に応じて浚渫や伐採作業を行い、上井手及び下井手の歴史的景観の維持と農業用水路の適正管理に努めていきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） 再質問いたします。

今、町長もですね、それから部長のほうもさっと触れられましたけども、先ほど私がおの以前一般質問したときですね、そのとき、古庄経済部長は、「上井手にかかっている雑木は今後は毎年予算化して伐採に力を入れていこうと考えている」と答弁されております。毎年予算化して。もうお忘れでしょうか。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 坂本議員の再質問について御説明いたします。

議員御指摘の以前から指摘いただいている上井手の立石橋付近、その下流になるかと思いますが、そちらの上井出浴いの雑草についてどのような対応をする予定かという質問と思えます。立石橋付近につきましては、以前から議員から御指摘いただいている箇所であり、これまでも様々な課題があり、なかなか着手できない状況でございました。ようやく対応と可能となり、来年度、水止め期間を利用して、今、土地改良区とそういった処理ができないかなということで協議をしているような状況でございます。

議員御指摘のとおり、現地は護岸より樹木や雑草が伸びており、防災上の観点でも危険であり、優先的に対応する必要があると思えます。

今後も上井手や下井手の防災上、農業施設上必要な箇所については、大菊土地改良区と連携して適正管理に努めていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） まとめでございます。

上井手とその支流の雑草と雑木、それから清掃の問題は、住民から行政へのお願いではなく、行政の責任であるということを感じていただきたいと思います。

これで終わります。

○議 長（桐原則雄） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆様、お疲れさまでした。

午後2時22分 散会

本 会 議

一 般 質 問



# 令和5年第12回大津町議会定例会会議録

令和5年第12回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

令和5年12月13日(水曜日)

出席議員	2番 田代元気      3番 時松智弘      4番 西川秀貢 5番 大塚益雄      6番 三宮美香      8番 山本富二夫 9番 豊瀬和久      10番 佐藤真二      11番 大塚龍一郎 12番 坂本典光      13番 永田和彦      15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄																																								
欠席議員	1番 大村裕一郎      7番 山部良二      14番 津田桂伸																																								
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木啓一 書記 飯塚彩菜																																								
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町</td> <td>長 金田英樹</td> <td>総務部総務課主幹兼行政係長</td> <td>吉良元子</td> </tr> <tr> <td>副町</td> <td>長 工藤あずさ</td> <td>兼法制執務係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>藤本聖二</td> <td>総務部財政係長</td> <td>田邊嵩博</td> </tr> <tr> <td>住民生活部長</td> <td>木村欣也</td> <td>教育長</td> <td>吉良智恵美</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長</td> <td>坂本光成</td> <td>教育部長</td> <td>羽熊幸治</td> </tr> <tr> <td>産業振興部長</td> <td>村山龍一</td> <td>教育部次長</td> <td>百田止水</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長 併任工業用水道課長</td> <td>西岡多津朗</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>梅田博隆</td> </tr> <tr> <td>総務部総務課長 兼選挙管理委員会書記長</td> <td>村山博徳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>大塚昌憲</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計管理者 兼会計課長</td> <td>中井雄一郎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町	長 金田英樹	総務部総務課主幹兼行政係長	吉良元子	副町	長 工藤あずさ	兼法制執務係長		総務部長	藤本聖二	総務部財政係長	田邊嵩博	住民生活部長	木村欣也	教育長	吉良智恵美	健康福祉部長	坂本光成	教育部長	羽熊幸治	産業振興部長	村山龍一	教育部次長	百田止水	都市整備部長 併任工業用水道課長	西岡多津朗	農業委員会事務局長	梅田博隆	総務部総務課長 兼選挙管理委員会書記長	村山博徳			総務部財政課長	大塚昌憲			会計管理者 兼会計課長	中井雄一郎		
町	長 金田英樹	総務部総務課主幹兼行政係長	吉良元子																																						
副町	長 工藤あずさ	兼法制執務係長																																							
総務部長	藤本聖二	総務部財政係長	田邊嵩博																																						
住民生活部長	木村欣也	教育長	吉良智恵美																																						
健康福祉部長	坂本光成	教育部長	羽熊幸治																																						
産業振興部長	村山龍一	教育部次長	百田止水																																						
都市整備部長 併任工業用水道課長	西岡多津朗	農業委員会事務局長	梅田博隆																																						
総務部総務課長 兼選挙管理委員会書記長	村山博徳																																								
総務部財政課長	大塚昌憲																																								
会計管理者 兼会計課長	中井雄一郎																																								

議 事 日 程 (第 4 号) 令和 5 年 1 2 月 1 3 日 (水) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。それでは、本日の会議を開きます。

なお、津田桂伸議員、山部良二議員及び大村裕一郎議員より欠席の届けがっておりますので、御報告申し上げます。

### 日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

### 日程第 2 一般質問

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

三宮美香議員。

○6 番 (三宮美香議員) 皆様、おはようございます。議席番号 6 番、三宮美香です。本日傍聴に来ていただいた皆様、オンライン視聴を御覧になっている皆様、お忙しい時間を割いて傍聴していただきありがとうございます。

では、通告に従い一般質問をします。質問は子育てしやすいまちづくりについて大きく 2 点です。

1 各団体組織との連携と子育て健診センターについて。2 町内公園の管理についてになります。

まず大きな一つ目、大津町は全国に先駆けて子育て応援に取り組んでいたという認識です。私自身、その支援の恩恵にあずかり子育てをしました。

しかし、社会的背景の変化に伴い現在の子育ての環境は厳しいと感じています。9 月の一般質問で、産後ケアについて質問し広く周知をお願いしたところですが、今回は妊娠期から出産後の子育て期の支援について、町と子育て支援・健診センター、各団体や組織との連携体制を確認し、子育て支援の充実につなげたいと考えます。

まず、(1) 玉名市では妊娠期から中学生までの子育てについての情報サイトを提供する「子育てハンドブック」「こそだてのわ」を発行されています。補助資料 1 に冊子の表紙をのせました。まず一番左の写真の子育てハンドブック。こちらは、ちょうどこの大きいサイズの大きさがちょうどいいサイズになっていますが、2018 年までは市が作成されていたそうです。いつから作成さ

れていたのかをお尋ねしましたが、そこで作られている方は、もう入職したときからありましたので、いつからはちょっとわかりませんという回答でした。多分10年以上前から2018年よりも10年以上前からということだと思います。

そして2019年から利用者支援事業を使い行政と支援センターが2分の1ずつ負担し発行されているそうです。1千800部と聞いています。

この子育てハンドブックに掲載の情報は2023年6月時点のものであり、毎年更新し発行されているそうです。内容としては画質が悪くて見づらいのですが、表紙の右側、この部分に項目が目次が28ありますが、妊娠し母子健康手帳を交付する日程、出産準備金のこと、プレママ・プレパパ学級や産後の予防接種などの子育てスケジュール、子供に障がいがあるときどういった支援が受けられるのか、幼稚園・保育園の一覧、女性・子ども相談室やファミリーサポートセンターのこと、小中学校一覧や学童保育、ひとり親家庭の支援など多岐にわたり細かな情報がワンストップで盛り込まれています。

次に、隣の黄色い冊子です。「こそだてのわ」と書いてありますが、こちらについては市内6か所の子育て支援センターや児童館、病後児保育、図書館のおはなし会、療育センター、子育てサークル、夜間救急医療などが掲載されています。

そして隣の目次になりますが、この3番目の写真ですね、ここに記載のある19ほどの団体が奇数月に集まり、会議をして、玉名市全体の子育ての課題を発見、共有し課題の解決につなげているということでした。会議だけではなく、近隣の大学の専門の講師を招いて傾聴や母子のサポートについて一緒に学ぶ機会をつくり、同じ玉名で子育て支援をする仲間としてのネットワークづくりにもなっているとのことでした。先ほど子育て支援センターが6か所と言いましたが、その6か所では毎月合同会議をされているそうです。子育て支援の熱い気持ちを感じました。

6か所のうち2か所を見学させていただきましたが、一般的な保健師、看護師、保育士の資格だけではなくチャイルドマインダー、ベビーマッサージインストラクター、産後指導士、体力指導士、バランスボールインストラクターなど、一人で3から4の資格を取られて子育てをサポートされている状況でした。資格を多数お持ちなので、子育て支援センターでのイベントも盛りだくさんでした。もちろん資格がなくてもできるお譲り会やフォトコンテストなどのイベント企画もありました。大津町でも支援センター長が男性だった頃に、パパと遊びに来る日があったと記憶していますが、今はありません。玉名でもパパッとデーと題してパパと子供が参加する企画を長く継続されているようでした。とても驚いたのは資料右端のミシンです。ミシンやアイロンは自由にお使いいただけますと書いてあります。ミシンやアイロンは危ないからと否定されがちです。支援センターや児童館に置いてあるのは、私は見たことがありませんでした。しかしここでは使うことができます。やはり需要があるからです。それだけお互いを信頼し、安心して過ごせる場づくりができているということだと思います。

以上、すばらしい取組をされている玉名市を見て、大津町での子育てに関わる団体、組織との連携はどうしているのか。また、子育て健診センター内の1階と2階の連携もどうされているのかを

お尋ねします。

(2) 次に子育て健診センターは、2009年(平成21年)今から14年前にアルコール工場跡の事務所を1億476万円かけて改修し開設されています。現在、1階は町健康保険課、2階は委託している子育て支援センターが入っています。センターの床はもともとコンクリートでそこにマットが敷かれています。私は今まで修復・交換をされたという記憶がありません。まだ歩き始めたばかりの乳児は転びやすく、全体のバランスがまだ頭が大きいため転倒したときも頭を床にぶつけることが多いと思いますが、擦り減ったじゅうたんの下はコンクリートです。安全性は保たれているのでしょうか。また、大きな室内遊具もありますが、長期間使用されており傷んでいます。乳児の肌は大人と違って薄く敏感です。破損箇所に指を挟んでけがをする可能性もあります。

以上から、利用する親子が安全に過ごすための点検・確認などはどうされているのかをお尋ねします。

○議長(桐原則雄) 金田町長。

○町長(金田英樹) おはようございます。

三宮議員の「子育てしやすいまちづくり、各団体・組織の連携と子育て健診センターについて」の質問につきまして、お答えいたします。

町の子育て支援、児童福祉は、多くの団体や組織の御協力をいただきながら展開をしております。今後も、子供たちや子育て家庭を力強く支援していくために、情報共有と共通理解の深化などを通じた、更なる連携強化が重要と考えております。

この点、議員から御紹介がありました玉名市では、委託先の事業者が主催して、子育てに関する団体や組織が奇数月に集まり、子育て支援や相談等に関する研修会を実施し、各団体や組織がそれぞれの強みを生かし、子育て支援を共通理解のもとで行っていく仕組みを作られております。

また、御紹介ありましたとおり、玉名市では、「子育てハンドブック」や「こそだてのわ」を作成しております。内容も、各年齢に応じてわかりやすく整理されており、子育ての孤立化を防ぐためにも、大事な情報源ですので、現在、町でも関係部署が連携して、作成に取り組んでいるところです。

町はこれまで、各分野の事業者と情報交換を行い、課題点を整理し、その時期に応じた施策の展開をしておりますが、各団体や組織と町行政が一堂に会しての情報交換や研修の場は、玉名市ほどは多くございません。妊娠・出産、乳幼児期そして小中学生といった子育て期には、子供にとって様々なリスクの発生可能性がある中、特に虐待発生の可能性が高い乳幼児期に、いかに子供やその家庭のリスク予防、予見するか、実際にリスクが現実化した場合の関係機関連携による解決に向けた取組ができるか、役場組織内や、更に地域の社会資源との連携強化をするかが鍵となります。

そこで、議員御指摘の子育て支援センターと健診センターの連携も、子育てに不安を感じる保護者からの相談に対して、保健・医療面と福祉面での伴走型支援につながるよう、強化していきます。

更に、子育ての孤立化を避けるためには親子の居場所づくりが重要です。その拠点となる子育て・健診センター2階の子育て広場は、経年劣化による床じゅうたんの硬直化、遊具の損傷は町と

しても確認しており、子育て世帯にとって、安心で魅力ある場所とするためにも、その補修を予定しております。

町としては、各団体・組織の連携強化に向け、大津町版の横の連携、ネットワークづくりを探っていくとともに、子育て世帯が行きやすく、相談しやすい居場所づくりも併せて進めていきます。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。

三宮議員の御質問について、私からは連携の具体的な展開と、子育て支援センターとの連携や施設設備について御説明をいたします。

まず、子育て支援に関する、現在の役場内の保健・医療・福祉の連携体制でございますが、保健・医療分野としましては、健康保険課内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から出産、そして概ね3歳児までの期間を中心として、様々なリスクを予防するポピュレーション・アプローチを展開しております。

他方、リスクが現実化した場合は子育て今年度から支援課内に設置しております「子ども家庭相談支援拠点」が、ソーシャルワーク機能により、該当する子供やその家庭を支援していく取組を実施しております。

来年度からは、国の方針に従いまして、両者を一体化して展開する「こども家庭センター」を整備し、関係する多くの団体や組織と連携し、隙間のない、誰一人取り残さない支援関係に努める方向で準備を進めております。

そして、いずれも関係する団体や組織と連携を十分に取りながら展開していきます。

その上で、議員御指摘の、玉名市での妊娠期から中学生までの子育てについての情報サイトを提供する「子育てハンドブック」等を発行されていることにつきましては、子育ての孤立化や虐待を未然に防止するためにも、部署を超えた、子育ての情報提供は大変重要であると考えております。

そこで、現在、大津町版のガイドブック作成にも取り組んでおりまして、部署を超えた横の連携により、住民の皆様に必要な情報を御覧いただけるよう、作成作業を進めております。併せて、今年度はホームページリニューアルの年でもありますので、子育て支援の情報もしっかりと周知していけるよう、準備を進めているところです。

また、情報を得るには、様々な媒体を準備することも重要ですので、妊娠届提出時の配布用として、冊子の準備も進めていきます。

次に、玉名市を例にした、各団体や組織との連携についてでございますが、例えば就学前保育・教育であれば町内保育園会との連携、学童保育であれば各学童保育実施機関との連携といったかたちで、各分野で個別に意見交換の機会を設け、連携を図っておりますが、分野を超えた連携となりますと、年3回程度開催の「こども・子育て会議」、年2回程度開催の「要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会代表者会議」を開催し、子供への見守りや支援強化を図っておりますが、出席は各分野の代表者となっております。町長からも説明がありましたとおり、玉名市までの取組ま

では、現時点では至っておりません。

そこで、町内の子育て支援に関する機関が一堂に集まり、意見交換ができる場の設定や、研修会を通じて子育て支援に対する共通理解を深めることで、お互いに連携しやすく、支援目的を明確化し、各団体や組織の役割分担により、課題のある子供やその家庭に対して、地域全体で見守り、支援していくという、地域福祉的な視点からの支援体制の構築も探っていく必要があると考えております。

その上で、議員御指摘の、子育て支援センターと健診センターとの連携につきましては、それぞれの機能と強みを最大限に発揮できるよう、そして、一つの建物に入っているメリットを最大限に生かし、育児に悩みのある方、相談したい方に対して、相互に事業の紹介や案内を行い、町民の皆様が利用しやすい体制づくりに努めていきます。

最後に、子育て支援センターの床の件、室内遊具の件でございますけれども、議員御指摘のとおり、床はコンクリートの上にマットが敷かれている状況で、これまで修復・交換されたことはなく、マットが損傷しているお話は最近伺っておりまして、現地の確認をしております。

併せて、室内遊具は20年以上経過しており、同様に損傷があるということも確認しております。そこで、安心安全に子育て支援センターを親子の居場所、保護者同士の交流の場として利用していただけるよう、修繕等にはしっかりと対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 再質問です。

大津町版のガイドブックを作成中ということでしたが、すみません、多分聞き逃したと思うんですが、いつ発行予定で、どういうふうにそれを配布するのか、どこに置くのかということと、子育て支援センター・健診センターの2階についてですが、じゅうたんの交換が今までなされていなかったというお話ですが、今後どういうふうに点検をして、どういうふうに計画的にそういう安全面についての配慮をされているのかをお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 三宮議員の再質問について御説明をさせていただきます。

まずガイドブックの作成についてでございますけれども、現在中身については先ほどの玉名市さんの事例等も参考にしながら、今作成作業進めているところでございます。実際冊子としての発行については、今のところ来年度ですね、には発行できるものということで予定をしております。現在もそういったチラシとかそういうのは発行しておりますけれども、実際かたちにしたかたちでのこれについては、来年度にはなるべく早い時期に準備出来次第、発行のほうやりたいというふうに考えております。

それから配布の場所についてでございますけれども、これについては当然、役場はもちろん子育て健診センターそういういろんなところがあると思いますし、特にあと保育所関係でありますとか、そういった子育てに関連するところが考えられるかと思っております。そういうところにつきましては、

やはり関係機関の方とかそういった方たちにも御意見をいろいろと伺いながら、具体的な配置場所、あるいは発行部数等については検討させていただきたいと考えております。

それから最後に安全面のことでございますけれども、これにつきましては、今回御指摘いただいたところですけれども、やはり定期的な点検というのが大事になってくるかと思えますし、また利用される方の御意見とかそういうところもまたそこを管理されている方の御意見、そういうところもしっかり聞きながら今後対応していきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） すみません、再々質問なんですが、先ほど一つ聞くのを忘れていました。

子育て支援・健診センターの1階と2階の連携についてなんですが、例えば健診のときの連携の状態とか、お母さんがいろんな不安を持って1階にいらっしゃって、その後2階に行ったときの連携とかうまくできていないんじゃないかという印象なのでそのところもお尋ねします。

あと、それから提案ですが、利用者支援事業について先ほど文章の中に入れましたが、利用者支援事業は、子ども家庭庁の子ども子育て支援交付金及び厚生労働省の重層的支援体制整備事業交付金で基本型、特定型、母子保健型と3種類ありますが、子ども家庭庁の報告を見ると、大津町は特定型と母子保健型を実施されているようです。例えば基本形で交付を受けて、委託している子育て支援センターにそのままそれを委託するというようなことはできないのでしょうか。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 三宮議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず今の子育て健診センターの連携ということで、1階、2階と分かれております。今御指摘のような御意見等もあることも承知をしているところでございますので、それにつきましては今度、来年度から子ども家庭センターというところでそういったかたちで母子保健と子育てのほうの連携というのが強化される。うちのほうもそれに応じた体制づくりをしていきたいと思っておりますので、その辺も含めて課題があるところは解決に向けてしっかり連携を図っていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の利用者支援事業についてでございますけれども、議員、子育て支援課のほうと健康保険課のほうでそれぞれ事業のほう行っております。これにつきましても、事業の目的のほうの子育て家庭や妊婦の方が教育、保育施設あるいは地域子ども子育て支援事業保健医療、福祉等の関係機関を円滑に利用できるよという大きな目的がございますので、そこに応じたところで今後この事業については先ほどのガイドブックあたりもこの事業の対象になるということでございますので、そのように検討してまいりたいと思います。

また委託等についてどういうやり方がいいかというのは、その中で更に検討させていただきたいと思います。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） わかりました。資料1のほうで紹介するのを忘れていましたが、この資料1の下の2枚の写真ですね、これは玉名市に伺ったときに見た民間が経営されている全世帯型複合

施設リクル玉名というところでした。室内には管理栄養士がメニューを監修しているカフェレストラン、0歳から利用できるキッズジム、パーソナルトレーニングスタジオレッスン、もみほぐしストレッチがあるフィットネスジム、インドアゴルフ場などがありました。最近チョコザップという隙間時間に運動するジムが流行っているようですが、それは自分だけの時間が使える人たちが使えるところだと思います。こちらは子育て中の親が子供と一緒に使える施設でした。私が見学しているときにも若い母親が乳幼児を連れてきていました。またインドアゴルフ場には、孫を連れてきた男性も見えるということです。屋外には屋外遊具、遊歩道、自動洗濯機、EV用急速充電器なども設置されました。とても魅力的な全世代参加型複合施設でした。子育てを頑張っている自治体だからおのずと子育てに熱い気持ちを持った企業や団体が集まってくるのではないかと感じたところで紹介をさせていただきます。

では、質問の2問目に入ります。

町内公園の管理についてです。1問目の質問を調査する中で、公園の状況に不安な点を感じました。大津町で子育て中の親子がよく利用する公園と聞くと、思い浮かぶのがかぶとむし公園と中央公園です。先週末はかぶとむし公園は、5組の親子と小学生が3人ほど、中央公園は午後からは13組ほどの親子と小学生が10人ほど遊んでいました。

資料が前後しますが、補助資料4を御覧ください。下の2枚の写真はかぶとむし公園です。多分、高木を伐採されたときに、根まで取り除かずに切り株に座れるようにと残されたのかもしれませんが、下の真ん中の写真ですね。切り株が一つ二つ、その奥にもつながって全部で4つほど多分あったと思います。これではかえって危ない状況だとは思いませんか。このような切り株がいつまでこのような状態で放置されているのでしょうか。

次に、上の3枚の写真は、中央公園の健康遊具のベンチです。雨ざらし、日ざらしなので傷んでくるのは仕方ありませんが、安全に長く使えるようにメンテナンスはどうされていたのでしょうか。小さい子供というのはですね、こういう割れている部分とか、隙間に指を入れたくなったりすることがありますが、やはりけがををする可能性もあるということです。健康遊具で。

それから一つお断りをしておきますが、中央公園の遊具、小さな子供たちが遊ぶ遊具については、子供たちの使う頻度も多く、擦り減って穴が開いたり、車の遊具などもハンドルを回すのがやはり子供たちは好きですので、回しすぎて壊れたりとありますが、在庫がない場合はほかを急ぎ探していただいたり、子供たちの気持ちになってなるべく早く修理できるように頑張っていたらいいというのとは私は理解しています。

では補助資料に戻ります。補助資料の2です。上の3枚の写真は中央公園のトイレです。中央公園は真ん中の身障者トイレは洋式がありますが、男子トイレは和式しかなく、女子トイレは和式と洋式でした。すみません通告書に女子トイレも和式だけと書いたのは間違いなので、訂正をさせていただきます。下の4枚はかぶとむし公園のトイレです。かぶとむし公園も身障者トイレは洋式がありますが、明かり取りの屋根が割れていました。何と男女のトイレは和式のみでした。いまどき和式のみというのは子供と年配者には難しいと思います。補助資料3は杉水公園のトイレです。男女ト



イレ共に洋式で和式はありません。写真はみんなのトイレですが、小さい子供用の便器もありました。さて子供たちはどのトイレが使いやすいでしょうか。杉水公園や昭和園のトイレは新しくなり利用しやすくなっていますが、小さな子供たちが遊ぶかぶとむし公園や中央公園について、利用率が高いのに改修されないという状態はいつまで続くのでしょうか。もちろん子供たちのみならず健康づくりのために歩いている町民や、筋力低下予防に散歩をされている高齢者も使う公園のトイレです。安心して過ごせる環境づくりの配慮が必要だと思いますが、町はどのように考えているでしょうか。

ただらとした質問になりましたので、一つ目は切り株について。いつまで放置されているのか。二つ目は健康遊具のベンチなど安全に長く使えるようなメンテナンスはどうなっているのか。またかぶとむし公園、中央公園のトイレについて利用率が高いのに改修されない状態はいつまで続くのか。4番目に安心して過ごせる環境づくりの配慮はどのように考えているのかをお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 三宮議員の2点目の質問にお答えいたします。

駅南のかぶとむし公園や中央公園については、議員御指摘のとおり子供連れの親子を中心とした利用者が多く、現在、町内で急激に進んでいる住宅開発の状況を踏まえると、今後更なる利用者の増加が想定をされております。

そのため、トイレや遊具などの施設の適正な管理もより一層重要になってくると考えております。現在町では、公園施設長寿命化計画の中で、町内公園施設をAからDの4段階で判定し、「全体的に際立った劣化がある」とされる、D判定の施設の修繕に、優先的に取り組んでおります。

また、災害等により予期せぬ破損が生じた場合には、緊急的な修繕を行っております。

一方で、遊具の安全点検については、専門の業者による年1回の点検や、職員による随時点検を実施しており、不具合がないかを確認しております。それでも「気付かなかった」部分も見受けられ、利用者から直接、公園の所管課に御連絡いただいたりしている状況であります。

今後も、計画的な修繕により公園の長寿命化を図りつつ、緊急時や利用者から連絡を受けた際には、迅速な対応を行うことで、子供を含む利用者が安心して過ごせる公園環境づくりに取り組んでいきます。

詳細につきましては、担当部長より御説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） おはようございます。議員の御質問の、かぶとむし公園の「切り株」につきましては、ベンチなどとして利用していただくことを想定して設置をしていたものでございます。しかしながら、傷みが激しいものにつきましては安全面も考慮し、今後、処分する予定でございます。

また、「トイレの明かり取りの屋根」につきましては現在見積を依頼しており、早急に修繕を行ってまいります。

中央公園の「健康ベンチ」につきましては、ひび割れはあるものの、健全度判定は「部分的に劣

化が進行しているが全体的な健全」とされるB判定となっておりますので、引き続き状態を注視しながら、適正に管理していきたいと思っております。ベンチで確かに4つほどひどいのがありましたので、それにつきましては、応急的な修理をさせていただければというふうに考えているところでございます。

今後も、施設の修繕や改修につきましては、長寿命化計画に基づき順次行ってまいります。気になる箇所等を見つけれられた場合には、公園所管の都市計画課まで御一報いただければと思います。

また、昭和園や杉水公園、高尾野公園、清正公道公園のトイレにつきましては、長寿命化計画に基づき改修時期に併せまして洋式化をしております。このため、駅南東公園と中央公園のトイレについても、将来的に計画に基づく改修の時期が来れば、洋式化や子供用トイレにつきましても検討する必要があると考えております。なお、両公園の多目的トイレには洋式トイレを設置しておりますので、お子さんや、洋式トイレを利用されたい方につきましては、こちらを利用していただければと思います。

また、町民の方からの施設の破損等情報につきましても、現在は直接都市計画課へ直接連絡していただく方法しかありません。今後、方法等につきましても課題等を整理していきたいと考えているところでございます。

町民が安心して過ごせる公園環境づくりに向けて、引き続き適正な公園管理についてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） すみません、再質問です。

トイレについてですが、資料2の右側4つのトイレなんですが、中央公園のトイレに例えばするとして、たまたま小さな女の子が、ずっとトイレに入ったところに遭遇したんですね。そのときに多分和式は使いなれていなかったから、和式のトイレには入れなかった。洋式のトイレ、多分小さな子供さんからするとかちゃっと開けるドアの取っ手が難しかった。そしてみんなのトイレは使い慣れていないのもあると思いますが、ドアを開けるのが難しかった。多分それでそのままトイレの個室には入らず、手洗い所の前で用を足していたところに遭遇をしました。そして手洗い所もぐっと推して10秒ぐらい出る手洗いだったため、多分うまくできない状況です。

一般的に考えて小さい子ども一人でトイレにやるということはないと思いますが、多分そのときはお父さんらしき方がもう一人小さなお子さんを連れて遊びに連れていらっしゃっていて、追いつかなかつたのだと思います。そういうことを考えると、洋式のトイレがあればいいというわけではなく小さなお子さんは、最後に出しました杉水公園のトイレのように小さな便器ではないと、大きな大人用のトイレには一人では乗れないわけですね。いろんなことを鑑みて、やはり小さな子供でも安心して使えるトイレをできれば作って欲しいと思っております。改修の時期、長寿命化計画に沿って改修の時期を見て、時期がくれば考えますということでしたが、それはいつ頃になるのでしょうか。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 三宮議員の再質問にお答えいたします。

今ですね、小さな子供さんのトイレにつきましては、応急処置としまして、多目的トイレに子供の便座とか踏み台等を設置できればというふうに考えているところでございます。それで、時期がくるまで対応させていただければと考えているところでございます。

それと、公園の改修につきましてはですね、現在の判定がまだD判定になっておりません。D判定にならないとできないということじゃないんです。あと、貸与年数とかのあれもあります。ただ、結構建物を建てるとなりますと数千万の持ち出しがございますので、町としましては、長寿命化計画に則ってやっていければと思いますので、あとは貸与年数や経年劣化とかの頻度に応じてやっていければというふうに考えておりますので、現時点で何年後というのは、今のところはちょっとお話しできないところでございますけど、それまでには、今言いましたようなことで対応させていただければというふうに考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 町で今できるだけのことをやりますというふうな回答だったと理解しました。

質問は以上です。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。10時50分より再開します。

午前10時40分 休憩

△

午前10時50分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 通告書に基づきまして、一般質問を行います。

今回2問の質問をいたしますけれども、掲げたテーマは議員の基礎基本である国民の生命と財産を守るという大きな課題を視点において1問目は環境について、生命を守るというように悪影響を及ぼさないか。それと町民の皆様方がすべからく納得して、あらゆる町の発展それと同時並行で環境が守られ、そして町も産業が発展し、どんどん人口も増えていくというようなかたちが一番いいと思っております。

今回、町長に対してと教育長に対して質問をいたしますが、今現在T SMCの進出によって、産業界は大きく花開いていると申しますか、非常に注目された土地柄でありますので、T SMCが菊陽に来たと申しましても大津町の真横であります。そのT SMCあまりにも巨大で大量の水と電気を消費します。大量の水と電気だけではなくて、多くの化学物質、こういったものも持って製造されるのが半導体でございますので、その半導体産業が環境に与える影響というものは、きちんと把握しなければならないと思います。その把握をどうやってするのかというのは、やはり環境アセスメント、環境影響評価ですね、こういったものをきちんと行われて、そして町民の皆様方に説明責任に基づいて、そういった開発が進められる。要するにT SMCは隣の菊陽町に立地されたかもし

れませんが、関係するいろんな企業が、大津町にも多々進出されておられるということでもあります。ということは関連ということは、そんな化学物質そういったものを我々ではちょっと手に負えないようなものを扱って、それを運搬されて、納品して、製造して、いろんなかたちでやはり影響というものは出てくるのかなど。もちろん、各会社はきちんと管理はするものですが、不安はぬぐえません。そういったものを会社側と町とのいろんな約束事というものをきちんと設定して、そして悪影響が及ばないように、そういったものを進めていかなければならないと思います。

この環境評価というものは、私もいろいろ調べてみましたが、非常に環境アセスメントというのは難しいです。環境の要素といたしまして、たくさんの要素があります。その要素の中でもあまりにも多岐にわたっておりまして、それこそ私一人の能力では手に負えないというものです。国や県は、その環境アセスメントというものにはきちんとしたルールを持っておりますが、町にはありません。そしてまた今回の騒いでおります、T SMCが来ることによって、国県はどういうふうに動いているのかというものも注目されます。国の指針、県の環境影響評価条例というものもありますが、そういったものに従って、きちんと監視・監督されているのかというものが非常に心配になってくるものであります。

今回この質問にあたりまして、いろんなかたちで私も調べましたが、インターネットだけではなくて、いろんな書籍あたりも買いまして、いろんなかたちで私なりに勉強してみました。T SMC誘致光と影というかたちで本が出ておりましたので、ベストセラーに近い発行部数があるということで読んでみました。この中でやはり問題点をかなり指摘されているんですね。国はそういった環境影響評価条例はもっておりますが、きちんとしたそれに当てはまった対応をT SMC側、企業側にやってないということも載っております。この著者がですね、県のほうにきちんとしたアセスメント、条例にしたがってやったのかという質問をされたそうであります。それで返ってきた答えというのが、開発面積が25ヘクタール以上という要件を満たしていないので、やる必要がないと。J A S Mの敷地は21.3ヘクタールということらしいです。また工場からの排水ですね。下水道に流すので環境アセスメントを必要としていないと。J A S M工場のために下水道の拡張工事を行っているので、環境汚染の問題は生じないと。工場からの排水も水質汚濁防止法で取り締まるので、環境アセスの対象外であるという答えが返ってきたとこの本には書いてあります。全くそういった県民、町民の不安をおおるようなこの書籍の内容でしたが、その中でも、じゃそれって妥当な対応だったのかなとやっぱり疑義が生まれますよね。いろんなかたちでこれ読み進めて行きますと、J A S M工場の排水処理のために下水道場を拡張するのならば、どれだけの排水量が見込まれているのか把握して設計しているのではないかということですね。これに対する県の答弁がまたおかしくてですね、下水道拡張工事はJ A S M工場の排水量を確認していないが、こんなもんだらうという目安があって行っているの、一切把握していないと言ったそうです。これ本当なのかどうかわかりませんが、書籍になって出ているぐらいですから、やっぱり本当なんでしょうね。やっぱり水質汚染、また下水道に下手なものを化学物質を流されたら大変ですよ。そういったことがやっぱり不安になります。そしてまた下水道処理の設計をしたことがある技術者に聞いてみたそうです。

返ってきた答えがですね。大型工場からの排水量を知らずに、下水処理の拡張設計をするなんて信じられないと。1社で菊陽町全ての企業を合わせた以上の水を使うメガファクトリーから排出される水の量を、企業に確認せずに想像なんかで設計するなんて事実ならば自殺行為だというふうに答えが返ってきたそうでもあります。たくさんの水を使われます。大津町は菊陽よりも標高が高くなりますので、高いところから下に流れますよね。じゃあ大津町に何の影響もないのかというふうになりますと、地下水保全の取組を大津町にしっかりやってくださいというふうな要望がきておりますよね。これにつきましてうちの町長は、水循環型営農推進協議会の会長になられているということを見つけました。地下水涵養の推進、これは非常に重要であります。また熊本県、国が発表する中で地下水は豊富にあるんだというような説明にどんどん膨らんできましたけれども、その地下水というものはすべからず全て使えるものでしょうか、我々が。違いますよね。これは、それこそ環境の問題でどれだけ汲み上げてもいいというような無秩序な状況というのは、好ましくないのは誰が考えたってわかるはずですよ。地下水というものは、第一層、第二層、第三層いろんなものがありまして、熊本市、もっと低い標高が低い熊本市あたりに影響が出るのも必須ではないかなとそういうふうを考えるものであります。

ですから水一つに対しても、大津町にもそういった地下水涵養の大きな負荷というものがかかってくるし、それに対する経費もかかってきます。ですから、みんなつながっているんですよ。当たり前につながっているんですよ。この中で環境を汚染してもらっては困りますということで、台湾のほうに目を向けて見ますれば、台湾のこのTSMC工場のまわりではいろんな環境汚染が広まっているということです。これ数値的にですね、いろんなものを私もっておりますけれども、そういったことを考えますればですね、私はこの環境アセスメントというものは、町もきちんと取り組んで町民に安心していただければならないとそういうふうに思います。この環境アセスメントをすることによって、一つのこれ完璧ではないですね。どんなにしたって完璧にはならないんです。これが人間社会です。

しかしながら、やはり取り組まなくてはならないということです。我々の税金が多く使われております。第一工場に対しましては、経済産業省は4千760億円ですか、そういった支援そしてまた第二工場7千500億円とかどんどん膨らんでいっております。勉強会でもありましたよね、第一、第二工場では収まらない可能性がありますよと。第三工場、第四工場となるだろうと。そのときに水の使う量、そして電力どうやって調達するのかなど。しかし、我々だって企業誘致を進めていって、法人町民税あたりがたくさん入ってくれば、いろんな施策を広げられる可能性だって出てくるわけです。

そう考えてみますと、熊本空港の周りにもうちは南部工業団地持ってますけれども、前回も言いましたね、あの周辺というの、まだまだ開発の余地があります。とか言いましたけれども、第三工場とか第四工場が大津町に来る可能性というのは十分あるわけです。そういったものを考えますれば、今後の将来のことを予測はある程度するべきではないでしょうか。そういった予測に基づいて町の運営をしていく。そして町民の生命をきちんと守っていく、保護していく。そういった姿勢

が大切だと思います。

台湾の例をちょっと挙げさせてもらいますれば、すでに台湾では河川の約25%、農地の約5%を重度の汚染で失ったそうです。そして人工透析率は人口比で世界首位です。そして肺がん率は北朝鮮に次ぐアジア第2位だそうです。これはやっぱり大げさに書いてある部分もあるかもしれませんが、この本から抜き出したやつですけれども、そういったものを考えればちょっと怖いなど。企業は来て法人税を落としてほしいなど、しかし怖いなど。そういったものも考えられます。なかなかすべからくハッピーエンドにはならないのかなと思ったりしますけれども、この点についてはしっかりと見識を持って、そしてまた町の姿勢を企業に示すべきであって、そして町民の皆様方に納得していただく。そういったかたちをとらなければならないと思います。

また、教育長に対しましては、社会環境の急激な変化ですね、この。この時代を生き抜くための材料と捉えるいい機会としていただきたい。産業構造や環境の変化は世の常ではありますが、正しい認識と判断できる力をそういった若き子供に持ってもらいたいと思う次第でありますので、教育長に対しましても質問をします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 永田議員の「環境アセスメント」の一般質問についてお答えをいたします。

永田議員がおっしゃられるとおり近年、近年半導体は5G対応のスマートフォンの普及やDXの進展に伴うデータセンター需要の拡大に加え、EV・自動運転などの車載関連、産業機器を中心としたIoTインフラの急速な普及により、需要が世界規模で拡大しております。

そうした中、令和3年11月に世界的半導体メーカーのTSMCが日本で初めての工場を建設することが決定し、現在、菊陽町で工場の建設が急ピッチで進められております。TSMCの進出先に熊本が選ばれた理由は、関連企業の集積、交通アクセスの良さとともに、半導体生産に欠かせないおっしゃるような純度の高い水が豊富なことも要因の一つと言われております。

熊本県は、1960年代に三菱電機、NEC九州が半導体の一貫製造工場を増設して以来、半導体関連産業が成長を続け、現在では、日本有数の半導体製造拠点となっております。

一方、半導体への依存度が高まるにつれて、製造工程における環境負荷、エネルギー消費、化学物質、希少材料、超純水の使用、温室効果ガスの放出などへの対応が、半導体業界全体に共通する課題となっております。

熊本県は、環境影響評価条例を制定し、開発事業が行われる場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを、事業者が事前に調査、予測及び評価し、その効果を公表して住民や行政等の意見を聞き、十分な環境保全対策を実施することにより、より良い事業計画を作り上げていく環境アセスメント制度を設けております。

しかしながら、議員御指摘のとおり今回のTSMC進出については、事業の規模要件等に該当せず、環境アセスメントは実施はされていない状況です。

そこで、熊本県では県内への半導体関連企業の集積による大きな経済効果が期待される一方、県民の皆様の中には環境への影響を懸念する声もあり不安解消を図るために、多くの半導体関連企業

が集積する台湾のサイエンスパークを訪問し、地元行政機関等への環境状況調査を有識者と共に実施をされております。

また、7月から8月にかけて、熊本市の区域を除く河川水および地下水を対象に、過去には半導体製造に使われていた「PFOS（ピーフォス）」をはじめ「PFOA（ピーフォア）」等の水質調査を実施され、水の安全性を確認されております。

更に、半導体工場の稼働前の段階から規制物質に加えて、規制外物質についてもモニタリングを行い、稼働後の環境変化の客観的かつ科学的な把握に努められいております。

現在私が企業長を務めている大津菊陽水道企業団においても、来年度から調査箇所を増やして企業団管内の配水池において、「PFOS（ピーフォス）」、「PFOA（ピーフォア）」の調査を行う計画ですので、熊本県の調査結果と併せて企業団のほうともしっかりと情報を共有していく考えです。

次に、熊本県では半導体産業進出を踏まえた地下水保全に向けた取組として、1点目が地下水取水量の削減、2点目が他の水源利用の推進、3点目が地下水の涵養の更なる推進をあげられ、どうしても取水の必要がある地下水については相当量の涵養を義務化し、取水量が増える新規掘削井戸については、地下水採取量に見合う量として10割の涵養義務が課されております。

また、地下水の保全につきましては、先ほど議員からもありました私が会長を務める水循環型営農推進協議会とJASIM、熊本県、菊陽町、くまもと地下水財団との間で、熊本地域における地下水かん養の推進に向けた協定を締結し、取り組んでおります。

工場排水については、議員御指摘のとおりいったん汚染されると自然浄化での水質改善が難しく、汚染の未然防止が大変重要となっている中、熊本県と熊本市は連携して水質調査や化学物質の監視を一段と強化することとしており、加えて熊本県では工場排水が今後増えることを見越して、新たな排水処理施設の整備に取り組むとされております。

こうした中、町では、立地される企業に対しては、製造品目、生産量、面積、新規雇用人数等を記載いただいた立地協定書とともに、企業の事業活動に伴う環境保全及び公害防止については、企業の社会的責任であることを認識し、その操業に当たっては、環境保全及び公害防止関係法令などを遵守するとともに最善の努力で公害防止対策を実施し、地域住民の健康と生活環境の保全を図ることを目的に、必要に応じて環境保全協定書を取り交わしております。

また、本町において実施される開発事業等に対し、災害の防止及び自然環境等の保全を図ることなどを目的とした大津町開発事業等指導要綱を制定しております。当該要綱も踏まえ、開発者に対して関係法令の遵守はもちろん、開発前の事前協議及び開発後の完了検査時において、必要に応じて指導助言及び監視を行っていくとともに、国・県と連携を図りながら住民の不安に寄り添い、透明性を確保するためにも、適切に情報を発信していく必要があると考えております。

また議員御指摘のとおりやはり水質を守る、あるいは水の量を担保するということにおきましては、県国に任せのみではなく町独自の取組も必要だというふうに考えております。その中でも立地における当初の締結、そしてしっかりとモニタリング、そして何か起こったときの対応と

いうところは、しっかりと整備を検討していきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。永田議員の環境アセスメントについての御質問にお答えします。

今世界はグローバル化の進展やたゆまない技術革新等により社会構造や雇用などの社会環境が、急速に変化しており、益々将来が予測困難な時代となっています。また大津町ではT SMCの菊陽町進出決定以降、多くの新たな関連企業の進出やマンション、アパート、住宅等の相次ぐ建設、それに伴う人口や交通量の増加など100年に一度と言われる大きな変化が訪れています。子供たちが将来町の担い手となる頃には、恐らく町の様相も激変しているのではないかと思うところです。

従いまして、そのような大きな変化の中で成長していく子供たちには、議員御指摘のとおり、大津町の変化のありようについて関心を持ち、様々な情報の中から必要な情報を得ながら、大津町がより望ましい変化を遂げられるように主体的に見極め判断できるような力を身につけさせることが大切であると考えています。

現在大津町でもT SMC関連企業等の進出に伴い、地下水の保全や安全性の問題、外国人労働者等の増加に伴う言葉や習慣の違いに関する問題、開発に伴う豊かな自然環境保全の問題などが指摘され対応が求められています。

かつて熊本県では、経済発展の波の中で工場排水によって水俣の豊かな海が汚染され、その恵みを生業としていた方々等に取り返しがつかない健康被害が生じました。水は人間にとって命の源です。特に熊本県に住む私たちはその豊かな地下水の恩恵なしには成り立たない生活の中にあり水に係る心配は当然だろうと思っています。また一方では、多くの自治体で人口減少が大きな問題になっている中、大津町における今後の人口増加等の変化は、町の活性化や発展において大きなチャンスでもあります。チャンスとそこに伴うであろう課題を前に、大津町住民である子供たちにも変化が必要な事柄とそうではない事柄等見極める力や判断力、またより良い変化を導くための想像力や主体的な行動など求められると思っています。

学校教育においては、現在学びと暮らしのリンク化を大切にしたカリキュラムマネジメントを行っています。これは、教科や総合的な学習の時間、学校行事などのカリキュラムを学習目標に沿って組み合わせ、教科横断的なカリキュラムとして再構成するものでございます。地域の人的、物的資源を活用した学びや暮らしに起因する課題からスタートする学び、学校での学びを地域社会の活動につなぐなど、発展的な学びなど学びと暮らしのリンク化を図ることで子供たちのより実感を伴う学びを目指すものです。

議員の御質問に関係する学習としましては、現在小学校4年生で社会科や理科、総合的な学習の時間などを通して大津町の水資源について学ぶ学習を行っています。また小学校5年生では、社会科において自然環境と国民生活の関係を学習し、発展学習として熊本県環境センターや水俣病資料館等を訪問しております。そして、その後には自分たちの身の回りにある環境問題について課題や取組を考えております。また、中学校の歴史や公民の分野においては、SDGSを含めた環境問題



を学んでいるところです。このようなカリキュラムの中に町の産業構造や環境等に係る状況や問題を学習課題や教材として取り入れることは議員御指摘のとおり大切なことでありますし、むしろ必要であろうと考えます。特に総合的な学習の時間は、今日的で身近な問題を課題として、探究していく学習でありますから、各学校では現在もTSMCに係る学習等を入れておりますけれども、今後とも積極的にカリキュラムの中に大津町の状況等に係る調べ学習などが組み込まれていくのではないかと考えています。

これから大津町が大きく変化していく状況、あるいはそれに伴う課題に対する町の施策等について、発達段階に沿いながら子供たちが具体的、継続的に学んでいくその環境づくりは大津町の将来を担う子供たちの育成においても意義があると思っています。

今後とも学校教育におきましては、子供たちが様々な変化と積極的に向き合い、他者と共同しながら課題を解決していくことや、様々な情報の中から正しい情報を見極め自分たちの新たな考えとして活用、発展させていくようなそのような学習を充実していきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） この点につきましては、課題が大きく、しかしながら、求められているを大きな課題であります。ですから、町長も前向きな姿勢で、教育長も答弁されて、それがいかされる教育となって、大きく世界に羽ばたく人材が生まれてくればいいなと願う限りであります。

今の答弁を聞きましてですね、やはり体制整備というのはやっぱり必要ですよ。その体制整備を考えたときに、規制や法令そういったものできちんとやるべきでありましょうし、企業進出のときにですね、やはりそういった契約の中に環境アセスメントを織り込んでいく。ただうちにはまだありませんので、そういったものを役場の叡智を使って作り上げていっていただきたいと思います。実際いろんなかたちで我々だってわからないんですよ。そういった企業が来て、どういった影響を及ぼすかというのは、まだまだわからない点が非常に大きいです。やはり我々も孫氏の兵法で言いますところの、敵を知り己を知らば、百戦して危うからずで、台湾に行ってサイエンスパークなり、周りの環境なり、そういったものを我々は行ってそこで町民の代表として議会が行くべきだったんでしょけれども、台風の影響で没になった。飛行機は飛んで、向こうもウェルカム、しかし判断が没になりました。余った予算を我々はいって、一刻を争うから環境問題でも取り組みたいということに対して、議会からはノー言われました。八方塞がり我々は行動を起こせないというのが今の議会の状況です。同調する人も何人かおられますよ。こうやった議会だったならばそれこそ笑われますよね。しっかりと我々は体制、そして意見を、議論をして大津町の方々もそういった生命の危機に至らないように我々がしっかりと議論をして、前向きな体制をつくりあげていかなければならないというふうに思います。

先ほど台湾の汚染の話をしたときに、この本の中に出てきた言葉でありますけれども、化学物質というのはさっき町長も言われましたね、荒木議員が前回の議会ときにピーフォアとピーフォスのことを言われました。熊本市ですね、下流域にある熊本市が水質汚濁防止法に基づく調査をやっておられます。これ何でかていうと世界保健機関WHOですね、ここがフッ素化合物の今言った二

つの点について、発がん性に対する評価を引き下げたんですね。引き下げたということは少ない量で発がん性の可能性がありますよってということなんです。ですから、今までの数字よりも少ない数字が検出された時点でこれって危ないよってことで調べましたところ、今年10月末までの追加調査で飲用井戸ですよ。計39か所、河川12か所で超過を確認したということです。熊本市の市長はかんかんに怒りを込めたような、国は健康リスク提示をやれといってる記事を見つけましたけど、正しく出た後では遅いんですよ。事前対応というものをしっかり調書も踏まえて、そういった体制整備をしっかりとやっていっていただきたいと思います。

時間がないので2問目に移ります。2問目はですね、それこそ生命と財産の財産のほうです。日本の首相がですね、貯蓄から投資へという言葉を言われております。国民の皆様方に貯蓄で自分たちの貯めたお金を投資しなさいよと。これって国が誘導することですかね。一義的に非常におかしいと私は思っております。日本人の勤勉なる性格というか、国民資質というのは、やはりこつこつとお金というものはいっぺんにはたまらない。こつこつとやって日頃の日々の努力の結果がそういった貯蓄の数字に表れてくるんです。これをそれこそ危険な私から言うなら投資というのは非常に危険です。これにのめり込むと投機的になって賭け事の世界になってしまうんですよ。なぜそんなことを言うかっていうならば、やはり国からするならば、タンス預金とかそういったお金もありはしないかと。もう少しお金を回すことによって社会は循環するんだよってというような言い方ではないかなと思うんです。そしてまた大所高所から経済を見てもみすれば、日本語企業の各企業の資金調達、そういったものを見てもみすればアメリカと日本比べますけれども、日本は結構銀行から借入れをするんですよ。アメリカあたりは株式とか社債等で資金をつくります。それを株主やいろんな方々に説明してうちに投資することは未来が開けるよ。あなたを儲けさせますよというインカムゲインの表示をするんですね。必ず儲けさせますよというふうな。日本はそこまでいっていませんよね。そのその数字のところをつじつまを合わせたいのかなというふうに思いますが、これは国民の1千兆円、2千兆円近いというんですかね。かなりの額が積みあがっていると言いますけれども、これは個人の金であって、国が本当にどうしてくれとかいうようなことを首相が言うんですよ。これっておかしくて私たまらんですけれども、そんなことするならば、空前の法人税が国には今入っております。そういったものをきちんと町民に再分配してくれよっていう話ですよ。景気が悪いとか言いますが、景気が悪いという考え方とインフレに誘導する国の施策ていうのは、全く別物なんですよ。この今現在円安ということで、非常に国は税収が空前の税収だというふうになっております。23兆円ぐらい入っていると。そしてまた国は海外の外債を持っていると聞きます。それが十数兆円か20兆円ぐらいはあるということで、それもかなりの利益が出ているというふうに聞きます。結局は円安で逆に悪いみたいな感じなんですけれども、様々な製造業あたりは海外で商売するんですよ。海外で商売して儲けを日本に持って帰るという流れで、たくましいんですよ。日本の企業というのは非常に。そういった中で国はお金が足りない足りないでいる、そして政治資金収支報告書あたりもごまかすようなものが最近いっぱい出てきて、一体お金はなんと思ってるのということになってくると、それこそ自民党政権あたりが信じられなくなるという

のは、誰も口に出すことだろうと思うんですよ。ただ、その政策というのは、町長も自民党員でありますから、それも支部長か何かだったですかね、ということだったならば、党のいうことも聞かなくてはならないじゃないですか。それって町民を守れます。町民の財産を守ることができますか。非常にここは疑義に思っているところです。だから、首長というのは、政党に属するべきではないというふうに私は思っているんですが、それ町長が決めることですから、わかりません。ただ、政党政治のいやらしいところは、そういったパーティー券の問題でも、統一教会の問題では政治不信はどんどん広がっていったということですよ。そこで今町長は自民党ですって言ったら、恐らくそれだけで何か不信感思われるんじゃないですか。国会をみとつても、いろんな自民党が進める政策において、党内で反対ができれば、党議拘束だとか言って、守らなくてはならないぞ貴様らみたいなそういったものも出てきたりするんですね。ということは貯蓄から投資へとこのスローガンはねって。金田町長、あなた守ってくださいよって党から言われたらどうするんでしょうかね。これ私ずっと思っていました。えってそれって守れるのかなって。国民の生命と財産のうちの財産ですよ。そういったものを考えれば、そこにはきちんとした論理が必要です。この貯蓄から投資への意味をきちんと町民に説明するべきになってきますよね。これは一つの図面がぶっちゃけ株の世界は非常に厳しい世界でありますというかたちで、儲ける人は20%というようなかたちで書いてあるんですよ。非常に厳しい世界です。こういったものをやはり教育の中でも取り上げて知識として持っておかなければ、この現代を生き抜けないと申しますか、たくましくすばらしい人生を送ることには程遠くなってしまふということですよ。ここに金融教育に関する意識調査というものをこれは野村アセットマネジメント株式会社が調べたやつであります。これは今年のやつであります、20歳から69歳の1万名ほどを対象に、インターネットによる調査を今年の3月に行っております。この中の調査結果ですね、要点を申し上げますけれども、いかに投資に関する知識がない。国民に対して国の総理大臣が呼びかけているのかというのがこのパーセンテージでわかってくるんですよ。第一に将来に向けた資産形成のために投資を行っている人は27%、金融教育を受けたことがある人は14%、受けたことのない人は86%、そして初めて金融教育を受講した時期は社会に出てからが多い一方、受講すべきと考える時期は大学までにとの回答が6割を占めましたということです。そして金融教育で学びたい内容はとして、資産形成ですね。貯めたり増やすことについてが39%と高かった。その具体的な内容は投資商品の種類や仕組みが45%、投資に関する税制に対することが41%、そしてまた情報収集の方法も教えてほしいということで38%であります。そして、家庭での金融教育において実際に子供、孫に教えた内容は何かという問いに対して、お金の大切さを教えました31%、お金の管理の方法が18%、一方教えたことはないというのが半数以上の55%というかたちに落ち着いたということです。

結局はそれだけ金融商品に対しての知識というものはないです。そしてまた為替の仕組み、そういったものに対する知識も恐らくこのデータからするならば多くないと感じました。為替あたりもこれは複雑みたいですが、為替を考えるときに、為替ってというのは2国間の通貨交換比率というもので例えば対ドルは今円安ですよ。その円とドルを考えたときに円とドルのマネタリーベ

ース、送料の差でかなり為替っていうものは変わってくる。そういったものを知識として持っている人がどれだけおられるのかなど。今円安ですよ。これが円高になるという予測がどこでつくのだろうか。そういったものをいろんな経済評論家とか言ってますけれども、これもガセネタというやつがたくさんあるんです。ですから、ウォーレンバフェットあたりの有名な投資家あたりも投資も会社でやっておられますけれども、長期的な投資が基本なんです。短期的はプロはすべからくみんな言います。わからないと。わかるはずはないと。気分次第で買ったり売ったりするわけですよ。ですから、この点について金融教育というものはきちんとした知識がなければ成り立たないということで、それこそ定年退職まで一生懸命働いて、そこで貯蓄が1千万円貯まりました。2千万円貯まりましたというのが、ごっそり持っていかれる可能性さえあるというものを国の総理大臣が進めているというこの問題点について、町長はどういうふうに思っておられるか。また教育の場としては、その危険性も教えるべきではないかなと思いますので、知識は蓄えながら、そしてきちんとした本当の判断力、というものを養っていただきたいと思いますので、質問をいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の御質問の「貯蓄から投資へ」という国の方針に対する御意見について、大変重要な御指摘であると感じております。

まず初めに私におきましては、現在支部長等は努めておりませんが、現在はいずれにしましても各政党どこも様々な意見も内部のほうであるかと思っております。また町としてあるいは町長としては、どの政党が政権を取ろうが、それを町の現況に則して可能かやるべきかそこをしっかりと判断してやるのがやるべきことだと思っておりますし、今後ともそのようにしていきたいというふうに思っております。

岸田総理は就任当初から「新しい資本主義」を唱えられ、実現へ向け様々な具体策を打ち出しております。その中で国民の資産所得倍増を目指して掲げたスローガンが、「貯蓄から投資へ」というものになります。

またこの貯蓄から投資への転換というスローガンは2001年に金融庁が提唱しておるもので、その後政権交代等もありましたが、2014年から始まったNISAなどもこの一環とされておると認識をしております。

以前の会見で総理は「岸田政権では、今年を『資産所得倍増元年』とし、『貯蓄から投資へ』のシフトを大胆かつ抜本的に進めていきます。『人生100年時代』、個々の生き方、働き方も多様になり、それぞれのライフプランにあわせた資産形成が重要になっています。」と述べられております。

これは、長年に渡り超低金利が続いている中、多くの人々が将来の資金計画に不安を感じていることが背景にあります。少子高齢化が進み、平均寿命も延びる日本ですが、近年は円安が進み物価の高騰も続き非常に厳しい状況にあります。金融資産を現金や預金で保有しているだけでは低金利の中、物価の上昇に資産が追いつくことができず、逆に預金価値が相対的に目減りする環境にあると言えます。そうした背景を踏まえ、預貯金からそれ以外の資産にも振り向ける政策が進められて

おると認識をしております。

しかし、議員御指摘の通り、投資には一定のリスクが伴うため、そのリスクを減らすことも見据えたいうえで、国は「貯蓄から投資へ」を推進するために3つの柱をたてております。

具体的には、3つの柱の一つ目が個人の貯蓄口座であるNISAの抜本的拡充。二点目が金融教育の普及。そして三つ目が金融事業者に対する顧客本位の業務運営の強化になります。この中でも私としても二つ目の金融教育の普及と金融事業に対する顧客本位の業務運営というところが国民を守るためあるいは住民を守るために非常に重要な視点だというふうに認識をしております。

まず一つ目のNISAは、非課税の限度額を長期間引き上げることで、投資による資産形成を税制面から優遇、支援すること。二つ目の金融教育は、投資しやすい環境を整えるだけでなく同時に、個人が金融に対する十分な理解力を身に着けることで、自身に合った投資の選択が行えるようになるものです。議員御指摘のとおり、金融リテラシーが不足したままで自分に見合った投資の選択ができない状況ですと、予想外の投資損失によって生活が崩れてしまうことが危惧されます。

昨年4月から資産形成も含めた金融教育が高校の授業で必修となったものの、大学生から上の幅広い世代を対象とする社会人向けの金融教育は、民間の金融機関や団体などの自主的な取組に留まっております。そこで、金融教育を国家戦略として推進する体制づくりを目指そうとするものです。そして三つ目が、金融事業者が顧客の利益拡大を最優先し、適切な勧誘、助言、情報提供を通じて、個人が自らのニーズやライフプランに合った適切な投資を実施することを助けるよう、金融庁の指導のもと顧客本位の業務運営を目指していくものとなっております。

これら三つの柱で「貯蓄から投資へ」のシフトを目指そうとしている政府の方針ですが、その背景には、昨年末の日本の家計金融資産の内訳において、半分以上を預貯金が占め、株式や投資信託の割合はわずか15%ほどしかなく、投資割合が4割や5割を超えるイギリスやアメリカなどの諸外国と比べて、圧倒的に低い現状があります。特に日本と異なり、長年インフレが着実に進んでいる欧米等では、国民においても、預貯金のインフレリスクへの懸念による投資への意識も強い傾向にあると認識しております。

そこで、日本においては、インフレリスクへの対応策として投資にも一定の誘導を図る一方で、投資による損益リスクを最小化するために、先ほどの三つの柱による一体的な貯蓄シフトの推進に取り組んでいくということが、国による一連の取組の趣旨であるとの理解をしております。貯蓄には預貯金など、投資には株式や投資信託などがあり、更に変額年金保険や外貨建ての預金など、杓子定規には分けられないものもありますが、預貯金には物価高騰などによる相対的な価値の目減りリスクがある一方で、株式などは大きなリターンも見込めるものの大きな損失リスクも伴います。一般的に、資産形成において重要なのはリスクヘッジ、つまりリスクを予測して対応できるように備えておくことが大切であると言われてますが、議員御指摘の通り、十分な知識がないままに臨めば取り返しのつかない損失を被る恐れが高まります。

貯蓄か投資はおっしゃるように個人の選択ですが、貯蓄を行う場合には、2つ目の柱である金融教育等を通して、預貯金や株式、保険、投資信託などのそれぞれのリスクや、幅広い意味でポート

フォリオを組んでいくことの意義などの知識も不可欠ではなかろうかと考えております。

現在の日本は長くデフレが続いている状況ですが、今後インフレにならないとも限りません。金融資産のほとんどを現預金として保有しているだけでは、インフレのリスクに対応できない恐れがあると指摘する専門家もおります。預金の金利上昇率がインフレの加速に追いつかない可能性があるため、コツコツと時間をかけて築いてきた資産もインフレで一気に価値が下がってしまうことで、老後の資金を確保できないかもしれないと警鐘を鳴らす方もおられます。現預金や保険商品などはインフレに弱い金融商品と言われる一方、株式投資や不動産投資などはインフレに強い金融商品と言われております。国も全ての金融資産を投資に回すべきだとは言っているわけではなく、私自身も先ほど述べました通り、金融資産を分散することがリスクの分散につながる面もあるのではないかと考えております。そういった意味では、政府が進める「貯蓄から投資へ」という考え方は強制ではない限り、国民が今後の生活の安全策を考える上での選択肢の一つとしては、あり得るものだと考えております。

そして、近年はインターネット証券などの普及もあり、誰もが気軽に投資ができる環境も広がっております。こうして貯蓄から投資への移行が進む中では、国民、住民を守るためにも3つの柱にあるような金融教育や金融事業者が顧客本位の経営・営業から逸脱しないための仕組みも不可欠だと考えております。

議員御指摘のとおり、投資にはリスクが伴うためむやみに促すものではないという御意見には大いに理解できます。しかしながら、ペイオフは別にしても、現預金として保有しておけば必ずしも大丈夫というものでもございません。私としましては、町民の皆様において、資産形成の知識が増えることや顧客を守る仕組みが強化されることは悪いことではないと考えておりますので、町としてもしっかりと住民を守る取組をしていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問いたします。

教育長の答弁いただきましたかったんですが、時間の関係で申し訳ございませんが、町長に再度質問いたしますけれども、今の答弁を聞いておりますと、町長は金融業界のまわしもんかなというぐらゐのもんですよ。インターネットあたりを見てみますと、FXとか外国為替証拠金取引とか新NISAはこうですよって言ってます。しかし非常に危険です。してまたこのNISAというのは、新NISAになったとしてもですよ、これって利益というのはほとんど出ないですよ。はっきり言って出ないです。手数料で金融業界が儲けるだけなんですよ、こういったやつは。そこに我々は気をつけなくてはならないし、きちんとした判断、知識と判断が必要になるわけです。その知識と判断を醸成するために私64ですよ。今からそういった金融の勉強をなさいて嫌です。はっきり言って。そういったものをずっと考えながら、日々上がった下がったとか、どれがいいこれがいいというようなそれって人生の中で何かおかしいような感じがしますよね。問題はそういったお金が欲しくて欲しくてたまらないっていう人たちがやるのはいいんですよ。リスクをちゃんとわかって。ただ、そういったものではない。ただ自分の財産、自体は守りたいという人が私はさっきのデ

一タを見てもそこなんだろうなど。しかし銀行も潰れる時代ですよ、今。それも考えられます。だけれどもやっぱり銀行っていうのは、私もゆうちょ銀行、ネット銀行あたりでネット銀行が今の既存の銀行のシステムを壊したとか言われますけれども、これ手数料が入らなくなったわけですよ。そういった銀行も競争にさらされております。ただ町民の財産をどうにか守りたいといったときに、やはり町としてはそういったものを誰に聞けばいいのって、テレビとかインターネットとかでそういった情報出ています。これ信じていいんだろうかなっていう判断ができませんよ。そういったときに、プロフェッショナルがどなたかが説明してくださるような金融相談窓口であります。それだけ金融を進めるならば、町民のために金融相談窓口かなんかして、適切なる資産形成というものをポートフォリオというものをきちんと説明する必要があるのではないかなと思います。資産形成というのは、各位のそれぞれ責任においてするものであります。それに対して町に責任とれなんていうことはさすがにやっぱり言えません。ということは、そういったことを声をかけること自体が国民をなめているのかなというふうに私は思ったわけでありまして。やっぱりですね、自分で働いてその自分で貯めたお金を人からとやかく言われる必要はないということですよ。そういったものは毅然として、主権在民というものをきちんと議員各位も国会のほうも考えてもらって、慎重なる発言をしてもらいたいと思うところです。時間がないのもう答弁はいりませんが、また次回いろいろな質問をしますので、またよろしく申し上げます。

終わります。

○議長（桐原則雄） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆さん、お疲れさまでした。

午前11時51分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告



# 諸 般 の 報 告

- 委員会審査報告

# 令和5年第12回大津町議会定例会会議録

令和5年第12回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

令和5年12月14日(木曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎      2 番 田 代 元 気      3 番 時 松 智 弘 4 番 面 川 秀 貢      5 番 大 塚 益 雄      6 番 三 宮 美 香 7 番 山 部 良 二      8 番 山 本 富 二 夫      9 番 豊 瀬 和 久 10 番 佐 藤 真 二      11 番 大 塚 龍 一 郎      12 番 坂 本 典 光 13 番 永 田 和 彦      14 番 津 田 桂 伸      15 番 荒 木 俊 彦 16 番 桐 原 則 雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 飯 塚 彩 菜
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金 田 英 樹      総務部総務課主幹兼行政係長 吉 良 元 子 副 町 長 工 藤 あ ず さ      兼法制執務係長 総 務 部 長 藤 本 聖 二      総務部財政係長 田 邊 嵩 博 住 民 生 活 部 長 木 村 欣 也      教 育 長 吉 良 智 恵 美 健 康 福 祉 部 長 坂 本 光 成      教 育 部 長 羽 熊 幸 治 産 業 振 興 部 長 村 山 龍 一      教 育 部 次 長 百 田 止 水 都 市 整 備 部 長 西 岡 多 津 朗      農 業 委 員 会 事 務 局 長 梅 田 博 隆 併任工業用水道課長 総 務 部 総 務 課 長 村 山 博 徳 兼選挙管理委員会書記長 総 務 部 財 政 課 長 大 塚 昌 憲 会 計 管 理 者 中 井 雄 一 郎 兼 会 計 課 長

## 会 議 に 付 し た 事 件

同意第17号	大津町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
--------	-------------------------------

議 事 日 程 (第 5 号) 令和 5 年 1 2 月 1 4 日 (木) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 4 同意第 1 7 号 大津町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

#### 日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

#### 日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

永田和彦経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 (永田和彦) ただいまから、経済建設常任委員会に令和 5 年 1 2 月 6 日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則 7 7 条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 7 6 号、議案第 7 7 号、議案第 8 0 号関連、議案第 8 4 号、議案第 8 5 号、議案第 8 6 号、議案第 8 7 号の 7 件であります。

当委員会は、委員会室 4 0 3 号におきまして、執行部より付託議案の説明を求めながら審議を行いました。

それでは、審議の経過については、お手元の配付の審議記録のとおりでございますが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容につきまして、その概要と結果、意見につきまして報告をいたします。

まず議案第 7 6 号、大津町下水道条例の一部を改正する条例についてと、議案第 7 7 号、大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてであります。

関連性がありますので、一括して審議をいたしました。

都市整備部下水道課におきまして、委員より下水道事業のロードマップは策定してあるかとの問いに、執行部より令和2年度に、経営戦略という10年間のロードマップを策定しております。経費回収率向上に向けたロードマップを策定し、目標達成に向け取り組まないと、国の補助金が制限されてしまいますので、料金の見直しを行い、経費回収率の向上を目指しておりますと答弁がありました。

また委員より、他の自治体との比較で熊本市が入っていないが、熊本市の料金の資料はないのかとの問いに執行部より、熊本市の使用料につきましては、令和3年のデータになりますが、月20立方メートル使用した場合、2千346円になっており、直近では平成21年度に改定されているようであります。下水道使用料金は現行の天津町より若干高くなっておりますと答弁がありました。

また委員より、累積の債務があるので料金改定は必須だと理解はしているが、昨今の物価高で下水道料金を上げるのは苦しいところである。しかしながら、受益者負担が原則ではあるが、一般会計からの繰入れがあるということは、全町民からの税金で賄っているということであり、この構造を改善する必要性を示すべきではないかとありました。これは本会議でも質疑がっております。執行部より、下水道経営の根幹は受益者負担が原則でありますので、一般会計からの繰入れをなくすために、下水道料金改定を行うことが最優先だと考えておりますと答弁がありました。画像は公共下水道事業会計予算の内訳であります。そしてまた、次に示しますのが農業集落排水事業会計の予算の内訳であります。この表は皆様方にわかりやすく説明するために、執行部が図をもって説明するというので作りました。図をよく見ていただければわかると思いますが、公共下水道事業の会計の中身と歳出を見ればわかりますが、その中で使用料で賄われている分、そしてまた農業集落排水事業会計予算の内訳、これは皆様方が見ていただいて、判断をしていただきたいと思います。

また委員より、改定時期については、令和6年4月からではないといけないのか。これもまた本会議で質疑が出ておりました。執行部より、昨年度の全員協議会においても、料金改定のスケジュールについて、令和6年4月からの改定と説明をいたしました。令和5年度に入りまして、下水道事業運営審議会の審議記録はその都度、町のホームページに掲載し、かつ答申後はホームページ掲載を始め、パブリックコメントや広報掲載を行い、住民周知に努めてきたところであります。何より、一般会計からの繰入れが多い現状は、早急な改善が必要と考えますので、予定どおりの改定が望ましいと考えておりますと答弁がありました。

議案第76号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第77号も討論はなく、採決の結果全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第80号関連、令和5年度天津町一般会計補正予算（第13号）についてであります。

都市整備部建設課におきましては、委員より、今回新設延伸する町道杉水水迫線について、起点側と町道杉水大津線との交差点ではかなりの高低差があり、道路勾配がきつくなると思われるが大丈夫なのかとの問いに、執行部より、高低差があるので、安全な勾配を確保するため距離を長く設定しカーブさせるなどして対応する必要があります。概略設計の中で最適なルートを選定していきますとありました。我々委員会でも現地に赴いて説明を受けたところであります。

また委員より、新設する南側では家等の立ち退きも必要になってくるのではないかとの問いに、執行部より、これから設計する道路線形次第ですが、交差点部は直角交差点が原則ですので、建物移転や立木伐採等補償が必要になってきますと説明がありました。委員より、今回予定されている工業団地は調整池を設置して排水量を調整してくると思われるが、町道杉水原水線沿いを中心に工場等が幾つも開発造成されている。今度建設する排水路や河川の容量は大丈夫なのかとの問いに、執行部より、各地で行われている開発事業ですが、3千平米以上の開発行為は県の許可で雨水処理施設の設置が義務付けられております。また5千平米以上は調整池の設置も義務付けられております。1千平米以上は町の開発指導要綱において適切な雨水処理について指導しています。開発に伴う雨水排水の処理については、敷地内処理として調整池や地下浸透柵の設置を指導していますので、各敷地内の雨水排水は基本的に敷地内で処理されることになります。今回整備する排水施設については、最下流の桜丘団地内は既に整備済みで水路断面が決まっているため、調整池を設置し排水を調整するところで検討しております。ここにつきましても我々委員会は、現地に赴いて確認をしております。

都市整備部都市計画課におきましては、委員より、社会資本整備総合交付金事業費に、国との協議のためとして、旅費を計上しているが、今の御時世、国の職員と直接会う必要があるのか。コネクションを作る意味では有効かとは思いますが、既に会う約束がしてあるのかとの問いに、執行部より、今回、国の補正予算で新たに設けられた「産業促進区域」で事業を実施するために、10月から国の職員とも密に連絡を取りながら、都市再生整備計画を作りました。その過程におきましても、一度、国交省の本事業担当者を直接訪問し、質疑・意見交換を行っています。議員御指摘のとおり、現在はインターネットを使った会議も可能であり、今回も実際にネット会議を行っておりますので、国と直接協議をする必要性が生じた際に使う旅費として予算計上しておりますと説明がありました。

また委員より、駅周辺のバス転回広場等の整備には、多くの方々が期待していると思われる。現時点で外部に表示できる構想等があるなら教えて欲しいとの問いに、執行部より、町では現在、TSMCの進出や空港アクセス鉄道の肥後大津ルート決定等を受け、町全体の活性化やビジネス・観光客受入促進等につながる駅周辺まちづくりの推進をするために、「肥後大津駅周辺まちづくり基本構想」を策定中であります。駅周辺まちづくりの全体像は、この基本構想を基に、将来にわたって計画的に取り組んでいくことにしております。一方で、現在の肥後大津駅周辺は、TSMC進出の影響等に伴う駅利用者の増加により、通勤・通学の時間帯を中心に送迎車両等による混雑が発生しております。安全面の観点からも解消を求める声が町民の皆様から挙がっており早急な対応が必要であります。更に、町内に進出している半導体関連企業が、駅周辺から従業員用の送迎バスを発

着させたいという意向を有していることも確認できております。これらの状況を踏まえまして、駅周辺まちづくりに先行する早急な対策として、バス転回広場を整備するための予算を今回定例会に提案させていただきました。なお、このタイミングであれば、国の補正予算に伴う有利な財源を活用することも可能であります。地権者やJR等とも協議・相談しながら、スピード感を持って転回広場の整備を進めつつ、将来的には「駅周辺まちづくり基本構想」ともしっかりとリンクするように取り組んでまいりますと答弁がありました。

都市整備部下水道課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

産業振興部農政課におきましてもさしたる意見はありませんでしたが、ここに示しますように現地を赴きまして、その対象物を確認をしてきて当該者からのいろんな意見は聞いたところであります。

産業振興部商業観光課におきましては、委員より、先日、社会人野球日本選手権の「Honda熊本」の応援に有志の方々が応援に行かれました。この場合に補助金の適用はないのかという問いにつきまして、執行部より、都市対抗野球につきましては、都市対抗の大津町代表として「Honda熊本」が出場するため、応援団派遣については実行委員会を組織して補助金を交付しております。現在、それ以外の大会の応援に対する助成は行っていないという答弁がありました。

意見といたしまして、本日の現地調査のとき、本田技研工業株式会社熊本製作所の近くを通りましたが、モトクロスやサーキット、野球場などの施設をもっているところはそうはない。これからのまちづくりにすごく効果があり、大津町の未来は開けてくるという応援の意見もあっております。

また委員より、本会議の中で、燃料価格高騰対策運送事業者支援事業の補助対象車両として、白ナンバーのトラックで荷物を運んでいる車両は対象にならないのかとの質疑がありました。その点についてどう考えているのかとの問いに、執行部より、議場でも説明いたしましたが、白ナンバーのトラックを所有されている人はたくさんいると思われれます。白ナンバーのトラックで自社の荷物を運ぶ場合は、自社で燃料価格の転嫁を行っていただきたいと考えております。しかし、白ナンバーのトラックを使用して運送行為を行い運賃をもらうことは違法行為になるのではないかと考えます。このため、補助対象車両につきましては、事業用の緑ナンバーとしたところでありますと答弁がありました。

産業振興部企業振興課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

議案第80号関連は討論はなく、採決の結果全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号、令和5年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

産業振興部企業振興課におきまして、委員より、先日の全員協議会の際に、用地交渉が7割内諾との説明があったが、残り3割の状況はいかがになっているかとの問いに、執行部より、残り3割の方、人数だと10名程おられますが、多くの方はやはり代替地を求められておられます。また、相続関係がまだ終わってない方などもおられ、その方たちと、今、継続してお話をさせていただい

ている状況でありますと答弁がありました。

また委員より、代替地は探せているのかとの問いに、執行部より、農協や農業委員会等と連携を密に取りながらやっておりますと。農家の方が代替地を求めていらっしゃいますが、土地自体は良くても、そこまで行く道が狭かったり、あるいは場所が遠いために、もう少し近場で一定規模以上の土地を探してほしいとの御要望をいただいておりますので、今、条件に合うような土地を見つけているところでありまして答弁がありました。

また委員より、農家から農地を貸せる状況ではないという話も聞いており、かなり厳しい状況ではないのかと思っている。もし、代替地を探せなかった場合の第二の矢、第三の矢はあるのかとの問いに、執行部より、現時点では今の工業団地を進めていきたいと考えており、次のところは具体的には考えておりませんとの答弁でありました。

委員より、先日、町の農業振興地域整備促進協議会が開催され、県からも説明に来られていたが、農工商並進のまちづくりを我々はずっとやってきた。農業者サイドの視点で見たときに、並進できるのかという話になってくる。農振協議会のときにも、「農業団地を造ったらどうだ」というような厳しい意見も出ておりました。また、「農業が生き残れるようにお願いします」という意見もあった。T SMC関連で、この周辺は変わってきてはいるが、環境問題や農業者などへの視点が向いていないのではないかと。国や県も法律の規制を変えようとしている。農業者サイドの意見は、何らかの形で取りまとめる必要があると思っているが、農地を守る、振興するという立場から考えた際、農地がないというのは、問題である。代替地は必須条件であり、解消していかなければならない。道が狭いということであれば、整備していかなければならない。しかしそれは、工業団地と一緒に進めてもらわなければ意味がない。農業振興も同時に進めていく必要があると厳しい意見が出ております。

それにつきまして、執行部より、本日、現地調査で見ていただいた町道杉水水迫線の三叉路から先の道路につきましては、建設課で、町道の延伸を検討していくところで進めております。農家の方にも話を聞き、護川に一番近い代替地の場所もございしますが、県道も狭いため、町道整備を併せて進めております。代替地も町内で見つけていきたいと思っておりますが、厳しい場合は、近隣の自治体にもお願いしていかなければならないとも考えておりますという答弁がありました。

委員より、農家の方には、今回の道路の話はしているのかとの問いに、執行部より、具体的な話はまだ伝えてはおりませんと答弁がありました。また委員より、この先の一步を進めるためには、まずは道路整備を理解してもらい早い段階で、移転してもらわなければ工業団地の整備も進まない。その順序立てはきちんと整備できているのかとの問いに、執行部より、農家の方からは、代替地の希望場所も聞いておりますので、そういったところも当たりながら進めていきたいと考えております。町道の延伸についても、議決後、速やかに農家の方々に説明し、延伸先の畑など、代替地の場所として利用してもらえるように交渉を進めておりますと答弁がありました。

委員より、今回、億単位の補正がされております。できる限り早く進めていただかないといけませんが、工業団地整備事業のネックは用地だと思っている。予算が可決された時点で、この用地取得



も急ぎ、半年、1年でも早めなければならない。建設課と連携を取りながら、造成事業にも早く着手してほしい。世界情勢もどう変わるかはわからない。事業に着手したからには、成功に導かなければならない。農業者の方々が了承されるかはまた別の話ではあるが、利便性が上がることを納得してもらい、少しでも早く進めていただきたいとの問いに、執行部より、予算が承認されましたなら、早速農家の方々にも説明を行っていきます。また、今後、地質調査などの業務委託も進めていくところですが、例えば、基本設計や実施設計など一括で発注し、入札期間などの期間短縮も検討していきますと答弁がありました。

また委員より、工業団地はいち早く売却していただきたい。1つ懸念事項として、最近、県事業でも入札が不落になっている事例がある。ただ、大津町はAクラスの建設業社も町内に多々ある。こういうときこそ、建設業界にはしっかりと進めて欲しいと思っております。せめて1年は早めてほしい。それくらいの気持ちでやっていただきたいと委員よりありました。執行部より、我々も1日でも早く完成したいという思いは職員皆持っております。農地が減っている現状は確かにございますが、農地を求めるならば、今、農地がある平川や矢護川、真木などになるのは必然的と思っておりますので、使いやすい道路などの社会資本整備をしっかりと行い、農家の需要や企業の需要に対応しながら、1日でも早い工業団地完成を目指していきたく思いますと答弁がありました。

議案第84号は討論はなく、採決の結果全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号、令和5年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。さしたる質疑はありませんでした。

議案第85号は討論はなく、採決の結果全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第86号、令和5年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

都市整備部下水道課では、さしたる質疑はありませんでした。

議案第86号は、討論はなく、採決の結果全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。続きまして、議案第87号、令和5年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてであります。

これにつきましてもさしたる質疑はありませんでした。

議案第87号は、討論はなく、採決の結果全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告は終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任副委員長（豊瀬和久） 皆様、おはようございます。

ただいまから令和5年12月6日に、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第71号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第78号、議案第79号、議案第80号関連、議案第81号、議案第82号、議案第83号の

10件であります。

当委員会は、審議に先立って8月7日、関係する5か所の現地調査を行い、その後委員会室403において、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

なお、今回は新型コロナウイルスの感染により自宅待機となっていた委員1名よりオンラインでの委員会出席の申出がありましたので、これを認め本人確認等を行った上で実施をしました。これまで町議会としてオンライン活用の準備を進めてきましたが、その成果として問題なく実施することができましたので報告いたします。審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告します。

まず、議案第71号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特に質疑はありませんでした。また討論もありませんでした。

採決の結果、議案第71号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号、大津町立幼稚園条例の一部を改正する条例についてであります。

特に質疑はありませんでした。また討論もありませんでした。

採決の結果、議案第73号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号、財産の無償譲渡についてであります。

委員より、経費やサービスの比較をした上での民営化だと思うが、町立幼稚園を民営化することは経費的、サービスのみにみて妥当なのかとの問いに、執行部より、大津幼稚園の民営化については、公立保育再編方針の策定前から、直営との比較検討を行っています。経費的な面で、園に支払う運営費の町負担分と町職員の人件費や建物設備の改修とを比較しますと、大津幼稚園の園舎は30年を経過しており雨漏り等もありますので、どこかの時点で2、3回改修が必要になる見込みです。大規模改修になりますと費用も数千万円とかかり大きくなりますので、その点も含め、民営化して移譲先法人に運営していただくほうが経費的に優位と判断したところです。一方、サービス面では、幼稚園から認定こども園になり、令和7年度から0～2歳児の受け入れが始まりますので、住民の高い保育ニーズに、更に対応できると考えていますとの答弁がありました。

委員より、園舎を無償譲渡し、移譲先法人が建替えることは、経費的に妥当なのかとの問いに、執行部より、民営化後、認定こども園を運営するためには、現在の3歳～5歳児の教室に加え、0～2歳児の受け入れをするための保育室と調理室の整備が必要となります。移譲先事業者は、土地の契約が30年ということも含め、今後の運営やその他様々なことを考え、建替えを判断されたと思っています。建物の評価額は2千540万円ですが、解体費用は3千万円を超えると移譲先法人から聞いています。子供たちがのびのびと年齢に応じた遊びや教育保育を受けられる環境整備、そして園の安定・継続した経営といった点を踏まえ、建替えの場合は無償譲渡としていますとの答弁がありました。

委員より、今後、現在の園舎の修理が必要となった場合、費用負担はどうなるのか。また、新し

い園舎の建設費用負担はどうかとの問いに、執行部より、建物の所有権を移すこととなりますので、譲渡後の現在の園舎の修理については移譲先法人の負担となります。また、新園舎を建設する際には国の補助がありますが、町もその一部を負担することとなりますとの答弁がありました。

委員より、解体費用の負担はどうかとの問いに、執行部より、移譲先法人が負担しますとの答弁がありました。

委員より、新園舎の場所や完成までのスケジュールはどうかとの問いに、執行部より、新園舎は運動場東側に建設予定と聞いています。譲渡後の1年間は、現在の園舎を利用しながら新園舎を建設されますが、園児の安全管理・安全確保に最善を尽くしていただくように要請しています。一時的に運動場が狭くなってしまいますが、可能な限り利用できるように調整されているところです。令和7年2月の完成を目指して、卒園式は新しい園舎でできるようにという移譲先法人の強い意向を聞いていますとの答弁がありました。

委員より、認定こども園で令和7年から0～2歳児を受け入れると、町内の定員割れをしている保育園の園児が更に少なくなることが考えられるが、その対応はどうかとの問いに、執行部より、今後の転入者数や出生数の状況によりますが、公立園の定員数で調整するとともに、公立園の役割を果たしながら対応していきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、現在の先生がそのまま残ってくれると良いが、公立園が良いと言われる先生もいると思う。先生が変わることに対する子供たちの不安にはどのように対応していくのかとの問いに、執行部より、来年度、大津幼稚園で勤務される予定の移譲先法人の職員と、大津幼稚園の職員との合同保育を令和6年1月から3月まで週2回程度予定しています。移譲先法人と大津幼稚園の職員が、登園から降園まで一緒に保育を行い、園児への影響を最小限にし、スムーズな移行ができるよう進めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、保護者の方から、課題や心配事など出ていないかとの問いに、執行部より、新園舎ができるまでの1年間、学校給食が1年間継続されるのかどうかを心配されている声があります。この1年間は学校給食の提供ができるように、教育委員会とも協議をしているところですのでとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第74号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号、大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

特に質疑はありませんでした。

また討論もありませんでした。

採決の結果、議案第75号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号、大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育施設及び護川小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定についてであります。

サービスの向上や価格の競争ということで公募されたと思うが、結果的に競争があっていない。

競争がなければ新しいサービスの提供も阻害されてしまう。公募方法に問題はなかったのかとの問いに執行部より、公募方法については、児童の健全育成を図るという目的から、より多くの事業者から提案を受けて選定すべきとの御意見もあり、今回は募集の範囲を町内から県内に広げました。一方で審査にあたっては、今までの指定管理者が実施してきた地域に根差した取組や強み、成果等の確認も必要との御意見もいただきました。また、指定管理者選定委員会でも、子供たちにどのような行動を通してどう成長してほしいか、という視点も取り入れて審査すべきとの御意見もあり、御指摘のあった内容も含めた企画提案書を提出してもらうこととして公募したところです。8月には現地見学会を行い、現在の指定管理者とは別の1事業者が参加されましたが、結果的にその事業者は応募されませんでした。ただ、募集の範囲を県内に広げたことで、現在の指定管理者より提出された企画提案書やプレゼンテーションの内容から、今まで以上に緊張感を持って申請、提案をされたことが伺えましたとの答弁がありました。

委員より、現地見学会に参加した事業者が応募しなかった理由はどう考えているか。競争原理が働いているのかとの問いに、見学会の際にその事業者の担当者と話をしましたが、基本的にどの学童保育もしっかり運営できていること、何より子供たちや支援員の姿を見ればわかります、とのお話がありました。そのことも、公募されなかった理由の一つではないかと分析していますとの答弁がありました。

委員より、今後は人口が増えると思うが、学童保育の受け入れはできるのかとの問いに、執行部より、今後、利用者が増えた場合に、学校敷地内に更に施設を増やすことはスペース的にも難しいため、指定管理以外の施設での受け入れについて協議を行うなど、受け入れ体制を整えていきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、護川小学校校区の学童保育施設はどこに建替えるのかとの問いに、執行部より、護川小学校の運動場北側の緑地の一部を予定していますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第78号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号、美咲野小学校校区学童保育施設及び大津南小学校校区学童保育室の指定管理者の指定についてであります。

委員より、審査結果について、別の校区の学童保育施設に応募した事業者と平均点に差があるが、どのような点に差があると判断したのかとの問いに、執行部より、プレゼンテーションでの説明内容等で差が生じたのではないかと考えていますが、どちらの事業者もしっかり運営していただいていますので、今後も意見交換等を通じて保育の質を向上していければと考えていますとの答弁がありました。

委員より、指定管理期間を5年間にした理由は何かとの問いに、執行部より、1年や3年では経営面での不安を与えてしまうこともあり、一方、10年となると将来の見込みが分からないこともあり、経営面の安定や働く人の雇用不安を取り除くことなども踏まえ、前回同様に5年間と設定したものですとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第79号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号関連、令和5年度大津町一般会計補正予算（第13号）についてであります。

健康福祉部福祉課関係では、委員より、子育て世帯特別支援金について、追加分として今後80人分を見込んでいるということだが、それ以上増えることはないのかとの問いに、執行部より、これまでの支給実績は、総支給470人分のうち、家計急変世帯は20人分となっています。不足すると、支給が滞ってしまいますので、非課税世帯の増加も想定し、80人分を見込んでいますとの答弁がありました。

委員より、申請を忘れていたり、制度を知らない人がいるのではないと思うが、再度通知をすることなどは考えているのかとの問いに、執行部より、広報やSNSを使って周知を行うほか、福祉関係機関との会議等でも周知をし、生活困窮の御相談があれば、福祉課に連絡してもらうようお願いするなどしていますとの答弁がありました。

健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、補助金の返還金について、令和2年度分もあるのはなぜかとの問いに、執行部より、返還金は基本的には前年度分の実績報告に基づくものですが、今回は国の会計検査で令和2年度の補助金について、加算の取扱いに対して国の考え方と園や町の考え方の間で見解の違いが生じ、最終的に国の判断と指示に基づき返還するものですとの答弁がありました。

健康福祉部介護保険課関係では、特に質疑はありませんでした。

健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室関係では、委員より、コロナワクチン接種は今年度で最後だと思うが、接種率が低いように感じる。現在の接種率はどれくらいかとの問いに、執行部より、令和5年度のコロナワクチン接種は65歳以上の人と基礎疾患がある人等を対象にした春開始接種と、初回接種を終了した12歳以上の人を対象とした秋開始接種を9月20日から実施しています。春開始接種の接種率は62.4%で、秋開始接種は現在も実施していますが、11月末時点で16.6%と低い状況になっています。しかし、接種は令和6年3月までは続きますので、無料で受けられる期間を周知して、接種を希望する人が接種できる体制を継続していきますとの答弁がありました。

委員より、予防接種健康被害給付費は3名分の医療費とのことだが、健康状態はどのような状況かとの問いに、執行部より、今回、予算を計上した3名の病名としては、脊髄炎、肩関節周囲炎の病名がついていますが、予防接種後に入院治療されていた方も現在は退院されており、現在も継続して通院されているような状況です。入院中の治療費などは9月に増額補正させていただきましたが、今回は退院後の通院治療費等を計上していますとの答弁がありました。

健康福祉部健康保険課関係では、委員より、後期高齢者広域連合への負担金が2千526万7千円の増額となっているが、当初予算の積算方法はどうか。高齢者が増えていることが負担金の増額の要因かとの問いに、執行部より、過去5年間の医療費の伸びや高齢者の増減等を勘案し、後期高齢者医療広域連合から負担金見込額が提供されますので、こちらを参考に当初予算編

成を行っていますが、見込額以上に給付実績があったため、精算額として追加で負担金を計上するものです。医療費増の要因としては、高齢者の増、新型コロナやインフルエンザ等の感染者数の増やがんや透析等の療養費の増等であると考えていますとの答弁がありました。

委員より、今後ますます高齢者の医療費の増加が考えられるが、対策としては運動による健康維持が重要と考えるがどうかとの問いに、執行部より、介護保険課と連携して、介護予防と保健事業を一体的に実施し、介護保険課の保健師や管理栄養士が高齢者の方の保健事業等を行っていますが、まずは健診を受け、自分の体の状況を知った上で、健康教室や訪問指導等を行うことで、効果的な健康管理が可能となり医療費の抑制につながるのではないかと考えていますとの答弁がありました。

委員より、マイナンバーカードと保険証の一体化については、令和6年度も併用していくのかとの問いに、執行部より、令和6年秋から健康保険証は廃止となります。令和6年8月の切替えまでは健康保険証を発行予定としていますが、次年度に向けて準備をしているところです。令和6年秋以降の新たな加入者等への保険証の取扱いについては必要な医療が受けられるよう、国の動向を注視していきますとの答弁がありました。

委員より、こども医療費が増額となった要因は何かとの問いに、執行部より、春から夏にかけて新型コロナやインフルエンザの流行、最近では咽頭結膜熱（プール熱）の流行等が要因だと考えておりまして、想定以上の伸びとなっています。インフルエンザは特に小中学生の罹患者が多く、13年ぶりに警報レベルを超えており、今後も増加するのではないかと見込んでいますとの答弁がありました。

次に、教育部学校教育課学校給食センター関係では、委員より、配送車など修繕すると高額になるものがあると思うが、30万円の修繕料で足りるのかとの問いに、執行部より、当初予算で125万円を計上していましたが、これまでに配送車のパワーゲートを修繕するなど、現在90万円以上を執行している状況です。今後も安定した学校給食の提供を行う必要がありますので、現時点で想定される修繕料を今回計上していますとの答弁がありました。

次に、教育部教育施設課関係では、委員より、室小学校南側の法面については管理をしていたのか。また、今後はどのような管理をしていくのかとの問いに、執行部より、学校を管理していく中で草刈りや樹木剪定等を実施しています。法面については、法面保護コンクリートでの施工も検討しましたが、雨水処理も考慮し、部分的に防草シートでの施工を予定していますとの答弁がありました。

意見として、施工範囲や金額的面など、状況を見て対策をお願いしたいとありました。

委員より、室小学校の児童数は、大きく増減はないと認識しているが、今回購入する机や椅子などの備品は、老朽化による買替えなのか。また、購入数はどのように決めるのかとの問いに、執行部より、室小学校の購入分は老朽化によるものです。また、購入数については、各学校に照会し、破損状況やサイズなどを把握した上で、必要数を計上していますとの答弁がありました。

次に、教育部生涯学習課関係では、委員より、図書館古文書室空調機改修について、工事の設計のみで136万4千円もかかるのか。空調機が壊れたということならば、その取替えまたは修理の

みで済むことで設計は不要ではないかとの問いに、執行部より、今回、図書館古文書室の空調機が故障し、修理不能という判断で改修の方針で検討を進めました。その際に、工事を見越して設備関係業者数社からの参考見積をとりましたが、金額に開きがありましたので、今回設計を業務委託することにより、最善の工事で進めたいと考えているところです。古文書室のような、常に一定の環境を保ち、24時間継続して運転を続けるためには、設置する空調機にも内蔵するコイルの強化等の改造が必要であり、選定機器によっても違いがあるようです。空調機の信頼度や消費電力、改修後のメンテナンス等も比較し、最善の設備で更新をしたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、工事を行う業者に設計もまとめて発注すれば良いのではないかと。通常は設計及び施工を同時に行っている。どうしても今回の設計業務委託をしなければならないのかとの問いに、執行部より、当初は工事のみで進めよう判断し複数社に見積り徴収をしましたが、高額であったため、一度調査を含めて設計業務を行うことで、後々のリスクを回避し安心して新しい空調機の導入ができるかと判断しましたとの答弁がありました。

次に委員より、オリンピック出場に対する横断幕の補正予算について、当初予算で計上していればすぐに対応ができていたのではないかと問いに、執行部より、このたび、赤崎選手がMGC（マラソングランドチャンピオンシップ）で2位になりパリオリンピックに内定をされましたが、御本人からは、正式に出場決定をしてからという意向があり補正で計上をさせていただきましたとの答弁がありました。

意見として、女子バレーボール日本代表の古賀選手も出場する可能性があるため、迅速に対応をしなければならないときがあると思う。臨機応変に対応できるような体制をお願いしたいとありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第80号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号、令和5年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

特に質疑はありませんでした。

また討論もありませんでした。

採決の結果、議案第81号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号、令和5年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

委員より、介護保険制度は随時変わるためシステム改修をすることが多いと思うが、改修の回数を減らして予算を削減するような取組はできないのかとの問いに、執行部より、介護保険制度は3年ごとに見直されることになっており、制度改正に伴う主なシステム改修も3年に一度必要となります。なお、改修については国より2分の1の補助がありますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第82号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号、令和5年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

特に質疑はありませんでした。

また討論もありませんでした。

採決の結果、議案第83号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時より再開します。

午前10時56分 休憩

△

午前11時01分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） ただいまから、総務常任委員会に令和5年12月6日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第72号と議案第80号関連の2件であります。当委員会は402において、執行部より説明を求めながら審議を行いました。審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下課題と論点を明らかにすべき内容についてその概要と結果、意見につきまして、報告いたします。

まず、議案第72号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、国では多子世帯の大学授業料無償化を検討されているとの報道がある。今回の産前産後期間の税の免除のほかに、子供や妊娠した母親に関する税の減免を、新たに設定するような情報は税務課に入っているか。また、出産被保険者に係る申出のときに、妊娠した方への負担がかからないワンストップサービスのような対応はできないかとの質疑に、執行部より、一点目の税の軽減につきましては、現時点では税務課には情報は入っていない状況です。二点目の妊娠した方の申請に対する配慮につきましては、今回の条例で新たに規定する部分となりますが、町長が、届書やその添付書類において明らかにすべき事項を確認できる場合は、職権により、届出の提出を省略することができます。そのため、対象者情報の把握については、母子健康手帳を交付する健康保険課母子保健係との連携を強化していきますとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第72号について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第80号関連、令和5年度大津町一般会計補正予算（第13号）についてであります。

総務部総務課関係で、委員より、時間外勤務が増えていることについて、例年通りなのか、例年より増えているのか。傾向について質疑があり、執行部より、当初予算では業務量調査に基づき定



時以外の在庁時間全てを勘案し、令和4年度に比べて大幅に予算を確保しています。今回の補正は、追加で業務が増えたことによる増額です。なお、9月分の定時以外の在庁時間は昨年度より若干減ってきている状況です。引き続き、定点観測、所属課長へのヒアリングを行い、残業時間削減の周知徹底を図っていきますとの答弁でした。

総務部総合政策課関係で、委員より、地域おこし協力隊インターンの事例では若い世代に募集しているように見えるが、職歴とか経験を前に出すと、応募がないような気がする。学生をターゲットとするのであれば、学校に対しての情報提供した方が良いのではないかと質疑に、執行部より、募集の方向性を検討中ですので、学生でも受け入れたいと思っています。今回のインターンは来年1月に公募を行い、2月、3月でインターンを経験してもらい、4月の本採用を検討しているので、学生でも門戸を広げる募集をしたいと考えていますとの答弁でした。

また委員より、ふるさと寄附金について年度間の収支を管理できる仕組みは確立されているのか。また、管理されているのであれば、資料を御提示いただきたいとの質疑に、執行部より、収支について再確認もしておりますので、資料をモアノートに提示したいと思いますとの答弁でした。

次に、総務部財政課関係で、委員より、遅くまで時間外勤務をしている職員がいて、庁舎の警備員の仮眠が取れないということを知ったが、何か対策を考えているのかとの質疑に、執行部より、町のほうでは、10時以降の時間外が発生する分については、警備員室に届けるようにしており、御指摘の部分は、こちらも把握しておりまして、日にちをまたぐ場合は、警備員の仮眠時間に関わりますので、仮眠を妨げないように警備会社に直接連絡して機械警備をかけるなどの検討を行っているところです。長時間の時間外勤務の削減については、総務課と連携し、ヒアリング等を行っているところでの答弁でした。

このことについて意見として、時間外勤務の削減は大前提だが、必要な仕事もある。勤務環境を整える仕組みづくりを検討してほしい。災害時は別として、時間外勤務は10時までとか、健康管理などを含めた全体的な整理が必要だと思う。時間外勤務をする場合は、事前に課長に何時まで勤務するという報告をすると思う。12時を過ぎるのは普通ではないので、その時点でチェックをして指導すべきだと思うという意見がございました。

次に、総務部防災交通課関係で、委員より、町内にカーブミラーは何本建っているのか。それを把握していれば、カーブミラーの耐用年数を考えると、今年は何本修繕するかわかるのではないかと思うが、把握はできているかとの質疑に、執行部より、カーブミラーの本数については把握できていません。修繕については、設置されている状況によって早く劣化をしたり、逆に長く使用できる所もありますので、地元区長からの連絡により対応していますとの答弁でした。

意見として、町内のカーブミラーの本数の把握を行うようお願いをしたいという意見がございました。

次に、住民生活部住民課関係では、委員より、戸籍情報システム及び住民基本台帳システム改修委託費に対する国庫補助が100%となっていないのはなぜか。他自治体においては100%補助となっているところもあるようだがとの質疑に、執行部より、今回のシステム改修に係る補助金について、国から団体規模別想定事業費という補助限度額のようなものが示されており、法務省管轄

となる戸籍情報システム改修に関して、想定事業費に対して歳出が同額となっておりますが、総務省管轄となっております住民基本台帳システム改修に関しては、今回のシステム改修費に係る見積額合計が想定事業費を超えているため、歳出より歳入が少ない状況となっておりますとの答弁でありました。

意見として、見積額の妥当性について、他自治体の状況を調査し比較をするなど検証をしていただきたい。その意見がございました。

住民生活部環境保全課関係で、委員より、生ごみ処理機を使ったごみの減量化というのは、ごみに含まれる水分を乾燥させることでごみの重さを減らし、これにより減量化を図るというものだが、この目標を町が前面に出してこそ補助制度だと考える。そうすれば申請数も増えるのではないかと質疑に執行部より、月に1回、環境保全課の職員がクリーンの森合志へ展開検査に行っています。そこで検査しているのは事業系一般廃棄物になりますが、そのごみのほとんどが水分を含んでいます。事業系一般廃棄物の減量化はもちろん大切ですが、まずは家庭から出る一般廃棄物の減量化を図っていききたいということで今回の補助制度を実施しています。今後は、広報などを用いて、ごみの総量がこれだけで、その内何割が水分を含んでいるか等の情報を今までよりも詳しく住民へ周知していきますとの答弁でした。

意見として、これは提言だが、今回の補助制度の対象は住民であり、これを店舗向けにした場合は金額が莫大なものになると推測される。ただ、小規模な店舗には一定の効果があると見込まれるので、導入について検討をしていただきたいとの意見がございました。

また委員より、現在の人口増に関して、クリーンの森合志の余力は大丈夫なのかとの質疑があり、執行部より、菊池広域連合の環境施設課長と話した際、現在のところは処理能力に問題はないが、今後も構成4市町では目まぐるしく開発が行われていき、それに伴い、人口もごみの量も増えていくことになるので、処理能力を圧迫しないように常に注視しているという話をされています。今後とも連携を密にしながら状況を確認していきますとの答弁でした。

以上、討論はなく、採決の結果、議案第80号について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託された案件は以上であります。

○議長（桐原則雄） 以上で各常任委員会委員長の審査報告は終わりました。

これから各常任委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 総務常任委員会についての委員長の報告について質疑いたします。

ふるさと寄附金の一覧表がここに出してありますので、これをよくよくさつきからずっと眺めておりました。単純に思うことが足し算引き算でやってみますれば、4年度の実績、5年度の実績は9月までということでこの表に書いてありますけれども、4年度をただ単純に左の表の寄附額、歳入ですねと経費という欄を比較してみますれば、経費が多くかかった月が5か月ある。5年度を見てみますれば、6か月の間に4か月も経費のほうが上回っているんですよ。このふるさと納税があ

って返礼品を返すという作業の中で経費のばらつきがどうしても釈然としなくて、商品が決まっているのならば一般的に利益率というものをきちんと出してその中で人件費が幾らかかりました。送料がどれだけかかりましたというものは、ただ単純に出てくるのかなと。ただその送料というのは、ばらつきが出るかな。距離に応じてですね。離島であったりとか、距離がやたら遠かったとかいうのはあるのかなと思いますが、この寄附額と経費のばらつき、この点について説明を願いたいと思うのであります。

これだけの前年度を見ても10億円というような寄附額が集まっているということは、返礼品についても大津町の商品が宣伝されるというのは非常にいいことではあります、その返礼品の選定の仕方っていうのが、厳格に行われているのかなと。地域経済に良い影響を及ぼすことだけであるならばいいのですけれども、一つの業者、二つの業者というように少ない業者に利益が偏るというのも問題になってくるのではないかと考えられますので、返礼品の選定、これが厳格に行われているのか。そこのところを質疑したいと思います。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） 質疑にお答えをいたします。

ふるさと寄附金のこの細かい中身について今回は補正についての審議は行いましたが、その具体的内容について議論はございませんでした。それがお知りになりたければですね、本会議で直接執行部に問い合わせしていただきたいと思います。

今回は、各年度において、収支率がその年度の寄附額とその年度の対象する経費がきちんと仕分けられているかどうかという質疑がございましたので、それから今年の10月から経費率を5割以内に、要するに過度な景品の競争が問題であって、国から指導があって5割以内に抑えなさいということとこの確認の質疑があって、この表を出したところです。令和5年が58%になっておりますが、5割以内に収めるのは今年の10月からという制度になっているという、そういう質疑のやり取りがございました。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

今回の寄附金が増えましたということで、2億円増額されて8億円になったと。歳出のほうは6億3千500万円ということで、あがってきております。この単純にこの差っていうのは、1億6千400万円あるので、要するに黒字というふうなかたちで理解はするのですが、問題はその中身のほうを例えば年間においてローテーションを組んでそういった事業者、生産者に対して便宜を図っているというようなことが説明の中ではなかったということは、執行部からもその点についてなかったということは1年間何も変わってないし、その前の年とも変わってないかもしれないというふうに考えられるので、その点の説明の中でですね、執行部の説明の中で、そういったところが非常に気をつけなくてはならないところとやっぱり思うんですよね。大津町の方々にすべからず利益の

分配がなされるというのが理想でありますので、そういった説明はなくて、ただ単に数字がこうやって提示されて、でこぼこ感がある数字になっておりますという説明だけだったということで、中身のそういった説明、より良き方向に改善していくというような説明は全くなかったということでしょうか。ここはちょっと確認させてください。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） お答えをいたします。

補正予算でですね、これからの予算は見込みで執行部から提案をされたわけですから、それ以上、今おっしゃったような質疑は、やり取りはございませんでした。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。なお討論は反対される議員から発言を許します。討論はありませんか。荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私は議案第76号と議案第77号ですかね、関連するこの二つの議案に反対の立場から討論を行います。

今回の議案は公共下水道に限って言いますと、いわゆる収支比率が赤字であると。だから値上げが必要なんだということで、諮問された委員会の答申が出されてそれが妥当であるということで提案がなされたと思います。しかしながら、非常に疑問に思われるところがございます。皆様、御承知のとおりTSMCが今回、今菊陽町に進出をしてきております。1日当初は1万2千立米地下水を汲み上げる。ところが地下水の心配の声が指摘される中で、今度はリサイクル率をあげて8千500立米で済むということ言われております。問題は下水道の使用量というのは、水量によって決まってくるということです。8千500立米だとしても大変膨大な地下水の量を1社が汲み上げてくるわけですけど、こちらのTSMCは下水道の使用量を一体いくら払うんだって、そういう疑問が出てくるわけです。先の報道で熊本県は、国の補助金も入れてほとんどTSMC関連で新たな浄化施設を建設する。280億円、今のところの見込みで、まだ膨れ上がるかもしれません。これは国民の税金であり、県民の税金であり、私たち町民の税金からも支出がなされるわけです。私たち町民あるいは町内のほとんどの水道を大津菊陽水道企業団の水道を利用している事業者はどこも水道料金を払っているわけですよ。その使った水道の使用量に応じて、下水道の使用料金を払うということになっています。しかし、こうしたTSMCあるいは、その他大量の地下水を汲み上げている企業はただで地下水を使っているわけです。それは汲み上げるための電気代とか経費はもちろんかかりますけど、しかし水道代は払っていないんですよ。ところが県の条例では地下水というのは公共の財産であると指定されているわけでありまして。公共の財産であるならば、同じように公平に水道代を払うべきだと私は思うわけでありまして。しかし、さっきのそのことで質疑したら、企業の活動に支障がきたすからどうのこうのという答弁がございましたが、大量に地下水を汲み上げる企業はすでに8千500立米汲み上げるとしたら、水を販売する業者ではありませんからほぼ8

千500立米が汚水となって、流れ出して排水されていくということは間違いないことなんです。大変な環境負荷を及ぼすわけです。少なくとも280億円の新たな施設を造らなくてはならないようになってしまうと。そうでありますならば、大量にこうした地下水を汲み上げる水道企業団の水道を使っていない企業は、それ相応の負担を支払うべきであります。質疑の中でも申し上げましたけど、熊本市あたりでも大津町では41立米を超えた部分は単価を全く変わらないと。ところが熊本市を見ますと、51立米から最高は2千1立米、更に4段階単価を引き上げて累進性をとって大量に水を使うと、多分これは地下水を使っているところでしょうね。そういう企業に対しては、それなりの高い単価を累進性をとっております。その他の私も埼玉にありましたけれども、埼玉の鳩山町というところも調べてみましたが、やはり一般の人たちが使う単価に比べて2倍、3倍の料金設定がなされております。そういう意味で、説明の中で令和6年に下水道事業の経営戦略を見直すとされているわけです。経営戦略を見直すのであれば、そこできちんとその根拠を明らかにして、町民の皆さんによく説明をして、それから値上げを必要であれば、やむを得ないこともあるかと思えます。改めて見ますと町長のこれを私は改めて引っ張り出してみたいんですよ。この中で町長はよい政治は住民の皆様からの信頼がなければできないと思っています。そして信頼はやはり積み重ねからしか生まれませんとなっているわけです。信頼を勝ち取るためには、町が下水道事業の経営をこれからもっと詳しく分析をして見直すと言っているわけですから、見直した後に値上げしなくては、やむを得ないということであれば私も納得をいたしますけど、そういう努力がなされないまま、ない中ですね、下水道料金を単なる赤字だから値上げは当然だという短絡的なやり方ではちょっと納得がいかないと思います。もちろん、下水道の審議会ですか、に答申されたわけですけど、その方たちが一生懸命議論されたことは否定するものではありません。しかし、そこにこうした熊本市の事例や累進性を導入している自治体の事例等のことは示されていないと。そういう情報を示されないまま赤字の情報しか流されない。そういうことでは、非常に不十分な答申で親切でないですね。十分な情報が提供されなかったということも原因であるかと思えますので、私は改めてここは一旦値上げをとどまって、もっと慎重なる審議とそれから住民の皆様に対する丁寧な説明責任を求めてこの二つの議案に対して反対をするものであります。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 議案第76号、77号について賛成の立場から討論をいたします。前段といたしまして、TSMCの水の使用料のことが出てきましたけれども、基本的に日本というのは地下水の使用については無料であります。確かにこの大津町の下水道料金にかかってくるかどうかは別としまして、この下水に流す水の量というのは、実際把握できてないというのが情報として私は持っておりました。昨日も一般質問あたりで申し述べましたとおり、この辺のところは私なりにもずっと話を集めてみたところでは、情報をですね。その中で国の環境アセスメントと県の環境アセスメントというのが非常に緩いと。水質汚濁法に対しても非常に緩い対応であるということをも

干触れましたけれども、国も立ち入り検査をやっていないと。県も企業に対して立ち入り検査をやっていない。ここには法律の壁があるみたいで、企業秘密というのがここには立ちだかっているみたいだったんですよ。実際、水っていうのは気化して逃げます。これが昨日の質問あたりの環境アセスメントするべきだって言ったのは、やっぱり気化する中で、化学物質が入ってるやつが気化して大津町に降り注ぐというものを防ぎたいという思いからでありましたけれども、そういった化学物質を製造販売する、そういった企業も益城に昨日の新聞ですか、載っておりましたよね。かなり大規模な化学物質、ケミカル工場を建てるということで私も心配です。やはり実は、昨日の環境アセスメントの一般質問におきまして、大津町の風向き、そういったものも係といろいろ話してみても1年間の大津町はどちらから風が吹くの多いのかなと。夏場はもちろん南風って言いますよね。例えば益城のほうでそういったケミカル工場が稼働して、何らかの事故があったときに大津町に降り注ぐ可能性っていうのは実はあるんですよ。実際そういったもので一般質問したんですけども、環境アセスメントというのが、きちんと行われていないというのが事実であって、補助金は国が出しますっていったのを、そういったものもひっくるめてきちんと住民の安全を図ったのかなというところはバランスが取れてないと思います。

しかしながら、今回の先ほど荒木委員長も言われましたけれども、補正予算において76号と77号は審議しました。それと議案の改正の審議をしました。その中で審議会というのが、地元の区長さん方々も入られてその中で審議をされているんですね。先ほど委員長報告の中で公共下水道と農業集落排水事業会計の内訳というものをわかりやすくお示しするために、図にして提供してもらいましたけれども、実際ですね、この値上げも本当に心苦しいんですが、全体の中で今回の農業集落排水の例えば料金改定のほうを見てもみれば、農集の使用量が今現在約3千200万円です。これが改定率を30%と、お示した今回すると約1千万円増えます。表に出てますけれども、3千200万円が4千200万円の歳入になるんですね。一般会計は1億1千700万円の持ち出しがっております。その使用量が増えることによって1億700万円に一般会計の持ち出しが減ることですよね。もちろん起債しておりますんで、起債と維持管理費はかかりますということで、この100という数字の歳出っていうのは、変わらないんですよ。中身が1千万円が一般会計で出すのか、農業集を使用料で出すのかという形になりますよね。その1千万円という数字をもってこれから先の人口動態をいろいろ話し合ったときにもそういった農業集落排水を施設しているところの人口増はなかなか望めないであろうといったときに、今回使用料を30%を改定したとしてもこれもまだまだ下がっていく可能性があります。そうなってくると事業がこれは妥当な事業だったのかなというふうにも深読みしていかなければならない。私が1期目、二十数年前ですけどもそのときに言いましたよね。本当にあれだけの広大なところで、この農業集落排水は機能するのかと採算性は合うのかということで、今は難しいかもしれませんが、将来必ず黒字になるような答弁を受けた覚えがあるんですよ。そのときはもちろん荒木議員もおられたわけで、そのときの内容を覚えておられるかどうかはわかりませんが、私は不安に思いました。

ただ今回の農業集落排水を維持しなければならないという立場、何でかと申しますれば、やはり

下水道を造ることによって環境に対するいろんな利点が出てきているんですよ。やっぱり汚水が河川に流れ込まないと。そして生活環境が向上する。そういったものが下水道っていうものはあわせもっておりますので、ただ単に値段だけではない。ただこれを国のほうが締め付けてくるんですよ。そういった補助の対象にならなくなるぞと。だからそういった事業するんであるならば、使用料をきちんと維持管理費の中にもつようにやりなさいと。維持管理費が5千300万円、それでもかかるんですね。まだ1千万円値上げしても足りません。しかしその決まりをつくってくるのは国側です。急に作ってきました。だけどこの農集排を始めたときには、バブルがはじけた後だったとしても、いけいけどんどんだったんですよ。その当時っていうのは。やっぱりそれは町も国、県がやりなさいとかたちで造ったわけですから、その事業をやったからにはこれをどうにか一番いいかたちで納めなければならないとかたちで、今回は本当に受益者の方には基本的に受益者負担の原則というのはありますけれども、申し訳ございませんが、値上げのほうをぜひお願いいたしますということで審議会でも整ったみたいで、我が委員会としても、そういったことをそういったことをそういった話合いがなされて、きちんと納得の上に代表の方もきつかったと思います。地元のですね。納得していただいたということで進めておりますので、今回はこの議案に対しては賛成を皆様方からいただき、そして来年度からの料金改定というものを含めて、そしてまたその後は、いろんなかたちで、一番いいかたちはもつないものかというものはみんなで知恵を出し合っていくべきではないかと思い、この議案第76号と77号については賛成の立場から討論をいたしました。皆様方の御賛同よろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私も76号、77号の関係ですね。について反対の立場から討論させていただきたいと思います。

まず今回の提案されている値上げの内容そのものに関しては、私は質疑の中では保留しておきますというふうに言いましたけれども、私はそこに関しては納得はしております。値上げは恐らく必要であろうということで納得はしているんですけども、ただそれをまだ町民に説明していないところが非常に引っかかっているところです。改めて11月の広報誌を見ますと、見出しの部分ですけども、今後本答申書やパブリックコメントを基に下水道使用料体系について検討が進められていきますと書いてあるわけですね。ということは、この審議会の答申というのは、結論ではないということです。これをどのように結論づけていくかという町の考えというのが、まだ説明されていないと。いうてしまえば幾らになりますということさえもまだ町民は知らされていないんですね。数字を見てないんですね。先ほどまでいろいろ難しい話がありましたけれども、私のほうはそこをきちんと説明してから、もちろん値上げですから皆さんが100%納得するということはないと思います。けれどもそれはやはり説明しなければいけないと。その上で最後にどっちだったかな言われたように、こういうことでどうしても上げなきゃならないんでお願いいたしますということで、そこに関してはきちんとお願いをした上で値上げをすべきだというふうに考えますので、何

も今回慌てて決める必要はないのではないかと。もちろん一般会計からの手出しがありますので、早いに越したことはないんでしょうけれども、それよりも私は住民の納得のほうを優先されると思います。というような立場でございまして、この議案に関しては反対の立場から討論をさせていただきます。

皆さんの御賛同をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） それでは議案第76号、第77号について賛成の立場で討論をいたします。

先ほどの佐藤議員のほうからの反対討論の中でありましたけれども、広く住民に広聴させる広報が不足しているという御指摘がありました。審議会に参加をされている方は、住民の代表の方ももちろん入っております。区長さん3名入っておられました。また企業連絡会と、あとそれぞれの経済団体などの代表者の方、女性を代表しての方、様々な御意見がそこで活発に交わされておりまして、住民の皆さんが誰一人知らないという観点ではちょっとなかった。確かに広報が不足をしている。あるいは皆さんにその御意見を広くまとめてもらったり、パブリックコメントが若干機能していないようにも見えたりします。それについても周知不足が原因においてそのパブリックコメントがなかったわけではなく、専門的な先ほど二人の方が専門的な見地の下にお話をされていますので、なかなか判断がしづらいところであると。

審議会での内容は確かに決定ではありません。しかし、その後に様々な議論がこうして議場で行われていることこそが、住民に対して広くそれをお示しする機会であるというふうに私は考えます。まずもっては、こうした公共料金の値上げということに対して普通はやりませんよ。公共料金の値上げを政治家が公言したら自分の任期に関わるんじゃないですか。しかしですね、この一般財源の持ち出しという問題に敢えて深く切り込み、それを議案として提出した町長の決断を私は大いに評価をするものであります。公共下水道の維持増進の目的は、都市の健全な発達と公衆衛生の寄与にあるということ。先ほど荒木議員と永田議員が御指摘のところでも明らかになっているところがあります。農業集落排水も併せもって重要なインフラであり、持続可能な運営、独立採算制を高めるというのは公共企業においては当然と考えます。物価が高騰しているのに料金を上げるのは常識的ではないという御意見もあります。本町において下水道料金は35年にわたり改定をされておられません。これほど長きにわたり住民の生活に寄り添いながら平成、令和期の厳しい経済状況やコロナ禍にあってもその役目を担ってきた下水道事業には限界がきているのではないのでしょうか。本町の監査委員から赤字補填のための一般財源の持ち出しについて指摘をされております。町長よりも多い年度には約5億円の持ち出しになっているという御指摘がありました。町が実施しようとしている投資的事業の足枷になっていることを正しい論点、争点としなければいけません。要は町長が自分でやりたい政策、あるいはこの35年間にわたって歴代の町長がしたかった政策についての足枷をずっと残しておくのが本当に正しいことなのか。住民の生活の基盤はしっかりと整えていくこと。住民の生活の利便性を向上していくことが値上げと直結しないということでもあります。



要はしっかりと財布のひもをしめ、そして中身を明らかにすることによって町の無駄を削減すること。そして投資的経費に回すことは非常に重要であります。受益者負担の話がありました。町の公共下水道利用者は約2万6千人です。農業集落排水は約2千500人、多数を占めるとはいえ、全人口の80%にすぎません。一般財源の充当を常態化することは、税の公平性を著しく欠くものであり、下水道の審議会でも指摘をされておるようであります。

この税の公平性が欠けた一つの例を出せていただくと昔日本国有鉄道というのがございましたが、日本国有鉄道は独立採算を確保できなかった。昭和39年の単年度赤字を計上したそののちに37兆円の赤字を生み出しました。37兆円の赤字は、当時国鉄が持っていた土地建物などを売払いバブルのときでしたから、それで採算が合うと。もしかしたら返せないかもしれない額だった。しかしもの見事にその返済計画は破綻をし、国民には税金というかたちでそれを補填させております。私は煙草を吸っておりますが、私の吸っている煙草は1本1円ですね、このタバコ特別税で国鉄の借金を返しております。この借金の返済計画は、平成10年から60年かけて、つまり現在もその巨額な負債は払い続けている。この失敗はですね、しっかりと参考にさせていただいて、いいですよ線路は売れますから。土地は売れますよ。下水道は売れません。目的が違うんですね。下水道は公共の福祉の増進に寄与しておりますので、その辺りをお間違えにならないように。そして税の負担というのを公平性があるものとして一般財源の持ち出しを縮減し、受益者負担をしっかりとお示しするということは非常に重要であると思っておりますので、その辺の広報もしっかりとしていただきながら、賛成の立場で討論をいたします。

議員各位の賛同を求めます。

○議長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） それでは私は議案76号、77号について、反対の立場から討論させていただきます。今回、町は下水道使用料を段階的に値上げしようとしています。ですが、昨今、賃金の低下で世帯年収が増えない中、やはり私たちが経験したことのないような食料品の高騰、電気、ガスなどの公共料金の大幅な値上げが町民の暮らしを直撃していると思います。こんなときにですね、下水道使用料を値上げを実施することは、やはり苦境の中の町民の暮らしに追い打ちをかけるのではないかと私は心配をしておりますし、住民福祉の観点からも町民の理解は得られないのではないのでしょうか。

今先ほどから30%値上げしないとという話もありましたが、今ぱっと見るだけでもマンションが5、6棟建っていますから、当然そこから下水道料金とか徴収もあるわけで、この間も言っただけで2千300棟ぐらいの新築物件が今後もまた増えていく。当然下水道が増えてくるわけですから、十分還元できる可能性もあるんじゃないかと思えます。

そういう観点からも、こんなに急速に今一番国民が困っている時期に上げる必要はないんじゃないかなと。また今回の国の交付金を人質にとったような値上げは、やはり町民には国によるストレス増税としか映らないのではないのでしょうか。また、今回の下水道料金の値上げが町に与えるイン

バクトとして考えられるのが、様々な物が値上がりする中に、事業者が下水道料金が増えた分のコストを転換できずに経営難に陥る可能性は全くないのでしょうか。皆さんも御存知のとおり、給食業者がコストを転換できずに破綻した例もありますよね。ですから、そういうことが本当に起きないのか。起きないのであればいいですけど、もし起きた場合のことを考えたら、今回の条例改正は時期尚早ではないかと思っております。そしてやはり先ほどから佐藤議員も言ってらっしゃいましたし、荒木議員も言ってらっしゃいましたけど、やはり町民に対して真摯な説明が必要でありますので、最低でも他の市町村もほとんどのところで住民説明会やってます。そこで可決されるところもあれば、否決されるところもありますんで、やはり最低でも説明会、また非課税世帯とか少子化対策を考えるならばですよ、多子世帯や子育て世帯に対する使用量の減免措置の必要性とかもやはり議論すべきじゃないかと思えます。ですから、以上の観点から、今回の下水道使用料値上げに対する反対討論とさせていただきます。

議員各位の御賛同お願いいたします。

○議長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

私も審議会の中に入っておりました。農業集落排水の方とか、商工関係の方とかいろんな方がおられまして5回ほどの審議を受けました。その中で、やっぱりいろんな町からの下水道からの情報を基に説明をいただき、大津町の下水道が極端に高いというわけではなくて、一応申しますと大津町の料金は月当たり2千200円ぐらいであって、県内平均が3千200円ぐらいということで1か月あたりにしても1千200円も安い料金ということです。確かに値上げというのは抑えられるものであれば抑えていただきたいんですけども、令和2年度に単式簿記から複式簿記ということで、移行になり経営の状況がはかれるようになり、国のほうからも下水道料金には自立経営が求められるということと言われるようになりました。もちろん公共下水道、農業集落排水事業も毎年3千万円から5千万円の赤字が発生しております。一般会計からの多額の補填を受けている状況なのです。すぐにいっぺんにその補填のために全額上げろというのではなく、2回に分けてでも健全な経営ができる状況まで持っていくのが、審議会の中でも妥当ではないかという意見が多数を占めて今回答申をいたした次第です。賛成の立場から発表しました。

みなさん議員各位の賛同よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに討論なしと認めます。時間がきていますけど、続けます。

これから採決を行います。まず、議案第71号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は、賛成のボタンを、反対の方は、反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、大津町立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、財産の無償譲渡についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、大津町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育施設及び護川小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、美咲野小学校校区学童保育施設及び大津南小学校校区学童保育室の指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第13号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第80号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、令和5年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、令和5年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号、令和5年度大津町後期高齢者医療保特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、令和5年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、令和5年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

[全員賛成]

○議 長(桐原則雄) 全員賛成です。したがって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、令和5年度大津町公共下水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄) なしと認め、締め切ります。

[全員賛成]

○議 長(桐原則雄) 全員賛成です。したがって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、令和5年度大津町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄) なしと認め、締め切ります。

[全員賛成]

○議 長(桐原則雄) 全員賛成です。したがって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長(桐原則雄) 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から議席に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

### 日程第4 同意第17号 大津町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

## 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第4 同意第17号 大津町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

なお本議案については、議長の権限により吉良教育長の退場を求めます。

お諮りします。同意第17号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、同意第17号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、こんにちは。本定例会に追加、提案しました案件の説明の前に、一言、御礼を申し上げます。

本定例会に御提案しました、すべての案件につきまして、御議決をいただき誠にありがとうございました。今後とも、議員の皆様の御指導、御助言をどうかよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

同意第17号、「大津町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」ですが、教育長の吉良智恵美様が令和6年1月11日をもって任期満了とされますが、引き続き吉良智恵美様を任命したいと思うものです。吉良智恵美様は、長年教員として教育行政に尽力され、平成30年1月からは大津町教育長として、これまでの経験を生かしながら児童生徒の学力充実やICT教育を推進されるとともに、放課後子ども教室や地域未来塾をはじめとする、地域学校共同活動の充実にも努められました。また、社会体育施設における指定管理制度の導入のほか、熊本地震で被災した江藤家住宅をはじめとする文化財の復旧にも尽力されるとともに、令和5年度からは熊本県町村教育町会の会長として、本町のみならず県全体の教育の振興にも大きく貢献をされております。その人格は高潔であり教育行政に関し高い識見を持っておられ、教育委員会教育長として適任ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



これから討論を行います。なお、討論は反対される議員から発言を許します。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は電子採決によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第17号は同意することに決定しました。

吉良教育長の入場を許可します。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和5年第12回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年12月14日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 豊 瀬 和 久

大津町議会議員 佐 藤 真 二